

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2022年7月7日
【発行者名】	明治安田生命第2回劣後ローン流動化株式会社
【代表者の役職氏名】	取締役 関口 陽平
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内三丁目1番1号東京共同会計事務所内
【事務連絡者氏名】	三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社 大西 一史
【電話番号】	03-6738-1819
【届出の対象とした募集内 国資産流動化証券の名称】	明治安田生命第2回劣後ローン流動化株式会社第1回利払繰延条項・ 期限前償還条項付無担保社債（劣後特約及び責任財産限定特約付）
【届出の対象とした募集内 国資産流動化証券の金額】	800億円（予定） (注)上記の金額は、本届出書提出日現在の見込額であり、需要状況を把握した上で、2022年7月26日頃に決定される予定です。
【縦覧に供する場所】	明治安田生命第2回劣後ローン流動化株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目1番1号東京共同会計事務所内

## 第一部【証券情報】

### 第1【（特定）社債（（特定）短期社債を除く。）】

#### 1【銘柄】

明治安田生命第2回劣後ローン流動化株式会社第1回利払繰延条項・期限前償還条項付無担保社債（劣後特約及び責任財産限定特約付）  
(以下「本社債」といいます。)

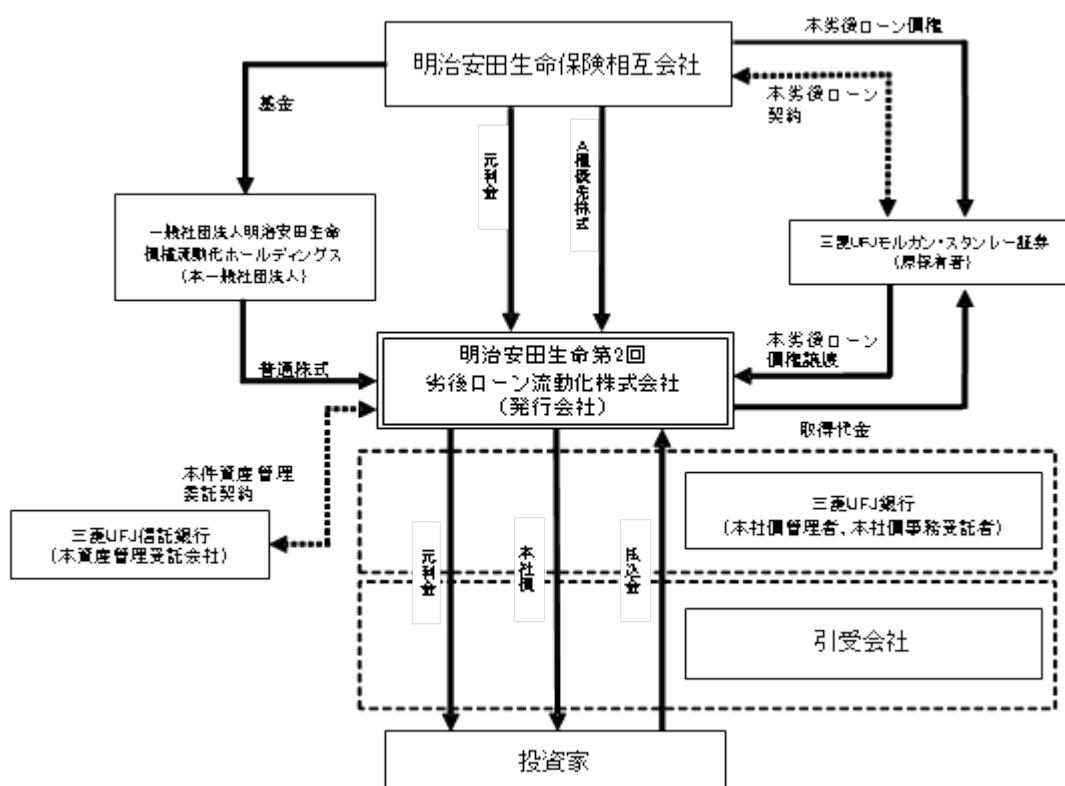
#### 2【内国資産流動化証券の形態及び基本的仕組み等】

##### (1) 振替社債

(a) 本社債は、その全部において社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。その後の改正を含みます。）（以下「社債等振替法」といいます。）の規定の適用を受け、後記16「振替機関に関する事項」記載の振替機関の振替業に係る業務規程その他の規則及び事務指針（これらの業務規程、その他の規則及び事務指針を以下併せて「業務規程等」と総称します。）に従って取り扱われるものとします。

(b) 本社債が社債等振替法の規定の適用を受けることができない場合及び社債等振替法に従い本社債の社債権者（以下「本社債権者」といいます。）が社債券の発行を請求することができる場合を除き、本社債に係る社債券は発行されません。本社債の社債券（以下「本社債券」といいます。）が発行される場合は、利札付無記名式に限るものとし、本社債券の券面種類は、1,000万円の一種とし、その記名式への変更はしません。

(2) 内国資産流動化証券の基本的仕組みの概要等



(a) 明治安田生命第2回劣後ローン流動化株式会社（以下「発行会社」といいます。）は、資本金及び資本準備金の額をそれぞれ5万円として、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。）（以下「会社法」といいます。）に基づき2022年5月27日に日本国内で設立された株式会社であり、その発行済みの全ての普通株式は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号。その後の改正を含みます。）（以下「一般法人法」といいます。）に基づき設立された一般社団法人明治安田生命債権流動化ホールディングス（以下「本一般社団法人」といいます。）によって保有されています。

(b) 発行会社は、株式会社格付投資情報センターから2022年7月7日付で本社債につき予備格付を取得し、2022年8月3日迄に本社債につき本格付を取得する予定です。詳細については後記(10)「本社債に関する信用格付」をご参照下さい。

(c) 三菱UFJ Morgan Stanley Securities (以下「三菱UFJ Morgan Stanley Securities」又は「原保有者」といいます。)は、2022年7月26日付で三菱UFJ Morgan Stanley Securities及び明治安田生命保険相互会社（以下「明治安田生命」といいます。）の間で締結される劣後ローン契約及びこれに関する一切の変更契約（以下「本劣後ローン契約」といいます。）に基づき、2022年8月3日（以下「本劣後ローン貸付実行日」といいます。）付で800億円（予定）（注）を明治安田生命に対して劣後ローンとして貸し付け、劣後ローンの元利払請求権及びこれらに関する一切の権利（以下「本劣後ローン債権」といいます。）を明治安田生命に対して取得します。

（注）上記金額は、本届出書提出日現在の見込額であり、2022年7月26日頃に決定される予定です。

(d) 発行会社は、2022年7月26日付で三菱UFJ Morgan Stanley Securities及び発行会社の間で締結される劣後ローン債権譲渡契約並びにこれに関する一切の変更契約（以下「本劣後ローン債権譲渡契約」といいま

す。)に基づき、2022年8月3日付で原保有者から本劣後ローン債権の譲渡を受ける予定です。本劣後ローン債権の取得資金は本社債の発行によって調達されます。かかる本劣後ローン債権の原保有者から発行会社に対する譲渡については、本劣後ローン債権の債務者である明治安田生命の上記本劣後ローン債権の譲渡日の確定日付ある証書による承諾によって債務者及び第三者に対する対抗要件が具備される予定です。

(e) 本劣後ローン債権譲渡契約に基づく本劣後ローン債権の原保有者から発行会社に対する譲渡の後においては、明治安田生命による本劣後ローン債権の利息の支払及び元本の弁済は発行会社に対して直接行うものとされています。

(f) 発行会社は、原保有者から譲渡を受けた本劣後ローン債権から生じるキャッシュ・フローを裏付けとして、日本国内市場において、本社債を発行し、三菱UFJモルガン・スタンレー証券、みずほ証券株式会社、大和証券株式会社及び野村證券株式会社を幹事会社とする引受会社(後記14「引受け等の概要」に定義される意味によります。)が引受けを行います。

(g) 本社債は一般募集とします。

(h) 本社債及び本劣後ローン債権の利率は同率であり、いずれも年2回利息支払が行われ、その元金は、それぞれ最終償還日(下記に定義されます。)及び本劣後ローン最終弁済日(下記に定義されます。)に一括して償還されます。但し、本劣後ローン契約の規定に基づき、本劣後ローン最終弁済日が延長された場合には、最終償還日は延長後の本劣後ローン最終弁済日の直後の利払日まで延長されるものとされます。また、発行会社が明治安田生命から本劣後ローンの元本が期限前弁済される旨の通知を受領した場合、本社債の元金は、一括して期限前償還されます。なお、発行会社は、後記9「償還期限及び償還の方法」(2)「償還の方法及び期限」(e)の記載に従い本社債買入消却を行うことができ、この場合、後記第二部第1、2「管理資産を構成する資産の概要」(3)「管理資産を構成する資産の内容」「本劣後ローン債権の概要」(e)「弁済の方法及び期限」イ「本社債買入消却に伴う弁済」の記載に従い本劣後ローンの元本の全部又は一部は期限前弁済されます。本社債に基づく債務の履行は、会社法その他適用法令に従い本劣後ローン債権等より得られる金銭をもって行うことが予定されています。

(i) 発行会社は、2022年7月26日付で発行会社及び三菱UFJ信託銀行株式会社(以下「本資産管理受託会社」といいます。)の間で締結される資産の管理及び処分に係る業務の委託に関する契約並びにこれに関する一切の変更契約(以下「本資産管理委託契約」といいます。)に基づき、本資産管理受託会社に対し、本劣後ローン債権の管理及び処分に関する業務を委託しています。

本届出書で使用される以下の用語は、別途定義される場合を除き、それぞれ下記の意味を有します。

「一般法人法」とは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号。その後の改正を含みます。)をいいます。

「会社更生法」とは、会社更生法(平成14年法律第154号。その後の改正を含みます。)をいいます。

「会社法」とは、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。）をいいます。

「改定後利率適用期間」とは、各利率改定日の翌日（当日を含みます。）から次の利率改定日（当日を含みます。）までの間のそれぞれをいいます。

「貸金業法」とは、貸金業法（昭和58年法律第32号。その後の改正を含みます。）をいいます。

「元金償還勘定」とは、本社債関連口座に元金償還勘定として設けられた勘定をいいます。

「幹事会社」とは、三菱UFJモルガン・スタンレー証券、みずほ証券、大和証券及び野村證券を総称していいます。

「業務規程等」とは、後記16「振替機関に関する事項」記載の振替機関の振替業に係る業務規程その他の規則及び事務指針を総称していいます。

「銀行営業日」とは、東京において法令等により銀行が休日とされる日以外の日をいいます。

「金融サービス提供法」とは、金融サービスの提供に関する法律（平成12年法律第101号。その後の改正を含みます。）をいいます。

「金融商品取引法」とは、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。）をいいます。

「グロスアップ事由」とは、後記第二部第1、2「管理資産を構成する資産の概要」(3)「管理資産を構成する資産の内容」「本劣後ローン債権の概要」(g)「利息支払の方法及び制限」オ「グロスアップ」の記載に基づき明治安田生命が追加の支払を義務付けられ、又は義務付けられることとなり、かつ、かかる義務が、明治安田生命のとり得る合理的な措置によってもこれを回避できない場合をいいます。

「グロスアップ事由弁済日」とは、本劣後ローン貸付実行日以降にグロスアップ事由が生じ、かつ継続している場合において、明治安田生命が、その選択により行うグロスアップ事由による本劣後ローンの弁済のために設定する日をいいます。

「経過利息」とは、既に経過した期間に係る本社債の利息であり、利払日が到来していないため支払われていないものをいい、後記7「利率」記載の利率により後記8「利払日及び利息支払の方法」の記載に準じて計算されるものとします。但し、未払残高を含まないものとします。

「原保有者」とは、本劣後ローン契約における劣後ローンの貸付人であり、当初の本劣後ローン債権の保有者である三菱UFJモルガン・スタンレー証券をいいます。

「更生特例法」とは、金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成8年法律第95号。その後の改正を含みます。）をいいます。

「国債金利情報ページ」とは、財務省ウェブサイト内「国債金利情報」ページにおける「金利情報」（[https://www.mof.go.jp/jgbs/reference/interest\\_rate/jgbcm.csv](https://www.mof.go.jp/jgbs/reference/interest_rate/jgbcm.csv)）（その承継ファイル及び承継ページを含みます。）又は当該「国債金利情報」ページ（その承継ファイル及び承継ページを含みます。）からリンクされる日本国債の金利情報を記載したページ若しくはダウンロードできるファイルをいいます。

「最終償還日」とは、2052年8月3日をいいます。

「資産流動化法」とは、資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号。その後の改正を含みます。）をいいます。

「資産流動化法施行令」とは、資産の流動化に関する法律施行令（平成12年政令第479号。その後の改正を含みます。）をいいます。

「支払金額」とは、未払残高支払事由が生じた場合における、当該未払残高支払事由に係る本劣後ローン未払残高支払額相当額をいいます。

「支払金額の一通貨あたりの利子額」とは、業務規程等に従い、支払金額を残存する本社債の元金で除したものをいいます。但し、小数点以下第13位未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てます。

「資本基準」とは、保険監督者国際機構若しくはその業務を承継した機関が策定する国際的に活動する保険グループ（Internationally Active Insurance Groups）に対する国際資本基準（Global Insurance Capital Standard）又はこれに類似する基準をいいます。

「資本事由」とは、（一）保険会社の支払能力の充実状況に関する保険業法若しくはその他の関連法令、告示若しくはそれらの解釈に係る改正若しくは変更が公表され、その結果（経過措置（グランドファザリング）若しくはこれに類する規定の効果は考慮されます。）、本劣後ローンが保険業法及びその他の関連法令における負債性資本若しくはその時点において適用のある規制上の要件において負債性資本と同等の資本性を有するものとして取り扱われないこととなり、明治安田生命のとり得る合理的な措置によってもこれを回避できない場合、又は、（二）明治安田生命が、直接若しくは間接的に、資本基準の適用対象となることとなり、金融庁その他の監督当局との協議の結果、本劣後ローンが資本基準に定めるTier2資本（資本の分類等の変更が生じた場合は、これに相当するもの）に係る要件を満たさないおそれが軽微でないと明治安田生命が判断した場合をいいます。

「資本事由弁済日」とは、本劣後ローン貸付実行日以降に資本事由が生じ、かつ継続している場合において、明治安田生命が、その選択により行う資本事由による本劣後ローンの弁済のために設定する日をいいます。

「資本性変更事由」とは、S&Pグローバル・レーティング・ジャパン株式会社及びムーディーズ・ジャパン株式会社又はその格付業務を承継した機関のうちいずれか（本定義において、以下「格付機関」といいます。）が、当該格付機関における資本性に係る評価基準、ガイドライン又は手法に改正又は変更が生じたか又は生じる予定である旨を公表し、当該改正又は変更により、（一）本劣後ローンについて当該格付機関から特定の水準の資本性が認められる期間が、本劣後ローン貸付実行日において当該格付機関により当該水準の資本性が認められることが見込まれていた期間に比べて短くなった場合、又は、（二）本劣後ローンについて、本劣後ローン貸付実行日において当該格付機関から認められていた水準の資本性よりも資本性が低いものとして取り扱われこととなった場合をいいます。

「資本性変更事由弁済日」とは、資本性変更事由が生じ、かつ継続している場合において、明治安田生命が、その選択により行う資本性変更事由による本劣後ローンの弁済のために設定する日をいいます。

「資本不足事由」とは、（一）(a)明治安田生命のソルベンシー・マージン比率が200%（資本規制が変更された場合は、変更後の要求水準）を下回った場合、若しくは適用ある規制（当該規制に関する解釈を含みます。）上、本劣後ローン利息の支払の繰延べが要求される場合、若しくは、(b)当該本劣後ローン基準日に係る本劣後ローン利払日における本劣後ローン利息の支払を行うことにより、明治安田生命のソルベンシー・マージン比率が200%（資本規制が変更された場合は、変更後の要求水準）を下回ることとなる場合、若しくは適用ある規制（当該規制に関する解釈を含みます。）上、本劣後ローン利息の支払の繰延べが要求されることとなる場合、又は（二）金融庁若しくはその他権限のある監督官庁から明治安田生命に対して早期是正措置が発動されている場合をいいます。

「社債等振替法」とは、社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。その後の改正を含みます。）をいいます。

「出資金勘定」とは、本社債関連口座に出資金勘定として設けられた勘定をいいます。

「償還日」とは、後記9「償還期限及び償還の方法」(2)「償還の方法及び期限」(a)から(c)までの記載に基づき本社債が償還されるべき日をいいます。

「商法」とは、商法（明治32年法律第48号。その後の改正を含みます。）をいいます。

「税制事由」とは、日本の法令又はその運用若しくは解釈の改正又は変更により、明治安田生命に課される法人税の計算において本劣後ローンの利息の全部又は一部が損金に算入されなくなるおそれが相当程度増大し、明治安田生命のとり得る合理的な措置によってもこれを回避できない場合をいいます。

「税制事由弁済日」とは、本劣後ローン貸付実行日以降に税制事由が生じ、かつ継続している場合において、明治安田生命が、その選択により行う税制事由による本劣後ローンの弁済のために設定する日をいいます。

「ソルベンシー・マージン比率」とは、その時点において有効な保険業法若しくはその他の法令、告示又はそれらの解釈における意味を有します。

「大和証券」とは、大和証券株式会社をいいます。

「当初利率適用期間」とは、本劣後ローン貸付実行日の翌日（当日を含みます。）から2032年8月3日（当日を含みます。）までの期間をいいます。

「特定調停法」とは、特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律（平成11年法律第158号。その後の改正を含みます。）をいいます。

「野村證券」とは、野村證券株式会社をいいます。

「破産法」とは、破産法（平成16年法律第75号。その後の改正を含みます。）をいいます。

「発行会社」とは、明治安田生命第2回劣後ローン流動化株式会社をいいます。

「発行会社上位債務」とは、発行会社同順位劣後債務、本社債に係る発行会社の債務及び発行会社の清算手続における支払につき本社債に係る債務に劣後することが明示された発行会社の債務を除く、劣後的破産債権に係る債務を含むあらゆる発行会社の債務をいいます。

「発行会社同順位劣後債務」とは、発行会社の清算手続における支払につき本社債に係る債務と同順位となることが明示された発行会社のその他の債務をいいます。

「発行会社劣後事由」とは、以下のいずれかの事由が生じた場合をいいます。

- ア 発行会社について、清算手続（会社法に基づく通常清算手続及び特別清算手続を含みます。）が開始された場合。
- イ 管轄権を有する日本の裁判所が、発行会社について、破産法の規定に基づく破産手続開始の決定をした場合。
- ウ 管轄権を有する日本の裁判所が、発行会社について、会社更生法の規定に基づく更生手続開始の決定をした場合。
- エ 管轄権を有する日本の裁判所が、発行会社について、民事再生法の規定に基づく再生手続開始の決定をした場合。但し、再生手続開始の決定がなされた後、簡易再生の決定若しくは同意再生の決定が確定した場合、再生計画不認可の決定が確定した場合、再生手続開始決定の取消若しくは再生手続の廃止により再生手続が終了した場合、又は再生計画取消の決定が確定した場合には、本エによる発行会社劣後事由は生じなかったものとみなされます。
- オ 発行会社について日本法によらない外国における清算手続、破産手続、更生手続、再生手続又はこれらに準ずる手続が開始された場合。

「払込期日」とは、2022年8月3日をいいます。

「保管振替機構」とは、株式会社証券保管振替機構をいいます。

「保険業法」とは、保険業法（平成7年法律第105号。その後の改正を含みます。）をいいます。

「保険業法施行規則」とは、保険業法施行規則（平成8年大蔵省令第5号。その後の改正を含みます。）をいいます。

「本一般社団法人」とは、一般法人法により設立された一般社団法人明治安田生命債権流動化ホールディングスをいいます。

「本格付機関」とは、R&Iをいいます。

「本資産管理委託契約」とは、2022年7月26日付で発行会社及び三菱UFJ信託銀行の間で締結される資産の管理及び処分に係る業務の委託に関する契約並びにこれに関する一切の変更契約をいいます。

「本資産管理委託手数料」とは、本資産管理委託契約に基づき、発行会社が本資産管理受託会社に対して資産の管理及び処分に関する業務の委託に関して支払う手数料をいいます。

「本資産管理受託会社」とは、本資産管理委託契約における受託者である三菱UFJ信託銀行をいいます。

「本社債」とは、明治安田生命第2回劣後ローン流動化株式会社第1回利払繰延条項・期限前償還条項付無担保社債（劣後特約及び責任財産限定特約付）をいいます。

「本社債買入消却」とは、発行会社による本社債の買入消却をいいます。

「本社債買入消却関連合意」とは、本劣後ローン貸付人が発行会社である場合において、発行会社が本社債買入消却を行う場合に、本劣後ローン貸付人が、明治安田生命と本社債買入消却及びこれに伴う本劣後ローンの元本の弁済に関して行う事前の書面による合意をいいます。

「本社債管理委託契約」とは、2022年7月26日付で発行会社及び三菱UFJ銀行の間で締結される明治安田生命第2回劣後ローン流動化株式会社第1回利払繰延条項・期限前償還条項付無担保社債（劣後特約及び責任財産限定特約付）社債管理委託契約並びにこれに関する一切の変更契約をいいます。

「本社債管理者」とは、本社債の社債管理者である三菱UFJ銀行をいいます。

「本社債関連口座」とは、本社債管理委託契約に基づき発行会社が本社債関連口座として開設する口座をいいます。

「本社債期限前償還日（利払日）」とは、後記第二部第1、2「管理資産を構成する資産の概要」(3)「管理資産を構成する資産の内容」「本劣後ローン債権の概要」(e)「弁済の方法及び期限」イ「明治安田生命の選択による弁済」の記載に基づき、発行会社が、本劣後ローン期限前弁済が本劣後ローン利払日において行われる旨の通知を受領した場合における、その直後の利払日をいいます。

「本社債期限前償還日（利払日以外）」とは、後記第二部第1、2「管理資産を構成する資産の概要」(3)「管理資産を構成する資産の内容」「本劣後ローン債権の概要」(e)「弁済の方法及び期限」イ「明治安田生命の選択による弁済」の記載に基づき、発行会社が、本劣後ローン期限前弁済が本劣後ローン利払日以外の日において行われる旨の通知を受領した場合における、当該本劣後ローン期限前弁済が行われる日の3銀行営業日後の日をいいます。

「本社債権者」とは、本社債の社債権者をいいます。

「本社債事務委託契約」とは、2022年7月26日付で発行会社及び三菱UFJ銀行の間で締結される明治安田生命第2回劣後ローン流動化株式会社第1回利払繰延条項・期限前償還条項付無担保社債（劣後特約及び責任財産限定特約付）事務委託契約並びにこれに関する一切の変更契約をいいます。

「本社債事務受託会社」とは、本社債事務委託契約における受託者である三菱UFJ銀行をいいます。

「本社債税制事由」とは、日本の法令又はその運用若しくは解釈の改正又は変更により、発行会社に課される法人税の計算において本社債の利息の全部又は一部が損金に算入されなくなるお

それが相当程度増大し、発行会社のとり得る合理的な措置によってもこれを回避できない場合をいいます。

「本社債税制事由弁済日」とは、本劣後ローン貸付実行日以降に本社債税制事由が生じ、かつ継続している場合において、明治安田生命が、その選択により行う本社債税制事由による本劣後ローンの弁済のために設定する日をいいます。

「本社債要項」とは、本社債の社債要項をいいます。

「本社債利息」とは、後記8「利払日及び利息支払の方法」(1)の記載に従い決定される、各利払日に支払われるべき本社債の利息をいいます。

「本届出書提出日」とは、2022年7月7日をいいます。

「本引受契約」とは、2022年7月26日付で発行会社、明治安田生命及び幹事会社の間で締結される明治安田生命第2回劣後ローン流動化株式会社第1回利払繰延条項・期限前償還条項付無担保社債（劣後特約及び責任財産限定特約付）引受契約並びにこれに関する一切の変更契約をいいます。

「本劣後ローン」とは、本劣後ローン契約に基づく貸付をいいます。

「本劣後ローン貸付実行日」とは、2022年8月3日をいいます。

「本劣後ローン貸付人」とは、本劣後ローン債権の保有者をいいます。

「本劣後ローン期限前弁済」とは、本劣後ローンの元本の期限前弁済をいいます。

「本劣後ローン基準日」とは、本劣後ローン利払日の15銀行営業日前の日をいいます。

「本劣後ローン強制停止」とは、明治安田生命が、本劣後ローン基準日の5銀行営業日前において、( )資本不足事由が生じ、かつ継続している場合、又は( )本劣後ローン若しくは本劣後ローン同順位劣後債務がその直前の支払期日において支払を停止している場合には、当該本劣後ローン基準日までに本劣後ローン貸付人に対して通知した上で、当該本劣後ローン基準日に係る本劣後ローン利払日以降、当該事象が解消されるまでの間に到来する本劣後ローン利払日における本劣後ローン利息の支払の全部を繰り延べなければならないことをいいます。

「本劣後ローン強制停止金額」とは、本劣後ローン強制停止により繰り延べられた本劣後ローン利息の未払金額をいいます。

「本劣後ローン経過利息」とは、既に経過した期間に係る本劣後ローンの利息であり、本劣後ローン利払日が到来していないため支払われていないものをいい、後記第二部第1、2「管理資産を構成する資産の概要」(3)「管理資産を構成する資産の内容」「本劣後ローン債権の概要」(g)

「利息支払の方法及び制限」ア「利息支払の方法」の記載に従って計算されるものとします。  
但し、本劣後ローン未払残高を含まないものとします。

「本劣後ローン契約」とは、2022年7月26日付で、三菱UFJモルガン・スタンレー証券及び明治安田生命の間で締結される劣後ローン契約及びこれに関する一切の変更契約をいいます。

「本劣後ローン後順位劣後債務」とは、明治安田生命の基金に係る債務及び明治安田生命の清算手続における支払につき本劣後ローンに係る債務に劣後することが明示された明治安田生命の債務をいいます。

「本劣後ローン債権」とは、本劣後ローン契約に基づく、明治安田生命に対する劣後ローンの元利払請求権及びこれらに関する一切の権利を総称していいます。

「本劣後ローン債権譲渡契約」とは、2022年7月26日付で、三菱UFJモルガン・スタンレー証券及び発行会社の間で締結される劣後ローン債権譲渡契約及びこれに関する一切の変更契約をいいます。

「本劣後ローン最終弁済日」とは、2052年8月3日（当該日が銀行営業日でない場合には、その前銀行営業日とします。）の3銀行営業日前の日をいい、本劣後ローン契約に基づき延長された場合には、当該延長後の日をいいます。

「本劣後ローン債務」とは、本劣後ローン契約に基づく、明治安田生命の劣後ローンの元利払債務及びこれに関する一切の債務を総称していいます。

「本劣後ローン上位債務」とは、本劣後ローン同順位劣後債務、本劣後ローンに係る債務及び本劣後ローン後順位劣後債務を除く、劣後的破産債権に係る債務を含むあらゆる明治安田生命の債務をいいます。

「本劣後ローン同順位劣後債務」とは、明治安田生命の清算手続における支払につき本劣後ローンに係る債務と同順位となることが明示された明治安田生命のその他の債務をいいます（下記の債務を含みますが、これらに限られません。）。但し、いかなる場合も明治安田生命の基金に係る債務は、本劣後ローン同順位劣後債務には含まれません。

本劣後ローン同順位劣後債務に含まれる債務の例としては、本届出書提出日現在、以下の契約及び社債に係る明治安田生命の債務があります。

- ア 明治安田生命第1回劣後ローン流動化株式会社との間の劣後ローン契約及びこれに関する一切の変更契約（原契約締結日：2021年7月21日）
- イ 2045年満期米ドル建劣後特約付社債（利払繰延条項付）（発行日：2015年10月20日）
- ウ 明治安田生命保険相互会社第1回利払繰延条項・期限前償還条項付無担保社債（劣後特約付・適格機関投資家限定分付分割制限少人数私募）（発行日：2016年12月15日）
- エ 明治安田生命保険相互会社第2回利払繰延条項・期限前償還条項付無担保社債（劣後特約付・適格機関投資家限定分付分割制限少人数私募）（発行日：2016年12月15日）

- 才 明治安田生命保険相互会社第3回利払繰延条項・期限前償還条項付無担保社債(劣後特約付・適格機関投資家限定分付分割制限少人数私募)(発行日:2017年11月6日)
- 力 2048年満期米ドル建劣後特約付社債(利払繰延条項付)(発行日:2018年4月26日)
- ヰ 明治安田生命保険相互会社第4回利払繰延条項・期限前償還条項付無担保社債(劣後特約付・適格機関投資家限定分付分割制限少人数私募)(発行日:2019年9月25日)

「本劣後ローン任意停止」とは、明治安田生命が、その裁量により、本劣後ローン基準日までに発行会社に対し通知を行うことにより、当該通知に係る本劣後ローン利払日における本劣後ローン利息の支払の全部(一部は不可)を繰り延べることをいいます。

「本劣後ローン任意停止金額」とは、本劣後ローン任意停止により繰り延べられた本劣後ローン利息の未払金額をいいます。

「本劣後ローン任意弁済日」とは、いずれかの利率改定日の3銀行営業日前の日をいいます。

「本劣後ローン弁済日」とは、後記第二部第1、2「管理資産を構成する資産の概要」(3)「管理資産を構成する資産の内容」「本劣後ローン債権の概要」(e)「弁済の方法及び期限」ア又はイの記載に基づき本劣後ローンが弁済されるべき日をいいます。

「本劣後ローン弁済要件」とは、本劣後ローンの元本の弁済を行うために充足すべき、( )当該弁済を行った後において明治安田生命が十分なソルベンシー・マージン比率を維持することができると見込まれること、又は( )明治安田生命が当該弁済額以上の額の適格資本調達を行うことを条件とし、かつ、金融庁の事前の承認の取得(かかる承認が必要な場合に限ります。)その他その時点において適用のある規制上の要件をいいます。

「本劣後ローン未払残高」とは、本劣後ローンに関してその時点で残存する全ての本劣後ローン利払停止金額をいいます。

「本劣後ローン未払残高支払額」とは、各未払残高支払事由に関し、後記第二部第1、2「管理資産を構成する資産の概要」(3)「管理資産を構成する資産の内容」「本劣後ローン債権の概要」(g)「利息支払の方法及び制限」工「本劣後ローン未払残高の支払」の記載に基づき支払われた本劣後ローン未払残高の金額をいいます。

「本劣後ローン利息」とは、後記第二部第1、2「管理資産を構成する資産の概要」(3)「管理資産を構成する資産の内容」「本劣後ローン債権の概要」(g)「利息支払の方法及び制限」ア「利息支払の方法」に従い決定される、各本劣後ローン利払日に支払われるべき本劣後ローンの利息をいいます。

「本劣後ローン利息計算期間」とは、各本劣後ローン利払日について、当該本劣後ローン利払日の直前の利息計算基準日の翌日(当日を含みます。)から当該本劣後ローン利払日の直後に到来する利息計算基準日(当日を含みます。)までの期間をいいます。

「本劣後ローン利払停止金額」とは、本劣後ローン任意停止金額及び本劣後ローン強制停止金額を総称しています。

「本劣後ローン利払日」とは、2023年2月3日（当該日が銀行営業日でない場合には、その前銀行営業日とします。）の3銀行営業日前の日を第1回として、その後毎年2月3日（当該日が銀行営業日でない場合には、その前銀行営業日とします。）の3銀行営業日前の日及び8月3日（当該日が銀行営業日でない場合には、その前銀行営業日とします。）の3銀行営業日前の日をいいます。

「本劣後ローン劣後事由」とは、以下のいずれかの事由が生じた場合をいいます。

- ア 明治安田生命について、清算手続（保険業法に基づく通常清算手続及び特別清算手続を含みます。）が開始された場合。
- イ 管轄権を有する日本の裁判所が、明治安田生命について、破産法の規定に基づく破産手続開始の決定をした場合。
- ウ 管轄権を有する日本の裁判所が、明治安田生命について、更生特例法の規定に基づく更生手続開始の決定をした場合。
- エ 管轄権を有する日本の裁判所が、明治安田生命について、民事再生法の規定に基づく再生手続開始の決定をした場合。但し、再生手続開始の決定がなされた後、簡易再生の決定若しくは同意再生の決定が確定した場合、再生計画不認可の決定が確定した場合、再生手続開始決定の取消若しくは再生手続の廃止により再生手続が終了した場合、又は再生計画取消の決定が確定した場合には、本エによる本劣後ローン劣後事由は生じなかったものとみなされます。
- オ 明治安田生命について日本法によらない外国における清算手続、破産手続、更生手続、再生手続又はこれらに準ずる手続が開始された場合。

「本劣後ローン劣後事由（本社債）」とは、本劣後ローン劣後事由が発生した場合をいいます。

「みずほ証券」とは、みずほ証券株式会社をいいます。

「三菱UFJ銀行」とは、株式会社三菱UFJ銀行をいいます。

「三菱UFJ信託銀行」とは、三菱UFJ信託銀行株式会社をいいます。

「三菱UFJモルガン・スタンレー証券」とは、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社をいいます。

「未払残高」とは、各本社債に関してその時点で残存する全ての利払停止金額をいいます。

「未払残高支払事由」とは、後記第二部第1、2「管理資産を構成する資産の概要」(3)「管理資産を構成する資産の内容」「本劣後ローン債権の概要」(g)「利息支払の方法及び制限」エ「本劣後ローン未払残高の支払」の記載に基づき、本劣後ローン未払残高が支払われたことをいいます。

「民事再生法」とは、民事再生法(平成11年法律第225号。その後の改正を含みます。)をいいます。

「民事執行法」とは、民事執行法(昭和54年法律第4号。その後の改正を含みます。)をいいます。

「民法」とは、民法(明治29年法律第89号。その後の改正を含みます。)をいいます。

「明治安田生命」とは、明治安田生命保険相互会社をいいます。

「利息計算基準日」とは、2022年8月3日を第1回として、その後毎年の2月3日及び8月3日をいいます。

「利息支払勘定」とは、本社債関連口座に利息支払勘定として設けられた勘定をいいます。

「利払停止」とは、利払停止事由が生じた場合に、発行会社が、本社債権者及び本社債管理者に対し、速やかに(但し、当該利払日の12銀行営業日前までに)通知を行うことにより、当該通知に係る利払日における本社債利息の支払の全部(一部は不可)を繰り延べることをいいます。

「利払停止金額」とは、利払停止により繰り延べられた本社債利息の未払金額をいいます。

「利払停止事由」とは、各利払日の直前の本劣後ローン利払日において、本劣後ローン契約に基づき、本劣後ローンの利息の支払が任意に又は強制的に停止される旨の通知を発行会社が受領したことをいいます。

「利払日」とは、2023年2月3日を第1回とし、その後毎年2月3日及び8月3日をいいます。

「利率改定日」とは、2032年8月3日及びその5年後ごとの応当日のそれぞれをいいます。

「利率基準日」とは、各改定後利率適用期間につき、当該改定後利率適用期間の開始日の直前の利率改定日の2銀行営業日前の日をいいます。

「利率決定日」とは、各利率基準日の翌銀行営業日をいいます。

「劣後支払条件（発行会社劣後事由）」とは、以下に該当する場合をいいます。

- ア 発行会社の清算手続において、債権の申出期間に申出がなされた債権又は発行会社に知られている債権者に係る全ての発行会社上位債務が、会社法の規定に基づき、全額支払われた場合、又はその他の方法で全額の満足を受けた場合。
- イ 発行会社の破産手続において、最後配当のための配当表に記載された全ての発行会社上位債務が、法令上認められる全ての配当によって、全額支払われた場合、又はその他の方法で全額の満足（供託による場合を含みます。）を受けた場合。
- ウ 発行会社の更生手続において、会社更生法に基づき更生計画認可の決定が確定したときにおける更生計画に記載された全ての発行会社上位債務が、その確定した債権額について全額支払われた場合、又はその他の方法で全額の満足を受けた場合。
- エ 発行会社の再生手続において、民事再生法に基づき再生計画認可の決定が確定したときにおける再生計画に記載された全ての発行会社上位債務が、その確定した債権額について全額支払われた場合、又はその他の方法で全額の満足を受けた場合。
- オ 発行会社に対する日本法によらない外国における清算手続、破産手続、更生手続、再生手続又はこれらに準ずる手続において、上記に準じて発行会社上位債務が全額支払われた場合、又はその他の方法で全額の満足を受けた場合。但し、当該手続上そのような条件を付すことが認められない場合には、本社債に基づく元利金の支払請求権の効力は当該条件に服することなく発生します。

「劣後支払条件（本劣後ローン劣後事由）」とは、以下に該当する場合をいいます。

- ア 明治安田生命の清算手続において、債権の申出期間に申出がなされた債権又は明治安田生命に知られている債権者に係る全ての本劣後ローン上位債務が、保険業法の規定に基づき、全額支払われた場合、又はその他の方法で全額の満足を受けた場合。
- イ 明治安田生命の破産手続において、最後配当のための配当表に記載された全ての本劣後ローン上位債務が、法令上認められる全ての配当によって、全額支払われた場合、又はその他の方法で全額の満足（供託による場合を含みます。）を受けた場合。
- ウ 明治安田生命の更生手続において、更生特例法に基づき更生計画認可の決定が確定したときにおける更生計画に記載された全ての本劣後ローン上位債務が、その確定した債権額について全額支払われた場合、又はその他の方法で全額の満足を受けた場合。
- エ 明治安田生命の再生手続において、民事再生法に基づき再生計画認可の決定が確定したときにおける再生計画に記載された全ての本劣後ローン上位債務が、その確定した債権額について全額支払われた場合、又はその他の方法で全額の満足を受けた場合。
- オ 明治安田生命に対する日本法によらない外国における清算手続、破産手続、更生手続、再生手続又はこれらに準ずる手続において、上記に準じて本劣後ローン上位債務が全額支払われた場合、又はその他の方法で全額の満足を受けた場合。但し、当該手続上そのような条件を付すことが認められない場合には、本劣後ローンに基づく元利金の支払請求権の効力は当該条件に服することなく発生します。

「劣後事由」とは、発行会社劣後事由及び本劣後ローン劣後事由（本社債）を総称していいます。

「A種優先株式」とは、発行会社がその株主総会の決議及び普通株式に係る種類株主総会の決議に従って明治安田生命に発行するA種優先株式をいいます。発行会社が払込期日までに発行するA種優先株式の株式数は25,960株(予定)、その払込金額の総額は1,298,000,000円(予定)です。発行会社は、かかる金額の2分の1ずつを資本金及び資本準備金に、それぞれ計上します。

(注)上記の発行会社が払込期日までに発行するA種優先株式の株式数及び払込金額の総額は、本届出書提出日現在の見込数及び見込額であり、後記3「券面総額」記載の本社債の総額と同時(2022年7月26日頃)に決定される予定です。なお、それぞれ以下の算式によって算出されます(払込金額につき50,000円未満の端数は切上げ)。

$$\text{払込金額} = 1,298,000,000\text{円} + (\text{後記3「券面総額」記載の本社債の総額} - 800\text{億円}) (1) \times 1.08\% (2)$$

(1)負の値の場合はゼロとする。

(2)後記3「券面総額」記載の本社債の総額に応じて変動する引受手数料及び発行会社運営費を算出する割合です。

$$\text{株式数} = \text{払込金額} \div 50,000\text{円}$$

「R&I」とは、株式会社格付投資情報センターをいいます。

### (3) 管理資産の管理の方法、管理の形態及び信用補完の形態

#### (a) 管理の方法及び管理の形態

管理資産である本劣後ローン債権は発行会社の資産となり、本資産管理受託会社が本資産管理委託契約に従って管理資産である本劣後ローン債権の管理を発行会社のために行います。本社債管理委託契約において、発行会社は、本劣後ローン債権を含む発行会社の資産につき、本社債要項及び本社債管理委託契約に定められたところによる場合並びに本社債管理者の事前の書面による承諾がある場合を除き、貸付、譲渡、交換、その他の処分を行うことが禁止されています。本劣後ローン債権の利息の支払による回収金は発行会社の利息支払勘定に、本劣後ローン債権の元本の弁済による回収金は発行会社の元金償還勘定において保管され、後記第二部第1、3「管理及び運営の仕組み」(1)「資産管理等の概要」「管理資産の管理」「管理資産からの支出」のないしに記載されている方法及び順序によってのみ利用することが可能とされています。

#### (b) 信用補完の形態

本社債については、特段の信用補完・流動性補完は行われていません。

なお、発行会社の普通株式及びA種優先株式の払込金は発行会社の本社債関連口座内の出資金勘定において管理され、公租公課の支払や諸費用の支払の原資として利用されますが、本社債関連口座内の利息支払勘定及び元金償還勘定内の金銭が、本社債の利息及び元金の支払に不足する場合においても、当該不足に係る金額については、本社債関連口座内の出資金勘定から支払われるものではありません。

### (4) 元金の償還及び利息の支払等に重大な影響を及ぼす要因

#### (a) 元金償還資金又は利息支払資金が不足するリスク

発行会社は、通常の事業会社等とは異なり、普通株式及びA種優先株式の払込金並びに原保有者から取得する本劣後ローン債権のほかには、特段の資産を有しません。普通株式及びA種優先株式の払込金は専ら発行会社の当初費用並びに発行会社の維持、管理及び運営のための期中費用の支払資金に充当され、本社債の元利金の支払に充当されることなく、かつ、払込期日後に発行会社が追加の普通株式又はA種優先株式を発行する場合においてその引受を約束している第三者は存在しません。従って、本社債の利息の支払は明治安田生命が支払う本劣後ローン利息の支払金によって行われ、本社債の元金の償還は明治安田生命が支払う本劣後ローンの元本の弁済金に

よって行われることになりますが、本劣後ローン債権の債務者である明治安田生命による債務の履行につき、他のいかなる第三者も保証を行っているものではありません。このため、本社債の償還及び利息の支払は本劣後ローン債権の債務者である明治安田生命による本劣後ローン債権の元本の弁済及び利息の支払の状況に影響されることになります。そのため、明治安田生命による本劣後ローン債権の元本の弁済及び利息の支払の状況如何によっては、本社債の元金の償還又は利息の支払に支障が生じる可能性があります。

このように本社債の元金の償還及び利息の支払は専ら明治安田生命の信用力に依存しており、その時々の明治安田生命の信用力によっては、本社債の元金の償還又は利息の支払に支障が生じる可能性があります。

なお、明治安田生命の財務状況については、後記第三部第3「明治安田生命保険相互会社の概況」をご参照下さい。また、明治安田生命の事業上のリスクについては、後記第三部第3、5「明治安田生命の事業等のリスク」をご参照下さい。

これらのリスク要因については、明治安田生命の財務状況に起因するものであり、発行会社において特段の管理体制を整えることができる性質のものではありません。従って、かかるリスクが全て排除されている訳ではありません。

(b) 本社債の元金の償還に関するリスク

ア 本社債の元金が最終償還日に償還されないリスク

本社債の元金の償還は、後記9「償還期限及び償還の方法」(2)「償還の方法及び期限」(b)又は(c)の記載に基づき期限前償還される場合及び後記9「償還期限及び償還の方法」(2)「償還の方法及び期限」(e)の記載に基づき買入消却される場合を除き、最終償還日である2052年8月3日に、その残存総額を、最終償還日を利払日とする利息及び未払残高の支払とともに償還することを予定しています。但し、本劣後ローン契約に基づき、本劣後ローン最終弁済日が延長された場合には、本社債の最終償還日は延長後の本劣後ローン最終弁済日の直後の利払日まで延長されるものとされています。

そして、本劣後ローン契約上、本劣後ローンの元本は、本劣後ローン弁済要件を充足した場合に限り、本社債の最終償還日（当該日が銀行営業日でない場合には、その前銀行営業日とします。）の3銀行営業日前の日である本劣後ローン最終弁済日に、その残存総額を、本劣後ローン最終弁済日を本劣後ローン利払日とする本劣後ローン利息及び本劣後ローン未払残高の支払とともに弁済するものとされています。本劣後ローン最終弁済日に本劣後ローン弁済要件が充足されなかった場合、本劣後ローン最終弁済日は次の本劣後ローン利払日まで延長され、その後も同様とされています。

以上から、本劣後ローン最終弁済日において本劣後ローン弁済要件を充足できない場合には、本劣後ローン弁済要件が充足される最初の本劣後ローン利払日まで本劣後ローンの元本の弁済を行なうことができず、その間、本社債の元金の償還も行われないこととなります。その結果、本社債権者による投資資金の回収が、潜在的には無期限に延長される可能性があります。

かかるリスク要因については、本社債の商品性に起因するものであり、発行会社による対応が不可能な要因にかかわるものであるため、発行会社による特段の対応は図られていません。

イ 発行会社及び本社債権者が、それぞれ本劣後ローン及び本社債の期限の利益を喪失させる権利を有しないリスク

本劣後ローンには期限の利益喪失に関する特約が付されず、本劣後ローンが期限の利益を喪失させられることはありません。従って、本劣後ローンの元本の弁済若しくは利息の支払が行われなかつた場合、明治安田生命が本劣後ローンに関し負う義務に違反した場合又はその他の事由が生じた場合であつても、本劣後ローンについて期限の利益が失われるものではなく、かかる事由が生じたことを理由とした本劣後ローンの元本の弁済は行われません。その結果、本社債の元金の償還又は利息の支払に支障が生じる可能性があります。

加えて、本社債にも期限の利益喪失に関する特約が付されません。また、本社債権者は、会社法第739条に基づく決議を行う権利を有さず、本社債が同条に基づき期限の利益を喪失させられることはありません。従つて、本社債の元金の償還若しくは利息の支払が行われなかつた場合、発行会社が本社債に関し負う義務に違反した場合又はその他の事由が生じた場合であつても、本社債について期限の利益が失われるものではなく、かかる事由が生じたことを理由とした本社債の元金の償還は行われません。

かかるリスク要因については、本劣後ローン及び本社債の商品性に内在するものであり、発行会社による対応が不可能な要因にかかわるものであるため、発行会社による特段の対応は図られていません。

#### ウ 本社債の期限前償還に関するリスク

発行会社は、本劣後ローン契約に基づき本劣後ローンの元本の期限前弁済が行われる旨の通知を受領した場合には、残存する本社債の元金の全部（一部は不可）を期限前償還するものとされています。

そして、本劣後ローン契約上、明治安田生命は、その選択により、2032年8月3日及びその5年後ごとの応当日である利率改定日の3銀行営業日前の日である本劣後ローン任意弁済日に、本劣後ローン弁済要件を充足した上で、残存する本劣後ローンの元本の全部（一部は不可）を期限前弁済することができるものとされています。さらに、資本事由、税制事由、資本性変更事由、グロスアップ事由又は本社債税制事由が生じ、かつ継続している場合、明治安田生命は、その選択により、明治安田生命が当該弁済のために設定する日に、本劣後ローン弁済要件を充足した上で、残存する本劣後ローンの元本の全部（一部は不可）を期限前弁済することができるものとされています。

以上から、本劣後ローン契約に従い明治安田生命が本劣後ローンの期限前弁済を行つた場合には、本社債の期限前償還も行われます。この場合、本社債権者は、当該償還金をもつて本社債よりも不利な条件での再投資しか行うことができない可能性がありますが、それに対する補償は発行会社及び明治安田生命を含むいかなる当事者も行いません。なお、本劣後ローン契約に従つた明治安田生命による本劣後ローンの期限前弁済はいずれも明治安田生命の権利であり、明治安田生命に期限前弁済を義務付けるものではなく、明治安田生命がかかる権利を行使して期限前弁済を行うとの保証はありません。

また、本社債権者は、発行会社に対して本社債の期限前償還を求める権利及び明治安田生命に対して本劣後ローンの期限前弁済を求める権利を有していません。

かかるリスク要因については、本社債の商品性に内在するものであり、発行会社による対応が不可能な要因にかかわるものであるため、発行会社による特段の対応は図られていません。

(c) 本社債の利息の支払に関するリスク

本社債の利息の支払は、後記8「利払日及び利息支払の方法」記載のとおり利払日において、同項記載の利息支払の方法に従って行われることを予定しています。しかしながら、明治安田生命による本劣後ローン債権の利息の支払及び元本の弁済状況並びに明治安田生命の財務状況によつては、本社債のその時々における利息支払資金が不足する可能性があります。

発行会社は、各利払日の直前の本劣後ローン利払日において、本劣後ローン契約に基づき、本劣後ローン利息の支払が任意に又は強制的に停止される旨の通知を発行会社が受領した場合、当該通知に係る利払日における本社債利息の支払の全部（一部は不可）を繰り延べる利払停止を行うこととされています。なお、利払停止により繰り延べられた本社債利息の未払金額である利払停止金額には利息は付されないものとされています。そして、本劣後ローン契約上、明治安田生命は、その裁量により、本劣後ローン利息の支払の全部（一部は不可）を繰り延べる本劣後ローン任意停止を行うことができ、また、資本不足事由が生じ、かつ継続している場合、又は本劣後ローン若しくは本劣後ローン同順位劣後債務がその直前の支払期日において支払を停止している場合には、当該事象が解消されるまでの間に到来する本劣後ローン利払日における本劣後ローン利息の支払の全部を繰り延べる本劣後ローン強制停止を行わなければならないものとされています。

以上から、明治安田生命が本劣後ローン任意停止を行い、又は上記事由が生じ本劣後ローン強制停止が行われている場合には、支払が停止された本劣後ローン利息の金額である本劣後ローン利払停止金額相当額の本社債利息の支払が繰り延べられることとなります。

このように、明治安田生命による本劣後ローン債権の利息の支払及び元本の弁済状況並びに明治安田生命の財務状況によつては、本劣後ローン利息の支払が本劣後ローン契約に基づき繰り延べられる可能性があり、ひいては、本社債利息の支払が繰り延べられ、その結果、予定された利払日において本社債利息の支払が行われない場合があります。また、支払が繰り延べられた本社債利息については、その原因となった本劣後ローン利息の支払の繰延べに係る本劣後ローン利払停止金額である本劣後ローン未払残高が明治安田生命から支払われない限り、当該繰延べが生じた後においても支払われませんが、明治安田生命は、本劣後ローン最終弁済日までの間、本劣後ローン未払残高を支払う義務を負わず、また、本劣後ローン未払残高の支払を希望する場合でも、適用ある規制上の要件を充足し、資本不足事由が発生しておらず、原則として本劣後ローン同順位劣後債務がその支払を停止していないことが支払の条件とされています。なお、本劣後ローン契約上、本劣後ローン利息の支払が繰り延べられる場合においても、明治安田生命の基金に係る元利金その他一切の支払及び社員配当の支払は禁止されないものとされています。さらに、本劣後ローン契約上、明治安田生命が当該基金に係る支払及び社員配当の支払を行っている場合や、本劣後ローン同順位劣後債務の弁済を行っている場合であっても、明治安田生命による本劣後ローン任意停止は禁止されません。

かかるリスク要因については、本社債の商品性に内在するものであり、発行会社による対応が不可能な要因にかかわるものであるため、発行会社による特段の対応は図られていません。

(d) 本劣後ローン債権及び本社債がそれぞれ上位債権に劣後するリスク

本劣後ローン契約上、本劣後ローン劣後事由が発生し、継続している期間中、本劣後ローンに関する一切の請求権は、劣後支払条件（本劣後ローン劣後事由）が成就した場合にのみ発生するものとされています。また、発行会社劣後事由が発生し、継続している期間中、本社債に関する一切の請求権は、劣後支払条件（発行会社劣後事由）が成就した場合にのみ発生し、さらに、本劣後ロー

ン劣後事由(本社債)が発生し、継続している期間中、本社債に関する一切の請求権は、劣後支払条件(本劣後ローン劣後事由)が成就した場合にのみ発生するものとされています。

破産法上、債務者について破産手続が開始された場合、破産法第99条第2項により、約定劣後破産債権についての配当の順位は劣後的破産債権を含む他の全ての破産債権に後れるものとされ、また、同法第142条第1項により、破産手続上議決権を有しないものとされています。

これに対し、民事再生法上は、債務者について再生手続が開始された場合、民事再生法第155条第2項により、劣後的破産債権に後れる約定劣後再生債権の順位を考慮して、再生計画の内容に公正かつ衡平な差を設けなければならないとされています。また、更生特例法及び会社更生法上は、相互会社又は株式会社について更生手続が開始された場合、会社更生法第168条第3項(相互会社の場合、更生特例法第260条第1項及び第3項並びに会社更生法第168条第3項)により、更生計画においては、異なる種類の権利を有する者の間においては、以下に掲げる種類の権利の順位を考慮して、更生計画の内容に公正かつ衡平な差を設けなければならないとされています。この場合の権利の順位とは、相互会社の場合は、( )更生担保権、( )一般の先取特権その他一般の優先権がある更生債権、( )( )( )及び( )に掲げるもの以外の)更生債権、( )約定劣後更生債権、( )基金に係る更生債権、( )社員権の順序となり、株式会社の場合は、( )更生担保権、( )一般の先取特権その他一般の優先権がある更生債権、( )( )( )及び( )に掲げるもの以外の)更生債権、( )約定劣後更生債権、( )残余財産の分配に關し優先的内容を有する種類の株式、( )( )( )に掲げるもの以外の)株式の順序となります。従って、約定劣後再生債権又は約定劣後更生債権は、必ずしも他の再生債権又は更生債権に絶対的に劣後することまで要求されているわけではありません。

もっとも、上記の更生特例法等の規定は、前述のような契約当事者が停止条件構成を用いて劣後債権に係る絶対劣後扱いについて合意すること自体を否定する趣旨ではなく、相互会社又は株式会社について更生手続、破産手続又は再生手続が開始された場合においても、かかる劣後債権に係る絶対劣後扱いについての合意もその効力が認められると解されています。

以上のとおり、本社債の元利金の全額が支払われる以前において、明治安田生命が相互会社として解散又は倒産した場合においては、発行会社が本劣後ローン債権の元利金の支払につき明治安田生命の他の債権者に劣後する結果、本社債の元利金の全額を支払うために十分な資金を得られない可能性があり、その結果本社債の元利金を支払えなくなる可能性があります。また、明治安田生命が解散又は倒産しない場合でも、本社債の元利金の全額が支払われる以前において、発行会社が株式会社として解散又は倒産した場合においては、本社債権者が本社債の元利金の支払につき発行会社の他の債権者に劣後する結果、本社債の元利金を支払えなくなる可能性があります。なお、本社債の発行日以後、明治安田生命が本劣後ローン債権と同順位の債権又はこれに優先する債権に係る債務を負担することは何ら制限されていません。

かかるリスク要因については、破産法、会社更生法、民事再生法及び更生特例法等に基づく法制度並びに明治安田生命及び発行会社の財務状況に起因するものであり、発行会社において特段の管理体制を整えることができる性質のものではありません。従って、かかるリスクが全て排除されている訳ではありません。

(e) 原保有者の破産等に伴うリスク

発行会社は本劣後ローン債権譲渡契約に基づき原保有者から本劣後ローン債権の譲渡を受けるものとされていますが、かかる本劣後ローン債権の譲渡につき、原保有者の破産手続、更生手続、再生手続その他の倒産手続において、裁判所あるいは管財人等により、本劣後ローン債権は原保

有者の破産財団、更生会社の財産、再生債務者の財産等に属するものであって、発行会社の本劣後ローン債権に対する権利は原保有者の破産手続、更生手続、再生手続その他の倒産手続との関係で担保権に過ぎないものとして取り扱われるリスクは、以下のような理由から極めて低いものと発行会社は考えています。

ア 原保有者及び発行会社は、本劣後ローン債権譲渡契約に基づき、本劣後ローン債権の真正な売却及び購入を意図していること。

イ 原保有者は、本劣後ローン債権譲渡契約に基づき本劣後ローン債権が発行会社に移転した後は、本劣後ローン債権に対して一切の権利を有さないこと。

ウ 本劣後ローン債権譲渡契約上、発行会社は、原保有者に対して本劣後ローン債権の買戻しを請求する権利を有さず、また、原保有者は本劣後ローン債権の買戻しを行う義務を負担していないこと。

エ 原保有者は、本劣後ローン債権譲渡契約上、本劣後ローン債権の譲渡実行日現在における本劣後ローン債権に関する一定の事実表明及び保証を行っている以外には、本劣後ローン債権の回収可能性について、何らの責任を負担していないこと。

オ 本劣後ローン債権譲渡契約に基づく原保有者から発行会社に対する本劣後ローン債権の譲渡については明治安田生命の確定日付ある証書による承諾を取得する方法によって債務者及び第三者対抗要件が具備されることが予定されていること。

かかるリスク要因については、上記のとおり極めて低いものと発行会社は考えていますが、かかるリスクが排除されている訳ではありません。

(f) 明治安田生命の株式会社化に伴うリスク

明治安田生命は現在相互会社として保険業を営んでいますが、保険業法第85条第1項は「保険会社である相互会社は、その組織を変更して保険会社である株式会社となることができる。」として、相互会社が株式会社として組織変更することを認めています。

本劣後ローン契約上、明治安田生命が組織変更により株式会社となる場合には、組織変更の効力発生をもって本劣後ローン契約の一部の規定が読み替えられるものとされており、かかる読み替えの結果、組織変更前と比べて本劣後ローンの債権者の権利に悪影響を及ぼす可能性があります。例えば、読み替え前の本劣後ローン契約においては、本劣後ローン利息の支払が停止している場合に本劣後ローン同順位劣後債務に係る利息の支払等が禁止されますが、読み替え後はかかる支払等は禁止されません。

そのため、明治安田生命が株式会社に組織変更する場合、その前後における明治安田生命の財務状況や資本構成の変動状況等によっては、本劣後ローン契約の債権者の権利に悪影響を及ぼす可能性があり、その結果本社債の元金の償還又は利息の支払に支障が生じる可能性があります。

かかるリスク要因については、明治安田生命による株式会社への組織変更の実施その他の事情に起因するものであり、発行会社において特段の管理体制を整えることができる性質のものではありません。従って、かかるリスクが排除されている訳ではありません。

(g) 発行会社が目的以外の債務を負うリスク

発行会社が、本社債の元金全額が償還されるまでに、本社債発行に關係のない債務を負うことにより、本社債権者が不測の損害を被る可能性がありますが、発行会社は、本社債管理委託契約において、本社債管理者に対し、本社債の元利金の全てが償還され又は支払われるまでの間、本社債要

項及び本社債管理委託契約に定められたところによる場合を除き、以下のことを約束しています。

ア 発行会社は、本社債以外の現在又は将来の発行会社又は第三者の債務を担保するために、発行会社の資産の全部又は一部に抵当権、質権その他一切の担保権を設定せず、また第三者の債務を担保するために保証債務を負担しません。

イ 本社債管理者の事前の書面による承諾がある場合を除き、発行会社は、発行会社の資産を、貸し付け、譲渡し、交換し、その他の処分を行いません。

ウ 発行会社は、( )本劣後ローン債権の価値を維持・増加するために必要な資金を借り入れる場合(但し、本社債に劣後する借入に限ります。)、本社債の元利金を支払い、若しくは償還するために必要な資金を借り入れる場合(但し、本社債に劣後する借入に限ります。)、又は下記工に記載する業務及びその付帯業務に関連して必要な債務の負担をする場合(発行会社がA種優先株式又は普通株式を発行する場合において、私募の取扱契約を締結することを含みますがこれに限られません。)かつ( )本社債管理者の事前の書面による承諾があり、( )本格付機関が本社債に付与した格付が当該債務負担行為により低下させられるものではないことを事前に本格付機関に確認した場合を除き、借入又はその他一切の債務負担行為をしません。

エ 発行会社は、本劣後ローン債権譲渡契約に基づき三菱UFJモルガン・スタンレー証券から発行会社に譲渡された本劣後ローン債権の取得、管理及び処分並びに本社債の元利金支払債務の弁済並びにその付帯業務以外のことは行わず、かかる業務に必要なない資産を購入し、あるいはリースを受けず、かかる業務遂行に必要なない従業員を雇用しません。

かかるリスク要因については、上記の本社債管理委託契約における発行会社の約束により、発行会社が本社債とは関係のない債務を負担し、本社債権者が不測の損害を被る可能性を低減する対応が図られています。しかしながら、かかるリスクが全て排除されている訳ではありません。

(h) 発行会社及び本一般社団法人に係る諸費用の支払原資に関するリスク

発行会社及び本一般社団法人は、払込期日までに、それぞれ普通株式及びA種優先株式並びに基金の払込金として、それぞれが最終償還日までに支払うことが見込まれる当初費用並びに維持、管理及び運営のための期中費用(本(h)において、以下「諸費用」と総称します。)の支払資金相当額以上の金銭の払込みを受けます。そして、当該払込金は、最終償還日までのそれぞれの諸費用の支払に充当される予定です。

しかし、最終償還日までに、税制の変更等による公租公課の負担の増加その他の事情により諸費用が当初の想定よりも増加する可能性があります。また、本劣後ローン契約に基づき、本劣後ローン最終弁済日が延長された場合には、本社債の最終償還日は延長後の本劣後ローン最終弁済日の直後の利払日まで延長され、当初想定していない最終償還日後の諸費用の支払が必要となることがあります。

これらの場合において、明治安田生命は、当該諸費用増加額相当額の発行会社のA種優先株式及び本一般社団法人の基金を払い込む義務又は発行会社若しくは本一般社団法人に代わって当該諸費用増加額相当額を支払う義務をいずれも負担しておらず、さらに、明治安田生命以外の第三者もかかる義務を負っていません。従って、発行会社及び本一般社団法人が明治安田生命その他の第三者から当該諸費用増加額相当額の資金調達を行うことができる、又は明治安田生命その他の第三者が発行会社若しくは本一般社団法人に代わって当該諸費用増加額相当額の支払を行うことができる、とは限りません。かかる資金調達を行うことができない場合、発行会社又は本一般社団法人において諸費用の支払を行うことができず、その結果、発行会社又は本一般社団法人の

業務が遂行できず、ひいては発行会社又は本一般社団法人が存続できなくなる可能性があり、その結果、発行会社による本社債の利息の支払又は元金の償還ができなくなる可能性があります。かかるリスク要因は、本社債の商品性に内在するものであり、発行会社による対応が不可能な要因にかかるものであるため、発行会社による特段の対応は図られていません。

(i) 発行会社の破産等に伴うリスク

発行会社が株式会社として解散又は倒産した場合においては、本社債の元利金の支払は、当該解散又は倒産手続の影響を受け、その結果、発行会社は本社債の元利金を支払えなくなる可能性があります。また、上記(d)「本劣後ローン債権及び本社債がそれぞれ上位債権に劣後するリスク」に記載のとおり、発行会社が株式会社として解散又は倒産した場合においては、本社債権者が本社債の元利金の支払につき発行会社の他の債権者に劣後する結果、本社債の元利金を支払えなくなる可能性があります。

この点、発行会社の普通株式（以下「本普通株式」といいます。）は全て本一般社団法人に保有されており、A種優先株式は全て明治安田生命に保有されます。A種優先株式については、発行会社の定款において、全ての事項につき株主総会において議決権を有しないものとされており、かつ、発行会社が会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合には、法令に別段の定めがある場合を除き、A種優先株式を有する株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しないものとされています。従って、発行会社の通常の業務執行や運営に際して議決権を有する株式を保有している者は本一般社団法人のみとなります。

その上で、本一般社団法人及び株式会社東京共同会計事務所（以下「事務受託者」といいます。）は、本一般社団法人及び事務受託者が発行会社及び本社債管理者に対して差し入れる本社債管理委託契約の締結日と同日付の誓約書において、発行会社の資産の流動化に係る業務の円滑な遂行が妨げられるおそれのある発行会社の定款の変更、取締役及び監査役の選解任又は発行会社の業務遂行及び債務負担を生ぜしめ、又は生ぜしめるおそれのあるいかなる行為も行わず、また、発行会社の取締役をして行わしめないことを約束しているなどの倒産予防措置がとられているほか、下記(8)「倒産手続の放棄等」記載の倒産不申立特約及び責任財産限定特約が本社債要項に規定され、また、その他発行会社が締結する各契約においても同種の規定がされているなど倒産手続防止措置もとられており、倒産状態が発生し又は倒産状態が発生したときに倒産手続が開始される可能性を低減する対応が図られています。しかしながら、かかるリスクが全て排除されている訳ではありません。

(j) 発行会社が株式会社であることに関するリスク

資産流動化法上の特定目的会社においては、本劣後ローン債権を保有する場合には、資産流動化法第5条第2項及び資産流動化法施行令第3条第3号により、その計画期間（資産の流動化に係る業務の開始期日から終了期日（資産流動化計画に従って、優先出資の消却、残余財産の分配並びに特定社債、特定約束手形及び特定借入れに係る債務の履行を完了する日をいいます。）までの期間であって、特定目的会社が定める期間をいいます。）の上限は50年とされています。本劣後ローンの元本の弁済までの期間は50年を超える可能性があるため、本劣後ローン債権を保有し、本劣後ローン債権の回収金によって本社債の元金の償還及び利息の支払を行う本社債の発行会社として資産流動化法上の特定目的会社を用いることが困難であり、本社債については、その発行会社を、会社法に基づき設立された株式会社としています。従って、発行会社に対しては、特定目的会社の業務の遂行に関する規制（資産流動化法第195条から第214条まで）や、特定目的会社の監

督に關わる規制(資産流動化法第215条から第221条まで)その他の資産流動化法上の特定目的会社に課される法律上の規制は課されていません。また、本社債は、資産流動化法上の特定社債ではないため、資産流動化法第128条第1項に基づく一般担保は付されていません。  
かかるリスク要因は、本社債の商品性に内在するものであり、発行会社による対応が不可能な要因にかかわるものであるため、発行会社による特段の対応は図られていません。

(k) 発行会社の普通株式の株主が一般社団法人であることに関するリスク

全ての本普通株式は、本一般社団法人により保有されています。本一般社団法人及び事務受託者は、上記(i)「発行会社の破産等に伴うリスク」記載の本一般社団法人及び事務受託者が発行会社及び本社債管理者に対して差し入れる誓約書において、本社債の全額が償還されるまで、第三者に対し、本普通株式を譲渡し、又は質権、譲渡担保権その他の担保権の目的としないことを約束しますが、本一般社団法人について倒産や解散等の事由が発生した場合には、本普通株式が本一般社団法人から発行会社の倒産隔離上不適切と考えられる者に譲渡され、その結果として発行会社の運営に悪影響が及ぶリスクがあります。しかしながら、本一般社団法人及び事務受託者は、上記の誓約書において、本一般社団法人につき破産手続開始、再生手続開始又はこれらに類似する倒産手続開始の申立てを行わないことを誓約し、また、本一般社団法人の理事、監事及び社員も、それぞれ、本一般社団法人及び本社債管理者に差し入れる本社債管理委託契約の締結日と同日付の誓約書において破産手続開始、再生手続開始又はこれらに類似する倒産手続開始の申立権を行使しないことを誓約します。さらに、本一般社団法人の定款において、本一般社団法人の基金の拠出者は、本一般社団法人の倒産申立てを行うことができないものとされています。また、本一般社団法人及び事務受託者は、上記の誓約書において、発行会社の資産の流動化に係る業務の円滑な遂行が妨げられるおそれのある債務負担行為をしないこと等、本一般社団法人について破産手続開始原因としての支払停止、支払不能及び債務超過の発生を回避する観点から一定の事項につき誓約しています。従って、これらの誓約が遵守される限りにおいて、かかるリスクが現実化する実際上の可能性は高くないものと発行会社は考えています。

さらに、本一般社団法人の解散による悪影響の回避のため、解散事由が生じることのないよう、以下のような対応を採っています。一般法人法第148条には解散事由として社員が欠けたことが規定されており、かかる解散事由が生じるリスクを回避又は軽減するため、本一般社団法人の当初の社員を3人とし、当該社員は、それぞれ上記の誓約書において、本一般社団法人を退社する際には、速やかに新たな社員を入社させ、社員を3名維持するよう遵守する旨誓約しています。また、事務受託者は、本一般社団法人との契約において、本一般社団法人の社員が3名を下回らないよう、社員を提供することとされています。以上より、社員が欠けたことで本一般社団法人の解散事由が生じる可能性は低いものと発行会社は考えています。

また、本一般社団法人の理事の不適切な業務執行又は本一般社団法人の社員の不適切な社員権の行使により、発行会社の運営に悪影響が及ぶリスクがありますが、本一般社団法人は、上記の誓約書において、発行会社の資産の流動化に係る業務の円滑な遂行が妨げられるおそれのある発行会社の定款の変更、発行会社の取締役及び監査役の選解任その他の業務遂行又は債務負担を生ぜしめないこと等を誓約しており、本一般社団法人の理事、監事及び社員もそれぞれの誓約書において発行会社の資産の流動化に係る業務の円滑な遂行が妨げられるおそれのある議決権の行使等を行わないことを誓約しており、これらの誓約が遵守される限り、かかるリスクが現実化する実際上の可能性は高くないものと発行会社は考えています。なお、本一般社団法人の定款において、理事、監事及び社員については、本一般社団法人の基金の拠出者や本一般社団法人が保有する株

式等に係る会社等に対して資産を譲渡した者の役員又は従業員ではないこと等、その資格を有する者が限定され、類型的に適切な業務執行又は権利行使を期待できない者が理事、監事及び社員となる可能性が排除されています。

(l) 本一般社団法人が他の会社の株式等を取得・保有することに伴うリスク

本一般社団法人は現在、本普通株式及び明治安田生命第1回劣後ローン流動化株式会社の普通株式を保有しているほかは、他の会社の株式等を取得・保有しておらず、借入による資金調達を行っていません。しかし、将来において、本一般社団法人が他の会社の株式等を追加的に取得しつつ、かかる株式等の取得、租税支払、維持費用その他全ての支払債務の履行に必要な金額の基金の拠出を受けず、借入金等でその資金調達を行う可能性があります。当該株式等の発行体が社債その他の有価証券の発行又は借入により債務を負担し、かかる債務につき当該株式等の発行体がデフォルトに陥った場合、その株式等の価値が毀損する結果、本一般社団法人は債務超過に陥る可能性があります。また、拠出された基金が本一般社団法人が負担する支払債務の履行以外の目的のために流用された場合、本一般社団法人は支払不能に陥る可能性があります。しかしながら、本一般社団法人は、上記(i)「発行会社の破産等に伴うリスク」記載の本一般社団法人及び事務受託者が発行会社及び本社債管理者に対して差し入れる誓約書において、かかる追加的な株式等を取得する場合には、事前に、その取得代金その他かかる取得に付随関連する一切の費用を支払うために十分な金額の基金の拠出を受け、その基金払込金を一定の口座で管理し、かつ、かかる株式等の追加取得が本社債の格付を低下させることにはならないことを本格付機関に確認すること並びにその負担する債務を履行するために十分な金額の基金の拠出を受け、かつ、かかる基金を一定の口座で管理することを誓約しますので、かかる誓約が遵守される限りにおいて、本一般社団法人が他の株式等の取得を原因として、債務超過や支払不能に陥り、倒産手続が開始することになる可能性は低いと発行会社は考えています。

(m) 本社債権者が担保を有しないことに伴うリスク

本社債権者は、発行会社の特定の資産に対し担保権（対抗要件の具備の有無を問いません。）を有しておらず、発行会社に関する破産手続、更生手続、再生手続又は特別清算手続の場合、本社債権者は、配当額の分配において無担保債権者として扱われ、発行会社の資産に対して設定された対抗要件を具備した担保権（抵当権、質権等）等を有する債権者に劣後することになります。かかるリスク要因に対しては、本社債管理委託契約において、発行会社は、本社債管理者に対し、上記(g)「発行会社が目的以外の債務を負うリスク」記載の約束を行っており、本社債権者に優先又は競合して発行会社の資産から回収することのできる重要な債権者が他に存在する可能性を低減する対応が図られています。しかしながら、かかるリスクが全て排除されている訳ではありません。

(n) 法令の変更等に関するリスク

本社債は本社債の発行日現在の法令に基づいて発行され、本劣後ローン契約その他関係する契約も、当該契約締結日時点の法令に基づいて締結されます。これらの時点以後、本社債又は本劣後ローン契約の有効性その他の事項に悪影響を与える法令の変更等が行われた場合、本社債の元金の償還又は利息の支払に悪影響が及ぶ可能性があります。  
なお、法令の変更等により、資本事由、税制事由、資本性変更事由、グロスアップ事由又は本社債税制事由が生じ、かつ継続している場合、明治安田生命は、その選択により、残存する本劣後ローン

の元本の全部を期限前弁済することができ、その場合、発行会社は、残存する本社債の元金の全部を期限前償還することとされています。本社債の期限前償還が行われるリスクについては、上記(b)「本社債の元金の償還に関するリスク」ウ「本社債の期限前償還に関するリスク」をご参照下さい。

(o) 税制の変更等に関するリスク

本届出書提出日以降、税制の変更等により、発行会社の公租公課の負担が増加した場合、本社債の元金の償還又は利息の支払の資金が不足し、発行会社による本社債の元金の償還又は利息の支払ができなくなる可能性があります。

なお、税制の変更等により、税制事由、グロスアップ事由又は本社債税制事由が生じ、かつ継続している場合、明治安田生命は、その選択により、残存する本劣後ローンの元本の全部を期限前弁済することができ、その場合、発行会社は、残存する本社債の元金の全部を期限前償還することとされています。本社債の期限前償還が行われるリスクについては、上記(b)「本社債の元金の償還に関するリスク」ウ「本社債の期限前償還に関するリスク」をご参照下さい。

(p) 保険会社が本社債を取得する際の留意事項

「保険会社の資本金、基金、準備金等及び通常の予測を超える危険に相当する額の計算方法等を定める件」(平成8年大蔵省告示第50号、その後の改正を含みます。)第1条の2第1項によれば、保険業法第130条第1号、第202条第1号又は第228条第1号に掲げる額の計算にあたっては、他の保険会社等(保険会社又は少額短期保険業者をいいます。本(p)において、以下同じです。)の保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率の向上のため、又は同法第106条第1項第3号から第5号までに掲げる会社を子会社等(同法第110条第2項に規定する子会社等をいいます。本(p)において、以下同じです。)としている場合における当該子会社等の自己資本比率等の向上のため、意図的に当該他の保険会社等又は子会社等の株式その他の資本調達手段(上記告示第1条第4項第5号イ及びロに掲げるものを含みます。本(p)において、以下同じです。)を保有(外国保険会社等及び引受社員にあっては、日本において保有)していると認められる場合(第三者に対する貸付等を通じて意図的に当該第三者に保有させていると認められる場合を含みます。)における、当該保有している他の保険会社等又は子会社等の資本調達手段の額を控除するものとされています。本社債は、明治安田生命に対して実行された本劣後ローンに係る本劣後ローン債権を主な財産とする発行会社が発行した社債であり、法形式的には明治安田生命が直接発行する資本調達手段ではありません。しかし、発行会社の主な財産が明治安田生命に対して実行された本劣後ローンに係る本劣後ローン債権であるという本社債の実質的な性格から、保険会社等が本社債を保有する場合には上記告示との関係において「当該他の保険会社等又は子会社等の株式その他の資本調達手段を保有」しているものと解され、その結果、保険業法第130条第1号、第202条第1号又は第228条第1号に掲げる額の計算にあたって保有している本社債の金額が控除される可能性がありますので、保険会社等が本社債を購入する際には上記告示との関係に関して専門家への相談を含めた検討を行った上で購入されるようお願いいたします。

(q) 本社債の性質が市場価格に及ぼす影響に関するリスク

上記(b)「本社債の元金の償還に関するリスク」ア「本社債の元金が最終償還日に償還されないリスク」及び(c)「本社債の利息の支払に関するリスク」に記載のとおり、本劣後ローン任意停止

若しくは本劣後ローン強制停止又は本劣後ローン弁済要件の未充足による本劣後ローン最終弁済日の延長により、本社債の利払停止が行われ、又は最終償還日が延長される可能性があります。利払停止の可能性がある本社債の市場価格は、かかる可能性のない通常の社債に比べて市場価格が不安定なものとなるおそれがあります。仮に、本社債の利払停止が行われ、又は最終償還日が延長された場合、本社債の市場価格に悪影響を及ぼす可能性があります。かかる利払停止又は最終償還日の延長中に本社債を売却する場合、発行会社が当該繰り延べられた利息の支払又は延長された元金の償還を受けるまで本社債を保有する場合に比べ低い利益しか得られない可能性があります。

また、本社債権者は、かかる利払停止又は最終償還日の延長により特段の救済を得られるわけではありません。なお、本劣後ローン契約上、本劣後ローン任意停止若しくは本劣後ローン強制停止又は本劣後ローン弁済要件の未充足による本劣後ローン最終弁済日の延長によっても、明治安田生命の基金に係る元利金その他一切の支払及び社員配当の支払は禁止されないものとされています。

このような性質をもつ有価証券である本社債に対する投資者の需要は、市場参加者、監督官庁、格付機関等の第三者による評価により変わり得ます。従って、本社債権者は、本社債を売却する場合において、その取得価格よりも大幅に低い価格でしか売却できず、売却損を生じるリスクがあります。

かかるリスク要因は、本社債の商品性のほか、市場の金利水準や、流通市場の整備状況等に内在するものであり、発行会社による対応が不可能な外的要因にかかわるものであるため、発行会社による特段の対応は図られていません。

#### (r) 市場性に関するリスク

本社債の処分価格は、市場の金利水準に対応して変動すること（金利が上昇する過程では価格は下落し、逆に金利が低下する過程では価格は上昇すること）が想定されます。従って、本社債の第三者への譲渡に際しては、当該譲渡時点における市場の金利水準によって売却損を生じるリスクがあります。

また、本社債の流通市場は現在確立されておらず、本社債の流通性は何ら保証されるものではありません。流通市場の未整備により、本社債の売却が困難となることや、売却価格に悪影響が及ぶ可能性もあります。

かかるリスク要因は、市場の金利水準や、流通市場の整備状況等発行会社による対応が不可能な外的要因にかかわるものであるため、発行会社による特段の対応は図られていません。

(s) 本劣後ローン同順位劣後債務並びに本劣後ローン債務及び本社債に関する通知の時期に関するリスク  
本社債の償還（期限前償還を含みます。）、利払停止及び未払残高の支払に関する本社債権者及び本社債管理者への通知並びにその他明治安田生命から通知される事項に基づき本社債権者及び本社債管理者に通知される事項に関する通知（以下「本社債明治安田生命関連通知」といいます。）は、全て、明治安田生命から本劣後ローン債務の弁済（期限前弁済を含みます。）、本劣後ローン任意停止及び本劣後ローン強制停止、本劣後ローン未払残高の支払並びにその他の明治安田生命から通知される事項に関する通知（以下「本劣後ローン明治安田生命関連通知」といいます。）を発行会社が受領した後に行われます。従って、明治安田生命が本劣後ローン同順位劣後債務に関し、本劣後ローン明治安田生命関連通知と同趣旨の通知を同時に行なった場合であっても、本社債明治安田生命関連通知は、かかる明治安田生命の本劣後ローン同順位劣後債務に関する通知に遅れることができます。その結果、本社債権者は、本劣後ローン同順位劣後債務の債権者が本劣後ローン同順位劣後債務に関するこれらの事項を知るよりも後に、本社債に関するこれらの事項を知ることがあり、かかる通知を受ける時点の差に起因して、本劣後ローン同順位劣後債務の債権者に比べて本社債の売却その他の回収手段につき制約を受ける可能性があるほか、本社債の価格変動その他の影響を受ける可能性があります。

かかるリスク要因は、本社債の商品性に内在するものであり、発行会社による対応が不可能な要因にかかわるものであるため、発行会社による特段の対応は図られていません。

#### (5) 期限前償還

本社債の元金は、後記9「償還期限及び償還の方法」(2)「償還の方法及び期限」(b)又は(c)の記載に基づき期限前償還されることあります。

#### (6) 期限の利益喪失事由

本社債は期限の利益喪失に関する特約を付しません。また、本社債権者は、会社法第739条に基づく決議を行う権利を有さず、本社債が同条に基づき期限の利益を喪失せしめられることはありません。

#### (7) 利息支払の停止

本社債の利息は、後記8「利払日及び利息支払の方法」(6)「利息支払の停止」の記載に基づき、その支払が繰り延べられることがあります。

#### (8) 倒産手続の放棄等

(a) 本社債権者は、本社債の元利金が全て償還され又は支払われてから1年と1日を経過するまでの間は、発行会社又はその資産について、破産手続開始、再生手続開始、特別清算開始その他法令上適用のあり得る同様の法的倒産手続の開始を自ら又は第三者を通じて申し立てないものとし、第三者による申立てに対し参加、同意等もしないものとされています。

(b) 本社債権者は、発行会社による本社債に基づく元利金その他の債務の履行は、発行会社の財産（本(8)において、以下「本責任財産」といいます。）のみを責任財産として、かつ、後記第二部第1、3「管理及び運営の仕組み」(1)「資産管理等の概要」「管理資産の管理」「管理資産からの支出」のないしに記載されている順序及び方法によってのみ行われることに合意し、本社債権者は、ここにおいて、かかる債務の履行による満足を得るために本責任財産以外の財産について、強制執行、差押、仮差押、保全処分その他類似の手続の申立てを行わないことに合意するものとされています。

(c) 本社債権者は、償還日が到来した場合において、本責任財産から支払が行われた後に、なお本社債について未償還の元金又は未払の利息が存在する場合、本社債の未償還元金総額及び未払利息額が本責任財産が換価された金額を超過する範囲においてその債権を放棄するものとされています。

(9) 劣後条件等

(a) 劣後特約(発行会社劣後事由)

発行会社は、発行会社劣後事由の発生後速やかに、本社債権者及び本社債管理者に対して、発行会社劣後事由が発生した事実を通知します。発行会社劣後事由が発生し、継続している期間中、本社債に関する一切の請求権は、劣後支払条件(発行会社劣後事由)が成就した場合にのみ発生します。

(b) 劣後特約(本劣後ローン劣後事由(本社債))

発行会社は、本劣後ローン劣後事由が発生した場合である本劣後ローン劣後事由(本社債)が発生した場合には、速やかに、本社債権者及び本社債管理者に対して、本劣後ローン劣後事由(本社債)が発生した事実を通知します。本劣後ローン劣後事由(本社債)が発生し、継続している期間中、本社債に関する一切の請求権は、劣後支払条件(本劣後ローン劣後事由)が成就した場合にのみ発生します。

(c) 上位債権者に対する不利益変更の禁止

本社債要項の各条項は、いかなる意味においても上位債権者に対して不利益を及ぼす内容に変更されることはならず、そのような変更の合意はいかなる意味においても、またいかなる者に対しても効力を生じません。この場合に、上位債権者とは、発行会社に対し、発行会社上位債務に係る債権を有する全ての者及び明治安田生命に対し、本劣後ローン上位債務に係る債権を有する全ての者をいいます。

(d) 劣後特約に反する支払の禁止

劣後事由発生後、劣後支払条件(発行会社劣後事由)及び劣後支払条件(本劣後ローン劣後事由)が成就していないにもかかわらず、本社債の元利金の全部又は一部が本社債権者に支払われた場合には、その支払は無効とし、当該本社債権者は受領した元利金を直ちに発行会社に返還するものとされています。

(e) 相殺禁止

発行会社について清算手続が開始され、かつ継続している場合、破産手続開始の決定がなされ、かつ破産手続が継続している場合、更生手続開始の決定がなされ、かつ更生手続が継続している場合、再生手続開始の決定がなされた場合(但し、再生手続開始の決定がなされた後、簡易再生の決定若しくは同意再生の決定が確定した場合、再生計画不認可の決定が確定した場合、再生手続開始決定の取消若しくは再生手続の廃止により再生手続が終了した場合、又は再生計画取消の決定が確定した場合を除きます。)、又は日本法によらない外国における清算手続、破産手続、更生手続、再生手続若しくはこれらに準ずる手続が行われている場合には、劣後支払条件(発行会社劣後事由)が成就されない限り

は、本社債権者は、発行会社に対して負う債務と本社債に基づく元利金の支払請求権を相殺してはなりません。

本劣後ローン劣後事由（本社債）が発生し、継続している場合には、本社債権者は、劣後支払条件（本劣後ローン劣後事由）が成就しない限りは、発行会社に対して負う債務と本社債に基づく元利金の支払請求権を相殺してはなりません。

#### (10) 本社債に関する信用格付

本社債について、発行会社は、R&IからAの予備格付を2022年7月7日付で取得しており、また、R&IからAの本格付を本社債の払込期日に取得する予定です。但し、予備格付の付与以降にR&Iが入手する情報によっては、本格付が予備格付と異なる符号となる可能性があります。

R&Iの信用格付は、発行体が負う金融債務についての総合的な債務履行能力や個々の債務等が約定通りに履行される確実性（信用力）に対するR&Iの意見です。R&Iは信用格付によって、個々の債務等の流動性リスク、市場価値リスク、価格変動リスク等、信用リスク以外のリスクについて、何ら意見を表明するものではありません。信用格付は、いかなる意味においても、現在・過去・将来の事実の表明ではありません。また、R&Iは、明示・默示を問わず、提供する信用格付、又はその他の意見についての正確性、適時性、完全性、商品性、及び特定目的への適合性その他一切の事項について、いかなる保証もしていません。

R&Iは、信用格付を行うに際して用いた情報に対し、品質確保の措置を講じていますが、これらの情報の正確性等について独自に検証しているわけではありません。R&Iは、必要と判断した場合には、信用格付を変更することがあります。また、資料・情報の不足や、その他の状況により、信用格付を取り下げことがあります。

一般に投資にあたって信用格付に過度に依存することが金融システムの混乱を引き起こす要因となり得ることが知られています。

本社債の申込期間中に本社債に関してR&Iが公表する情報へのリンク先は、R&Iのホームページ（<https://www.r-i.co.jp/rating/index.html>）の「格付アクション・コメント」内の「ストラクチャードファイナンス、投資法人、ファンド信用格付」及び同コーナー右下の「一覧はこちら」をクリックして表示されるリポート検索画面に掲載する予定です。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性があります。その場合の連絡先は以下のとおりです。

R&I：電話番号 03-6273-7471

なお、本社債の格付については、ある特定の投資家に対する市場価格や適格性に関するコメントではないのと同様に、いかなる証券の買い、保持又は売りを推奨するものではありません。

### 3 【券面総額】

金800億円（予定）

（注）上記の金額は、本届出書提出日現在の見込額であり、需要状況を把握した上で、2022年7月26日頃に決定される予定です。

### 4 【各社債の金額】

金1,000万円

### 5 【発行価額の総額】

金800億円（予定）

(注)上記の金額は、本届出書提出日現在の見込額であり、需要状況を把握した上で、2022年7月26日頃に決定される予定です。

## 6 【発行価格】

各本社債の金額100円につき金100円

## 7 【利率】

(1) 本社債の利率は、(a)払込期日の翌日(当日を含みます。)から2032年8月3日(当日を含みます。)までは年(未定)%<sup>(注)</sup>とし、(b)2032年8月3日の翌日(当日を含みます。)以降は、各利率改定日に改定され、各改定後利率適用期間については当該改定後利率適用期間に係る利率基準日における5年国債金利に(未定)%<sup>(年率)</sup><sup>(注)</sup>を加えた値とします。但し、当該利率は0%を下回りません。

(注)上記各利率は、2022年7月14日頃に仮条件の提示を行い、需要状況を把握した上で、2022年7月26日頃に決定される予定です。なお、(a)の利率に係る仮条件の提示方法は、(a)の利率を仮条件提示時において市場の慣行として10年満期の円建て社債の条件決定において参考する10年国債の流通利回り(年2回複利ベース)に一定の加算率を加えた値とした上で、かかる加算率の幅を仮条件として提示する方法、又は、(a)の利率の幅を仮条件として提示する方法のいずれかによるものとします。の方法による場合(b)における加算率は(a)における加算率に1.00%を加えた値とし、の方法による場合(b)における加算率は、決定された(a)の利率から当該利率決定時において市場の慣行として10年満期の円建て社債の条件決定において参考する10年国債の流通利回り(年2回複利ベース)を控除した値に1.00%を加えた値とします。

(2) 上記(1)(b)における「5年国債金利」とは、利率基準日のレートとして利率決定日の午前9時30分（東京時間）以降に国債金利情報ページに表示される5年国債金利をいいます。

ある改定後利率適用期間に係る利率決定日の午前10時（東京時間）に、国債金利情報ページに利率基準日のレートとしての5年国債金利が表示されていない場合、又は国債金利情報ページが利用不能となった場合には、利率決定日に発行会社は全ての参照国債ディーラーに対し、利率基準日の午後3時（東京時間）現在提示可能であった参照5年国債の売買気配の仲値の半年複利利回り（本(2)において、以下「提示レート」といいます。）の提示を求めるものとします。

提示レートが4つ以上の参照国債ディーラーから提示された場合には、その最も高い値と低い値をそれぞれ1つずつ除き、残りの提示レートの算術平均値（小数第4位を四捨五入します。本(2)において、以下同じです。）を当該改定後利率適用期間に適用される5年国債金利とします。提示レートが2つ又は3つの参照国債ディーラーから提示された場合には、それらの算術平均値を当該改定後利率適用期間に適用される5年国債金利とします。提示レートが2つに満たなかった場合には、当該利率決定日の午前10時（東京時間）に国債金利情報ページに表示済みの最新の5年国債金利を当該改定後利率適用期間に適用される5年国債金利とします。

本(2)における「参照国債ディーラー」とは、発行会社が本社債管理者と協議の上で国債市場特別参加者（財務省が指定する国債市場特別参加者をいいます。）又は市場で国債の売買を活発に行っていると認められる金融機関から最大5者選定する金融機関をいいます。

本(2)における「参照5年国債」とは、参照国債ディーラーから発行会社が選定する金融機関が選定する国債で、当該改定後利率適用期間の最終日又はその前後に満期が到来し、選定時において市場の慣行として5年満期の円建て社債の条件決定において参照するものをいいます。

(3) 発行会社及び本社債管理者は、各改定後利率適用期間の開始日（当日を含みます。）から5銀行営業日以内に、上記(1)(b)及び(2)により決定された本社債の利率を、各本店において、その営業時間中、一般的の閲覧に供します。

## 8 【利払日及び利息支払の方法】

(1) 本社債利息は、払込期日の翌日（当日を含みます。）からこれを付し、2023年2月3日を第1回の利払日としてその日までの分を支払い、その後毎年2月3日及び8月3日にその日までの前半か年分を支払います。

(2) 利払日が銀行営業日でない場合は、その支払は前銀行営業日にこれを繰り上げます。なお、かかる繰り上げは、支払われる本社債利息の金額に影響を与えるものではありません。

(3) 半か年に満たない期間につき本社債に係る利息を計算するときは、その半か年の日割りをもってこれを計算し、円位未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てます。

(4) 本社債の償還日以降、当該償還額（本社債の元金の支払が不适当に留保若しくは拒絶された場合又は本社債の元金の支払に関して債務不履行が生じている場合を除きます。）に係る利息は発生しないものとします。なお、(a) 当該償還日において残存する経過利息又は 当該償還日が利払日に該当する場合の本社債利息及び(b)未払残高は、後記9「償還期限及び償還の方法」(2)「償還の方法及び期限」の記載に従い償還とともに支払われます。

(5) 本社債利息及び経過利息の支払については、上記(1)から(4)までのほか、下記(6)「利息支払の停止」及び(7)「未払残高の支払」並びに前記2「内国資産流動化証券の形態及び基本的仕組み等」(9)「劣後条

件等」(a)「劣後特約(発行会社劣後事由)」及び(b)「劣後特約(本劣後ローン劣後事由(本社債))」に従います。

#### (6) 利息支払の停止

発行会社は、利払停止事由が生じた場合には、本社債権者及び本社債管理者に対し、速やかに(但し、当該利払日の12銀行営業日前までに)通知を行うことにより、当該通知に係る利払日における本社債利息の支払の全部(一部は不可)を繰り延べます。当該繰り延べられた本社債利息の未払金額である利払停止金額には、利息を付しません。

#### (7) 未払残高の支払

- (a) 発行会社は、未払残高支払事由が生じた場合には、当該未払残高支払事由に係る本劣後ローン未払残高支払額相当額である支払金額を、本社債権者及び本社債管理者に対し、本(a)の記載に従った支払を行う利払日から12銀行営業日以上15銀行営業日以内の事前の通知(かかる通知には支払われる未払残高を記載することを要します。)を行うことにより、未払残高支払事由が発生した後最初に到来する利払日(但し、当該利払日に先立って上記の事前通知を行うことが実務上不可能な場合には、翌利払日)に、当該利払日時点の本社債権者に支払います。その場合、支払われる金額は、各本社債権者が各口座管理機関(業務規程等に定める口座管理機関をいいます。)の各口座に保有する各本社債の金額の総額に、支払金額の一通貨あたりの利子額を乗じて算出されます。
- (b) 発行会社が未払残高の一部を支払う場合、当該支払は、最も早い利払日に係る利払停止金額から順に充当されます。
- (c) 未払残高の支払については、本(7)「未払残高の支払」の記載のほか、前記2「内国资産流動化証券の形態及び基本的仕組み等」(9)「劣後条件等」(a)「劣後特約(発行会社劣後事由)」及び(b)「劣後特約(本劣後ローン劣後事由(本社債))」記載の劣後特約に従います。

### 9 【償還期限及び償還の方法】

#### (1) 儚還価額

各本社債の金額100円につき金100円

#### (2) 儚還の方法及び期限

- (a) 本社債の元金は、下記(b)又は(c)の記載に基づき期限前償還される場合及び下記(e)の記載に基づき買入消却される場合を除き、最終償還日に、その残存総額を、最終償還日を利払日とする本社債利息及び未払残高の支払とともに償還します。但し、後記第二部第1、2「管理資産を構成する資産の概要」(3)「管理資産を構成する資産の内容」「本劣後ローン債権の概要」(e)「弁済の方法及び期限」アの記載に基づき、本劣後ローン最終弁済日が延長された場合には、最終償還日は延長後の本劣後ローン最終弁済日の直後の利払日まで延長されるものとし、その間も、当該利払日(当日を含みます。)まで、前記7「利率」(1)(b)に記載の利率による利息が発生するものとします。発行会社は、後記第二部第1、2「管理資産を構成する資産の概要」(3)「管理資産を構成する資産の内容」「本劣後ローン債権の概要」(e)「弁済の方法及び期限」アの記載に基づく本劣後ローン弁済要件の充足有無の通知を受領後、速やかに(但し、最終償還日(延長後の最終償還日を含みます。本(a)において、以下同じです。)より30日以上60日以内の事前の)通知を行うことにより、本社債権者及び本社債管理者に対して、当該最終償還日における本社債の元金の償還の有無及び最終償還日が延長される場合はかかる延長後の最終償還日を通知するものとします。

- (b) 発行会社は、後記第二部第1、2「管理資産を構成する資産の概要」(3)「管理資産を構成する資産の内容」「本劣後ローン債権の概要」(e)「弁済の方法及び期限」イの記載に基づき、本劣後ローン期限前弁済が本劣後ローン利払日において行われる旨の通知を受領した場合には、本社債権者及び本社債管理者に対し、速やかに(但し、当該本劣後ローン利払日の直後の利払日である本社債期限前償還日(利払日)より30日以上60日以内の事前の)通知(撤回不能とします。)を行うことにより、本社債期限前償還日(利払日)において、当該時点で残存する本社債の元金の全部(一部は不可)を、各社債の金額100円につき金100円の割合で、当該利払日における本社債利息及び未払残高の支払とともに償還します。
- (c) 発行会社は、後記第二部第1、2「管理資産を構成する資産の概要」(3)「管理資産を構成する資産の内容」「本劣後ローン債権の概要」(e)「弁済の方法及び期限」イの記載に基づき、本劣後ローン期限前弁済が本劣後ローン利払日以外の日において行われる旨の通知を受領した場合には、本社債権者及び本社債管理者に対し、速やかに(但し、当該本劣後ローン期限前弁済が行われる日の3銀行営業日後の日である本社債期限前償還日(利払日以外)より30日以上60日以内の事前の)通知(撤回不能とします。)を行うことにより、本社債期限前償還日(利払日以外)において、当該時点で残存する本社債の元金の全部(一部は不可)を、各社債の金額100円につき金100円の割合で、当該日(当日を含みます。)までの経過利息及び未払残高の支払とともに償還します。
- (d) 上記(a)から(c)までの記載に基づき本社債が償還される償還日が銀行営業日でない場合は、その支払は前銀行営業日にこれを繰り上げます。なお、かかる繰り上げは、償還日(当日を含みます。)までの経過利息又は償還日が利払日に該当する場合の本社債利息の金額に影響を与えるものではありません。
- (e) 本社債買入消却は、払込期日の翌日以降、後記16「振替機関に関する事項」記載の振替機関が別途定める場合を除き、本劣後ローンの弁済が明治安田生命と発行会社の間で合意された場合に、いつでもこれを行うことができます。
- (f) 本社債の償還又は本社債買入消却については、本9「償還期限及び償還の方法」(2)「償還の方法及び期限」の記載のほか、前記2「内国資産流動化証券の形態及び基本的仕組み等」(9)「劣後条件等」(a)「劣後特約(発行会社劣後事由)」及び(b)「劣後特約(本劣後ローン劣後事由(本社債))」記載の劣後特約に従います。

## 1 0 【募集の方法】

本社債は一般募集とします。

## 1 1 【申込証拠金】

該当事項はありません。

## 1 2 【申込期間及び申込取扱場所】

### (1) 申込期間

2022年7月26日

### (2) 申込取扱場所

下記金融商品取引業者の本店及び国内各支店

三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社

みずほ証券株式会社

大和証券株式会社

野村證券株式会社

その他の引受会社（未定）（注）

（注）その他の引受会社は、2022年7月14日頃に決定される予定です。

## 1 3 【払込期日及び払込取扱場所】

### (1) 払込期日

2022年8月3日

### (2) 払込取扱場所

三菱UFJ銀行

なお、三菱UFJ銀行は、本社債の払込期日に本社債の払込金額の総額の払込が行われ、かつ、本社債の払込金の決済が適用ある法令等に基づき適正に行われたことを確認した場合には、本社債の払込金を発行会社に交付します。

## 1 4 【引受け等の概要】

本引受契約の条項に基づき、以下の金融商品取引業者は、以下のとおり本社債の総額につき、それぞれ連帯して買取引受を行います。

金融商品取引業者 (下記の会社を、以下「引受会社」と総称します。)		引受額 (百万円)	引受の条件
会社名	住所		
三菱UFJモルガン・スタンレー 証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目9番2号	(未定) (注2)	1.引受会社は、連帯して本社債の総額を引き受けます。 2.本社債の引受手数料は、各本社債の金額100円につき、金65銭とします。
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	(未定) (注2)	
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	(未定) (注2)	
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目13番1号	(未定) (注2)	
(未定)(注1)	(未定)(注1)	(未定) (注2)	
合計	-	80,000	-

(注1) 三菱UFJモルガン・スタンレー証券、みずほ証券、大和証券及び野村證券以外の引受会社については2022年7月14日頃に決定される予定です。

(注2) 引受額の合計額は、本届出書提出日現在の見込額であり、需要状況を把握した上で、2022年7月26日頃に決定される予定です。また、各引受会社の引受額の内訳についても2022年7月26日頃に決定される予定です。

## 1 5 【社債管理者又は社債の管理会社】

### (1) 本社債に関する社債管理者の状況

社債管理者	住所	委託の条件
三菱UFJ銀行	東京都千代田区丸の内二丁目7番1号	下記(2)から(6)まで、後記17(4)「発行会社の遵守事項」、後記第二部第1、3「管理及び運営の仕組み」(1)「資産管理等の概要」「管理報酬等」( )及び「その他」をご参照下さい。

(2) 本社債管理者は、本社債権者のために本社債に係る債権の弁済を受け、又は本社債に係る債権の実現を保全するために必要な一切の裁判上又は裁判外の行為をなす権限を有します。

(3) 本社債管理者は、本社債要項及び本社債管理委託契約に定める社債管理者の職務を行います。

(4) 本社債管理者は、本社債管理委託契約、本社債要項及び本社債について、本社債管理者により選任された弁護士、会計士その他専門家の意見若しくは助言又はそれらの者から得た証明書若しくは情報に基づき善意により行為し又は行為を留保することができ、かつ、かかる行為又は行為の留保に起因するいかなる損害についても、本社債管理者に悪意又は過失がない限り、発行会社又は本社債権者に対して責任を負いません。

(5) 会社法第740条第1項の規定により社債権者が異議を述べることができる場合において、社債管理者が社債権者のために異議を述べることができる旨の会社法第740条第2項本文の定めは、本社債には適用されません。

(6) 本社債管理者は、本社債権者と本社債管理者との間で利益が相反する場合(利益が相反するおそれがある場合を含みます。)、その他正当な事由があるときは、本社債管理者の事務を承継する者を定め、かつ、本格付機関が本社債に付与した格付が当該承継により低下させられるものではないことを事前に本格付機関に確認して辞任することができます。

## 16【振替機関に関する事項】

本社債の振替機関は、保管振替機構とします。

## 17【その他】

### (1) 社債権者集会

- (a) 本社債に関する社債権者集会は、会社法の適用ある関係規定に従います。
- (b) 本社債及び本社債と同一の種類(会社法第681条第1号に定める種類をいいます。)の社債(本(1)において、以下「本種類の社債」といいます。)の社債権者集会は、発行会社又は本社債管理者がこれを招集するものとし、社債権者集会の日の3週間前までに、社債権者集会を招集する旨及び会社法第719条各号に掲げる事項を後記(2)「通知の方法」記載の方法により公告又は通知するものとします。
- (c) 本種類の社債の社債権者集会は東京都においてこれを行います。
- (d) 本種類の社債の総額(償還済みの額を除き、発行会社が有する本種類の社債の金額の合計額は算入しません。)の10分の1以上にあたる本種類の社債を有する本社債権者は、本社債管理者に対し、本種類の社債に関する社債等振替法第86条第3項に定める書面を提示した上、社債権者集会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を発行会社又は本社債管理者に提出して、本種類の社債の社債権者集会の招集を請求することができます。

### (2) 通知の方法

- (a) 本社債に関する本社債権者への通知は、法令に別段の定めがある場合を除き、電子公告の方法によりこれを行うものとします。但し、電子公告によることができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、発行会社の定款所定の新聞紙並びに東京都及び大阪市において発行する各1種以上の新聞紙(但し、重複するものがあるときはこれを省略することができます。)に掲載する方法によりこれを行うものとします。
- (b) 上記(a)の記載にかかわらず、発行会社が公告を行うことに代えて、全ての本社債権者に直接通知する場合は、法令に別段の定めがある場合を除き、本社債要項に基づく公告を省略することができます。
- (c) 上記(a)及び(b)の記載にかかわらず、発行会社は、法令に別段の定めがある場合を除き、本社債管理者が認める上記(a)及び(b)に定める方法以外の方法により、本社債に関する本社債権者への通知を行うことができます。
- (d) 本社債管理者が本社債に関する公告を行う場合には、法令所定の方法によるほか、本社債管理者が本社債権者のために必要と認める場合には、東京都及び大阪市において発行する各1種以上の新聞紙にもこれを掲載するものとします。
- (e) 本届出書提出日現在における、発行会社の電子公告のURLは、  
「<https://kmasterplus.pronexus.co.jp/main/corp/m/4/m476/index.html>」です。

### (3) 契約証書等の閲覧及び謄写

本社債要項及び本社債管理委託契約の契約証書の謄本は、発行会社及び本社債管理者の本店に備置し、その通常の営業時間中、本社債権者の閲覧又は謄写に供します。かかる手続に関する一切の費用は、かかる請求をした者の負担とします。本劣後ローン契約の契約証書の謄本は、発行会社の本店に備置し、その通常の営業時

間中、本社債権者の閲覧又は謄写に供します。かかる手続に関する一切の費用は、かかる請求をした者の負担とします。

#### (4) 発行会社の遵守事項

本社債管理委託契約において、発行会社は、本社債管理者に対し、本社債の元利金の全てが支払われ、又は償還されるまでの間、本社債要項及び本社債管理契約に定められたところによる場合を除き、以下の各号を遵守することを約束しています。

- (a) 発行会社は、本社債以外の現在又は将来の発行会社又は第三者の債務を担保するために、発行会社の資産の全部又は一部に抵当権、質権その他一切の担保権を設定せず、また第三者の債務を担保するために保証債務を負担しません。
- (b) 発行会社は、本社債管理者の事前の書面による承諾がある場合を除き、発行会社の資産を、貸し付け、譲渡し、交換し、その他の処分を行いません。
- (c) 発行会社は、本劣後ローン債権の価値を維持・増加するために必要な資金を借り入れる場合（但し、本社債に劣後する借入に限ります。）、本社債の元利金を支払い、若しくは償還するために必要な資金を借り入れる場合（但し、本社債に劣後する借入に限ります。）、又は下記(d)記載の業務及びその付帯業務に関連して必要な債務の負担をする場合（発行会社がA種優先株式又は普通株式を発行する場合において、私募の取扱契約を締結することを含みますがこれに限られません。）かつ（ ）本社債管理者の事前の書面による承諾があり、（ ）本格付機関が本社債に付与した格付が当該債務負担行為により低下させられるものではないことを事前に本格付機関に確認した場合を除き、借入又はその他一切の債務負担行為をしません。
- (d) 発行会社は、本劣後ローン債権の取得、管理及び処分並びに本社債の元利金支払債務の弁済並びにその付帯業務以外のことは行わず、かかる業務に必要な資産を購入し、あるいはリースを受けず、かかる業務遂行に必要な従業員を雇用しません。
- (e) 発行会社は、発行会社の財産である金銭を本社債管理委託契約に従って支出又は運用します。
- (f) 発行会社は、本劣後ローン債権譲渡契約並びにこれに関連する契約及び合意書に基づく他方当事者の義務を履行させるために必要な全ての行為を行い、かかる契約及び合意書を遵守し、それに基づく発行会社の義務をその条項に従って履行します。
- (g) 発行会社は、本劣後ローン債権に基づく明治安田生命の義務を履行させるために必要な全ての行為を行います。
- (h) 発行会社は、発行会社に適用される法令、規則、命令、判決、決定、通達、発行会社の定款その他の内部規則を遵守します。
- (i) 発行会社は、金融商品取引法及びその他関連法令等に従った官庁等に対する必要な届出、報告等に関する事務（金融商品取引法に基づく有価証券報告書、半期報告書及び臨時報告書の提出を含みますが、これらに限られません。）を適式に行います。
- (j) 発行会社の事業年度が終了してから90日以内に、発行会社の会計監査人によって監査済の当該事業年度に係る発行会社の貸借対照表及び損益計算書の写しを本社債管理者に交付します。
- (k) 発行会社は、資本金の額及び資本準備金の額の減少を行いません。
- (l) 発行会社は、子会社（会社法第2条第3号における意味を有します。）を持ちません。
- (m) 発行会社は、組織変更（会社法第2条第26号における意味を有します。）、合併、会社分割、株式交換、株式移転、株式交付又は自己信託の設定を行いません。
- (n) 発行会社は、適用ある法令上、提出が必要となる税務関連の申告書を税務当局にその提出すべき時期までに提出します。

- (o) 発行会社は、自ら又は発行会社の役員若しくは発行会社の普通株主をして、本社債の元利金が全て償還され又は支払われてから1年と1日を経過するまでの間は、発行会社又はその資産について、破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始、特別清算開始その他法令上適用のあり得る同様の法的手続の開始を申し立てる権利を放棄し又は放棄せしめます。
- (p) 発行会社は、明治安田生命以外の者に対して、発行会社のA種優先株式を発行しません。但し、発行会社は、明治安田生命に対して、隨時A種優先株式を発行することができます。
- (q) 発行会社は、本一般社団法人以外の者に対して、発行会社の普通株式を発行しません。但し、発行会社は、本一般社団法人に対して、隨時普通株式を発行することができます。
- (r) 発行会社は、株式について配当を行いません。

#### (5) 本社債要項の変更

- (a) 本社債要項に定められた事項(但し、発行代理人及び支払代理人の記載を除きます。)の変更は、法令の定めがある場合を除き、社債権者集会の決議を要します。但し、社債権者集会の決議は、裁判所の認可を受けなければ、その効力を生じません。
- (b) 上記(a)の社債権者集会の決議は、本社債要項と一体をなすものとし、本社債を有する全ての本社債権者に対してその効力を有します。

#### (6) 元利金の支払方法

本社債に関する元利金は、社債等振替法及び業務規程等に従って支払われ、発行会社は、下記(7)「発行代理人及び支払代理人」に定める支払代理人を経由しての業務規程等に定義された機構加入者に対する元利金の交付をもって、本社債の元利金の支払に係る債務を免責されるものとします。

(7) 発行代理人及び支払代理人

本社債の、業務規程等における発行代理人及び支払代理人は、三菱UFJ銀行とします。

(8) 担保・保証の有無

本社債には担保及び保証は付されておらず、また本社債のために特に留保されている資産はありません。

(9) 申込みの方法等

(a) 本社債の申込期間は、2022年7月26日とし、払込期日は2022年8月3日とします。本社債の発行価格は各本社債の金額100円につき金100円とし、この価格により一般募集します。

(b) その他申込みの方法等に関しては、前記10「募集の方法」から前記14「引受け等の概要」までをご参照下さい。

(10) 投資者情報開示について

本社債の購入を予定している投資者の名称、投資方針、検討状況及び検討金額、需要額、希望価格並びに最終的な購入金額等の情報（個人情報は除き、業態別の投資者の数、需要額及び最終的な購入金額を含みます。また、文書、口頭、物品、電磁的記録その他いかなる媒体で提供されたものであるかを問いません。）（本（10）において、以下「投資者情報」といいます。）については、主幹事である三菱UFJモルガン・スタンレー証券、みずほ証券、大和証券及び野村證券に対して投資者より情報開示に係る不同意の申出がない限り、直接又は代表主幹事会員（日本証券業協会「社債券等の募集に係る需要情報及び販売先情報の提供に関する規則」第2条第5号における代表主幹事会員をいいます。）を通じて、必要に応じて明治安田生命に開示、提供及び共有される予定です。なお、明治安田生命は投資者情報について、本社債の需要調査に関する目的以外の目的では使用しません。

## 第2【特定優先出資証券】

該当事項はありません。

## 第3【コマーシャル・ペーパー及び（特定）短期社債】

該当事項はありません。

## 第4【売出しに係る内国資産流動化証券の所有者の住所、氏名又は名称】

該当事項はありません。

## 第5【手取金の使途】

発行会社は本社債の手取金を、本劣後ローン債権の取得代金に充当します。本劣後ローン債権の原保有者は、本劣後ローン債権の譲渡による手取金により、借入金の返済等を行います。本劣後ローン債権の債務者である明治安田生命は、自己資本の充実を目的に、調達手段の多様化及び資本政策の柔軟性を確保する観点から本劣後ローン債権による資金調達を行い、その手取金を、運転資金等に充当します。

## 第二部【管理資産情報】

### 第1【管理資産の状況】

#### 1【概況】

##### (1)【管理資産に係る法制度の概要】

発行会社は、2022年5月27日付で設立登記を行った株式会社です。発行会社の行いうる業務は、発行会社の定款に目的として記載されている、劣後ローン債権の取得並びにその保有、管理及び処分、当該劣後ローン債権を裏付けとする社債の発行、並びにこれらに附帯又は関連する一切の業務とされており、かかる目的に従つて業務を営むこととなります。

発行会社の義務及び責任に関しては、破産法等の日本法上適用ある倒産処理法の適用を受け、社債を発行及び募集するにあたっては、会社法、社債等振替法及び金融商品取引法の適用を受けます。

管理資産を構成する本劣後ローン債権は、民法及び商法のほか、保険業法及びその他の関連法令、告示並びにそれらの解釈の適用を受けます。本劣後ローン債権は、本劣後ローン債権譲渡契約に基づき、原保有者である三菱UFJモルガン・スタンレー証券から株式会社である発行会社に譲渡され、当該譲渡については本劣後ローン債権譲渡契約に基づき本劣後ローン債権の債務者である明治安田生命が確定日付ある証書による承諾を行うことにより当該譲渡の日に債務者及び債務者以外の第三者対抗要件が具備される予定です。

本劣後ローン債権に関する保険業法及びその他の関連法令、告示並びにそれらの解釈の適用の態様については、前記第一部第1、2「内国资産流動化証券の形態及び基本的仕組み等」(4)「元金の償還及び利息の支払等に重大な影響を及ぼす要因」(b)「本社債の元金の償還に関するリスク」及び(c)「本社債の利息の支払に関するリスク」をご参照下さい。

##### (2)【管理資産の基本的性格】

管理資産は、本劣後ローン契約に基づき三菱UFJモルガン・スタンレー証券が取得し、本劣後ローン債権譲渡契約に基づき三菱UFJモルガン・スタンレー証券から発行会社に譲渡される明治安田生命に対する1個の劣後特約付の貸付債権である本劣後ローン債権です。

本劣後ローン契約の内容については、後記2「管理資産を構成する資産の概要」(3)「管理資産を構成する資産の内容」「本劣後ローン債権の概要」をご参照下さい。また、当該管理資産たる本劣後ローン債権の債務者である明治安田生命の概要については、後記2「管理資産を構成する資産の概要」(3)「管理資産を構成する資産の内容」「本劣後ローン債権の債務者に関する事項」及び後記第三部第3「明治安田生命保険相互会社の概況」をご参照下さい。

##### (3)【管理資産の沿革】

管理資産を構成する資産である本劣後ローン債権は、本劣後ローン契約に基づき三菱UFJモルガン・スタンレー証券が取得し、本劣後ローン債権譲渡契約に基づき2022年8月3日に原保有者である三菱UFJモルガン・スタンレー証券から発行会社に譲渡される予定です。

発行会社は、本社債要項及び本社債管理委託契約に定められたところによる場合並びに本社債管理者の事前の書面による承諾がある場合を除き、本社債の発行から償還時まで当該管理資産を保有し続けます。

##### (4)【管理資産の管理体制等】

###### 【管理資産の関係法人】

三菱UFJモルガン・スタンレー証券は、本劣後ローン契約に基づき、管理資産である本劣後ローン債権を取得した上で、本劣後ローン債権譲渡契約に基づき管理資産を発行会社に譲渡します。本劣後ローン債権の移

転と同時に、発行会社は、三菱UFJモルガン・スタンレー証券が有する本劣後ローン契約上の地位の一切を承継します。

明治安田生命は、本劣後ローン契約に基づき三菱UFJモルガン・スタンレー証券から貸し付けを受け、本劣後ローン債権の債務者となります。

発行会社は、本資産管理受託会社である三菱UFJ信託銀行に対して、本資産管理委託契約に基づき、本劣後ローン債権の管理及び処分に関する業務を委託しています。

三菱UFJ銀行は、本社債の社債管理者です。社債管理者は、その管理の委託を受けた社債につき、社債権者のために社債に係る債権の弁済を受け、又は社債に係る債権の実現を保全するために必要な一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有し、これらの行為等をするために必要があるときは、裁判所の許可を得て、当該社債を発行した会社の業務及び財産の状況を調査することができます（会社法第705条第1項及び第4項）。

#### 【管理資産の管理及び処分に関する基本的態度】

本資産管理受託会社である三菱UFJ信託銀行は、本資産管理委託契約において、以下の事項を遵守することとされています。

- ( ) 本資産管理受託会社は本劣後ローン債権譲渡契約に基づいて発行会社が取得した明治安田生命に対する本劣後ローン債権、その回収金、本社債関連口座内の預金及びその余裕金からの投資その他発行会社に帰属すべき資産（本において、以下「本資産等」といいます。）を、自己の固有財産その他の財産と分別して管理します。
- ( ) 本資産管理受託会社は、発行会社の求めに応じ、本資産等の管理及び処分の状況について説明します。
- ( ) 本資産管理受託会社は、本資産等の管理及び処分の状況を記載した書類を主たる事務所である東京都千代田区丸の内一丁目4番5号所在の本資産管理受託会社たる三菱UFJ信託銀行株式会社資産金融部に備え置き、発行会社の求めに応じ、これを閲覧させます。
- ( ) 本資産管理受託会社は、発行会社の同意なく本資産管理委託契約に定める業務の再委託を行いません。

#### 【管理資産の管理体制】

##### 管理資産の管理を行う会社の統治に関する事項

- ( ) 法人の機関の内容

管理資産である本劣後ローン債権の管理者は、本資産管理受託会社としての三菱UFJ信託銀行です。

三菱UFJ信託銀行は、監査等委員会設置会社の機関設計を選択し、重要な業務執行の決定を取締役会から取締役社長へ大幅に委任することで業務執行の機動性を高めるとともに、取締役監査等委員が取締役会決議に参加することで実効性のある経営監督態勢の構築を図っています。

###### a 法律に基づく機関の設置等

###### (a) 取締役会及び取締役

三菱UFJ信託銀行の取締役会は、事業に関する深い知見を備えるとともに、金融、財務会計、リスク管理及び法令遵守等に関する多様な知見・専門性を備えた、全体として適切なバランスの取れた取締役にて構成され、経営の基本方針を決定するとともに、経営監督機能を担っています。法令で定められた専決事項以外の重要な業務執行の決定は、原則として取締役社長へ委任しています。ただし、特に重要な業務執行の決定については、取締役会が行います。

###### (b) 監査等委員会

三菱UFJ信託銀行の監査等委員会は、取締役の職務執行の監査、監督を行います。また、監査報告の作成を行うとともに、株主総会に提出する会計監査人の選解任及び会計監査人を再任しないことに関する議案の内容の決定、実査を含めた三菱UFJ信託銀行又は子会社の業務・財産の状況の調査等を行います。なお、監査等委員会は、監査等委員以外の取締役の選解任等及び報酬等に関する意見を決定し、監査等委員会が選定する監査等委員は、株主総会において当該意見を述べる権限を有しています。

b その他の機関の設置等

三菱UFJ信託銀行は、独立社外取締役による実効性の高い監督が行われる体制を構築するため、独立社外取締役のみを構成員とした独立社外取締役会議、運用機関としての一層のガバナンス強化を目的に、取締役会傘下の第三者機関として、社外役員及び社外の有識者が構成員の過半を占めるスチュワードシップ委員会及び取締役会で決定した基本方針に基づき、経営全般に関する執行方針等を決定する経営会議を設置しています。また、三菱UFJ信託銀行は、業務執行態勢の強化の観点から、執行役員制度を導入しています。

( ) 監督の組織

三菱UFJ信託銀行は、取締役会及び監査等委員会を設置し、かつ、会計監査に関して有限責任監査法人トーマツと監査契約を締結しています。

( ) 内部管理、人員及び手続

a 内部管理

三菱UFJ信託銀行は、会社法及び同施行規則の規定に基づき、会社の業務の適正を確保するための体制の整備に関して、(a)法令等遵守体制、(b)顧客保護等管理体制、(c)金融円滑化管理体制、(d)情報保存管理体制、(e)リスク管理体制、(f)効率性確保のための体制、(g)グループ管理体制、(h)内部監査体制、(i)監査等委員会の職務を補助する使用人に関する体制、(j)監査等委員会への報告体制、(k)監査等委員の職務の執行について生ずる費用又は債務に係る方針及び(l)その他監査等委員会の監査の実効性の確保のための体制について、取締役会にて決議し、内部統制システムを整備しています。監査等委員会は、日常的に内部統制システムを利用して監査を行っており、実効的な監査を行うため、必要に応じて内部監査部署である監査部に対して具体的な指示を行います。また、監査等委員会と監査部は、相互の連携体制を確保するため、適切な情報共有等を行います。

b 人員及び手続

(a) 内部監査体制

イ リスク管理、内部統制及びガバナンス・プロセスの適切性・有効性を検証・評価する機能を担う高い専門性と独立性を備えた内部監査態勢を整備し、三菱UFJ信託銀行及び同社グループの業務の健全性・適切性を確保しています。

ロ 三菱UFJ信託銀行及び同社グループの内部監査の基本事項を定める社則等を制定しています。

ハ 三菱UFJ信託銀行及び同社グループの内部監査部署として監査部を設置しています。

ニ 内部監査部署は、株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ監査部署統括のもと、法令等に抵触しない範囲で、株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループの直接出資先である他の子会社等の内部監査部門との連携及び協働により、株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ取締役会によるグループ全体の業務監督機能を補佐しています。

ホ 重要な子会社等における内部監査部署との連絡・協働により、三菱UFJ信託銀行グループにおける業務執行の健全性・適切性を確保するとともに、法令等に抵触しない範囲で必要に応じて、重要な子会社等の監査をすることができます。

へ 内部監査部署は、監査等委員会及び選定監査等委員との間で堅密な関係を構築するとともに、必要に応じ会計監査人との間で情報交換を行うなど協力関係を構築し、内部監査の効率的な実施に努めています。

(b) 内部監査に関する組織

監査部には、室長5名を含む相当数の取締役、執行役員又は社員を配置しています。

(c) 内部監査に係る手続

グループ内部監査規則及び内部監査規則に基づき、三菱UFJ信託銀行の全部署及び連結子会社等を対象に内部監査を実施しています。また、監査部の内部監査計画については、年度毎に監査等委員会の審議を経て、取締役会にて決定されており、監査部は、当該計画に基づき、専任の担当常務役員のもと、他の業務執行部署から独立して、内部監査に従事しています。

(d) 監査等委員会による監査に係る組織

監査等委員8名(うち常勤監査等委員3名)

総務部及び監査部内に監査等委員会室を設置しています。

(e) 監査等委員会による監査に係る手続

監査等委員は、監査等委員会が定めた監査の方針、業務の分担等に従い、重要な会議に出席する他、取締役等からその業務の執行状況を聴取し、業務及び財産の状況を調査しています。さらに、内部監査部門と緊密な連携を保ち、効率的な監査を実施するよう努めています。

( ) 監査部、監査等委員会及び会計監査人の相互連携

監査部は、監査等委員会及び選定監査等委員との間で堅密な関係を構築するとともに、必要に応じ会計監査人との間で情報交換を行う等協力関係を構築しています。

監査部は、内部監査計画に基づき実施した監査結果の報告を監査等委員会に対して行うほか、監査等委員会及び選定監査等委員から指示があった場合、監査部は、当該指示に基づく調査あるいは内部監査を実施し、その結果を監査等委員会等に報告しています。

管理資産の管理を行う会社による管理資産に関するリスク管理体制の整備の状況

本資産管理受託会社は、管理資産の管理業務を資産金融部で行います。管理業務のための本資産管理委託契約その他の合意及び法令の遵守状況については、資産金融部により定期的に確認される体制が整備されています。

## 2【管理資産を構成する資産の概要】

### (1)【管理資産を構成する資産に係る法制度の概要】

管理資産は、本劣後ローン契約に基づき三菱UFJモルガン・スタンレー証券が取得し、本劣後ローン債権譲渡契約に基づき三菱UFJモルガン・スタンレー証券から発行会社に譲渡される明治安田生命に対する1個の劣後特約付の貸付債権である本劣後ローン債権です。

本劣後ローン債権には、民法及び商法が適用になるほか、貸金業法が適用になります。同法は、貸金業を営む者について登録制度を実施し、その事業に対し必要な規制を行う等により、その業務の適正な運営を確保し、資金需要者等の利益の保護等を図っています。原保有者である三菱UFJモルガン・スタンレー証券は、貸金業者として登録されています。発行会社にも、債権を譲り受けた者の書面交付義務についての規定のほか一定の規定が適用となります。

本劣後ローン債権には、保険業法及びその他の関連法令、告示並びにそれらの解釈も適用されますが、これらの保険業法及び若しくはその他の法令、告示又はそれらの解釈の適用の態様については、前記第一部第1、2「内国资産流動化証券の形態及び基本的仕組み等」(4)「元金の償還及び利息の支払等に重大な影響を及ぼす

要因」(b)「本社債の元金の償還に関するリスク」及び(c)「本社債の利息の支払に関するリスク」をご参照下さい。

三菱UFJモルガン・スタンレー証券は、本劣後ローン契約に基づき、本劣後ローン貸付実行日において貸し付けを行い、同契約に従い、同日に本劣後ローン債権が発生する予定です。

劣後特約付の貸付債権の譲渡については、民法上の通常の債権の譲渡に関する対抗要件の規定が適用されます。本劣後ローン債権譲渡契約に基づく本劣後ローン債権の原保有者である三菱UFJモルガン・スタンレー証券から発行会社に対する譲渡については本劣後ローン債権が発生する2022年8月3日に効力が発生する予定であり、本劣後ローン債権の債務者である明治安田生命の確定日付ある証書による承諾の方法により債務者及び債務者以外の第三者対抗要件が具備される予定です。

本劣後ローン債権の債務者に対する破産・強制執行等に関しては、破産法、民事再生法、特定調停法、更生特例法、保険業法(清算並びに業務及び財産の管理等に関する内閣総理大臣の処分等の場合)及び民事執行法の適用を受けます。破産法は、債務者がその債務を完済することができない場合に、債務者の総財産を全ての債権者に公平に弁済する裁判上の手続を規定する法律です。民事再生法は、債務者の事業又は経済生活の再生を図るための手続を規定する法律です。特定調停法は、支払不能に陥るおそれのある債務者等の経済再生に資するための特定調停の手続を定める法律です。更生特例法は、協同組織金融機関及び相互会社について、利害関係人の利害を調整しつつその事業の維持更生を図るための手続を定める法律です。民事執行法は、強制執行・担保権の実行等民事執行に関する手続を定める法律です。清算並びに業務及び財産の管理等に関する内閣総理大臣の処分等の場合には、保険業法中の当該手続を定める条項が適用されます。

## (2)【管理資産を構成する資産の原保有者の事業の概要】

管理資産を構成する資産の原保有者である三菱UFJモルガン・スタンレー証券の事業概要については、後記第三部第2、1「原保有者の概況」をご参照下さい。

## (3)【管理資産を構成する資産の内容】

### 本劣後ローン債権の概要

管理資産は、本劣後ローン契約に基づき三菱UFJモルガン・スタンレー証券が取得し、本劣後ローン債権譲渡契約に基づき三菱UFJモルガン・スタンレー証券から発行会社に譲渡された明治安田生命に対する1個の劣後特約付の貸付債権である本劣後ローン債権です。

本劣後ローン契約に基づく本劣後ローン債権の概要は以下のとおりです。

#### (a) 金額

金800億円(予定)

(注)上記金額は、本届出書提出日現在の見込額であり、2022年7月26日頃に決定される予定です。

#### (b) 用途

自己資本の充実を目的に、調達手段の多様化及び資本政策の柔軟性を確保する観点から本劣後ローンによる資金調達を行い、本劣後ローンの手取金を、運転資金等に充当します。

#### (c) 実行日

本劣後ローン貸付実行日

(d) 本劣後ローン最終弁済日

2052年8月3日（当該日が銀行営業日でない場合には、その前銀行営業日とします。）の3銀行営業日前の日をいい、下記(e)「弁済の方法及び期限」アの記載に基づき延長された場合には、当該延長後の日をいいます。

(e) 弁済の方法及び期限

ア 本劣後ローンの元本は、下記イの記載に基づき期限前弁済される場合を除き、本劣後ローン弁済要件を充足した上で、本劣後ローン最終弁済日に、その残存総額を、本劣後ローン最終弁済日を本劣後ローン利払日とする本劣後ローン利息及び本劣後ローン未払残高の支払とともに弁済します。

本劣後ローン弁済要件が充足されないことにより本劣後ローンが本劣後ローン最終弁済日に弁済されない場合、本劣後ローン最終弁済日は次の本劣後ローン利払日まで延長され、その後も同様とし、かかる延長が継続する間も下記(g)「利息支払の方法及び制限」ア「利息支払の方法」に従って利息が発生するものとします。

明治安田生命は、本劣後ローン最終弁済日（延長後の本劣後ローン最終弁済日を含みます。）より30日以上60日以内の事前の通知を行うことにより、本劣後ローン貸付人に対して、本劣後ローン弁済要件の充足の有無を通知するものとします。本劣後ローン弁済要件の充足の有無については当該通知の内容が本劣後ローン貸付人を拘束するものとします。

イ 明治安田生命は、以下の場合において本劣後ローンを弁済することができます。

明治安田生命の選択による弁済

明治安田生命は、その選択により、本劣後ローン任意弁済日に、本劣後ローン弁済要件を充足した上で、本劣後ローン貸付人に対し本劣後ローン任意弁済日より30日以上60日以内の事前の通知（本劣後ローン弁済要件を充足した旨の記載を含むものとし、撤回不能とします。）を行うことにより、本劣後ローン任意弁済日時点で残存する本劣後ローンの元本の全部（一部は不可）を、本劣後ローン任意弁済日を本劣後ローン利払日とする本劣後ローン利息及び本劣後ローン未払残高の支払とともに弁済することができます。

資本事由による弁済

本劣後ローン貸付実行日以降に資本事由が生じ、かつ継続している場合、明治安田生命は、その選択により、明治安田生命が当該弁済のために設定する日である資本事由弁済日に、本劣後ローン弁済要件を充足した上で、本劣後ローン貸付人に対し資本事由弁済日より30日以上60日以内の事前の通知（撤回不能とします。）を行うことにより、資本事由弁済日時点で残存する本劣後ローンの元本の全部（一部は不可）を、( ) (a) 資本事由弁済日が本劣後ローン利払日以外の日である場合、資本事由弁済日の3銀行営業日後の日の直前の利息計算基準日の翌日（当日を含みます。）から資本事由弁済日の3銀行営業日後の日（当日を含みます。）までの期間を計算期間とする本劣後ローン経過利息又は(b) 資本事由弁済日が本劣後ローン利払日に該当する場合の本劣後ローン利息及び( ) 本劣後ローン未払残高の支払とともに弁済することができます。

資本性変更事由による弁済

本劣後ローン貸付実行日以降に資本性変更事由が生じ、かつ継続している場合、明治安田生命は、その選択により、明治安田生命が当該弁済のために設定する日である資本性変更事由弁済日に、本劣後ローン弁済要件を充足した上で、本劣後ローン貸付人に対し資本性変更事由弁済日より30日以上60日以内の事前の通知（撤回不能とします。）を行うことにより、資本性変更事由弁済日時点で残存する本劣後ローンの元本の全部（一部は不可）を、( ) (a) 資本性変更事由弁済日が本劣後ローン利払日以外の日である場合、資本性変更事由弁済日の3銀行営業日後の日の直前の利息計算基準日の翌日（当

日を含みます。)から資本性変更事由弁済日の3銀行営業日後の日(当日を含みます。)までの期間を計算期間とする本劣後ローン経過利息又は(b)資本性変更事由弁済日が本劣後ローン利払日に該当する場合の本劣後ローン利息及び( )本劣後ローン未払残高の支払とともに弁済することができます。

#### 税制事由による弁済

本劣後ローン貸付実行日以降に税制事由が生じ、かつ継続している場合、明治安田生命は、その選択により、明治安田生命が当該弁済のために設定する日である税制事由弁済日に、本劣後ローン弁済要件を充足した上で、本劣後ローン貸付人に対し税制事由弁済日より30日以上60日以内の事前の通知(撤回不能とします。)を行うことにより、税制事由弁済日時点で残存する本劣後ローンの元本の全部(一部は不可)を、( )(a)税制事由弁済日が本劣後ローン利払日以外の日である場合、税制事由弁済日の3銀行営業日後の日の直前の利息計算基準日の翌日(当日を含みます。)から税制事由弁済日の3銀行営業日後の日(当日を含みます。)までの期間を計算期間とする本劣後ローン経過利息又は(b)税制事由弁済日が本劣後ローン利払日に該当する場合の本劣後ローン利息及び( )本劣後ローン未払残高の支払とともに弁済することができます。

#### グロスアップ事由による弁済

本劣後ローン貸付実行日以降にグロスアップ事由が生じ、かつ継続している場合、明治安田生命は、その選択により、明治安田生命が当該弁済のために設定する日であるグロスアップ事由弁済日に、本劣後ローン弁済要件を充足した上で、本劣後ローン貸付人に対しグロスアップ事由弁済日より30日以上60日以内の事前の通知(撤回不能とします。)を行うことにより、グロスアップ事由弁済日時点で残存する本劣後ローンの元本の全部(一部は不可)を、( )(a)グロスアップ事由弁済日が本劣後ローン利払日以外の日である場合、グロスアップ事由弁済日の3銀行営業日後の日の直前の利息計算基準日の翌日(当日を含みます。)からグロスアップ事由弁済日の3銀行営業日後の日(当日を含みます。)までの期間を計算期間とする本劣後ローン経過利息又は(b)グロスアップ事由弁済日が本劣後ローン利払日に該当する場合の本劣後ローン利息及び( )本劣後ローン未払残高の支払とともに弁済することができます。

#### 本社債税制事由による弁済

本劣後ローン貸付実行日以降に本社債税制事由が生じ、かつ継続している場合、明治安田生命は、その選択により、明治安田生命が当該弁済のために設定する日である本社債税制事由弁済日に、本劣後ローン弁済要件を充足した上で、本劣後ローン貸付人に対し本社債税制事由弁済日より30日以上60日以内の事前の通知(撤回不能とします。)を行うことにより、本社債税制事由弁済日時点で残存する本劣後ローンの元本の全部(一部は不可)を、( )(a)本社債税制事由弁済日が本劣後ローン利払日以外の日である場合、本社債税制事由弁済日の3銀行営業日後の日の直前の利息計算基準日の翌日(当日を含みます。)から本社債税制事由弁済日の3銀行営業日後の日(当日を含みます。)までの期間を計算期間とする本劣後ローン経過利息又は(b)本社債税制事由弁済日が本劣後ローン利払日に該当する場合の本劣後ローン利息及び( )本劣後ローン未払残高の支払とともに弁済することができます。

#### 本社債買入消却に伴う弁済

本劣後ローン貸付人が発行会社である場合において、発行会社が本社債買入消却を行う場合においては、本劣後ローン貸付人は、明治安田生命と本社債買入消却及びこれに伴う本劣後ローンの元本の弁済に関する事前の書面による合意である本社債買入消却関連合意を行うものとします。

本社債買入消却関連合意が成立した場合には、明治安田生命は、本社債買入消却関連合意に従い、本劣後ローン弁済要件を充足した上で、( )本社債買入消却関連合意に規定する金額の本劣後ローンの元本を弁済し、( )本社債買入消却関連合意に規定する金額の本劣後ローンの利息(経過利息を含

みます。)及び本劣後ローン未払残高(本社債買入消却関連合意において支払が合意された場合及び当該合意された金額に限ります。)を支払います。

明治安田生命が本社債買入消却関連合意に基づき本劣後ローンの元本の弁済として支払った金額にかかわらず、本社債買入消却関連合意に基づく本劣後ローンの元本の弁済に伴い、本社債買入消却によって買い入れられる本社債の金額相当額の本劣後ローンの元本が弁済されたものとみなされ、かつ、本社債買入消却によって買い入れられる本社債の金額相当額の本劣後ローンの元本に対応する利息(経過利息を含みます。)及び本劣後ローン未払残高が支払われたものとみなされるものとします。

ウ 上記ア又はイに基づき本劣後ローンが弁済されるべき日である本劣後ローン弁済日が銀行営業日でない場合は、その支払は前銀行営業日にこれを繰り上げます。なお、かかる繰り上げは、本劣後ローン弁済日(当日を含みます。)までの本劣後ローン経過利息又は本劣後ローン弁済日が本劣後ローン利払日に該当する場合の本劣後ローン利息の金額に影響を与えるものではありません。

エ 本劣後ローンの元本の弁済については、本(e)「弁済の方法及び期限」の記載のほか、下記(j)「劣後条件等」ア「劣後特約」記載の劣後特約に従います。

#### (f) 利率

ア 本劣後ローンの利率は、(a)払込期日の翌日(当日を含みます。)から2032年8月3日(当日を含みます。)までは年(未定)%<sup>(注)</sup>とし、(b)2032年8月3日の翌日(当日を含みます。)以降は、各利率改定日に改定され、各改定後利率適用期間については当該改定後利率適用期間に係る利率基準日における5年国債金利に(未定)%<sup>(年率)</sup><sup>(注)</sup>を加えた値とします。但し、当該利率は0%を下回りません。

(注) 上記(a)の利率及び(b)における加算率は、2022年7月26日頃に行われる本社債の利率の条件決定と同時に、前記第一部第1、7「利率」(1)(a)の利率及び(b)における加算率と、それぞれ同率で決定されることが予定されています。

イ 上記ア(b)における「5年国債金利」とは、利率基準日のレートとして利率決定日の午前9時30分(東京時間)以降に国債金利情報ページに表示されている5年国債金利をいいます。

ある改定後利率適用期間に係る利率決定日の午前10時(東京時間)に、国債金利情報ページに利率基準日のレートとしての5年国債金利が表示されていない場合、又は国債金利情報ページが利用不能となった場合には、利率決定日に本劣後ローン貸付人は全ての参照国債ディーラーに対し、利率基準日の午後3時(東京時間)現在提示可能であった参照5年国債の売買気配の仲値の半年複利利回り(本イにおいて、以下「提示レート」といいます。)の提示を求めるものとします。

提示レートが4つ以上の参照国債ディーラーから提示された場合には、その最も高い値と低い値をそれぞれ1つずつ除き、残りの提示レートの算術平均値(小数第4位を四捨五入します。本イにおいて、以下同じです。)を当該改定後利率適用期間における各本劣後ローン利息計算期間に適用される5年国債金利とします。提示レートが2つ又は3つの参照国債ディーラーから提示された場合には、それらの算術平均値を当該改定後利率適用期間における各本劣後ローン利息計算期間に適用される5年国債金利とします。提示レートが2つに満たなかった場合には、当該利率決定日の午前10時(東京時間)において国債金利情報ページに表示済みの最新の5年国債金利を当該改定後利率適用期間における各本劣後ローン利息計算期間に適用される5年国債金利とします。

なお、上記ア(b)における利率は、利率決定日に本劣後ローン貸付人が決定します。

本イにおける「参照国債ディーラー」とは、発行会社が本社債管理者と協議の上で国債市場特別参加者（財務省が指定する国債市場特別参加者をいいます。）又は市場で国債の売買を活発に行っていると認められる金融機関から最大5者選定する金融機関をいいます。

本イにおける「参照5年国債」とは、参照国債ディーラーから発行会社が選定する金融機関が選定する国債で、当該改定後利率適用期間の最終日又はその前後に満期が到来し、選定期において市場の慣行として5年満期の円建て社債の条件決定において参照するものをいいます。

ウ 本劣後ローン貸付人は、利率決定日に、上記ア(b)及び上記イにより決定された本劣後ローンの利率並びに当該利率の算定に用いた5年国債金利を明治安田生命に通知します。

(g) 利息支払の方法及び制限

ア 利息支払の方法

本劣後ローン利息は、本劣後ローン貸付実行日の翌日（当日を含みます。）からこれを付し、当初利率適用期間においては、各本劣後ローン利払日に、同日までの実日数にかかわらず、本劣後ローンの元本金額に上記(f)「利率」ア(a)に記載の利率を乗じ、2で除して算出した金額を支払います。当初利率適用期間における各本劣後ローン利払日に支払われるべき利息の金額は（未定）円（注）です。

（注）上記金額は、2022年7月26日頃に行われる本社債の利率の条件決定と同時に決定されることが予定されています。

改定後利率適用期間においては、各本劣後ローン利払日に、同日までの実日数にかかわらず、本劣後ローンの元本金額に、上記(f)「利率」ア(b)に基づき決定される利率を乗じ、2で除して算出した金額を支払います。

上記 に別段の定めがある場合を除き、半か年に満たない期間につき本劣後ローンに係る利息を計算するときは、その半か年の日割りをもってこれを計算し、円位未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てます。

本劣後ローン弁済日以降、当該弁済額（本劣後ローンの元本の支払が不当に留保若しくは拒絶された場合又は本劣後ローンの元本の支払に関して債務不履行が生じている場合を除きます。）に係る本劣後ローン利息は発生しないものとします。なお、（ ）a当該本劣後ローン弁済日において残存する本劣後ローン経過利息又はb当該本劣後ローン弁済日が本劣後ローン利払日に該当する場合の本劣後ローン利息及び（ ）本劣後ローン未払残高は、上記(e)「弁済の方法及び期限」の記載に従い弁済とともに支払われます。

本劣後ローン利息及び本劣後ローン経過利息の支払については、本(g)「利息支払の方法及び制限」の記載のほか、下記(j)「劣後条件等」ア「劣後特約」記載の劣後特約に従います。

イ 利払いの任意停止

明治安田生命は、その裁量により、その本劣後ローン利払日の15銀行営業日前の日である本劣後ローン基準日までに本劣後ローン貸付人に対し通知を行うことにより、当該通知に係る本劣後ローン利払日における本劣後ローン利息の支払の全部（一部は不可）を繰り延べることができます。当該繰り延べられた本劣後ローン利息の未払金額である本劣後ローン任意停止金額には、利息を付しません。

ウ 利払いの強制停止

明治安田生命は、本劣後ローン基準日の5銀行営業日前において、( )資本不足事由が生じ、かつ継続している場合、又は( )本劣後ローン若しくは本劣後ローン同順位劣後債務がその直前の支払期日において支払を停止している場合には、当該本劣後ローン基準日までに本劣後ローン貸付人に対して通知した上で、当該本劣後ローン基準日に係る本劣後ローン利払日以降、当該事象が解消されるまでの間に到来する本劣後ローン利払日における本劣後ローン利息の支払の全部を繰り延べなければなりません。当該繰り延べられた本劣後ローン利息の未払金額である本劣後ローン強制停止金額には、利息を付しません。

## エ 本劣後ローン未払残高の支払

明治安田生命は、その裁量により、本劣後ローン未払残高の全部又は一部の支払を、10銀行営業日以上20銀行営業日以内の本劣後ローン貸付人に対する事前の通知(かかる通知には支払われる本劣後ローン利払停止金額を記載することを要します。)を行うことにより、いつでも行うことができます。但し、かかる支払は、当該通知の時点において、( )適用ある規制上の要件を充足し、( )資本不足事由が発生しておらず、また、( )本劣後ローン同順位劣後債務がその支払を停止していないことを条件とします。

上記( ), 上記イ「利払いの任意停止」及びウ「利払いの強制停止」並びに下記(h)「本劣後ローン同順位劣後債務等の支払停止」の記載にかかわらず、本劣後ローン同順位劣後債務の支払が停止している場合であっても、明治安田生命は、直近の本劣後ローン利払日における本劣後ローン未払残高の全部又は一部の支払を行うことができます。但し、当該本劣後ローン同順位劣後債務の直近の利息支払期日における未払残高について、実質的に同時に、本劣後ローン未払残高に占める支払額の比率と同一の比率(かかる比率の算定において、外貨換算その他の要素については明治安田生命が適当と認める方法により行うものとします。)で支払うことをその条件とします。なお、当該本劣後ローン同順位劣後債務の要項上、かかる実質的に同時の支払ができない場合には、当該本劣後ローン同順位劣後債務の直後の利息支払期日における支払であっても上記の条件を満たすものとします。

明治安田生命が本劣後ローン未払残高の一部を支払う場合、当該支払は、最も早い本劣後ローン利払日に係る本劣後ローン利払停止金額から順に充当されます。

本劣後ローン未払残高の支払については、本工「本劣後ローン未払残高の支払」のほか、下記(j)「劣後条件等」ア「劣後特約」記載の劣後特約に従います。

## オ グロスアップ

明治安田生命は、本劣後ローン契約に基づく債務の支払につき、法令等により要求される場合を除き、公租公課等を控除してはなりません。明治安田生命が支払うべき金額から公租公課等を控除しなければならない場合には、明治安田生命は、本劣後ローン貸付人が公租公課等を課せられない場合に受領できる金額を受領できるように必要な金額を追加して支払うものとします。かかる場合、明治安田生命は、源泉徴収に係る日本の租税当局その他の監督官庁により発行された納税証明書を、支払を行った日より30日以内に本劣後ローン貸付人に宛てて直接送付します。

### (h) 本劣後ローン同順位劣後債務等の支払停止

明治安田生命が本劣後ローンに係る利息の支払の停止に係る通知をした場合又は上記ア「利息支払の方法」からオ「グロスアップ」までの記載に従って本劣後ローン利息の支払が停止している場合、明治安田生命は、本劣後ローン同順位劣後債務又は本劣後ローン後順位劣後債務(明

治安田生命の基金に係る債務及びかかる債務の条件として支払を行わないことが許容されていない債務を除きます。)に係る利息若しくは配当の支払、償還又は買入消却を行うこと、又は明治安田生命の子会社をして行わせることはできません。但し、明治安田生命の基金に係る元利金その他一切の支払及び社員配当の支払は禁止されません。

(i) 期限の利益喪失の禁止

本劣後ローン貸付人は、本劣後ローン契約に基づく本劣後ローンの元本の弁済並びに本劣後ローン利息、本劣後ローン経過利息及び本劣後ローン未払残高の支払につき、期限の利益を喪失させることはできません。

(j) 劣後条件等

ア 劣後特約

明治安田生命は、本劣後ローン劣後事由の発生後速やかに、本劣後ローン貸付人に対して、本劣後ローン劣後事由が発生した事実を通知します。本劣後ローン劣後事由が発生し、継続している期間中、本劣後ローンに関する一切の請求権は、劣後支払条件(本劣後ローン劣後事由)が成就した場合にのみ発生します。

イ 本劣後ローン上位債権者に対する不利益変更の禁止

本劣後ローン契約の各条項は、いかなる意味においても本劣後ローン上位債権者に対して不利益を及ぼす内容に変更されることはならず、そのような変更の合意はいかなる意味においても、またいかなる者に対しても効力を生じません。この場合に、本劣後ローン上位債権者とは、明治安田生命に対し、本劣後ローン上位債務に係る債権を有する全ての者をいいます。

ウ 劣後特約に反する支払の禁止

本劣後ローン劣後事由発生後、劣後支払条件(本劣後ローン劣後事由)が成就していないにもかかわらず、本劣後ローンの元利金の全部又は一部が本劣後ローン貸付人に支払われた場合には、その支払は無効とし、本劣後ローン貸付人は受領した元利金を直ちに明治安田生命に返還します。

エ 相殺の禁止

明治安田生命について清算手続が開始され、かつ継続している場合、破産手続開始の決定がなされ、かつ破産手続が継続している場合、更生手続開始の決定がなされ、かつ更生手続が継続している場合、再生手続開始の決定がなされた場合(但し、再生手続開始の決定がなされた後、簡易再生の決定若しくは同意再生の決定が確定した場合、再生計画不認可の決定が確定した場合、再生手続開始決定の取消若しくは再生手続の廃止により民事再生手続が終了した場合、又は再生計画取消の決定が確定した場合を除きます。)、又は日本法によらない外国における清算手続、破産手続、更生手続、再生手続若しくはこれらに準ずる手続が行われている場合には、劣後支払条件(本劣後ローン劣後事由)が成就されない限りは、本劣後ローン貸付人は、明治安田生命に対して負う債務と本劣後ローンに基づく元利金の支払請求権を相殺してはなりません。

(k) 事実の表明及び保証

明治安田生命は本劣後ローン貸付人に対し、本劣後ローン契約締結日及び本劣後ローン貸付実行日において、以下の事実を表明し、保証しています。これらの表明及び保証につき違反の事実が判明した場合には、当該違反と相当因果関係を有する本劣後ローン貸付人の被った全ての損害、損失及び費用について明治安田生命は賠償の責に任せられるものとされています。

明治安田生命は、日本法に基づき適法に設立され、有効に存続する相互会社です。

明治安田生命は、本劣後ローン契約並びに本劣後ローン契約に基づいて交付される他の全ての証書及び文書の締結及び履行をなす権利能力を有しており、これらの締結及び履行に必要な一切の授権手続を履践しました。

明治安田生命による本劣後ローン契約の締結及び履行は、保険業法その他明治安田生命に適用がある法令、規則、通達、明治安田生命の定款その他の内部規則、裁判所その他の政府機関の命令若しくは判決、又は明治安田生命を当事者とする若しくは明治安田生命が拘束される第三者との間の契約上の規定に、重要な点で違反又は抵触しておらず、明治安田生命の財産若しくは事業の上に先取特権、担保権その他の負担（本劣後ローン契約に基づき本劣後ローン貸付人のために負担するものを除きます。）を成立させ、又はそのような負担の設定を必要ならしめたりするものではありません。

明治安田生命による本劣後ローン契約の締結及び履行に際して、明治安田生命の側において必要となる許可、認可、承認、通知又は事前の届出は存在しないか、又は全て完了済みかつ有効です。

本劣後ローン契約の締結及び履行に先立ち、明治安田生命から本劣後ローン貸付人に対して直近に提出された貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分に関する決議書（写）は重要な点において正確であり、一般に公正妥当と認められる会計原則に基づき、当該書類作成時点における明治安田生命の状態を適切かつ正確に反映したものです。これらの、貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分に関する決議書（写）の書類作成時点以降、明治安田生命の本劣後ローン契約に基づく債務の履行に重大な影響を与える事項は存在していないか、全て本劣後ローン貸付人に対して書面で開示されています。

明治安田生命に対し、本劣後ローン契約の適法性、有効性若しくは執行可能性、又は本劣後ローン契約に基づく債務を履行する能力について重大な影響を与える訴訟、請求その他の司法手続、行政手続又はその他の係争は存在していません。

本劣後ローン契約に基づき、明治安田生命から本劣後ローン貸付人に対し提供される情報は、当該情報の提出日現在、全ての重要な点について真実かつ正確であり、明治安田生命は本劣後ローン貸付人により重要と思われる情報を削除又は省略していません。また、当該情報には、本劣後ローン貸付実行日時点で残存する全ての本劣後ローン同順位劣後債務の明細及び条件が含まれています。

明治安田生命を当事者とする又は明治安田生命が拘束される契約につき、本劣後ローン契約を締結し又はこれに基づく債務を履行する上で重大な影響を及ぼし得る債務不履行、期限の利益喪失事由若しくは潜在的な期限の利益喪失事由、解除事由、又は契約終了事由（これらの事由には、支払の停止、破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始若しくは特別清算手続開始の申立てがあったこと、保険業免許取消の処分を受け、若しくは解散したこと、保険業法第241条第1項に基づき、業務の全部若しくは一部の停止、合併若しくは保険契約の移転の協議その他必要な措置、又は保険管理人による業務及び財産の管理を命ずる処分が行われ、かつ、債務超過であることが判明したこと、保険業法第266条第1項に基づき、同法第260条第1項に定める保険契約の移転等にあたり、明治安田生命が会員として加入する生命保険契約者保護機構に対する資金援助の申込が行われたこと、保険業法第267条に基づき、明治安田生命が会員として加入する生命保険契約者保護機構に対する保険契約の承継等の申込が行われたこと等を含みますが、これらに限られません。）は発生、継続しておらず、かかる事由は明治安田生命による本劣後ローン契約の締結、又は本劣後ローン契約に基づく債務の履行の結果発生することもありません。

#### （I）組織変更に伴う読み替

明治安田生命が保険業法第85条第1項に基づき組織を変更して株式会社となる場合、本劣後ローン契約のうち一定の条項は、組織変更の効力発生をもって、読み替えられるものとされています。

本届出書における本劣後ローン契約に関する記載のうち、かかる読み替の対象となる箇所及び読み替え後の内容は、下記のとおりです。

## 第一部 証券情報

### 第1 (特定)社債((特定)短期社債を除く。)

#### 2 内国資産流動化証券の形態及び基本的仕組み等

(前略)

「本劣後ローン同順位劣後債務」とは、明治安田生命の清算手続における支払につき本劣後ローンに係る債務と同順位となることが明示された明治安田生命のその他の債務をいいます(下記の債務を含みますが、これらに限られません。)。本劣後ローン同順位劣後債務に含まれる債務の例としては、本届出書提出日現在、以下の契約及び社債に係る明治安田生命の債務があります。

- ア 明治安田生命第1回劣後ローン流動化株式会社との間の劣後ローン契約及びこれに関する一切の変更契約(原契約締結日:2021年7月21日)
- イ 2045年満期米ドル建劣後特約付社債(利払繰延条項付)(発行日:2015年10月20日)
- ウ 明治安田生命保険相互会社第1回利払繰延条項・期限前償還条項付無担保社債(劣後特約付・適格機関投資家限定分付分割制限少人数私募)(発行日:2016年12月15日)
- エ 明治安田生命保険相互会社第2回利払繰延条項・期限前償還条項付無担保社債(劣後特約付・適格機関投資家限定分付分割制限少人数私募)(発行日:2016年12月15日)
- オ 明治安田生命保険相互会社第3回利払繰延条項・期限前償還条項付無担保社債(劣後特約付・適格機関投資家限定分付分割制限少人数私募)(発行日:2017年11月6日)
- カ 2048年満期米ドル建劣後特約付社債(利払繰延条項付)(発行日:2018年4月26日)
- キ 明治安田生命保険相互会社第4回利払繰延条項・期限前償還条項付無担保社債(劣後特約付・適格機関投資家限定分付分割制限少人数私募)(発行日:2019年9月25日)

(中略)

「本劣後ローン劣後事由」とは、以下のいずれかの事由が生じた場合をいいます。

- ア 明治安田生命について、清算手続(会社法に基づく通常清算手続及び特別清算手続を含みます。)が開始された場合。
- イ 管轄権を有する日本の裁判所が、明治安田生命について、破産法の規定に基づく破産手続開始の決定をした場合。
- ウ 管轄権を有する日本の裁判所が、明治安田生命について、会社更生法の規定に基づく更生手続開始の決定をした場合。
- エ 管轄権を有する日本の裁判所が、明治安田生命について、民事再生法の規定に基づく再生手続開始の決定をした場合。但し、再生手続開始の決定がなされた後、簡易再生の決定若しくは同意再生の決定が確定した場合、再生計画不認可の決定が確定した場合、再生手続開始決定の取消若しくは再生手続の廃止により再生手続が終了した場合、又は再生計画取消の決定が確定した場合には、本エによる本劣後ローン劣後事由は生じなかつたものとみなされます。
- オ 明治安田生命について日本法によらない外国における清算手続、破産手続、更生手続、再生手続又はこれらに準ずる手続が開始された場合。

(中略)

「劣後支払条件(本劣後ローン劣後事由)」とは、以下に該当する場合をいいます。

- ア 明治安田生命の清算手続において、債権の申出期間に申出がなされた債権又は明治安田生命に知れている債権者に係る全ての本劣後ローン上位債務が、会社法の規定に基づき、全額支払われた場合、又はその他の方法で全額の満足を受けた場合。
- イ 明治安田生命の破産手続において、最後配当のための配当表に記載された全ての本劣後ローン上位債務が、法令上認められる全ての配当によって、全額支払われた場合、又はその他の方法で全額の満足(供託による場合を含みます。)を受けた場合。
- ウ 明治安田生命の更生手続において、会社更生法に基づき更生計画認可の決定が確定したときにおける更生計画に記載された全ての本劣後ローン上位債務が、その確定した債権額について全額支払われた場合、又はその他の方法で全額の満足を受けた場合。
- エ 明治安田生命の再生手続において、民事再生法に基づき再生計画認可の決定が確定したときにおける再生計画に記載された全ての本劣後ローン上位債務が、その確定した債権額について全額支払われた場合、又はその他の方法で全額の満足を受けた場合。
- オ 明治安田生命に対する日本法によらない外国における清算手続、破産手続、更生手続、再生手続又はこれらに準ずる手続において、上記に準じて本劣後ローン上位債務が全額支払われた場合、又はその他の方法で全額の満足を受けた場合。但し、当該手続上そのような条件を付すことが認められない場合には、本劣後ローンに基づく元利金の支払請求権の効力は当該条件に服すことなく発生します。

(後略)

## 第二部 管理資産情報

### 第1 管理資産の状況

#### 2 管理資産を構成する資産の概要

##### (3) 管理資産を構成する資産の内容

###### 本劣後ローン債権の概要

###### (g) 利息支払の方法及び制限

###### イ 利払いの任意停止

下記力に従って本劣後ローン利息の支払が強制される場合を除き、明治安田生命は、その裁量により、その本劣後ローン利払日の15銀行営業日前の日である本劣後ローン基準日までに本劣後ローン貸付人に対し通知を行うことにより、当該通知に係る本劣後ローン利払日における本劣後ローン利息の支払の全部(一部は不可)を繰り延べることができます。当該繰り延べられた本劣後ローン利息の未払金額である本劣後ローン任意停止金額には、利息を付しません。

###### ウ 利払いの強制停止

明治安田生命は、本劣後ローン基準日の5銀行営業日前において、資本不足事由が生じ、かつ継続している場合には、当該本劣後ローン基準日までに本劣後ローン貸付人に対して通知した上で、当該本劣後ローン基準日に係る本劣後ローン利払日以降、当該事象が解消されるまでの間に到来する本劣後ローン利払日における本劣後ローン利息の支払の全部を繰り延べなければなりません。当該繰り延べられた本劣後ローン利息の未払金額である本劣後ローン強制停止金額には、利息を付しません。

###### エ 本劣後ローン未払残高の支払

明治安田生命は、その裁量により、本劣後ローン未払残高の全部又は一部の支払を、10銀行営業日以上20銀行営業日以内の本劣後ローン貸付人に対する事前の通知(かかる通知には支払われる本劣後ローン利払停止金額を記載することを要します。)を行うことにより、いつでも行うことができます。但し、かかる支払は、当該通知の時点において、( )適用ある規制上の要件を充足し、

( )資本不足事由が発生しておらず、また、( )本劣後ローン同順位劣後債務がその支払を停止していないことを条件とします。

上記 ( )、上記イ「利払の任意停止」及びウ「利払の強制停止」の記載にかかわらず、本劣後ローン同順位劣後債務の支払が停止している場合であっても、明治安田生命は、直近の本劣後ローン利払日における本劣後ローン未払残高の全部又は一部の支払を行うことができます。但し、当該本劣後ローン同順位劣後債務の直近の利息支払期日における未払残高について、実質的に同時に、本劣後ローン未払残高に占める支払額の比率と同一の比率(かかる比率の算定において、外貨換算その他の要素については明治安田生命が適当と認める方法により行うものとします。)で支払うことをその条件とします。なお、当該本劣後ローン同順位劣後債務の要項上、かかる実質的に同時の支払ができない場合には、当該本劣後ローン同順位劣後債務の直後の利息支払期日における支払であっても上記の条件を満たすものとします。

明治安田生命が本劣後ローン未払残高の一部を支払う場合、当該支払は、最も早い本劣後ローン利払日に係る本劣後ローン利払停止金額から順に充当されます。

本劣後ローン未払残高の支払については、本工「本劣後ローン未払残高の支払」のほか、下記(j)「劣後条件等」ア「劣後特約」記載の劣後特約に従います。

(中略)

#### 力 強制利払い

ある本劣後ローン利払日に先立つ6か月間において以下のいずれかの事由(本力において、以下「本劣後ローン強制利払事由」といいます。)が生じた場合、明治安田生命は、金融庁の事前の承認の取得(かかる承認が必要な場合に限ります。)その他その時点において適用のある規制上の要件を充足したうえで、当該本劣後ローン利払日に、本劣後ローン未払残高の支払とともに、当該本劣後ローン利払日に係る本劣後ローン利息を支払うものとします。但し、本劣後ローン強制利払事由が生じてから当該本劣後ローン利払日までの間に本劣後ローン強制停止事由が発生した場合は、この限りではありません。

明治安田生命が株式の配当(会社法第454条第5項に規定される中間配当及び全額に満たない配当をする場合を含みます。)又は本劣後ローン後順位劣後債務若しくは本劣後ローン同順位劣後債務に対する配当若しくは利息(未払残高を含みます。)の支払を行う決議をした場合又は支払を行った場合(但し、当該本劣後ローン同順位劣後債務の要項に基づき強制された支払及び上記工「本劣後ローン未払残高の支払」記載の本劣後ローンと同一の比率での未払残高の全部又は一部の支払を除きます。)

明治安田生命又は明治安田生命の子会社が明治安田生命の株式又は本劣後ローン後順位劣後債務若しくは本劣後ローン同順位劣後債務の消却、買入れ又は取得をした場合(但し、以下の事由のいずれかによる場合を除きます。)

- ( )会社法に基づき義務づけられる消却、買入れ又は取得
- ( )合併その他の組織再編に伴って生じる買入れ又は取得
- ( )従業員又は役員に対するインセンティブ・プランに関連して生じる買入れ又は取得

#### (h) 本劣後ローン同順位劣後債務等の支払停止

(全文削除)

(後略)

本劣後ローン債権の明治安田生命による利息の支払及び元本の弁済に関しては、物的又は人的担保は付されません。

本劣後ローン債権譲渡契約においては、本劣後ローン債権が一定の属性を有することは求められておらず、本劣後ローン債権が一定の属性を有しない場合に行われ又は行われ得る措置（例えば、三菱UFJモルガン・スタンレー証券による買戻し等）は定められていません。

#### 本劣後ローン債権の債務者に関する事項

管理資産を構成する本劣後ローン債権の唯一の債務者である明治安田生命に関する事項は以下のとおりです。

(a) 名称

明治安田生命保険相互会社

(b) 組織形態

保険業法第2条第5項に定める相互会社

(c) 沿革

## 沿革

### 【明治安田生命保険相互会社】

年	月	主なできごと
2004	1.1	明治生命保険相互会社と安田生命保険相互会社が合併し、明治安田生命保険相互会社発足
1	1	明治安田生命誕生記念商品「ライフアカウント LA, Double」を発売
1	1	業界初、全国部署点の業務サービスシステムを全面的にWebオンライン化システムに移行
8	8	明治安田生命ビル(東京都・丸の内)竣工
9	9	「ライフアカウント LA, みらいとマモル」「ライフアカウント LA, Double蓄え健保」を発売
2005	4	明治損害保険株式会社と安田ライフ損害保険株式会社が合併し、明治安田損害保険株式会社発足
4	4	疾病予防サービスの運営事業を行なう「ヘルスケアーティールサポート株式会社」を設立
4	4	「医療保険 MYどく」を発売
4	4	「ライフアカウント LA, 医療保険パッケージ」「(がん監視パック)」「女性医療パック」を発売
10	10	「ごんのほけん」を発売
2006	3	「保険金・給付金の内支払いに関する不服申立て制度」を開始
7	7	総代立候補制を導入、委員会設置会社へ移行
9	9	個人年金保険「年金ひとすじ」を発売
9	9	一時払特別保険「エアリーデイ」を発売
10	10	「ライフアカウント LA, Double」「7ガード」を発売
2007	2	「CSR報告書2006」を発行
6	6	「新・手術特約」「女性疾患入院特約」「女性医療保険 オ色健夫」を発売
8	8	個人年金保険「年金ひとすじ」ワードを発売
12	12	銀行代理業の許認可を取得し、株式会社三菱東京UFJ銀行と中小企業分野において業務提携
2008	4	「代理請求水掛料」を取り扱い開始
4	4	「かんたんお年寄り保険」を発売
5	5	「消費者モニター制度」を新設(翌年度に「消費者専門アドバイス制度」に名称変更)
11	11	業界初の業務サービスシステムを大幅刷新
2009	5	「一つのタイプの来店型店舗を開設
6	6	「明日のミカタ」を発売
10	10	「一時払蓄定期預金「たしかな計画」」を発売
2010	6	「医療費リフレンジーズ」を発売
10	10	「重慶がん保険金前払特約」を取扱い開始
11	11	タラバンズ社(ドイツ)と業務提携、アブリト社(インドネシア)と業務提携
12	12	「ハイアールグループ(中国)」と業務提携
2011	10	「生活サポート 認身保険特約」等4つの新特約を発売
11	11	「介護報酬情報ポータルサイト「MY介護の広場」」をオープン
2012	3	介護付有料老人ホームを運営する株式会社サンビナス(川)の過半数の株式を取得し、介護施設運営事業へ進出
6	6	オイロア社(オーランド)の株式を27%取得
7	7	「ワルタ社(オーランド)」の株式を30%取得
9	9	「介護のミカタ」を発売
2013	2	「明治安田の学資のほけん」「医療のほけん」を発売
7	7	ダイの生命保険会社「ダイライフ」社と戦略提携
9	9	新営業戦略「マイスター・モバイル」を導入

### 【旧明治生命保険相互会社】

年	月	主なできごと
1881	7.9	わが国最初の近代的生命保険会社として創業 (有限明治生命保険会社)
1893	12	明治生命保険株式会社と改称
1934	3	明治生命創設
1947	7	明治生命保険相互会社として再発足
1948	9	戦後、業界初、月掛保険(定期預金月払い)の取扱い実施
11	11	戦後、業界初、月掛保険(定期預金月払い)の取扱い実施
1969	6	定期預金保険「ダイヤモンド保険」を発売
1973	11	業界初、「ご加入者懇談会」を開催
1979	7	業界初、ディスクロージャー資料「明治生命の現況」を発行
1981	10	定期預金保険「ダイヤモンド保険 ライフ」を発売
1996	8	「明治損害保険株式会社」を設立
10	10	「5年ごと利潤配当」付終身保険「Eシリーズ」を発売
1997	5	明治生命館(東京都・丸の内)が重要文化財に指定
2000	4	わが国初のアカウント型保険「ライフアカウント LA」を発売
2002	1	安田生命保険相互会社と将来の経営統合に向けた全面提携の実施について 基本合意
2003	5	安田生命と「合併契約書」に調印

年	月	主なできごと
2014	6	「ベストスタイル」を発売
12	12	個人年金保険「年金かけはし」を発売 「つかってのこせる終身保険」を発売
2015	1	サッカー「リーグ」と「リーグタイトルパートナー契約」を開始
3	3	「5年ごと配当付3年間灾害保険型進歩定期保険」を発売
4	4	「MY愛ごとに保険制度」の創設
4	4	「社外取締役会議」を設置
7	7	「コーポレートガバナンス・ガイドライン」を制定・公表
8	8	「ハイオニアケアプラス」「明治安田生命 つみたて学資」を発売
2016	3	スタンコープ(米国)を買収、完全子会社化
6	6	「糖尿病既往症保険特約」「介護サポート認身保険特約」を発売
10	10	「かんたん保険シリーズ ライト」By明治安田生命」を創設
12	12	「おさまさゆみの業務運営方針」を制定
2017	4	新たな企業理念「明治安田フィロソフィー」を制定
6	6	「明治安田ビジネスプラス株式会社」を設立
8	8	外資建保険「ミドル建—一時払蓄者保険」「外資建・エブリバディプラス」を発売
12	12	「50歳からの認身保険」を発売
2018	4	「MYアシスト(プラス)」制度を創設
6	6	「始与・家計サポート特約」を発売
12	12	「ミドル建—一時払蓄者保険」を発売
2019	1	サッカー「リーグ」と「リーグタイトルパートナー契約」を更新
2	2	外債建て平手払商品「つみたてドル建終身」を発売
4	4	「みんなの健保プロジェクト」を本格展開
4	4	健保端末型保険「ベストスタイル 健康キャッシュバック」を発売
4	4	ヘルスケアや先端テクノロジー等に関する基礎研究施設を「株式会社明治安田生活総合研究所」に移管し、「株式会社明治安田総合研究所」に社名変更
4	4	「明治安田システム・テクノロジー株式会社」のMBS事業部門を分社化し、「明治安田収納ビジネスサービス株式会社」を設立
8	8	「外資建—一時払蓄者保険」「時金給付型認身保険」を発売
9	9	「マイスター・プラス」「MYファンタジーフリードリーム」を導入
12	12	「期間がえらべる外債建て一時払終身保険」「地うがんん外債建て一時払終身保険」「えらべる外債建て一時払終身保険」を発売
2020	4	「地元の元気プロジェクト」を展開
5	5	「ESG投資方針」を制定
2021	1	「いまから認身保険 MCプラス」「明治安田のケガほけん」を発売
1	1	「裏規約」を制定
2	2	「日本女子プロゴルフ協会」と「オフィシャルパートナー契約」を締結
4	4	「医療サービス・コジカルエグゼ」を全国に展開し、「訪問型サービス活動」を開始
4	4	「人権方針」を制定
6	6	「早期児童・治療支援特約」「重症化予防支援特約」を発売
6	6	「明治安田アジア・パシフィック株式会社」を設立
7	7	「健全性水準」に応じた経営の方針および「ご契約者配当に関する方針」を制定
11	10	「地元一時払終身保険」「エブリバディ」を発売
11	11	「グループ税控方針」を制定
2022	4	「明治安田フィロソフィー」における「企業ビジョン」に「未来世代との絆」を追加
4	4	「グループサステイナビリティ方針」を制定
4	4	「MYシングルコーディネーター制度」の創設
4	4	「かんたん告知認身保険」「団体がん保険」を発売

### 【旧安田生命保険相互会社】

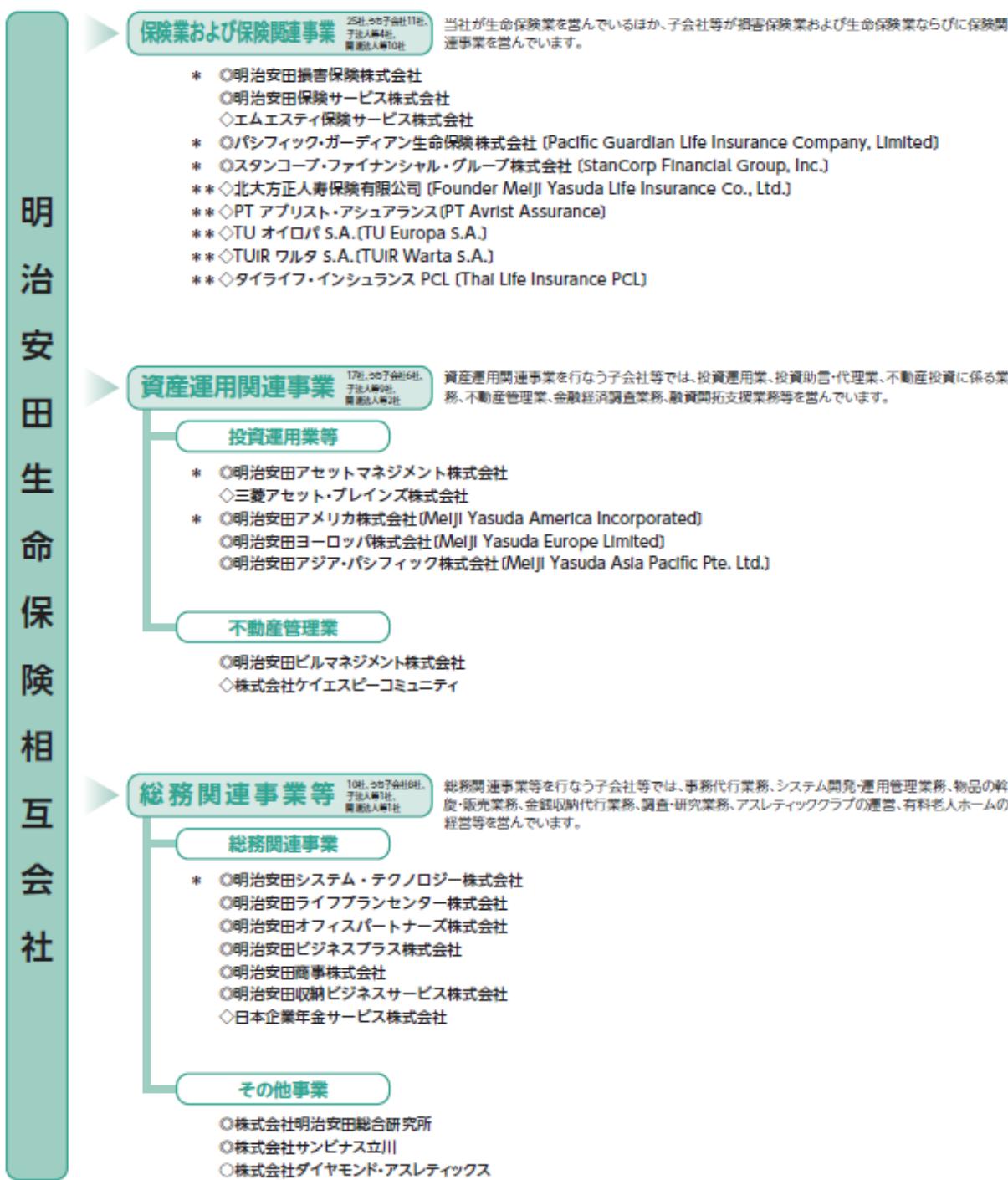
年	月	主なできごと
1880	1.1	初代安田善次郎、成島柳北らとともに共済五百名社を創立
1894	3	井浦右白の社を解散、井浦生命保険合資会社を設立(4月)
1900	4	井浦生命保険株式会社に改組
1929	8	安田生命保険株式会社と改称
1947	6	安田生命保険相互会社として再発足
10	10	光生命保険相互会社と改称
1952	1	安田生命保険相互会社に社名復帰
1961	10	東京都・新宿四丁目に本社新社屋竣工
1969	1	「万全の保障」を発売
1971	6	「白寿の保険」を発売
1975	11	業界初、「契約転換制度」を実施
1982	9	「オーダー認身保険」「パニー」を発売
1990	4	「パワーリーク面倒見を両体系化した「Q(ウォリス)シリーズ」を発売
1996	8	「安田」「イフ」認身保険株式会社を設立
10	5	「5年ごと利潤配当」付終身保険「Eタイプ」を発売
2000	10	「介護保険定期特約付認身保険」「健保物語」「Eタイプ」を発売
2002	1	明治生命保険相互会社と将来の経営統合に向けた全面提携の実施について 基本合意
2003	5	明治生命と「合併契約書」に調印

## (d) 事業の内容

## 保険会社およびその子会社等の概況

(2022年3月31日現在)

## 【明治安田生命グループ事業系統図】



(注1)「\*」を表示した会社は、2022年3月期の連結子会社、「\*\*」を表示した会社は、2022年3月期の持分法適用会社です。

(注2)子会社とは保険業法第2条第12項に規定する子会社、子法人等とは保険業法施行令第13条の5の2第3項に規定する子法人等(子会社を除く)、関連法人等とは保険業法施行令第13条の5の2第4項に規定する関連法人等です。

(注3)「○」を表示した会社は「子会社」、「□」を表示した会社は「子法人等」、「◇」を表示した会社は「関連法人等」です。

(注4)会社名は、主要なものを記載しています。

(注5)スタンコープ・ファインシャル・グループ株式会社は傘下に子会社等10社(当社の子会社および子法人等に該当)、投資運用を行なう会社を含む)、パシフィック・ガーディアン生命保険株式会社は傘下に子会社1社(当社の子法人等に該当)、明治安田アメリカ株式会社は傘下に子会社2社(当社の子法人等に該当)、PT アブリスト・アシュアランスは傘下に子会社2社(当社の関連法人等に該当)、TU オイロ/パ S.A.は傘下に子会社1社(当社の関連法人等に該当)、TUIR ワルタ S.A.は傘下に子会社1社(当社の関連法人等に該当)を有します。

(e) 営業の概況

明治安田生命の営業の概況については、後記第三部第3「明治安田生命保険相互会社の概況」をご参照下さい。

(f) 割合その他の管理資産における本劣後ローン債権への集中の状況

明治安田生命は、管理資産を構成する本劣後ローン債権の唯一の債務者です。

(g) 本劣後ローン債権の内容

上記「本劣後ローン債権の概要」をご参照下さい。

管理資産を構成する資産に係る価格等の調査の結果及び方法の概要等

管理資産を構成する資産である本劣後ローン債権については、価格等の調査は行われていません。

(4) 【管理資産を構成する資産の回収方法】

管理資産を構成する資産である本劣後ローン債権に係る本劣後ローン利息の支払及び本劣後ローンの元本の弁済については、原保有者である三菱UFJモルガン・スタンレー証券から発行会社に対して本劣後ローン債権が譲渡された後においては、明治安田生命は直接発行会社に対してこれを行うものとされています。本劣後ローン債権利息の支払及び本劣後ローンの元本の弁済の詳細については、前記2「管理資産を構成する資産の概要」(3)「管理資産を構成する資産の内容」「本劣後ローン債権の概要」をご参照下さい。

### 3 【管理及び運営の仕組み】

(1) 【資産管理等の概要】

【管理資産の管理】

管理資産を構成する本劣後ローン債権は、本劣後ローン契約に基づき原保有者である三菱UFJモルガン・スタンレー証券が貸付金の貸付を明治安田生命に対して行うことによって発生したものです。

原保有者である三菱UFJモルガン・スタンレー証券は、本劣後ローン債権譲渡契約に基づく本劣後ローン債権の譲渡に際して、発行会社及び明治安田生命に対して、自らが、その保有している本劣後ローン債権の単独唯一の権利者であり、その権利は他者の如何なる担保権その他の権利にも服するものではなく、自分のみがその処分権限を有することを除き、本劣後ローン債権に関連して、その有効性を含む一切の事項についての事実表明及び保証を何ら行っていません。

本劣後ローン債権の債務者である明治安田生命は、本劣後ローン契約において、本劣後ローン契約の締結日である2022年7月26日付及び本劣後ローン貸付実行日付で、本劣後ローン貸付人に対し、前記2「管理資産を構成する資産の概要」(3)「管理資産を構成する資産の内容」「本劣後ローン債権の概要」(k)「事実の表明及び保証」記載の事実を表明し、保証しています。

発行会社の普通株式及びA種優先株式の状況並びにその保有者については下記第三部、第1「発行者の状況」をご参照下さい。

なお、発行会社は、未償還の本社債が残存する限り当該株式の保有者たる株主に対する配当を行わないこと並びに資本金の額及び資本準備金の額の減少を行わないことを本社債管理委託契約において約束しています。

明治安田生命による本劣後ローン債権に係る本劣後ローン利息の支払及び本劣後ローンの元本の弁済は、それぞれ各本劣後ローン利払日及び本劣後ローン弁済日において、発行会社に対して直接行われます。本社債管理委託契約においては、本劣後ローン利息の支払による回収金は発行会社の本社債関連口座内の利息支払勘定において、本劣後ローンの元本の弁済による回収金は発行会社の本社債関連口座内の元金償還勘定において、それぞれ保管するものとされています。

発行会社は、本資産管理委託契約に基づき、三菱UFJ信託銀行に対し、本劣後ローン債権の管理及び処分に関する業務を委託しています。

なお、発行会社は、管理資産である本劣後ローン債権の管理又は処分により得られる金銭の全部又は一部を当該資産又は他の資産の取得に係る資金の全部又は一部に充てることを予定していません。

本に記載される事項のほか管理資産たる本劣後ローンの元本の弁済及び利子の支払等に重大な影響を及ぼす要因については、前記第一部第1、2「内国資産流動化証券の形態及び基本的仕組み等」(4)「元金の償還及び利息の支払等に重大な影響を及ぼす要因」をご参照下さい。

#### 管理資産からの支出

本社債管理委託契約において、発行会社は、本社債管理委託契約に定めるとおり、本社債関連口座を開設するものとし、本社債関連口座内の金銭を、( )利息支払勘定、( )元金償還勘定及び( )出資金勘定に区分して管理するものとされています。

本社債管理委託契約において、発行会社は、以下に定める方法と順序においてのみ金銭の支払を行うことができるものとされています。また、発行会社は、保有する金銭を下記に定める方法に基づき本社債関連口座においてのみ保管するものとされています(但し、本社債買入消却関連合意に基づき受領した金銭については、本社債買入消却関連合意に従い、隨時、本社債買入消却に関連する支払に充当することができます。)。但し、本社債関連口座を開設している金融機関について、R&Iによる短期格付がa-1(又はそれと同等の信用力)未満に格下げされた場合(以下「格付事由」といいます。)には、発行会社は、かかる事由の発表の日の翌日から14銀行営業日以内に、R&Iによる短期格付がa-1(又はそれと同等の信用力)以上である金融機関に新たに本社債関連口座を開設し、従来の本社債関連口座において保管されていた金銭をそれぞれ本社債管理者に書面による通知の上移転し、新たな本社債関連口座内の金銭を、従前と同様に( )利息支払勘定、( )元金償還勘定及び( )出資金勘定に区分して管理するもの(以下「本社債関連口座移転行為」といいます。)とし、以後も同様とします。なお、発行会社は、格付事由が生じていない場合であっても、(a)本社債に付された格付の格下げを避けるために合理的に必要又は望ましいものと認められる場合及び(b)本社債に付された格付の格上げのために合理的に必要又は望ましいと認められる場合には、本社債関連口座を開設する金融機関と協議の上、隨時、本社債関連口座移転行為を行うことができます。

管理資産からの支払順序及び方法は、以下によるものとします。

本劣後ローン債権に基づき明治安田生命から受領した金銭のうち、元本として受領した金銭については元金償還勘定において管理し、利息、その他元本以外として受領した金銭については利息支払勘定において管理します。発行会社がその普通株式及びA種優先株式の発行によって受領した発行代わり金は全て出資金勘定において管理します。発行会社が本社債の発行によって受領した社債発行代わり金は全て出資金勘定において管理します。上記からまでの事由以外の事由によって受領した金銭は全て出資金勘定において管理します。

各利払日、最終償還日、本社債期限前償還日(利払日)及び本社債期限前償還日(利払日以外)において、以下の方法及び順序により、費用並びに本社債の元金及び利息(未払残高を含みます。本において、以下同じです。)の支払を行うものとします。但し、本社債の元金及び利息の支払に関しては、前記第一部第1、9「償還期限及び償還の方法」(2)「償還の方法及び期限」及び前記第一部第1、8「利払日及び利息支払の方法」に記載のとおりとします。

- ( ) 最終償還日に該当しない利払日(この日が本社債期限前償還日(利払日)及び本社債期限前償還日(利払日以外)である場合を除きます。)においては、利息支払勘定から本社債の利息の支払い、かかる支払の後の残余については、全て利息支払勘定に留保します。
- ( ) 最終償還日、本社債期限前償還日(利払日)又は本社債期限前償還日(利払日以外)においては、利息支払勘定及び元金償還勘定から本社債の利息、元金の順で支払を行い、かかる支払の後の残余については、全て出資金勘定に振り替えます。

発行会社は、以下の項目に該当する支払については、その支払時期が到来した時点において、隨時、出資金勘定から行うことができます。

- ( ) 公租公課の支払
- ( ) 諸費用の支払

本「管理資産からの支出」において「諸費用」とは、資産の維持・管理に係る諸費用(本資産管理委託契約に基づき支払う資産管理委託手数料を含みます。)、本社債の維持、管理及び支払に係る諸費用(本社債管理委託契約及び本社債事務委託契約に基づき支払う報酬・費用及び社債管理委託手数料を含みます。)、発行会社の業務又は維持に係る諸費用(取締役・監査役に対する報酬、会計士及び監査法人手数料、格付手数料を含みます。)、並びに本社債管理委託契約第17条及び第18条に基づく損害、債務及び費用の支払を総称したものをいいます。

上記からまでの規定にかかわらず、発行会社は、払込期日に(但し、下記( )及び( )の支払については、支払期日の到来又は請求のあり次第速やかに)下記の項目に該当する支払については、出資金勘定から行うことができます。

- ( ) 本引受契約に基づく発行会社から本社債の引受会社に対して支払う引受手数料及び費用の支払
- ( ) 本劣後ローン債権譲渡契約第2条第1項に基づく発行会社から三菱UFJモルガン・スタンレー証券に対する本劣後ローン債権の売買代金の支払
- ( ) 払込期日までに発行会社が支払うべき公租公課の支払
- ( ) その他本社債の発行に関連して必要となる費用(弁護士費用、会計士費用、本格付機関に対して支払う格付手数料等を含みますがこれに限られません。)の支払

#### 【管理報酬等】

管理資産から支払われる手数料としては以下のものがあります。

当初支払手数料として、発行会社は、本社債の引受会社に対する引受手数料、本社債事務受託会社に対する社債事務委託手数料、本社債の発行に関連して必要となる弁護士費用、会計士費用、本格付機関に対する格付手数料及び目論見書(仮目論見書及びその訂正事項分を含みます。以下同じです。)等印刷費用、A種優先株式の発行に係る登録免許税その他当初において会社の設立・維持のために発行会社が負担すべき費用等を支払うものとし、その合計は約630百万円(注)です。

(注)上記概算額は、前記第一部第1、3「券面総額」記載の本社債の総額を800億円と仮定して算出された本届出書提出日現在の見込額であり、最終的な金額はかかる本社債の総額と同時(2022年7月26日頃)に決定される予定です。なお、以下の算式によって算出されます。

当初支払手数料概算額 = 53百万円 + (前記第一部第1、3「券面総額」記載の本社債の総額) × 0.65% (1) × 1.10 + (前記第一部第1、2「内国資産流動化証券の形態及び基本的仕組み等」(2)「内国資産流動化証券の基本的仕組みの概要等」記載のA種優先株式の払込金額の総額の2分の1) × 7/1000 (2)

- (1)前記第一部第1、3「券面総額」記載の本社債の総額に応じて変動する引受手数料を算出する割合です。
- (2)前記第一部第1、2「内国資産流動化証券の形態及び基本的仕組み等」(2)「内国資産流動化証券の基本的仕組みの概要等」記載のA種優先株式の払込金額の総額に応じて変動する登録免許税を算出する割合です。

期中費用として、発行会社は、以下の費用を支払います。

( ) 本社債事務受託会社を通じて、本社債権者が本社債を保有する口座管理機関に対して、元金支払手数料として、当該本社債の元金金額(期限前償還する場合には、償還価額の総額)につき、10,000分の0.075の料率により計算された金額にこれに係る消費税相当額を加えた金額を、利息支払手数料として、当該本社債の元金金額(期限前償還日において本社債の全部が償還されるときにおける利息支払の場合には、償還価額の総額)につき、10,000分の0.075の料率により計算された金額及びこれに係る消費税相当額を加えた金額を、それぞれ支払います。

発行会社は、元金支払手数料を本社債の元金が償還される日の1銀行営業日前の日までに、利息支払手数料を本社債の利息が支払われる日の1銀行営業日前の日までに、それぞれ本社債事務受託会社に交付します。

( ) 本社債管理者に対して、2023年8月3日を第1回の支払期日とし、その後毎年8月3日を支払期日として、その前年の支払期日における本社債残存額に10,000分の0.4を乗じた金額に、これに係る消費税相当額を加えた金額を前1か年分の社債管理委託手数料として支払います。但し、第1回の支払期日においては払込期日における本社債の総額に基づき本社債の払込期日の翌日から第1回の払込期日までの前1か年分を支払います。また、本社債の総額を償還する場合には、償還日の直前の支払期日における本社債残存額に対し月割計算で算出した金額(円未満切捨て)をその償還日に支払います。社債管理委託手数料の支払期日が銀行営業日以外の日にあたるときは、その支払は前銀行営業日にこれを繰り上げます。

( ) 本資産管理受託会社に対して、2022年7月26日から2023年8月3日までの本資産管理委託契約に定める業務の委託期間について2023年の8月の最終の銀行営業日に1,200,000円を、以降毎年8月4日から翌年8月3日までの本資産管理委託契約に定める業務の委託期間について、2024年(この年を含みます。)から2051年(この年を含みます。)までの各年の8月の最終の銀行営業日及び2052年8月3日(当該日が銀行営業日でない場合はその前銀行営業日)に1,200,000円を、本資産管理委託手数料として支払います(それぞれ消費税及び地方消費税は外税とします。)。この定めは、2052年8月4日以降において本資産管理委託契約の期間が継続している場合に準用します。また、本資産管理委託契約がいずれかの委託期間の期中ににおいて終了した場合、当該委託期間に関する本資産管理委託契約に定める業務の委託の報酬は、年額1,200,000円の月割計算(1円未満切捨て)による金額とし、本資産管理委託契約の期間終了月の最終の

銀行営業日又は発行会社及び本資産管理受託会社が別途合意する時期において、発行会社及び本資産管理受託会社が別途合意する方法により支払うものとします。

( ) 上記( )ないし( )以外の主な期中費用として、発行会社は、本格付機関に対する格付監視手数料、発行会社の会計監査人に対する報酬、公告費用及びその他発行会社を維持するため必要となる費用等を支払うものとし、その合計は年間約17,000,000円(注)です。

(注)上記概算額は、前記第一部第1、2「内国资産流動化証券の形態及び基本的仕組み等」(2)「内国资産流動化証券の基本的仕組みの概要等」記載のA種優先株式の払込金額の総額を1,298,000,000円と仮定して算出された本届出書提出日現在の見込額であり、最終的な金額は本社債の総額が決定されることに伴い決定されるA種優先株式の払込金額の総額と同時(2022年7月26日頃)に決定される予定です。なお、以下の算式によって算出されます。

上記( )ないし( )以外の主な期中費用概算額(年間) = 10,100,000円 + (前記第一部第1、2「内国资産流動化証券の形態及び基本的仕組み等」(2)「内国资産流動化証券の基本的仕組みの概要等」記載のA種優先株式の払込金額の総額) × 0.525%( )

( )いわゆる外形標準課税の税率です。

#### 【その他】

本社債管理委託契約において、発行会社は、本社債要項に別途定めるところに加え、以下の事項につき事前に本社債管理者の書面による承諾を得るものとされています。

( ) 発行会社の定款の変更(但し、本一般社団法人に対して普通株式を発行するために必要となる定款の変更及び明治安田生命に対してA種優先株式を発行するために必要となる定款の変更を除きます。)をする場合

( ) 発行会社が、本劣後ローン債権譲渡契約又は本資産管理委託契約を解除、変更又は修正する場合

なお、発行会社の定款の変更は、株主総会の決議によらなければできません。

本社債管理委託契約に定められた事項の変更その他特に必要と認められる事項については、そのつど発行会社及び本社債管理者は、相互にこれに関する協定をします。本社債管理委託契約が変更された場合には、発行会社は速やかにその旨を本格付機関に書面にて通知します。但し、本社債権者の利害に重大な関係を有する事項の変更(法令の改正又は制定に伴う変更を除きます。)については、法令及び前記第一部第1、17「その他」(1)「社債権者集会」の規定に従い、社債権者集会の決議を要するものとし、さらに当該決議に係る裁判所の認可を必要とします。

定款の変更、関係法人との契約の更改等を行った場合には、公告その他の会社法等に従った所定の措置を取ります。

#### (2)【信用補完等】

本社債については、特段の信用補完・流動性補完は行われていません。なお、発行会社の普通株式及びA種優先株式の払込金は発行会社の本社債関連口座内の出資金勘定において保管され、公租公課の支払や諸費用の支払の原資として利用されますが、本社債関連口座内の利息支払勘定及び元金償還勘定内の金銭が、本社債の利息及び元金の支払に不足する場合においても、当該不足に係る金額については、本社債関連口座内の出資金勘定から支払われるものではありません。

#### (3)【利害関係人との取引制限】

該当事項はありません。

## 4 【証券所有者の権利】

本社債権者への利息金額及び償還金額の計算方法については、前記第一部第1、8「利払日及び利息支払の方法」及び前記第一部第1、9「償還期限及び償還の方法」をご参照下さい。

本社債の元利金は、社債等振替法及び業務規程等に従い、各本社債権者に係るそれぞれの口座管理機関を通じて支払われます（但し、直接加入者の自己保有分については、本社債事務受託会社よりかかる直接加入者に対し、直接、支払われます。）。

本社債権者が有する利息支払請求権及び元金償還請求権は、各々、本社債の各利払日及び償還日に、期限が到来した金銭債権となります。

本社債の消滅時効は、その支払期日から（元金の場合）10年及び（利息の場合）5年となります。

本社債権者は、本社債の元利金が全て償還され又は支払われてから1年と1日を経過するまでの間は、発行会社又はその資産について、破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始、特別清算開始その他法令上適用のあり得る同様の法的倒産手続の開始を自ら又は第三者を通じて申し立てないものとし、第三者による申立てに対し参加、同意等もしないものとします。

本社債権者は、発行会社による本社債に基づく元利金その他の債務の履行は、発行会社の財産（本4「証券所有者の権利」において、以下「本責任財産」といいます。）のみを責任財産として、かつ、前記3「管理及び運営の仕組み」(1)「資産管理等の概要」「管理資産の管理」「管理資産からの支出」のないしに記載されている順序及び方法によってのみ行われることに合意し、ここにおいて、本社債権者は、かかる債務の履行による満足を得るために本責任財産以外の財産について、強制執行、差押、仮差押、保全処分その他類似の手続の申立てを行わないことに合意するものとされています。

本社債権者は、償還日が到来した場合において、本責任財産から支払が行われた後に、なお本社債について未償還の元金又は未払の利息が存在する場合、本社債の未償還元金総額及び未払利息額が本責任財産が換価された金額を超過する範囲においてその債権を放棄するものとします。

## 5 【管理資産を構成する資産の状況】

### （1）【管理資産を構成する資産の管理の概況】

原保有者である三菱UFJモルガン・スタンレー証券からの本劣後ローン債権の譲渡は、本社債の発行と同時に行われるため、管理資産のいずれについても現在は何ら資産が発生していません。

### （2）【損失及び延滞の状況】

管理資産譲受後1計算期間を経過する以前の日であるため、記載する事項はありません。

### （3）【収益状況の推移】

管理資産譲受後1計算期間を経過する以前の日であるため、記載する事項はありません。

## 6 【投資リスク】

### （1）【投資に関するリスクの特性】

発行会社は、本劣後ローン債権を裏付けとして本社債を発行します。本社債の元利金の支払は、発行会社が取得する本劣後ローン債権の元利金を支払原資として行われますが、明治安田生命の信用状態が悪化した場合その他の理由により、かかる支払債務の履行が行われない可能性があります。従って、本社債の元利金支払の前提となっている本劣後ローン債権の支払債務の履行が必ずしも確実に行われるとは限らない以上、本社債においてはその元本や一定の投資成果が保証されているものではありません。

本劣後ローン債権に係る支払債務の履行の程度その他の理由に基づく本劣後ローン債権の価値の下落、その他、前記第一部第1、2「内国资産流動化証券の形態及び基本的仕組み等」(4)「元金の償還及び利息の支払等に重大な影響を及ぼす要因」及び後記第三部第3、5「明治安田生命の事業等のリスク」に記載される事由により、投資家各位は損失を被ることがあります。

また、本社債は預貯金や保険契約とは異なり、預金保険機構、農水産業協同組合貯金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象とはなりません。

本社債に関する投資リスクに関する、経営者が発行会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があると認識している主要なリスク（投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項）については、前記第一部第1、2「内国资産流動化証券の形態及び基本的仕組み等」(4)「元金の償還及び利息の支払等に重大な影響を及ぼす要因」及び後記第三部第3、5「明治安田生命の事業等のリスク」をご参照下さい。

上記、前記第一部第1、2「内国资産流動化証券の形態及び基本的仕組み等」(4)「元金の償還及び利息の支払等に重大な影響を及ぼす要因」及び後記第三部第3、5「明治安田生命の事業等のリスク」に記載される将来に関する事項は本届出書提出日現在において判断したものです。

## （2）【投資リスクに関する管理体制】

発行会社は、法令及び本社債管理委託契約の定めに従い、本社債について、本社債への投資者たる本社債権者のために、本社債に基づく弁済の受領、債権の保全その他の本社債の管理を行うことを本社債管理者に委託しています。本社債管理者は、本社債権者のために、本社債の弁済を受け、又は本社債に基づく本社債権者の債権の実現を保全するために必要な一切の裁判上又は裁判外の行為をなす権限を有します。

本社債管理者は、上記の本社債の管理を行うために、本社債管理委託契約に基づき、ソリューションプロダクト部において、本社債の管理業務を行います。上記管理のための本社債管理委託契約その他の合意及び法令の遵守状況については、ソリューションプロダクト部により定期的に確認される体制が整備されています。

なお、本社債に関する投資リスクに関する、経営者が発行会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があると認識している主要なリスク（投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項）に対する対応については、前記第一部第1、2「内国资産流動化証券の形態及び基本的仕組み等」(4)「元金の償還及び利息の支払等に重大な影響を及ぼす要因」をご参照下さい。

## 第2【管理資産の経理状況】

### 1【主な資産の内容】

原保有者である三菱UFJモルガン・スタンレー証券からの本劣後ローン債権の譲渡は、本社債の発行と同時に行われるため、管理資産のいずれについても現在は何ら資産が発生していません。

### 2【主な損益の内容】

前記1「主な資産の内容」に記載のとおり、管理資産に関する損益は未だ発生していません。

### 3 【収入金（又は損失金）の処理】

該当事項はありません。

### 4 【監査等の概要】

本社債の管理資産について、法令及び契約等により、公認会計士又は監査法人の監査を受けるものとする義務は課されていません。

## 第3【証券事務の概要】

### 1 本社債の名義書換

本社債は、社債等振替法第66条第2号の規定に基づき、その全部について社債等振替法の適用を受けることとする旨を定めた社債であり、発行会社は、社債等振替法第67条第1項の規定に基づき、本社債の社債券を発行しません。社債原簿管理人は設置されず、本社債の譲渡については、社債等振替法に基づき、社債権者が振替機関又は口座管理機関に対して振替の申請を行い、譲受人がその口座における保有欄（社債等振替法に規定する機関口座にあっては、社債等振替法第68条第5項第2号に掲げる事項を記載し、又は記録する欄）に当該譲渡に係る金額の増額の記載又は記録を受けなければ、その効力を生じません。

なお、社債等振替法第86条の4に基づき、本社債の社債原簿においては本社債権者の氏名又は名称及び住所並びに本社債権者が本社債を取得した日は記載されず、社債原簿に係る取扱場所、取次所、代理人の名称及び住所並びに手数料に関する事項については、該当事項はありません。

### 2 証券所有者に対する特典

通常の社債権者の権利である元利金受領権のほかには、特典等はありません。

### 3 譲渡制限

本社債について譲渡制限はありません。

### 4 その他

本社債については、保管振替機構が定める社債等に関する業務規程第58条の23の規定に従い、償還日及び利払日の前銀行営業日並びに業務規程等において振替停止日とされている日においては、本社債に係る振替を行うための振替の申請はすることができます。

## 第4【その他】

### 1 目論見書について

- (1) 目論見書の表紙に発行会社の名称を記載することができます。また、目論見書に明治安田生命から使用許諾を得ているロゴマークや図案を使用することができます。
- (2) 目論見書の表紙には、幹事会社の名称及びロゴマークが記載することができます。
- (3) 目論見書の表紙裏に金融サービス提供法に関する重要事項を記載することができます。

## 2 仮目論見書について

- (1) 仮目論見書の表紙に発行会社の名称を記載することができます。また、仮目論見書に明治安田生命から使用許諾を得ているロゴマークや図案を使用することができます。
- (2) 仮目論見書の表紙には、幹事会社の名称及びロゴマークが記載されることがあります。
- (3) 仮目論見書の表紙裏に金融サービス提供法に関する重要事項を記載することができます。

## 第三部【発行者及び関係法人情報】

### 第1【発行者の状況】

#### 1【発行者の概況】

##### (1) 主要な経営指標等の推移

発行会社の設立後最初の事業年度は、本届出書提出日現在において未だ終了していないため、記載事項はありません。発行会社の最初の事業年度の終了日は、2022年12月31日です。

##### (2) 沿革

発行会社は、2022年5月27日に本一般社団法人によって資本金及び資本準備金の額をそれぞれ5万円にて会社法に基づく株式会社として設立されました。

発行会社の本店は、東京都千代田区丸の内三丁目1番1号東京共同会計事務所内に所在します。

##### (3) 事業の内容

発行会社の目的は、劣後ローン債権の取得並びにその保有、管理及び処分、当該劣後ローン債権を裏付けとする社債の発行、並びにこれらに附帯又は関連する一切の業務を行うことです。

##### (4) 関係会社の状況

発行会社の親会社は、本一般社団法人たる一般社団法人明治安田生命債権流動化ホールディングスです。なお、発行会社は子会社、関連会社、その他関係会社を有していませんので、関係会社の状況のうち子会社、関連会社、その他の関連会社の記載は行っていません。

#### 親会社

名称	住所	資本金又は出資金	主要な事業の内容
一般社団法人明治安田生命債権流動化ホールディングス	東京都千代田区丸の内三丁目1番1号東京共同会計事務所内	基金1,460万円	<ul style="list-style-type: none"><li>資産流動化法に基づいて設立された特定目的会社の特定出資の取得、保有及び処分</li><li>資産の流動化に係る業務を目的として設立された株式会社、合同会社その他の法人の株式、出資その他の持分の取得、保有及び処分</li></ul>
議決権の被所有割合			
役員の兼任等		事業上の関係	
直接100%	なし	なし	

##### (5) 従業員の状況

発行会社と雇用契約を締結している従業員はいません。三菱UFJ信託銀行に本資産管理委託契約に基づき管理資産を構成する資産である本劣後ローン債権の管理及び処分の業務を委託しています。

##### (6) 株式等の状況

###### (a) 株式の総数等

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	8
A種優先株式	80,000
計	80,008

発行済株式	種類	発行数	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容(注2)
	普通株式	2株	該当事項はありません	
	A種優先株式	(注1)	該当事項はありません	<ul style="list-style-type: none"> <li>定款において、会社法第108条第1項第1号(注3)、第2号(注4)及び第3号(注5)に掲げる事項について定めています。</li> <li>定款において、会社法第322条第2項に規定する定めをしています。</li> <li>定款において、会社法第199条第4項及び第238条第4項の規定による種類株主総会の決議を要しない旨を定めています。</li> </ul>
	計	(注1)		

(注1) 発行会社のA種優先株式の発行数及び発行会社が払込期日までに発行する普通株式とA種優先株式の発行数の合計については、前記第一部第1、2「内国资産流動化証券の形態及び基本的仕組み等」(2)「内国资産流動化証券の基本的仕組みの概要等」において定義される「A種優先株式」をご参照下さい。

(注2) 定款において、会社法第107条第1項第1号に掲げる事項を定めています。

(注3) 定款において、発行会社は、各事業年度の末日を基準日とする剰余金の配当を行うときは、当該剰余金の配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたA種優先株式を有する株主(以下「A種優先株主」といいます。)又はA種優先株式の登録株式質権者(以下「A種登録株式質権者」とい)、A種優先株主と総称して「A種優先株主等」といいます。)に対して、普通株式を有する株主(以下「普通株主」といいます。)又は普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」とい)、普通株主と総称して「普通株主等」といいます。)に先立ち、法令上可能な範囲内において、A種優先株式1株につき、A種優先株式1株当たりの払込金額相当額に0.05を乗じた額に相当する金額の配当金(以下「A種優先配当金」といいます。)を支払う旨、並びに、ある事業年度においてA種優先株主等に対して支払われた剰余金の配当の額が、A種優先配当金の額に達しないときは、その不足分は切り捨てられるものとし、翌事業年度以降に累積しない旨を定めています。

(注4) 定款において、発行会社は、残余財産の分配をするときは、A種優先株主等に対し、普通株主等に先立ち、A種優先株式1株につき、A種優先株式1株当たりの払込金額を支払う旨、及び、A種優先株主等に対しては、のほか、残余財産の分配を行わない旨を定めています。

(注5) 定款において、A種優先株主は、全ての事項につき株主総会において議決権を有しない旨を定めています。

#### (b) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

#### (c) 発行済株式総数、資本金等の推移

設立日以降の発行済株式総数及び資本金の変化はありません。

発行会社は新株予約権、新株予約権付社債を発行していません。

(d) 所有者別状況

本届出書提出日現在、発行会社の発行済普通株式2株の全ては、本一般社団法人に所有されています。また、本届出書提出日現在、発行会社の発行済A種優先株式はありません。発行会社が払込期日までに発行を予定するA種優先株式については、前記第一部第1、2「内国资産流動化証券の形態及び基本的仕組み等」(2)「内国资産流動化証券の基本的仕組みの概要等」において定義される「A種優先株式」をご参照下さい。

(e) 大株主の状況

普通株式の株主の状況

氏名又は名称	住所	所有株式数	本届出書提出日現在
			発行済株式総数に対する 所有株式数の割合
一般社団法人明治安田生命 債権流動化ホールディング ス	東京都千代田区丸の内三丁目1番1号 東京共同会計事務所内	2株	100%
計		2株	100%

A種優先株主の状況

本届出書提出日現在、発行会社のA種優先株主は存在しません。発行会社が払込期日までに発行を予定するA種優先株式の割当先については、前記第一部第1、2「内国资産流動化証券の形態及び基本的仕組み等」(2)「内国资産流動化証券の基本的仕組みの概要等」において定義される「A種優先株式」をご参照下さい。

(f) 議決権の状況

発行済株式(注)

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	0		
議決権制限株式 (自己株式等)	0		
議決権制限株式 (その他)	0	0	
完全議決権株式 (自己株式等)	0		
完全議決権株式 (その他)	2	2	普通株式
単元未満株式	0		
発行済株式総数	2		
総株主の議決権		2	

(注) A種優先株主は、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会において議決権を有しません。発行会社が払込期日までに発行を予定するA種優先株式については、前記第一部第1、2「内国资産流動化証券の形態及び基本的仕組み等」(2)「内国资産流動化証券の基本的仕組みの概要等」において定義される「A種優先株式」をご参照下さい。

自己株式等

本届出書提出日現在					
所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数(株)	他人名義所有 株式数(株)	所有株式数の 合計(株)	発行済株式数 に対する所有 株式数の割合 (%)
該当事項はありません					

(7) 自己株式の取得等の状況

該当事項はありません。

(8) 配当政策

発行会社は、未償還の本社債が残存する限り普通株式及びA種優先株式の株主に対する配当を行わないことを本社債管理委託契約において約束しています。

(9) コーポレート・ガバナンスの状況等

(a) コーポレート・ガバナンスの概要

会社の機関として、取締役及び監査役が存在します。取締役及び監査役に報酬は支払われません。定款において、取締役の定数は1名以上と定められています。

(b) 役員の状況

男性2名 女性0名 ( 役員のうちの女性比率0% )

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有口数(株)
取締役	関口陽平	1973年3月9日	1997年4月 株式会社住友銀行(現 株式会社三井住友銀行) 入行 2003年10月 東京共同会計事務所 入所(現職) 2009年3月 税理士登録 2022年5月 発行会社取締役 就任	(注1)	-
監査役	高山知也	1975年12月2日	1999年4月 日本生命保険相互会社 入社 2006年4月 東京共同会計事務所 入所(現職) 2022年5月 発行会社監査役 就任	(注2)	-
計					-

(注1) 任期は、2023年12月期に係る定時株主総会の終結の時までです。

(注2) 任期は、2025年12月期に係る定時株主総会の終結の時までです。

(c) 監査の状況

監査役監査の状況

発行会社は、監査役1名が選任されています。監査役は、取締役の職務執行の監査を行うとともに計算書類及びその附属明細書につき監査を行い、会計監査人から会計監査に関する報告、説明を受けます。

発行会社の設立後最初の事業年度は、本届出書提出日現在において未だ終了していないため、監査役の活動状況については記載事項はありません。発行会社の最初の事業年度の終了日は、2022年12月31日です。

内部監査の状況等

該当事項はありません。

#### 会計監査の状況

発行会社の会計監査人として、有限責任あずさ監査法人が選任されています。

同監査法人は、会計監査人に必要とされる専門性及び独立性を備えており、監査実施体制及び品質管理体制も整備されている上、発行会社と業態が類似する会社の監査実績も有していることから、発行会社において適任と判断したものです。

発行会社の設立後最初の事業年度は、本届出書提出日現在において未だ終了していないため、会計監査人の活動状況については記載事項はなく、過年度に係る監査報酬もありません。発行会社の最初の事業年度の終了日は、2022年12月31日です。

監査報酬の決定について特段規定はありません。

#### (d) 役員の報酬等

取締役及び監査役は、その職務執行の対価として、発行会社から報酬、賞与その他の財産上の利益を受けません。

#### (e) 株式の保有状況

発行会社は、他の会社の株式を保有していないため、記載事項はありません。

## 2 【事業の状況】

### (1) 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等

発行会社は、資産を譲り受け、社債を発行することを目的とした会社であるため、社債権者への社債償還事務について、安全性の確保と同時に事務面では、一層の合理化を経営の重要課題としています。

### (2) 事業等のリスク

本2「事業の状況」及び後記4「経理の状況」等に関する事項のうち、経営者が発行会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があると認識している主要なリスク（投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項）については、前記第一部第1、2「内国资産流動化証券の形態及び基本的仕組み等」(4)「元金の償還及び利息の支払等に重大な影響を及ぼす要因」の中の一部に記載されていますので、そちらをご参照下さい。その中における将来に関する事項は本届出書提出日現在において判断したものです。なお、本社債の元利金の支払は専ら明治安田生命の信用力に依存していますので、後記第三部第3、5「明治安田生命の事業等のリスク」に記載の明治安田生命の事業上のリスクが顕在化した場合、かかる支払に支障が生じる可能性がありますが、そのリスク要因については、発行会社において特段の管理体制を整えることができる性質のものではありません。従って、かかるリスクが全て排除されている訳ではありません。

### (3) 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析

発行会社の設立後最初の事業年度は本届出書提出日現在において未だ終了していないため、記載事項はありません。発行会社の最初の事業年度の終了日は、2022年12月31日です。発行会社の代表者による経営成績に重要な影響を与える要因についての分析については、前記第一部第1、2「内国资産流動化証券の形態及び基本的仕組み等」(4)「元金の償還及び利息の支払等に重大な影響を及ぼす要因」の中の一部に記載されていますので、そちらをご参照下さい。なお、その中における将来に関する事項は本届出書提出日現在において判断したものです。

(4) 経営上の重要な契約等

該当事項はありません。

(5) 研究開発活動

該当事項はありません。

### 3 【設備の状況】

(1) 設備投資等の概要

該当事項はありません。

(2) 主要な設備の状況

発行会社は、記載すべき重要な設備を有していません。

(3) 設備の新設、除却等の計画

該当事項はありません。

#### 4 【経理の状況】

発行会社は、2022年5月27日に会社法に基づく株式会社として設立され、普通株式2株の払込金として100,000円が払い込まれています。設立後間もないため、発行会社の財務諸表は作成されていません。設立後最初の事業年度に係る財務諸表は2023年3月31日までに作成します。

発行会社は、毎年12月31日に終了する各事業年度に関してその後3ヶ月以内に提出される有価証券報告書に含まれる貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表並びに毎年6月30日に終了する各中間会計期間に関してその後3ヶ月以内に提出される半期報告書に含まれる中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書及び中間キャッシュ・フロー計算書について、有限責任あずさ監査法人の監査を受けることとしています。なお、発行会社は子会社及び関連会社を有していないため連結財務諸表は作成しません。

【財務諸表】

該当事項はありません。

## 5 【その他】

該当事項はありません。

2021年度決算のお知らせ

明治安田生命保険相互会社（執行役社長 永島 英器）の2021年度（2021年4月1日～2022年3月31日）の決算の概況をお知らせします。

＜目次＞

I. 2021年度決算の概況	.....	
1. 主要業績	.....	1頁
2. 2021年度末保障機能別保有契約高	.....	3頁
3. 2021年度決算に基づく社員配当金例示	.....	4頁
4. 2021年度の一般勘定資産の運用状況	.....	10頁
5. 貸借対照表	.....	18頁
6. 損益計算書	.....	19頁
7. 経常利益等の明細（基礎利益）	.....	31頁
8. 基礎利益の内訳（利源別）	.....	32頁
9. 基金等変動計算書	.....	33頁
10. 剰余金処分	.....	34頁
11. 保険業法に基づく債権の状況	.....	35頁
12. 貸倒引当金等の状況	.....	36頁
13. ソルベンシー・マージン比率	.....	37頁
14. 実質純資産額	.....	38頁
15. 特別勘定の状況	.....	39頁
16. 保険会社およびその子会社等の状況	.....	41頁
II. 2021年度決算関係参考資料	.....	〔別冊〕

## I. 2021年度決算の概況

### 1. 主要業績

#### (1) 年換算保険料

##### ア. 保有契約

区分	2020年度末		2021年度末	
	金額	前年度末比	金額	前年度末比
①個人保険	15,928	99.2	15,850	99.5
②個人年金保険	6,023	97.1	5,829	96.8
計(①+②)	21,952	98.6	21,679	98.8
うち医療保障・ 生前給付保障等	4,588	103.0	4,750	103.5

##### イ. 新契約

(単位: 億円、%)

区分	2020年度		2021年度	
	金額	前年度比	金額	前年度比
①個人保険	915	88.9	1,010	110.4
②個人年金保険	21	99.6	23	109.8
計(①+②)	937	89.1	1,034	110.4
うち医療保障・ 生前給付保障等	375	94.1	436	116.1

(注)1. 年換算保険料とは、1回あたりの保険料について保険料の支払方法に応じた保数を乗じ、1年あたりの保険料に換算した金額です(一時払契約等は、保険料を保険期間で除した金額)。

2. 「うち医療保障・生前給付保障等」には、医療保障給付(入院給付、手術給付等)、生前給付保障給付(特定疾病給付、介護給付等)、保険料払込免除給付(障害を事由とするものは除く、特定疾病罹患、介護等を事由とするものを含む)等に該当する部分の年換算保険料を計上しています。

3. 新契約には、転換および保険見直し・特約変更による純増加の金額を含んでいます。

#### (2) 保有契約高および新契約高

##### ア. 保有契約高

(単位: 億円、%)

区分	2020年度末		2021年度末	
	金額	前年度末比	金額	前年度末比
①個人保険	556,139	95.5	538,248	96.8
②個人年金保険	123,701	96.2	119,165	96.3
計(①+②)	679,840	95.7	657,414	96.7
③団体保険	1,158,768	99.6	1,163,276	100.4
④団体年金保険	78,430	100.7	79,040	100.8

(注)1. 個人年金保険については、年金支払開始前契約の年金支払開始時ににおける年金原資と年金支払開始後契約の責任準備金を合計したものです。

2. 団体年金保険については、責任準備金の金額です。

##### イ. 保有契約件数

(単位: 千件、%)

区分	2020年度末		2021年度末	
	件数	前年度末比	件数	前年度末比
①個人保険	10,060	101.4	10,213	101.5
②個人年金保険	2,358	96.7	2,280	96.7
計(①+②)	12,419	100.4	12,493	100.6

ウ. 新契約高

区分	2020年度			2021年度				
	金額			金額				
	新契約	転換による純増加	前年度比	新契約	転換による純増加	前年度比		
①個人保険	9,010	14,789	△ 5,779	84.6	11,618	16,131	△ 4,513	128.9
②個人年金保険	620	621	△ 1	100.1	680	681	△ 1	109.7
計(①+②)	9,630	15,411	△ 5,781	85.5	12,298	16,813	△ 4,514	127.7
③団体保険	6,480	6,480	△ 0	139.6	3,512	3,512	△ 0	54.2
④団体年金保険	50	50	△ 0	53,020.3	0	0	△ 0	0.9

(注)1. 「転換による純増加」には、保障見直し・特約変更による純増加の金額を含んでいます。

2. 新契約・転換による純増加の個人年金保険の金額は、年金支払開始時における年金原資です。

3. 新契約の団体年金保険の金額は第1回収入保険料です。

エ. 新契約件数

区分	2020年度		2021年度	
	件数	前年度比	件数	前年度比
			新契約	転換による純増加
①個人保険	933	80.9	1,059	113.5
②個人年金保険	12	99.9	13	109.2
計(①+②)	946	81.1	1,073	113.4

(注) 新契約に転換後契約および保障見直し・特約変更後契約を加えた数値です。

(3) 主要収支項目

区分	2020年度		2021年度	
	金額	前年度比	金額	前年度比
			新契約	転換による純増加
保険料等収入	23,521	90.7	24,435	103.9
資産運用収益	11,924	121.5	12,170	102.1
保険金等支払金	23,176	101.1	23,535	101.5
資産運用費用	2,656	74.1	3,483	131.2
經常利益	2,318	98.5	2,483	107.1

(4) 剰余金処分

区分	2020年度		2021年度	
	金額	前年度比	金額	前年度比
			新契約	転換による純増加
当期末処分純余金	2,294	114.6	1,838	89.1
社員配当準備金繰入額	1,786	120.0	1,514	84.8
純 剰 余 金	534	103.1	328	61.6
うち基金償却準備金	500	100.0	300	60.0

(5) 総資産

区分	2020年度末		2021年度末	
	金額	前年度末比	金額	前年度末比
総資産	426,852	108.0	441,607	103.5

(6) 会計方針の変更・会計上の見積りの変更・修正再表示

① 会計基準等の改正に伴う会計方針の変更 : 有  
詳細は、20ページ「注記事項(貸借対照表関係)1.」をご参照ください。

② ①以外の会計方針の変更 : 無

③ 会計上の見積りの変更 : 無

④ 修正再表示 : 無

(注) 会計基準の選択に関する基本的な考え方  
当社は、日本基準に基づき財務諸表を作成しております。

2. 2021年度末保障機能別保有契約高

(単位:千円、億円)

項目	個人保険		個人年金保険		団体保険		合計		
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	
死亡保障	普通死亡	8,703	524,844	—	27	29,068	1,162,260	37,771	1,687,132
	災害死亡	4,006	82,276	258	1,062	2,815	56,951	7,081	140,289
	その他の条件付死亡	0	—	—	—	68	386	68	391
生存保障									
入院保障	災害入院	6,549	385	89	4	1,488	36	8,126	426
	疾病入院	6,393	379	88	4	—	—	6,482	383
	その他の条件付入院	3,123	191	32	8	56	0	3,211	200
障害保障									
手術保障									

項目	団体年金保険		財形保険・財形年金保険		合計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
生存保障	11,832	79,040	75	2,009	11,908	81,049

項目	医療保障保険		就業不能保障保険	件数	金額
	件数	金額			
入院保障	1,085	30	就業不能保障	140	92

- (注) 1. 団体保険、団体年金保険、財形保険・財形年金保険、医療保障保険(団体型) および就業不能保障保険の件数は被保険者数を表わします。  
 2. 生存保障欄の金額は、個人年金保険、団体保険(年金特約) および財形年金保険(財形年金積立保険を除く) について、年金支払前契約の年金支払開始時における年金原資と年金支払開始後契約の責任準備金を合計したもの、団体年金保険、財形保険および財形年金積立保険については責任準備金を表わします。  
 3. 入院保障欄の額は入院給付金日額を表わします。  
 4. 医療保障保険の入院保障欄には、疾病入院に関する数値を記載しています。  
 5. 就業不能保障保険の金額は就業不能保障額(月額)を表わします。

### 3. 2021年度決算に基づく社員配当金例示

#### (1) 2021年度決算に基づく2022年度支払配当率の考え方

##### 【個人保険・個人年金保険】

- ・ 従来の社員配当は、保険料を引き下げた先進医療保障特約について、保険料引き下げ前の一部のご契約を対象に配当率を引き上げ
- ・ 2021年10月より開始した、内部留保への貢献度に応じてお支払いする「MYミューチュアル配当」については、経済価値ベースの健全性の水準をふまえ、ポイント単価をすえ置き

##### 【団体保険】

- ・ 保険収支の状況をふまえ、配当率をすえ置き

##### 【団体年金保険】

- ・ 団体年金資産区分の運用実績およびリスクバッファーの状況等をふまえ、利差配当率をゼロに引き下げ

#### (2) 支払配当率の概要

2021年度決算に基づく2022年度支払配当率の概要は以下のとおり

##### ア. 個人保険・個人年金保険(毎年配当タイプ)

###### ① 通常配当

主契約および特約ごとに次のaからcの合計額。ただし、契約ごとの合計額が負債の場合はこれを0とします。ただし、新養老保険、保障付積立保険ドリームプランおよび1998年4月2日以降締結の個人年金保険のうち一時払契約については、特約を含めて0とします。

###### a. 利差配当

予定利率や保険種類等に応じ、配当率を設定

###### 【例示】(平準払)

- ・ 予定利率2%以下の主契約、特約 : 1.50% (配当基準利回り) - 予定利率
- ・ 予定利率2%超3%以下の主契約、特約 : 1.35% (配当基準利回り) - 予定利率
- ・ 予定利率3%超4%以下の主契約、特約 : 1.10% (配当基準利回り) - 予定利率
- ・ 予定利率4%超の主契約、特約 : 0.70% (配当基準利回り) - 予定利率

###### b. 危険差配当

契約日や年齢等に応じ、配当率を設定

###### c. 費差配当

契約日や保険金額等に応じ、配当率を設定

###### ② 消滅時特別配当

一部の長期継続契約を除き0

イ. 個人保険・個人年金保険(3年ごと利差配当タイプ)

① 2022年度の割り振り額

次のaとbの合計額

a. 利差配当

予定利率や保険種類等に応じ、配当率を設定

[例示] (平準払)

- 予定利率1.5%の主契約(アカウント) : 1.50%(配当基準利回り) - 予定利率
- 予定利率1.0%の主契約(アカウント) : 1.00%(配当基準利回り) - 予定利率
- 予定利率2%以下の特約 : 1.50%(配当基準利回り) - 予定利率
- 予定利率2%超の特約 : 1.35%(配当基準利回り) - 予定利率

b. ハートフル配当

以下の特約について、年齢・性別・経過等に応じ、配当率を設定

[例示] (ハートフル配当の割り振り対象となる特約の例示)

- 定期保険特約、遺族サポート特約、特定疾病保障定期保険特約、6大疾病保障定期保険特約、重度障害保障定期保険特約、介護保障定期保険特約、生活サポート特約(年金開始前)、生活サポート終身年金特約(年金開始前)、入院特約、3大疾病無制限入院特約、入院保障特約(A)・(B)・(C)、新・入院特約、先進医療保障特約等の特約

② MYミューチュアル配当

以下の対象商品のうち、MYミューチュアル配当が2022年度中に支払われる契約について、ポイント単価を300円に設定

[例示] (MYミューチュアル配当の支払対象となる商品)

- ライフアカウントL.A.、メディカルアカウントm.a.

ウ. 個人保険・個人年金保険(5年ごと利差配当タイプ)

① 2022年度の割り振り額

次のaとbの合計額。ただし、こども保険(2012)については0とします。

a. 利差配当

予定利率や保険種類等に応じ、配当率を設定

[例示] (平準払(除く個人年金保険(2011)))

- 予定利率2%以下の主契約、特約 : 1.50%(配当基準利回り) - 予定利率
- 予定利率2%超の主契約、特約 : 1.35%(配当基準利回り) - 予定利率

b. ハートフル配当

以下の保険種類・特約について、年齢・性別・経過等に応じ、配当率を設定

[例示] (ハートフル配当の割り振りの対象となる保険種類・特約の例示)

- 終身保険、定期保険、定期保険特約、特定疾病保障定期保険特約、重度障害保障定期保険特約、入院保険、医療保険、入院特約、入院保障特約(A)・(B)・(C)等の主契約、特約

② MYミューチュアル配当

以下の対象商品のうち、MYミューチュアル配当が2022年度中に支払われる契約について、ポイント単価を300円に設定

[例示] (MYミューチュアル配当の支払対象となる商品)

- 新定期保険E

エ. 個人保険(5年ごと配当タイプ)

① 2022年度の割り振り額

次のaとbの合計額

a. 利差配当

予定利率や保険種類等に応じ、配当率を設定

[例示] (平準払)

・主契約、特約 : 1.50% (配当基準利回り) - 予定利率

b. 危険差配当

年齢・性別等に応じ、配当率を設定

② MYミューチュアル配当

以下の対象商品のうち、MYミューチュアル配当が2022年度中に支払われる契約について、ポイント単価を300円に設定

[例示] (MYミューチュアル配当の支払対象となる商品)

・ベストスタイル(Jr.)、メディカルスタイル F (Jr.)、明日のミカタ、

元気のミカタ

オ. 団体保険

団体の規模や保険種類等に応じ、配当率を設定。ただし、年金払特約等における利差配当率については、個人保険・個人年金保険に準じて設定

[例示]

総合福祉団体定期保険: 危険差益に14%から98.7%までの配当率を乗じた額

カ. 団体年金保険

保険種類に応じ、配当率を設定

[例示]

利差配当: 経過責任準備金に次の率を乗じた額

・予定利率0.75%の契約 : 0.75% - 予定利率

・予定利率1.00%の契約 : 1.00% - 予定利率

・予定利率1.25% (解約時に一般勘定取崩控除あり) の契約 : 1.25% - 予定利率

・予定利率1.25% (解約時に一般勘定取崩控除なし) の契約 : 1.25% - 予定利率

(3) 社員配当金(通常配当)の例示

2021年度決算に基づく「組立総合保障保険(5年ごと配当タイプ)」、  
「終身保険(5年ごと利差配当タイプ)」および「個人年金保険(5年ごと利差配当タイプ)」  
について、社員配当金の例示は次のとおり

〔例1〕組立総合保障保険(ベストスタイル 10年更新型)の場合

- 40歳加入・全期掛・男性・月掛(口座振替料率)
- 死亡保険金 1,240万円(生活サポート終身年金特約 240万円、定期保険特約 1,000万円)
- 入院給付金日額 5,000円(新・入院特約)

<5年ごと配当タイプ>

(単位:円)

契約年度	保険料 (年換算)	継続中の契約 〔割り振り額〕	継続中の契約 〔配当金〕 <sup>(注1)</sup>	死亡契約 <sup>(注2)</sup>
				〔保険金+配当金〕
2017年度	5年	140,208	7,870	28,626
				12,428,626

(注1) 5年ごとの契約応当日に、5年間の割り振り額の累計額をお支払いします。

(注2) 契約応当日直後の死亡の場合の金額(積立配当金を含む)です(以下、〔例2〕～〔例4〕において同じ)。

〔例2〕終身保険(終身保険バイオニアE、平暈払)の場合

- 50歳加入・70歳払込満了・男性・月掛(口座振替料率)
- 死亡保険金 1,000万円

<5年ごと利差配当タイプ>

(単位:円)

契約年度	保険料 (年換算)	継続中の契約 〔割り振り額〕	継続中の契約 〔配当金〕 <sup>(注3)</sup>	死亡契約
				〔保険金+配当金〕
2017年度	5年	545,760	21,300	65,801
2012年度	10年	453,720	△2,300	16,402
				10,065,801
				10,025,308

(注3) 5年ごとの契約応当日に、5年間の割り振り額の累計額(ハートフル配当を含む)をお支払いします。

〔例3〕終身保険(終身保険バイオニアE、一時払)の場合

- 60歳加入・男性・一時払
- 死亡保険金 500万円

<5年ごと利差配当タイプ>

(単位:円)

契約年度	保険料 (一時払)	継続中の契約 〔割り振り額〕	継続中の契約 〔配当金〕 <sup>(注4)</sup>	死亡契約
				〔保険金+配当金〕
2012年度	10年	4,120,400	2,050	15,601
				5,023,859

(注4) 5年ごとの契約応当日に、5年間の割り振り額の累計額(ハートフル配当を含む)をお支払いします。

〔例4〕個人年金保険(年金かけはし)の場合

- 40歳加入・60歳年金開始・10年確定年金・男性・月掛(口座振替料率)
- 月掛保険料 2万円

<5年ごと利差配当タイプ>

(単位:円)

契約年度	保険料 (年換算)	継続中の契約 〔割り振り額〕	継続中の契約 〔配当金〕 <sup>(注5)</sup>	死亡契約 <sup>(注6)</sup>
				〔配当金〕
2017年度	5年	240,000	9,883	30,984
				30,984

(注5) 5年ごとの契約応当日に、5年間の割り振り額の累計額(ハートフル配当を含む)をお支払いします。

(注6) 表中に記載の金額の他に、死亡時には、既払込保険料相当額を死亡給付金としてお支払いします。

〔例1〕から〔例4〕の配当金額は以下のとおり

＜5年ごと配当タイプ＞

5年ごと配当タイプにおいては、毎年、通常配当の割り振りを行ない、5年ごとに割り振り累計額をお支払い。割り振り累計額が負債の場合、支払配当金は0

＜5年ごと利差配当タイプ＞

5年ごと利差配当タイプにおいては、毎年、利差配当、ハートフル配当の割り振りを行ない、5年ごとに割り振り累計額をお支払い。割り振り累計額が負債の場合、支払配当金は0

(4) 社員配当金(MYミューチュアル配当)の例示

〔例〕利率変動型積立終身保険(ライフアカウント L.A. 10年更新型)から転換した組立総合保障保険(ベストスタイル 10年更新型)の場合

〔転換前契約〕利率変動型積立終身保険(ライフアカウント L.A. 10年更新型)

- 40歳加入・70歳払込完了・女性・月掛(口座振替料率)
- アカウント部分保険料 1,000円
- 死亡保険金 定期保険特約 3,000万円+積立金<sup>(注1)</sup>
- 入院給付金日額 5,000円
- 契約通算特約付加
- 契約から10年後の特約更新時において、保障額を同額のまま更新

〔転換後契約〕組立総合保障保険(ベストスタイル 10年更新型)

- 2016年度に〔転換前契約〕から転換
- 全期掛・女性・月掛(口座振替料率)
- 死亡保険金 3,170万円(生活サポート終身年金特約 170万円、定期保険特約 3,000万円)
- 入院給付金日額 10,000円

契約年度 <sup>(注2)</sup>	保険料(月掛) <sup>(注3)</sup> (単位:円)			ミューチュアル・ ポイントの累計 <sup>(注4)</sup> (単位:ポイント)	MYミューチュアル 配当の金額 (単位:円)
	経過年数	契約時	更新後		
2002年度	20年	10,660	14,750	29,231	351 105,300

(注1) アカウントの積立金相当額(災害死亡時には、積立金の1.1倍相当額)を死亡給付金としてお支払いします。

(注2) 転換前契約の契約年度です。

(注3) 転換後契約の保険料は、保険料充当特約による充当保険料を差し引く前の金額です。

(注4) 20年経過後の初めての年単位応当日に、ミューチュアル・ポイントの累計に当該年単位応当日時点のポイント単価を乗じた金額をお支払いします。

#### 4. 2021年度の一般勘定資産の運用状況

##### （1）運用環境

当年度の日本経済は、主要先進国の経済正常化の進展に伴い輸出が堅調に推移したものの、新型コロナウイルスの感染拡大を受けた度重なる緊急事態宣言の発出および延長等による経済活動の制約が、対面型サービス分野を中心とした個人消費を抑制したほか、長引く供給制約が企業の生産活動の足かせとなり、総じて停滞気味に推移しました。長期金利は、日銀によるイールドカーブ・コントロールが継続するなか、年末まで0.1%程度を上限に総じて小動きとなりましたが、年明け以降は、海外金利の上昇につられる形で小幅に上昇しました。株価は、感染拡大・縮小の局面に応じてレンジ内で上下したもの、年明け以降は、米国が金融政策の早期正常化に舵を切ったことに加えて、ロシアによるウクライナへの軍事侵攻を受けて、大きく調整して終えました。

##### （2）資産運用の基本理念・基本方針

生命保険会社の資産運用は、お客さまからお預かりした保険料を原資としており、長期安定運用を使命としています。そのため、当社では、「ALMの考え方に基づき、良好な運用成果を長期にわたり安定的に確保する資産運用をめざすとともに、高度なリスク管理による資産健全性の維持・向上を図ること」を基本理念とし、以下の基本方針のもと、資産運用に取り組んでいます。

- ア. 安定性：公社債などの円金利資産を中心に、安定収益の確保を最優先とした運用を行なっています。
- イ. 収益性：厳格なリスク管理のもと、リスクに応じた収益の獲得を図るとともに、保険商品ごとの負債の特性等も考慮し、安定的な収益確保に努めた運用を行なっています。
- ウ. 健全性：資産運用リスクの多様化・複雑化に対応すべく、リスク管理態勢の強化・高度化に継続的に取り組み、資産健全性の維持・向上に努めています。
- エ. 流動性：投融資の判断においては、保険金等の迅速・確実なお支払いのため、流動性の高い資産を適正な水準に維持しています。
- オ. 透明性：資産運用状況の適切かつわかりやすい開示により、透明度の高い運用に努めています。
- カ. コンプライアンス：保険会社として高い公共性を有していることを認識し、資産運用における各組織間の相互牽制が十分機能する内部管理態勢を堅持し、高い企業倫理を維持しています。

##### （3）運用実績の概況

###### ア. 資産配分

新型コロナウイルス感染症の影響が景気の下押し圧力として残るなか、各国政府・中央銀行の財政・金融政策が金融市場に及ぼす影響を見きわめつつ、資産運用収益の向上に努めました。具体的には、資産別の配分額に一定の幅を持たせる運営を導入し、金融環境に応じた投融資の機動性を確保する態勢を整備したほか、外国公社債の投資対象拡大・通貨分散の推進や海外拠点の機能拡充等による海外クレジット資産への投資拡大など、外貨建資産を中心に資産運用手法の多様化・高度化を継続的に進めました。

2021年度末の一般勘定資産残高は、前年度末から1兆4,899億円増加し、43兆4,710億円となりました。主な資産配分は、以下のとおりです。

公社債につきましては、概ね平準的なベースで日本国債の買い入れを行ない、前年度末から5,427億円の増加となりました。株式につきましては、株式の売却や株価の下落等により残高が減少し、前年度末から583億円の減少となりました。外国証券につきましては、外国公社債等の積み増し等により、前年度末から1兆3,471億円の増加となりました。貸付金につきましては、返済が貸出を上回ったことにより、前年度末から1,620億円の減少となりました。不動産につきましては、前年度末から5億円の増加となりました。

###### イ. 資産運用収支

資産運用収益は、利息及び配当金等収入の増加等により、前年度比108.1%の1兆2,073億円となりました。一方、資産運用費用は、金融派生商品費用の増加等により、前年度比131.2%の3,483億円となりました。以上により、資産運用収支は、前年度比101.0%の8,590億円となりました。

(4) 資産運用の実績(一般勘定)

ア. 資産の構成

(単位:百万円、%)

区分	2020年度末		2021年度末	
	金額	占率	金額	占率
現預金・コールローン	1,217,742	2.9	803,418	1.8
買現先勘定	—	—	—	—
債券貸借取引支払保証金	—	—	—	—
買入金銭債権	264,184	0.6	182,781	0.4
商品有価証券	—	—	—	—
金銭の信託	154,622	0.4	157,609	0.4
有価証券	34,704,247	82.7	36,444,323	83.8
公社債	18,153,867	43.2	18,696,628	43.0
株式	4,641,731	11.1	4,583,397	10.5
外國証券	10,656,853	25.4	12,003,979	27.6
公社債	8,351,872	19.9	9,255,634	21.3
株式等	2,304,980	5.5	2,748,344	6.3
その他の証券	1,251,796	3.0	1,160,317	2.7
貸付金	4,095,722	9.8	3,933,668	9.0
保険約款貸付	207,776	0.5	191,312	0.4
一般貸付	3,887,946	9.3	3,742,356	8.6
不動産	865,732	2.1	866,323	2.0
繰延税金資産	—	—	—	—
その他の	685,663	1.6	1,093,396	2.5
貸倒引当金	△6,837	△0.0	△10,518	△0.0
合計	41,981,079	100.0	43,471,002	100.0
うち外貨建資産	11,263,147	26.8	12,597,540	29.0

(注) 不動産については、土地・建物・建設仮勘定を合計した金額を計上しています。

イ. 資産の増減

(単位:百万円)

区分	2020年度	2021年度
現預金・コールローン	△55,624	△414,323
買現先勘定	—	—
債券貸借取引支払保証金	—	—
買入金銭債権	59,849	△81,403
商品有価証券	—	—
金銭の信託	140,655	2,986
有価証券	3,007,037	1,740,075
公社債	944,834	542,761
株式	1,194,575	△58,333
外國証券	487,908	1,347,126
公社債	△161,192	903,761
株式等	649,100	443,364
その他の証券	379,719	△91,478
貸付金	△9,712	△162,053
保険約款貸付	△21,983	△16,463
一般貸付	12,270	△145,590
不動産	4,773	590
繰延税金資産	—	—
その他の	99,780	407,732
貸倒引当金	△82	△3,681
合計	3,246,676	1,489,923
うち外貨建資産	657,698	1,334,393

(注) 不動産については、土地・建物・建設仮勘定を合計した金額を計上しています。

ウ. 資産運用収益

(単位:百万円)

区分	2020年度	2021年度
利息及び配当金等収入	840,398	888,380
預貯金利息	764	516
有価証券利息・配当金	721,397	769,858
貸付金利息	62,584	59,457
不動産賃貸料	38,235	38,987
その他の利息配当金	17,417	19,559
商品有価証券運用益	—	—
金銭の信託運用益	1,818	2,807
売買目的有価証券運用益	—	—
有価証券売却益	97,475	113,521
国債等債券売却益	2,620	1,585
株式等売却益	60,070	87,339
外国証券売却益	34,526	22,258
その他の	257	2,337
有価証券償還益	132,037	69,499
金融派生商品収益	—	—
為替差益	44,445	133,050
貸倒引当金戻入額	—	—
その他の運用収益	279	130
合計	1,116,455	1,207,389

エ. 資産運用費用

(単位:百万円)

区分	2020年度	2021年度
支払利息	14,421	17,610
商品有価証券運用損	—	—
金銭の信託運用損	—	—
売買目的有価証券運用損	—	—
有価証券売却損	62,887	65,714
国債等債券売却損	36,021	16,714
株式等売却損	5,489	12,311
外国証券売却損	21,376	36,689
その他の	—	—
有価証券評価損	1,971	5,816
国債等債券評価損	—	—
株式等評価損	1,971	3,545
外国証券評価損	—	2,270
その他の	—	—
有価証券償還損	78,895	9,326
金融派生商品費用	79,634	217,338
為替差損	—	—
貸倒引当金繰入額	729	3,538
貸付金償却	—	—
賃貸用不動産等減価償却費	9,381	9,193
その他の運用費用	17,689	19,843
合計	265,610	348,381

才. 資産運用に係わる諸効率

①資産別運用利回り

区分	2020年度	2021年度	(単位: %)
現預金・コールローン	0.46	1.67	
買現先勘定	—	—	
債券貸取引支払保証金	—	—	
買入金銭債権	1.25	1.17	
商品有価証券	—	—	
金銭の信託	1.34	1.79	
有価証券	2.48	2.77	
うち公社債	1.36	1.59	
うち株式	8.08	12.43	
うち外国証券	3.61	3.17	
公社債	2.93	2.76	
株式等	6.34	4.60	
貸付金	1.50	1.63	
うち一般貸付	1.38	1.51	
不動産	1.98	1.94	
合計	2.28	2.21	
うち海外投融資	3.48	3.59	

(注)1. 利回り計算式の分母は帳簿価額ベースの日々平均残高、分子は経常損益中の資産運用取支(資産運用収益-資産運用費用)として算出した利回りです。

2. 海外投融資には、円建資産を含んでいます。

【ご参考】主要資産の平均残高

区分	2020年度		2021年度		(単位:百万円、%)
	金額	占率	金額	占率	
現預金・コールローン	1,179,071	3.2	1,030,954	2.7	
買現先勘定	—	—	—	—	
債券貸取引支払保証金	—	—	—	—	
買入金銭債権	238,172	0.6	232,987	0.6	
商品有価証券	—	—	—	—	
金銭の信託	134,710	0.4	155,885	0.4	
有価証券	29,615,062	79.2	31,068,973	80.1	
うち公社債	17,227,458	46.1	18,154,532	46.8	
うち株式	1,679,928	4.5	1,676,015	4.3	
うち外国証券	9,723,743	26.0	10,152,261	26.2	
公社債	7,790,673	20.8	7,902,833	20.4	
株式等	1,933,069	5.2	2,249,428	5.8	
貸付金	4,123,902	11.0	4,010,587	10.3	
うち一般貸付	3,902,514	10.4	3,811,269	9.8	
不動産	869,494	2.3	872,555	2.2	
合計	37,380,022	100.0	38,783,856	100.0	
うち海外投融資	10,720,721	28.7	11,189,813	28.9	

(注)1. 平均残高は帳簿価額ベースで算出しています。

2. 海外投融資には、円建資産を含んでいます。

②売買目的有価証券の評価損益

区分	2020年度末		2021年度末		(単位:百万円)
	貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた評価損益	貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた評価損益	
売買目的有価証券	—	—	4,608	△386	

(注)1. 本表には、金銭の信託等の売買目的有価証券を含んでいます。

2. 貸借対照表計上額及び当期の損益に含まれた評価損益には、デリバティブ取引に係る差損益を含んでいます。

③有価証券の時価情報  
(売買目的有価証券以外)

(単位:百万円)

区分	2020年度末				
	帳簿価額	時価	差損益	差益	差損
満期保有目的の債券	3,915,712	4,560,313	644,601	644,694	△93
責任準備金対応債券	10,648,522	11,967,965	1,319,442	1,370,809	△51,367
子会社株式及び関連会社株式	—	—	—	—	—
その他の有価証券	15,697,103	19,686,717	3,989,614	4,104,837	△115,222
公社債	4,600,341	4,931,654	331,312	332,752	△1,439
株式	1,569,925	4,549,352	2,979,426	3,001,258	△21,831
外国証券	8,148,691	8,727,414	578,723	650,714	△71,991
公社債	6,797,217	7,195,323	398,105	464,301	△66,195
株式等	1,351,474	1,532,091	180,617	186,413	△5,796
その他の中証券	1,096,142	1,191,967	95,824	114,551	△18,726
買入金銭債権	78,122	78,711	589	595	△5
譲渡性預金	53,000	52,995	△4	—	△4
金銭の信託	150,879	154,622	3,742	4,965	△1,223
合計	30,261,338	36,214,997	5,953,658	6,120,341	△166,683
公社債	17,822,554	20,082,669	2,260,114	2,282,046	△21,931
株式	1,569,925	4,549,352	2,979,426	3,001,258	△21,831
外国証券	9,305,241	9,909,832	604,591	707,457	△102,866
公社債	7,953,767	8,377,741	423,974	521,044	△97,070
株式等	1,351,474	1,532,091	180,617	186,413	△5,796
その他の中証券	1,096,142	1,191,967	95,824	114,551	△18,726
買入金銭債権	263,595	273,558	9,963	10,062	△99
譲渡性預金	53,000	52,995	△4	—	△4
金銭の信託	150,879	154,622	3,742	4,965	△1,223

(単位:百万円)

区分	2021年度末				
	帳簿価額	時価	差損益	差益	差損
満期保有目的の債券	3,692,479	4,225,586	533,106	533,648	△542
責任準備金対応債券	12,578,485	13,366,841	788,355	1,071,318	△282,963
子会社株式及び関連会社株式	—	—	—	—	—
その他の有価証券	15,844,176	19,596,931	3,752,755	4,052,440	△299,684
公社債	3,766,471	4,012,523	246,051	255,036	△8,984
株式	1,561,138	4,488,452	2,927,314	2,954,661	△27,347
外国証券	9,392,692	9,835,757	443,065	697,909	△254,844
公社債	7,652,347	7,844,382	192,035	441,453	△249,418
株式等	1,740,344	1,991,374	251,029	256,456	△5,426
その他の中証券	950,216	1,087,025	136,809	141,806	△4,996
買入金銭債権	6,758	7,173	415	415	—
譲渡性預金	13,000	12,998	△1	0	△1
金銭の信託	153,899	153,000	△898	2,611	△3,510
合計	32,115,141	37,189,358	5,074,217	5,657,407	△583,190
公社債	18,450,577	20,075,409	1,624,831	1,838,014	△213,183
株式	1,561,138	4,488,452	2,927,314	2,954,661	△27,347
外国証券	10,803,944	11,181,215	377,271	711,136	△333,865
公社債	9,063,599	9,189,840	126,241	454,680	△328,438
株式等	1,740,344	1,991,374	251,029	256,456	△5,426
その他の中証券	950,216	1,087,025	136,809	141,806	△4,996
買入金銭債権	182,366	191,256	8,890	9,176	△286
譲渡性預金	13,000	12,998	△1	0	△1
金銭の信託	153,899	153,000	△898	2,611	△3,510

(注) 1. 本表には、金融商品取引法上の有価証券として取り扱うことが適当と認められるもの等を含んでいます。

2. 市場価格のない株式等および組合等は本表から除いています。

a. 満期保有目的の債券

区分	2020年度末			2021年度末		
	貸借対照表 計上額	時価	差額	貸借対照表 計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額 を超えるもの	3,904,720	4,549,415	644,694	3,671,479	4,205,128	533,648
公社債	3,637,897	4,268,299	630,402	3,427,522	3,949,336	521,814
外国証券	89,349	94,174	4,824	76,349	79,422	3,072
買入金銭債権	177,473	186,940	9,467	167,607	176,369	8,761
時価が貸借対照表計上額 を超えないもの	10,991	10,898	△93	21,000	20,457	△542
公社債	2,991	2,991	△0	—	—	—
外国証券	—	—	—	13,000	12,743	△256
買入金銭債権	8,000	7,906	△93	8,000	7,713	△286

b. 責任準備金対応債券

区分	2020年度末			2021年度末		
	貸借対照表 計上額	時価	差額	貸借対照表 計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額 を超えるもの	8,286,040	9,656,850	1,370,809	7,609,080	8,680,399	1,071,318
公社債	7,654,986	8,973,878	1,318,891	7,179,398	8,240,562	1,061,164
外国証券	631,053	682,972	51,918	429,681	439,836	10,154
時価が貸借対照表計上額 を超えないもの	2,362,482	2,311,115	△51,367	4,969,405	4,686,441	△282,963
公社債	1,926,336	1,905,844	△20,492	4,077,185	3,872,986	△204,198
外国証券	436,146	405,271	△30,874	892,220	813,455	△78,764

c. その他有価証券

区分	2020年度末			2021年度末		
	帳簿価額	貸借対照表 計上額	差額	帳簿価額	貸借対照表 計上額	差額
貸借対照表計上額が帳簿価額 を超えるもの	12,913,377	17,018,214	4,104,837	10,909,023	14,961,464	4,052,440
公社債	4,495,430	4,828,182	332,752	3,317,908	3,572,944	255,036
株式	1,408,942	4,410,200	3,001,258	1,344,535	4,299,196	2,954,661
外国証券	6,272,606	6,923,320	650,714	5,306,649	6,004,559	697,909
その他の証券	687,471	802,022	114,551	876,359	1,018,165	141,806
買入金銭債権	8,126	8,721	595	6,758	7,173	415
譲渡性預金	—	—	—	3,000	3,000	0
金銭の信託	40,800	45,766	4,965	53,813	56,425	2,611
貸借対照表計上額が帳簿価額 を超えないもの	2,783,725	2,668,502	△115,222	4,935,152	4,635,467	△299,684
公社債	104,911	103,472	△1,439	448,563	439,578	△8,984
株式	160,982	139,151	△21,831	216,603	189,255	△27,347
外国証券	1,876,095	1,804,093	△71,991	4,086,043	3,831,198	△254,844
その他の証券	408,671	389,944	△18,726	73,856	68,860	△4,996
買入金銭債権	69,996	69,990	△6	—	—	—
譲渡性預金	53,000	52,995	△5	10,000	9,998	△1
金銭の信託	110,079	108,855	△1,223	100,086	96,575	△3,510

・市場価格のない株式等および組合等の帳簿価額は以下のとおりです。

(単位:百万円)

区分	2020年度末	2021年度末
子会社・関連会社株式	876,895	869,736
その他の有価証券	47,475	54,491
非上場国内株式	27,698	30,264
非上場外国株式	4,126	4,126
その他の外国証券	98	96
その他の	15,552	20,004
合計	924,371	924,228

【ご参考】前表に、市場価格のない株式等および組合等(外貨建の子会社株式及び関連会社株式等)の為替評価等を加えた時価情報は以下のとおりです。

(単位:百万円)

区分	2020年度末				
	帳簿価額	時価	差損益	差益	差損
公社債	17,822,554	20,082,669	2,260,114	2,282,046	△21,931
株式	1,569,925	4,549,352	2,979,426	3,001,258	△21,831
外国証券	10,077,430	10,636,110	558,679	727,383	△168,703
公社債	7,953,767	8,377,741	423,974	521,044	△97,070
株式等	2,123,663	2,258,369	134,705	206,338	△71,633
その他の証券	1,097,625	1,193,477	95,851	114,577	△18,726
その他の	467,475	481,176	13,700	15,028	△1,327
合計	31,035,011	36,942,785	5,907,773	6,140,294	△232,520

(単位:百万円)

区分	2021年度末				
	帳簿価額	時価	差損益	差益	差損
公社債	18,450,577	20,075,409	1,624,831	1,838,014	△213,183
株式	1,561,138	4,488,452	2,927,314	2,954,661	△27,347
外国証券	11,560,019	11,957,238	397,218	742,658	△345,440
公社債	9,063,599	9,189,840	126,241	454,680	△328,438
株式等	2,496,420	2,767,397	270,977	287,978	△17,001
その他の証券	953,281	1,090,175	136,893	141,890	△4,996
その他の	349,265	357,256	7,990	11,788	△3,797
合計	32,874,282	37,968,531	5,094,249	5,689,014	△594,764

(注) 1. 本表に記載されていない2020年度末の有価証券の帳簿価額は150,697百万円(非上場国内有価証券150,697百万円)です。

2. 本表に記載されていない2021年度末の有価証券の帳簿価額は165,087百万円(非上場国内有価証券165,087百万円)です。

3. この結果、開示率は2020年度末99.5%、2021年度末99.5%となります。

4. 本表には、金融商品取引法上の有価証券として取り扱うことが適当と認められるもの等を含んでいます。

①金銭の信託の時価情報

(単位:百万円)

区分	2020年度末				
	貸借対照表計上額	時価	差損益	差益	差損
金銭の信託	154,622	154,622	—	—	—

(単位:百万円)

区分	2021年度末				
	貸借対照表計上額	時価	差損益	差益	差損
金銭の信託	157,609	157,609	—	—	—

(注)貸借対照表計上額には、金銭の信託内で保有しているデリバティブ取引に係る差損益を含んでいます。

・運用目的の金銭の信託

(単位:百万円)

区分	2020年度末		2021年度末	
	貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた評価損益	貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた評価損益
運用目的の金銭の信託	—	—	4,608	△386

(注)貸借対照表計上額及び当期の損益に含まれた評価損益には、デリバティブ取引に係る差損益を含んでいます。

・満期保有目的、責任準備金対応、その他の金銭の信託

(単位:百万円)

区分	2020年度末				
	帳簿価額	時価	差損益	差益	差損
満期保有目的の金銭の信託	—	—	—	—	—
責任準備金対応の金銭の信託	—	—	—	—	—
その他の金銭の信託	150,879	154,622	3,742	4,965	△1,223

(単位:百万円)

区分	2021年度末				
	帳簿価額	時価	差損益	差益	差損
満期保有目的の金銭の信託	—	—	—	—	—
責任準備金対応の金銭の信託	—	—	—	—	—
その他の金銭の信託	153,899	153,000	△898	2,611	△3,510

5. 貸借対照表

科 目	2020年度末 (2021年2月21日現在)	2021年度末 (2022年2月21日現在)	科 目	2020年度末 (2021年2月21日現在)	2021年度末 (2022年2月21日現在)	
	金額	金額		金額	金額	
<b>( 資 産 の 部 )</b>						
現 金 及 び 預 貯 金	1,146,096	786,511	保 険 契 約 準 備 金	33,189,008	33,486,050	
現 金	58	53	支 払 備 金	126,671	135,242	
預 貯 金	1,146,038	786,458	責 任 準 備 金	32,802,306	33,069,484	
コ ー ル ロ ー ン	90,000	40,004	社 員 配 当 準 備 金	260,030	281,323	
買 入 金 銭 債 権	264,184	182,781	再 保 険 債 債	705	698	
金 銭 の 信 託	154,622	157,609	社	640,735	640,735	
有 債 証	35,382,820	37,048,227	そ の 他 費 債	3,084,355	4,613,945	
国 地 方 社	15,766,989	16,542,101	売 現 先 貸 定	101,346	238,405	
株 式	276,945	271,069	債 券 借 取 引 受 入 担 保 金	2,500,282	3,454,623	
外 国 証 券	4,713,734	4,642,538	借 入 金	—	200,000	
そ の 他 の 証 券	10,854,668	12,187,473	未 払 法 人 税 等	17,433	—	
貸 付 金	1,448,279	1,307,576	未 払 費 用	44,815	85,016	
保 険 約 款 貸 付	4,095,722	3,933,668	未 受 収 益	36,639	37,382	
一 般 貸 付	3,887,946	3,742,356	預 金	2,699	2,690	
有 形 固 定 資 産	869,150	869,340	預 保 証 金	29,929	32,483	
土 建 物	610,792	610,451	先 物 取 引 差 金 請 定	35,328	34,281	
建 設 及 励 定	3,290	8,537	金 融 产 生 商 品	112	272	
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	3,417	3,016	金 融 商品 等 受 入 担 保 金	282,409	504,701	
無 形 固 定 資 産	86,517	91,056	資 産 除 去 費 用	27,324	18,347	
ソ フ ト ウ エ ア	60,371	56,849	假 金	3,416	3,459	
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産	26,145	34,206	假 金 受 取 金	2,618	2,281	
再 保 険 貸 付	884	940	価 格 变 動 準 備 金	850,080	869,373	
そ の 他 資 産	488,525	950,099	綠 艶 税 金 負 債	310,945	241,432	
未 収 金	101,810	191,825	再 評 價 に 係 る 緑 艶 税 金 負 債	79,003	78,954	
前 払 費 用	8,462	8,097	支 払 承 諾	19,215	5,473	
未 収 収 益	103,524	110,661	負 債 の 部 合 計	38,174,049	39,936,663	
預 託 金	12,527	12,501	<b>( 純 資 産 の 部 )</b>			
先 物 取 引 差 入 証 摆 金	1,836	1,345	基 金 金	250,000	150,000	
先 物 取 引 差 金 請 定	94	237	基 金 債 却 積 立 金	730,000	830,000	
金 融 产 生 商 品	59,888	54,687	再 評 價 積 立 金	452	452	
金 融 商品 等 受 入 担 保 金	185,274	552,578	剰 余 金	509,886	412,715	
假 金	5,952	10,156	損 失 填 补 準 備 金	12,424	12,963	
そ の 他 の 資 産	9,150	7,688	そ の 他 利 余 金	497,461	399,752	
前 払 年 金 費 用	94,314	105,512	基 金 債 却 準 備 金	140,000	90,000	
支 払 承 諾 見 返 金	19,215	5,473	価 格 变 動 積 立 金	29,764	29,764	
貸 借 引 当 金	△6,837	△10,518	社 会 厚 生 事 業 増 進 積 立 金	38	536	
資 産 の 部 合 計	42,685,218	44,160,706	事 業 基 盤 強 化 積 立 金	70,000	70,000	
負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	42,685,218	44,160,706	不 動 産 土 地 積 立 金	26,157	25,643	
			特 别 準 備 金	2,000	—	
			別 途 積 立 金	85	—	
			当 期 未 処 分 剰 余 金	229,416	183,807	
			基 金 等 合 計	1,490,339	1,393,168	
			そ の 他 有 債 証 券 評 価 差 額 金	2,874,641	2,704,190	
			綠 艶 ヘ ッ ジ 積 益	28,006	4,795	
			土 地 再 評 價 差 額 金	118,183	121,889	
			評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	3,020,830	2,830,875	
			純 資 産 の 部 合 計	4,511,169	4,224,043	

## 6. 損益計算書

(単位:百万円)

科 目	2020年度 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)	2021年度 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)
	金額	金額
<b>経常収益</b>	<b>3,611,765</b>	<b>3,728,206</b>
保険料等収入	2,352,149	2,443,588
保険料収入	2,341,591	2,440,413
再保険収益	10,557	3,175
資産運用収益	1,192,437	1,217,048
利息及び配当金等収入	840,398	888,380
預り金	764	516
有価証券利息	721,397	769,858
貸付金利	62,584	59,457
不動産賃料	38,235	38,987
その他の利息	17,417	19,559
金銭の信託運用益	1,818	2,807
有価証券売却益	97,475	113,521
有価証券償却益	132,037	69,499
為替差益	44,445	133,050
その他の運用収益	279	130
特別期定資産運用益	75,981	9,658
その他の運用益	67,179	67,569
年金特約取扱受入金	14,319	12,559
保険金贈り金	39,229	35,397
退職給付引当金戻入額	5,408	11,198
その他の経常収益	8,222	8,414
<b>経常費用</b>	<b>3,379,948</b>	<b>3,479,829</b>
保険金等支払金	2,317,695	2,353,540
保険料	544,074	554,432
年金支払	661,573	627,129
年金支払	391,472	407,398
年金支払	581,645	665,564
年金支払	135,797	96,786
年金支払	3,132	2,228
年金支払	294,327	275,807
年金支払	2,193	8,571
年金支払	292,051	267,178
年金支払	82	57
年金支払	265,610	348,381
年金支払	14,421	17,610
年金支払	62,887	65,714
年金支払	1,971	5,816
年金支払	78,895	9,326
年金支払	79,634	217,338
年金支払	729	3,538
年金支払	9,381	9,193
年金支払	17,689	19,843
年金支払	375,436	376,126
年金支払	126,879	125,972
年金支払	57,851	56,524
年金支払	32,168	32,562
年金支払	31,667	31,544
年金支払	5,191	5,341
<b>経常利益</b>	<b>231,817</b>	<b>248,377</b>
<b>特別損失</b>	<b>386</b>	<b>124</b>
固定資産処分益	385	124
償却損失	1	—
<b>特別損失</b>	<b>31,302</b>	<b>44,064</b>
固定資産処分損失	6,292	6,419
減損損失	2,262	507
子会社株式及び関連会社株式評価損失	—	16,257
価格変動準備金繰入額	17,600	19,292
不動産圧縮損失	325	—
社会厚生事業増進助成金	661	1,587
その他の特別損失	4,160	—
<b>税引前当期純利潤</b>	<b>200,901</b>	<b>204,437</b>
法人税及び住民税	57,163	12,909
法人税等調整額	△54,778	5,601
法人税等合計	2,385	18,510
当期純利潤	198,516	185,926

#### 貸借対照表の注記

1. 有価証券（現金及び預貯金・買入金銭債権のうち有価証券に準じるもの及び金銭の信託において信託財産として運用している有価証券を含む）の評価は、売買目的有価証券については3月末日の市場価格等に基づく時価法（売却原価の算定は移動平均法）、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会 葉種別監査委員会報告第21号）に基づく責任準備金対応債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社株式及び関連会社株式（保険業法第2条第12項に規定する子会社および保険業法施行令第13条の5の2第3項に規定する子法人等のうち子会社を除いたものならびに同条第4項に規定する関連法人等が発行する株式をいう）については移動平均法による原価法、その他有価証券で時価のあるもののうち株式については3月末日の市場価格等に基づく時価法（売却原価の算定は移動平均法）、市場価格のない株式等については移動平均法による原価法によっております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

##### （会計方針の変更）

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。

これにより、その他有価証券で時価のあるもののうち株式の評価について、3月中の市場価格等の平均としておりましたが、3月末日の市場価格等に基づく時価法に変更しております。また、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うこととしております。

2. 個人保険・個人年金保険および団体年金保険に設定した小区分（保険種類・資産運用方針等により設定）に対応した債券のうち、負債に応じたデューレーションのコントロールを図る目的で保有するものについては、「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会 葉種別監査委員会報告第21号）に基づき、責任準備金対応債券に区分しております。

3. デリバティブ取引の評価は時価法によっております。

4. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行っております。なお、評価差額については、評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 2000年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第1号に定める「地価公示法の規定により公示された価格」に奥行補正等の合理的な調整を行って算定

なお、2004年1月1日付の合併により安田生命保険相互会社から承継した土地再評価差額金に係る再評価の年月日および方法は次のとおりであります。

再評価を行った年月日 2001年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第1号に定める「地価公示法の規定により公示された価格」に奥行補正等の合理的な調整を行って算定したほか、第5号に定める「鑑定評価」に基づいて算出

5. 有形固定資産の減価償却の方法は、定率法（ただし、建物については定額法）によっております。

6. 外貨建資産・負債（子会社株式及び関連会社株式は除く）は、決算日の為替相場により円換算しております。なお、子会社株式及び関連会社株式は、取得時の為替相場により円換算しております。

7. 貸倒引当金は、資産の自己査定基準および償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。破産、民事再生等、法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という）に対する債権および実質的に経営破綻に陥っている債務者（以下「実質破綻先」という）に対する債権については、下記直接減額後の債権額から担保の回収可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現状、経営破綻の状況はないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に対する債権については、債権額から担保の回収可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率を債権額に乘じた額を計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先および実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額および保証等による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は3百万円であります。

8. 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当年度末における退職給付債務見込額および年金資産見込額に基づいて計上しております。

退職給付債務および退職給付費用の処理方法は次のとおりであります。

退職給付見込額の期間帰属方法	給付算定式基準
数理計算上の差異の処理年数	10年
過去勤務費用の処理年数	10年

なお、当年度末においては、年金資産見込額が退職給付債務見込額を上回っているため、退職給付引当金の残高はありません。

9. 価格変動準備金は、保険業法第115条の規定により算出した額を計上しております。

10. ヘッジ会計の方法は、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号）に従い、主に、貸付金に対するキャッシュ・フローのヘッジとして金利スワップの特例処理、外貨建債券に対する為替変動リスクのヘッジとして為替予約による時価ヘッジおよび通貨スワップによる繰延ヘッジ、外貨建貸付金および外貨建社債に対する為替変動リスクのヘッジとして通貨スワップによる振当処理を行っております。

なお、2009年度より保険契約に係る金利変動リスクをヘッジする目的で金利スワップ取引を利用しておらず、「保険業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会 業種別監査委員会報告第26号）に基づき繰延ヘッジ処理を行っております。ヘッジ有効性の評価は、ヘッジ対象とヘッジ手段双方の理論価格の算定に影響を与える金利の状況を検証することにより行っております。

11. 責任準備金は、期末時点において、保険契約上の責任が開始している契約について、保険契約に基づく将来における債務の履行に備えるため、保険業法第116条第1項に基づき、保険料及び責任準備金の算出方法書（保険業法第4条第2項第4号）に記載された方法に従って計算し、責任準備金を積み立てております。

責任準備金のうち保険料積立金については、次の方により計算しています。

(1) 標準責任準備金の対象契約については、内閣総理大臣が定める方式（平成8年大蔵省告示第48号）

(2) 標準責任準備金の対象とならない契約については、平準純保険料式

また、金融庁に認可を受けた算出方法書に基づき積み立てられた責任準備金では、算出方法書の計算前提（予定発生率・予定期率等）に基づく将来の予定キャッシュ・フローの見積りが、直近の実績と大きく乖離することにより、将来の債務の履行に支障を来すおそれがあると認められる場合に、保険業法施行規則第69条第5項に基づき、追加の責任準備金を計上する必要があります。この規定に基づき以下を積み立てております。

・変額保険契約および1995年9月2日以降に契約締結した一時払养老保险契約を対象として2014年度において積み立てたもの

・1998年4月2日以降に契約締結した一時払個人年金保険契約を対象として2017年度において積み立てたもの

・1999年4月1日以前に契約締結した個人年金保険契約（上記の一時払個人年金保険契約を除く）を対象として、予定期率2.00%を用いて保険料積立金を計算したことにより生じた差額を2020年度からの2年間にわたって積み立てたもの

当初は4年間にわたって積み立てることとしておりましたが、当年度に残額である110,814百万円を積み立て、これにより追加積立てを完了しております。

責任準備金のうち危険準備金については、保険業法第116条及び保険業法施行規則第69条第1項第3号に基づき、保険契約に基づく将来の債務を確実に履行するため、将来発生が見込まれる危険に備えて積み立てております。

12. 消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、資産に係る控除対象外消費税等のうち、税法に定める繰延消費税等については、前払費用に計上し5年間で均等償却し、繰延消費税等以外のものについては、発生年度に費用処理しております。

13. 無形固定資産に計上している自社利用のソフトウェアの減価償却の方法は、利用可能期間に基づく定額法により行っております。

14. 当年度における金融商品の状況に関する事項、金融商品の時価等に関する事項および金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項は、次のとおりであります。

(1) 金融商品の状況に関する事項

保険業法第118条第1項に規定する特別勘定以外の勘定である一般勘定の資産運用は、経済価値で評価した資産と負債の差額であるサーブラスを健全性指標の一つとして捉え、サーブラスの変動性（リスク）に着目するサーブラス・マネジメント型ALMによっております。

この方針に基づき、具体的な金融資産として、主に有価証券および貸付金に投資しております。有価証券は、主として債券、株式および投資信託等で保有しており、貸付金は、主に国内の取引先に対する貸付であります。

また、デリバティブについては、運用資産、保険負債または社債のリスクに対する主要なヘッジ手段と位置付けており、主に、ヘッジ目的で利用しております。ヘッジ会計の方法は、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基

準第10号)に従い、主に、貸付金に対するキャッシュ・フローのヘッジとして金利スワップの特例処理、外貨建債券に対する為替変動リスクのヘッジとして為替予約による時価ヘッジおよび通貨スワップによる繰延ヘッジ、外貨建貸付金および外貨建社債に対する為替変動リスクのヘッジとして通貨スワップによる振当処理、金利スワップによる保険負債の金利リスクヘッジを行っております。

なお、有価証券は市場リスク(金利の変動リスク、為替の変動リスクおよび価格変動リスク等)および信用リスク、貸付金は信用リスクおよび金利の変動リスク、デリバティブ取引は市場リスクおよび信用リスクに晒されております。

外貨建社債は、為替の変動リスクに晒されております。

金利の変動リスクの管理に関しては、サーブラス・マネジメントの観点から、超長期債購入による持続的・安定的な資産デュレーションの長期化および金利スワップによる保険負債の金利リスクヘッジ等により、負債も含めた経済価値ベースの変動リスクを管理しております。為替の変動リスクの管理に関しては、リスク水準の適切なコントロールのため必要に応じ為替予約等を利用し、為替リスクのヘッジを行っております。価格変動リスクを含めた市場リスクの管理に関しては、有価証券やデリバティブ取引について残高および損益状況を一元的に管理しているほか、適宜、監視枠等を設定することで損失を一定範囲に収める仕組みを導入しております。

さらに、当社ではVaR手法による最大予想損失額の測定に加えて、通常の予測を超えた急激な市場変動が発生する事態も想定して、ストレステストを定期的に行っております。また、これらの損益状況やルールの遵守状況は、資産運用リスク管理部署が監視し、リスク管理検証委員会に定期的に(緊急時は遅滞なく)報告を行うほか、重要なものは取締役会等に報告しております。

信用リスクの管理にあたっては、個別取引ごとに、リスクを慎重に見極め、安全性が高いと判断される対象に限定して運用を行っております。なお、信用リスク判断が特に重要な企業向け貸付については、審査管理部署において、厳正な審査体制の確保、信用供与先に対するモニタリング、企業審査手法を活用した社内信用格付制度を実施するとともに、重要度の高い案件については、投融資検討会議等で慎重に検討のうえ決裁する体制となっております。また、リスクが特定企業・グループ等に集中することのないよう信用度に応じた与信枠を設定し、管理を行う等運用先の分散を図っております。

デリバティブ取引に関しては、利用方針等を規定化するとともに、取引種類別の残高制限および取引先ごとの与信枠を設定するなどしてリスクを抑制するとともに、取引を執行する部署と事務管理部署を分離し、内部牽制が働く組織体制をとり、適切なリスク管理を行っております。

## (2) 金融商品の時価等に関する事項

当年度末における主な金融資産および金融負債に係る貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。なお、現金は注記を省略しており、譲渡性預金を除く預貯金、売現先勘定および債券貸借取引受入担保金は、約定期間が短期であることから、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、注記を省略しております。

(単位:百万円)			
	貸借対照表 計上額	時価	差額
預貯金	12,998	12,998	—
その他有価証券(譲渡性預金)	12,998	12,998	—
買入金銭債権	182,781	191,256	8,475
満期保有目的の債券	175,607	184,082	8,475
その他有価証券	7,173	7,173	—
金銭の信託	157,609	157,609	—
売買目的有価証券	4,608	4,608	—
その他有価証券	153,000	153,000	—
有価証券	36,123,020	37,436,007	1,312,986
売買目的有価証券	603,904	603,904	—
満期保有目的の債券	3,516,872	4,041,503	524,630
責任準備金対応債券	12,578,485	13,366,841	788,355
その他有価証券	19,423,758	19,423,758	—
貸付金	3,933,668	4,058,304	124,635
保険約款貸付	191,312	191,312	—
一般貸付	3,742,356	3,866,991	124,635
貸倒引当金(*1)	△9,167	—	—
	3,924,501	4,058,304	133,803
社債	640,735	655,629	14,894
借入金	200,000	197,260	△2,740
金融派生商品(*2)	(450,013)	(450,013)	—
ヘッジ会計が適用されていないもの	(89,490)	(89,490)	—
ヘッジ会計が適用されているもの	(360,523)	(360,523)	—

- (\*)貸付金に対応する一般貸倒引当金および個別貸倒引当金を控除しております。  
 (\*\*)デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目について、( )で示しております。  
 (\*\*)非上場株式等の市場価格のない株式等及び組合出資等については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日)第5項及び「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日)第27項に従い、金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項で開示している計表中の有価証券に含めておりません。なお、市場価格のない株式等の当年度末における貸借対照表価額は、910,127百万円(うち子会社株式及び関連会社株式869,736百万円)、組合出資等の当年度末における貸借対照表価額は、15,079百万円であります。また、当年度において、非上場株式等の市場価格のない株式等及び組合出資等について 17,798百万円減損処理を行っております。

(注1) 保有目的ごとの有価証券に関する注記事項

- ①売買目的有価証券において、当年度の損益に含まれた評価差額は△17,083百万円であります。  
 ②満期保有目的の債券において、種類ごとの貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。なお、当年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。

(単位:百万円)

	種類	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	①国債・地方債等	3,060,237	3,528,830	468,592
	②社債	367,284	420,506	53,221
	③その他	243,957	255,791	11,833
	合計	3,671,479	4,205,128	533,648
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	①国債・地方債等	—	—	—
	②社債	—	—	—
	③その他	21,000	20,457	△542
	合計	21,000	20,457	△542

- (\*)本表には、金融商品取引法上の有価証券として取り扱うことが適当と認められるものを含めております。  
 ③責任準備金対応債券の目標デュレーション達成のための当年度中の売却額は477,685百万円であり、売却益の合計額は13,234百万円、売却損の合計額は17,048百万円であります。また、責任準備金対応債券において、種類ごとの貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位:百万円)

	種類	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	①国債・地方債等	7,165,711	8,224,240	1,058,528
	②社債	13,686	16,322	2,635
	③その他	429,681	439,836	10,154
	合計	7,609,080	8,680,399	1,071,318
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	①国債・地方債等	4,055,209	3,852,508	△202,700
	②社債	21,976	20,477	△1,498
	③その他	892,220	813,455	△78,764
	合計	4,969,405	4,686,441	△282,963

- ④その他有価証券の当年度中の売却額は1,831,922百万円であり、売却益の合計額は100,286百万円、売却損の合計額は48,666百万円であります。また、その他有価証券において、種類ごとの取得原価または償却原価、貸借対照表計上額およびこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位:百万円)

	種類	取得原価 または 償却原価	貸借対照表 計上額	差額
貸借対照表計上額が取得原価または償却原価を超えるもの	(1)株式	1,344,535	4,299,196	2,954,661
	(2)債券	3,317,908	3,572,944	255,036
	①国債・地方債等	2,094,205	2,282,670	188,464
	②社債	1,223,702	1,290,274	66,571
	(3)その他	6,246,580	7,089,323	842,742
	合計	10,909,023	14,961,464	4,052,440
貸借対照表計上額が取得原価または償却原価を超えないもの	(1)株式	216,603	189,255	△27,347
	(2)債券	448,563	439,578	△8,984
	①国債・地方債等	112,648	111,269	△1,378
	②社債	335,914	328,308	△7,605
	(3)その他	4,269,985	4,006,632	△263,353
	合計	4,935,152	4,635,467	△299,684

- (\*)本表には、金融商品取引法上の有価証券として取り扱うことが適当と認められるものを含めております。

⑤上記の表中にある「取得原価または償却原価」は減損処理後の帳簿価額であります。当年度において、その他有価証券で時価のある株式等について2,004百万円減損処理を行っております。

(注2) 金銭債権および満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預貯金 (譲渡性預金)	12,998	—	—	—	—	—
買入金銭債権	—	—	—	—	—	182,781
貸付金(*)	469,069	643,739	703,885	499,596	782,609	636,617
有価証券	1,006,231	1,615,586	1,492,586	2,920,707	6,592,326	15,267,880
満期保有目的の 債券	175,720	409,276	621,409	249,875	563,843	1,496,745
責任準備金対応 債券	112,780	16,879	80,807	695,584	2,295,505	9,376,927
その他有価証券 のうち満期があ るもの	717,730	1,189,430	790,369	1,975,247	3,732,977	4,394,208
合計	1,488,300	2,259,325	2,196,472	3,420,304	7,374,936	16,087,279

(\*)貸付金のうち、破産更生債権等、償還予定額が見込めない6,837百万円は含めておりません。

(\*)貸付金のうち、保険約款貸付については、償還期限がないので含めておりません。

(注3) 社債および借入金の決算日後の返済予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
社債	—	—	—	—	—	640,735
借入金	—	—	—	—	—	200,000
合計	—	—	—	—	—	840,735

(3)金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における(無調整の)相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

①時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位:百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
預貯金(譲渡性預金)	—	12,998	—	12,998
買入金銭債権	—	7,173	—	7,173
その他有価証券	—	7,173	—	7,173
金銭の信託	—	157,609	—	157,609
売買目的有価証券	—	4,608	—	4,608
その他有価証券	—	153,000	—	153,000
有価証券	8,842,575	7,861,648	156,786	16,861,010
売買目的有価証券	311,546	145,098	—	456,645
国債・地方債等	138,073	—	—	138,073
社債	—	75,936	—	75,936
株式	59,140	—	—	59,140
その他	114,331	69,162	—	183,493
その他有価証券	8,531,029	7,716,549	156,786	16,404,365
国債・地方債等	2,271,963	121,976	—	2,393,940
社債	—	1,618,583	—	1,618,583
株式	4,486,044	2,408	—	4,488,452

その他	1,773,021	5,973,581	156,786	7,903,389
金融派生商品	363	54,324	—	54,687
通貨関連	—	13,386	—	13,386
金利関連	—	40,937	—	40,937
株式関連	363	—	—	363
債券関連	—	—	—	—
資産計	8,842,938	8,093,753	156,786	17,093,479
金融派生商品	80	504,620	—	504,701
通貨関連	—	477,599	—	477,599
金利関連	—	27,021	—	27,021
株式関連	80	—	—	80
債券関連	—	—	—	—
負債計	80	504,620	—	504,701

(\*) 「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日) 第26項に従い、経過措置を適用した投資信託は上記表には含めておりません。貸借対照表における当該投資信託の金額は金融資産3,166,652百万円であります。

②時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位:百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
買入金銭債権	—	181,774	2,308	184,082
満期保有目的の債券	—	181,774	2,308	184,082
有価証券	15,760,892	1,644,446	3,004	17,408,344
満期保有目的の債券	3,354,771	683,726	3,004	4,041,503
国債・地方債等	3,354,771	174,058	—	3,528,830
社債	—	420,506	—	420,506
その他	—	89,161	3,004	92,166
責任準備金対応債券	12,406,120	960,720	—	13,366,841
国債・地方債等	12,076,749	—	—	12,076,749
社債	—	36,800	—	36,800
その他	329,371	923,919	—	1,253,291
貸付金	—	—	4,058,304	4,058,304
保険約款貸付	—	—	191,312	191,312
一般貸付	—	—	3,866,991	3,866,991
資産計	15,760,892	1,826,221	4,063,617	21,650,731
社債	—	655,629	—	655,629
借入金	—	197,260	—	197,260
負債計	—	852,889	—	852,889

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

①預貯金、買入金銭債権、金銭の信託及び有価証券

預貯金、買入金銭債権、金銭の信託及び有価証券については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しております。主に上場株式や国債がこれに含まれます。公表された相場価格を用いていたとしても市場が活発でない場合にはレベル2の時価に分類しております。主に譲渡性預金、地方債、社債がこれに含まれます。

相場価格が入手できない場合には、将来キャッシュ・フローを現在価値に割り引く方法により算定された理論価格または情報ベンダーや取引相手先から入手した3月末日の時価等によっております。評価にあたっては観察可能なインプットを最大限利用しております。算定にあたり重要な観察できないインプットを用いている場合には、レベル3の時価に分類しております。

②金融派生商品

金融派生商品については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しております。主に株価指数先物、債券先物等がこれに含まれます。

ただし、大部分の金融派生商品は店頭取引であり、公表された相場価格が存在しません。そのため外国為替予約の時価については3月末日のTTM、WMロイターレート、割引レート等を基準とした理論価格、通貨スワップ取引、金利スワップ取引等の時価については情報ベンダーが提供する価格によっており、当該時価はレベル2の時価に分類しております。

なお、通貨スワップの振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている貸付金および社債と一体として処理されているため、その時価は、当該貸付金および社債の時価に含めて記載しております。また、金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている貸付金と一体として処理されているため、その時価は、当

該貸付金の時価に含めて記載しております。

③貸付金

一般貸付の時価については、主に、将来キャッシュ・フローを現在価値に割り引いた価格によっており、観察できないインプットを使用していることから、レベル3の時価に分類しております。

なお、破綻先、実質破綻先および破綻懸念先に対する貸付金については、直接減額前の帳簿価額から貸倒見積高を控除した額を時価としております。

また、保険約款貸付は、当該貸付を解約返戻金の範囲内に限るなどの特性により返済期限を設けておらず、返済見込期間および金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、当該帳簿価額を時価としており、レベル3の時価に分類しております。

④社債

当社の発行する社債については、3月末日の情報ベンダーが提供する価格によっております。当該時価はレベル2の時価に分類しております。

⑤借入金

当社の借入金については、借入金を裏付けとして発行される社債の3月末日の情報ベンダーが提供する価格によっております。当該時価はレベル2の時価に分類しております。

(注2) 時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債のうちレベル3の時価に関する情報

①重要な観察できないインプットに関する定量的情報

買入金銭債権の「その他有価証券」及び有価証券の「その他有価証券」にてレベル3の時価となるものがありますが、これらは、第三者から入手した価格を調整せずに使用しているため、記載しておりません。

②期首残高から期末残高への調整表、当期の損益に認識した評価損益

(単位:百万円)

	買入金銭債権 その他有価証券	買入金銭債権	有価証券	合計
		その他有価証券	その他	
		その他	その他	
期首残高		8,721	162,617	171,338
当期の損益又は評価・換算差額等への計上				
その他有価証券評価差額金に計上		△ 1,547	4,463	2,915
購入、売却、発行及び決済				
購入		—	36,741	36,741
売却		—	△ 32,631	△ 32,631
レベル3の時価からの振替(*1)		△ 7,173	△ 14,404	△ 21,577
期末残高		—	156,786	156,786

(\*1) レベル3の時価からレベル2の時価への振替であり、観察可能なデータが利用可能になったことによるものであります。当該振替は会計期間の末日に行っております。

③時価の評価プロセスの説明

第三者から入手した相場価格を利用する場合においても、利用されている評価技法及びインプットの確認や類似の金融商品の時価との比較等の適切な方法により価格の妥当性を検証しております。検証結果は毎期リスク管理部署に報告され、時価の算定の方針及び手続に関する適正性が確保されております。

④重要な観察できないインプットを変化させた場合の時価に対する影響に関する説明

第三者から入手した価格を調整せずに使用しているため、記載しておりません。

15. 当社では、東京都その他の地域において貸貸用のオフィスビル等を有しております、当年度末における当該貸貸等不動産の貸借対照表価額は608,568百万円、時価は931,370百万円であります。なお、時価の算定にあたっては、主として不動産鑑定士による鑑定評価(指標等を用いて調整を行ったものを含む)によっております。

16. 債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸付条件緩和債権の額は、22,382百万円であります。なお、それぞれの内訳は以下のとおりであります。

債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権は374百万円であります。

上記取立不能見込額の直接減額は3百万円であります。

なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始又は再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

債権のうち、危険債権額は11,102百万円であります。

なお、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しない債権であります。

債権のうち、三月以上延滞債権はありません。

なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として三月以上延滞している貸付金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権に該当しないものであります。

債権のうち、貸付条件緩和債権額は10,905百万円であります。

なお、貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他債務者に有利となる取決めを行った貸付金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権に該当しないものであります。

17. 有形固定資産の減価償却累計額は、456,602百万円であります。
18. 保険業法第118条第1項の規定による特別勘定の資産の額は、707,095百万円であります。  
なお、同勘定の負債の額も同額であります。
19. 保険業法施行規則第30条第2項に規定する金額は、2,831,328百万円であります。
20. 子会社等に対する金銭債権の総額は、12,003百万円、金銭債務の総額は、4,096百万円であります。
21. 貸借対照表に計上した有形固定資産および無形固定資産のほか、リース契約により使用している重要な有形固定資産として電子計算機およびその周辺機器等があります。
22. 社員配当準備金の異動状況は次のとおりであります。
 

当期首現在高	260,030百万円
前期剰余金よりの繰入額	178,633百万円
当期社員配当金支払額	157,424百万円
利息による増加等	83百万円
当期末現在高	281,323百万円
23. 基金を100,000百万円償却したことに伴い、同額の基金償却準備金を保険業法第56条の規定による基金償却積立金へ振り替えております。
24. 担保に供されている資産の額は、有価証券163百万円であります。
25. 消費貸借契約により貸し付けている有価証券（現金担保付債券貸借取引による有価証券を含む）の貸借対照表価額は4,744,290百万円、売現先取引により買戻し条件付で売却した有価証券の貸借対照表価額は236,593百万円であります。
26. 貸付金に係るコミットメントライン契約等の融資未実行残高は、28,413百万円であります。
27. 負債の部の社債は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付社債および外貨建劣後特約付社債であります。
28. 負債の部の借入金は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金であります。
29. 保険業法第259条の規定に基づく生命保険契約者保護機構に対する当年度末における当社の今後の負担見積額は45,414百万円であります。  
なお、当該負担金は拠出した年度の事業費として処理しております。
30. 退職給付に関する事項は次のとおりであります。
  - (1) 採用している退職給付制度の概要  
当社は、確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度および退職一時金制度を設けております。また、確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設けております。
  - (2) 確定給付制度
 

①退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表	
期首における退職給付債務	253,872百万円
勤務費用	8,594百万円
利息費用	2,168百万円
数理計算上の差異の当期発生額	2,670百万円
退職給付の支払額	△ 16,724百万円
過去勤務費用の当期発生額	△ 12,981百万円
期末における退職給付債務	237,599百万円

②年金資産の期首残高と期末残高の調整表	
期首における年金資産	379,540百万円
期待運用収益	3,505百万円
数理計算上の差異の当期発生額	38,989百万円
事業主からの拠出額	2,264百万円
退職給付の支払額	△ 11,683百万円

期末における年金資産	412,616百万円
③退職給付債務および年金資産と貸借対照表に計上された退職給付引当金および前払年金費用の調整表	
積立型制度の退職給付債務	236,869百万円
年金資産	△ 412,616百万円
△ 175,746百万円	
非積立型制度の退職給付債務	729百万円
未認識数理計算上の差異	50,054百万円
未認識過去勤務費用	19,449百万円
退職給付引当金(△は前払年金費用)	△ 105,512百万円
④退職給付に関連する損益	
勤務費用	8,594百万円
利息費用	2,168百万円
期待運用収益	△ 3,505百万円
数理計算上の差異の当期の費用処理額	△ 8,460百万円
過去勤務費用の当期の費用処理額	△ 2,688百万円
確定給付制度に係る退職給付費用	△ 3,892百万円
⑤年金資産の主な内訳	
年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は次のとおりであります。	
債券	6.4%
株式	41.5%
生命保険一般勘定	23.6%
共同運用資産	17.8%
投資信託	4.2%
現金及び預金	2.0%
その他	4.5%
合計	100.0%

年金資産合計には、退職給付信託が56.6%含まれております。

⑥長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在および予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在および将来期待される長期の収益率を考慮しております。

⑦数理計算上の計算基礎に関する事項

当年度末における主要な数理計算上の計算基礎は次のとおりであります。	
割引率	0.9%
長期期待運用収益率	
確定給付企業年金	2.0%
退職給付信託	0.0%

(3) 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は1,134百万円であります。

31. 子会社等の株式等は、869,736百万円であります。

32. 繰延税金資産の総額は、859,309百万円、繰延税金負債の総額は、1,089,934百万円であります。繰延税金資産のうち評価性引当額として控除した額は、10,807百万円であります。

繰延税金資産の発生の主な原因別内訳は、保険契約準備金527,035百万円および価格変動準備金243,076百万円であります。

繰延税金負債の発生の主な原因別内訳は、その他有価証券の評価差額1,015,518百万円であります。

当年度における法定実効税率は27.96%であり、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異の主な内訳は、社員配当準備金に係る△20.63%であります。

33. 保険業法施行規則第73条第3項において準用する同規則第71条第1項に規定する再保険を付した部分に相当する支払準備金(以下「出再支払準備金」という)の金額は19百万円、同規則第71条第1項に規定する再保険を付した部分に相当する責任準備金(以下「出再責任準備金」という)の金額は18,826百万円であります。

34. 会計上の見積りの開示に関する会計基準(企業会計基準第31号)に基づいて識別した重要な会計上の見積りは以下

の通りです。

(1) 子会社及び関連会社株式の減損

① 当年度の計算書類に計上した金額

当年度の貸借対照表の「有価証券」に、子会社株式及び関連会社株式 869,736 百万円を計上しております。

② 会計上の見積りの内容について計算書類利用者の理解に資するその他の情報

子会社及び関連会社株式は、実質価額に基づいて減損判定を行います。原則として、実質価額は期末日の純資産価額に基づき算定しますが、必要な場合は、将来キャッシュ・フロー等の主要な仮定を使用して算定された価額を実質価額としております。

上記の仮定の予測は高い不確実性を伴い、翌年度の計算書類において将来キャッシュ・フローの見積りに重要な影響を及ぼす可能性があります。

なお、一部の関連法人等について、財政状態の悪化又は将来キャッシュ・フローの減少により実質価額が著しく低下し、かつ回復可能性が認められないことから、取得原価と実質価額との差額を、特別損失に子会社株式及び関連会社株式評価損として 16,257 百万円計上しております。

損益計算書の注記

1. 保険料は、原則として、収納があり、保険契約上の責任が開始しているものについて、当該収納した金額により計上しております。  
なお、収納した保険料のうち、期末時点において未経過となっている期間に対応する部分については、保険業法第116条及び保険業法施行規則第69条第1項第2号に基づき、責任準備金に積み立てております。
- 保険金等支払金（再保険料を除く）は、保険契約に基づく支払事由が発生し、当該契約に基づいて算定された金額を支払った契約について、当該金額により計上しております。  
なお、保険業法第117条及び保険業法施行規則第72条に基づき、期末時点において支払義務が発生したもの、または、まだ支払事由の報告を受けていないものの支払事由が既に発生しているものと認められるもののうち、それぞれ保険金等の支出として計上していないものについて、支払準備金を積み立てております。
2. 子会社等との取引による収益の総額は、26,326百万円、費用の総額は、40,121百万円であります。
3. 有価証券売却益の主な内訳は、国債等債券1,585百万円、株式等87,339百万円、外国証券22,258百万円であります。  
有価証券売却損の内訳は、国債等債券16,714百万円、株式等12,311百万円、外国証券36,689百万円であります。  
有価証券評価損の主な内訳は、株式等3,545百万円であります。
4. 支払準備金繰入額の計算上、差し引かれた出再支払準備金繰入額の金額は1百万円、責任準備金繰入額の計算上、差し引かれた出再責任準備金繰入額の金額は826百万円であります。
5. 「金融派生商品費用」には、評価益が143,003百万円含まれております。
6. 当年度における減損損失に関する事項は、次のとおりであります。

(1) 資産のグルーピング方法

保険事業等の用に供している不動産等については、保険事業等全体で1つの資産グループとしております。また、保険事業等の用に供していない賃貸不動産等および遊休不動産等については、それぞれの物件ごとに1つの資産グループとしております。

(2) 減損損失の認識に至った経緯

一部の資産グループに著しい収益性の低下または時価の下落が見られたことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

(3) 減損損失を認識した資産グループと減損損失計上額の固定資産の種類ごとの内訳

用 途	件 数	減 損 損 失 (百万円)			
		土 地	建 物	その他の 無形固定資産	計
賃貸不動産等	0 件	—	—	—	—
遊休不動産等	8 件	310	194	3	507
合 計	8 件	310	194	3	507

(4) 回収可能価額の算定方法

回収可能価額は、賃貸不動産等については物件により使用価値または正味売却価額を、遊休不動産等については正味売却価額を適用しております。なお、使用価値については見積りリスクを反映させた将来キャッシュ・フローを1.82%で割り引いて算定しております。また、正味売却価額については不動産鑑定評価基準に基づく鑑定評価額等から処分費用見込額を差し引いた価額、または公示価格等を基準にした評価額等をもとに算定しております。

## 7. 経常利益等の明細(基礎利益)

(単位:百万円)

		2020年度	2021年度
基礎利益	A	550,231	601,991
キャピタル収益		148,812	258,795
金銭の信託運用益		1,090	1,483
売買目的有価証券運用益		—	—
有価証券売却益		97,475	113,521
金融派生商品収益		—	—
為替差益		44,445	133,050
その他キャピタル収益		5,800	10,740
キャピタル費用		205,099	402,334
金銭の信託運用損		—	—
売買目的有価証券運用損		—	—
有価証券売却損		62,887	65,714
有価証券評価損		1,971	5,816
金融派生商品費用		79,634	217,338
為替差損		—	—
その他キャピタル費用		60,605	113,465
キャピタル損益	B	△56,286	△143,538
キャピタル損益含み基礎利益	A + B	493,944	458,452
臨時収益		347,063	—
再保険収入		—	—
危険準備金戻入額		347,063	—
個別貸倒引当金戻入額		—	—
その他臨時収益		—	—
臨時費用		609,190	210,075
再保険料		—	—
危険準備金繰入額		—	96,112
個別貸倒引当金繰入額		476	3,147
特定海外債権引当勘定繰入額		—	—
貸付金償却		—	—
その他臨時費用		608,713	110,814
臨時損益	C	△262,127	△210,075
経常利益	A + B + C	231,817	248,377

(参考) その他項目の内訳

(単位:百万円)

		2020年度	2021年度
基礎利益		55,533	104,048
金銭の信託運用損益のうち利息及び配当金等収入に該当する額		728	1,323
マーケット・ヴァリュー・アジャストメントに係る解約返戻金額変動の影響額		△5,800	△10,740
外貨建て保険契約に係る市場為替レート変動の影響額		60,605	113,465
その他キャピタル収益		5,800	10,740
マーケット・ヴァリュー・アジャストメントに係る解約返戻金額変動の影響額		5,800	10,740
外貨建て保険契約に係る市場為替レート変動の影響額		—	—
その他キャピタル費用		60,605	113,465
マーケット・ヴァリュー・アジャストメントに係る解約返戻金額変動の影響額		—	—
外貨建て保険契約に係る市場為替レート変動の影響額		60,605	113,465
その他臨時費用		608,713	110,814
保険業法施行規則第69条第5項に基づく責任準備金繰入額		608,713	110,814

## 8. 基礎利益の内訳(利源別)

(単位:億円)

		2020年度	2021年度
基礎利益(注)	A	5,502	6,019
保険関係損益		2,668	2,511
うち危険差		2,420	2,236
うち費差		96	206
運用関係損益		2,834	3,508
うち利差		2,893	3,587
キャピタル損益	B	△562	△1,435
臨時損益	C	△2,621	△2,100
経常利益	D (=A+B+C)	2,318	2,483
特別損益・法人税等	E	△24	△645
当期末処分剰余金	F (=D+E)	2,294	1,838

(注)経営管理手法の変更に伴い、基礎利益を「保険関係損益」と「運用関係損益」に区分して表示する構成に変更

### 9. 基金等變動計算書

2020年度（2020年4月1日から2021年3月31日まで）

《藏经·百灯网》

	評価・換算基準額				純資産 合計
	その他 有価証券 評価差額金	株主 ヘッジ 差益	売上高 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期資本収益	1,990,952	46,195	316,461	2,314,448	3,850,450
当期変動額					
社員福利厚生金の積立					△549,376
積立準備金の積立					△549,376
基金利子の支取					△551
当期純収益					3,850,450
基金利子準備金の積立					△551
社員福利厚生金の積立					△549,376
△社員福利厚生金の積立					△549,376
△社員福利厚生金の貯蓄					△551
事業風景評価差額の貯蓄					△551
下取取引の処理利益の貯蓄					△551
△地政権益評価差額の貯蓄					△551
△地政権益評価差額の貯蓄					△551
基金利子以外の収益の△貯蓄差額額(純額)	962,510	△11,195	△239	946,395	946,395
△期初純合計額	923,815	△11,195	△239	906,395	955,114
△期初純合計額	2,974,661	26,000	118,931	3,060,594	4,511,459

2021年度（2021年4月1日から2022年3月31日まで）

(单位：百万元)

10. 剰余金処分

(単位:百万円)

科 目	2020年度 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)	2021年度 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)
当期未処分剰余金	229,416	183,807
任意積立金取崩額	2,630	542
不動産圧縮積立金取崩額	545	542
特別準備金取崩額	2,000	—
別途積立金取崩額	85	—
計	232,046	184,350
剰余金処分額	232,046	184,350
社員配当準備金	178,633	151,453
差引純剰余金	53,413	32,896
損失填补準備金	539	456
基金利息	757	477
任意積立金	52,116	31,963
基金償却準備金	50,000	30,000
社会厚生事業増進積立金	2,085	1,963
不動産圧縮積立金	31	—

## 11. 保険業法に基づく債権の状況

(単位:百万円、%)

区分	2020年度末	2021年度末
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	373	374
危険債権	4,416	11,102
三月以上延滞債権	—	—
貸付条件緩和債権	11,640	10,905
小計 (対合計比)	16,430 (0.20)	22,382 (0.25)
正常債権	8,267,343	8,910,771
合計	8,283,773	8,933,153

- (注) 1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始又は再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
2. 危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権です。(注1に掲げる債権を除く。)
3. 三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸付金です。(注1及び2に掲げる債権を除く。)
4. 貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸付金です。(注1から3に掲げる債権を除く。)
5. 正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、注1から4までに掲げる債権以外のものに区分される債権です。

12. 貸倒引当金等の状況

摘要	2020年度	2021年度	比較
(1) 貸倒引当金残高の内訳			
ア. 一般貸倒引当金	1,736	2,126	390
イ. 個別貸倒引当金(注)	5,100	8,391	3,290
ウ. 特定海外債権引当勘定	—	—	—
(2) 個別貸倒引当金			
ア. 繰入額	5,491	8,394	2,902
イ. 取崩額 〔償却等に伴う取崩額を除く〕	5,015	5,246	231
ウ. 純繰入額	476	3,147	2,671
(3) 特定海外債権引当勘定			
ア. 対象国数	—	—	—
イ. 債権額	—	—	—
ウ. 繰入額	—	—	—
エ. 取崩額	—	—	—
(4) 貸付金償却	—	—	—

(注)破産、民事再生等、法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債務者(破綻先)および実質的に経営破綻に陥っている債務者(実質破綻先)に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額および保証等による回収が可能と認められる額を控除した残額を取り扱い見込額(2020年度:391百万円、2021年度:3百万円)として債権額から直接減額しています。

### 13. ソルベンシー・マージン比率

(単位:百万円)

項目	2020年度末	2021年度末
ソルベンシー・マージン総額 (A)	8,822,197	8,895,615
基金等	1,307,339	1,238,245
価格変動準備金	850,080	869,373
危険準備金	440,579	536,692
一般貸倒引当金	1,736	2,126
(その他有価証券評価差額金(税効果控除前)・繰延ヘッジ損益(税効果控除前)) × 9.0% (マイナスの場合 10.0%)	3,584,043	3,367,548
土地の含み損益 × 8.5% (マイナスの場合 10.0%)	489,444	503,198
全期チルメル式責任準備金相当額超過額	1,411,778	1,440,977
負債性資本調達手段等	640,735	840,735
全期チルメル式責任準備金相当額超過額及び負債性資本調達手段等のうち、マージンに算入されない額	—	—
控除項目	—	—
その他	96,459	96,717
リスクの合計額		
$\sqrt{(R_1 + R_8)^2 + (R_2 + R_5 + R_7)^2} + R_4$ (B)	1,650,390	1,675,760
保険リスク相当額 R1	125,517	126,375
第三分野保険の保険リスク相当額 R8	76,135	77,581
予定利率リスク相当額 R2	117,942	102,637
最低保証リスク相当額 R7	7,871	6,411
資産運用リスク相当額 R3	1,475,866	1,517,366
経営管理リスク相当額 R4	36,066	36,607
ソルベンシー・マージン比率 $\frac{(A)}{(1/2) \times (B)} \times 100$	1,069.1%	1,061.6%

- (注) 1. 上記は、保険業法施行規則第86条および第87条ならびに平成8年大蔵省告示第50号の規定に基づいて算出しています。  
 2. 「最低保証リスク相当額」は、平成8年大蔵省告示第50号第2条第4項に規定する標準的方式に基づいて算出しています。

#### 1.4. 実質純資産額

(単位:百万円)

項目	2020年度末	2021年度末
実質純資産額	10,684,709	9,900,807
一般勘定資産に対する比率	25.5%	22.8%

(注) 1. 上記は、保険業法第132条第2項に規定する区分等を定める命令第3条第2項の規定に基づいて算出しています。  
2. 「満期保有目的の債券」および「責任準備金対応債券」の含み損益(2020年度末:1,964,044百万円、2021年度末:1,321,461百万円)を控除した場合の実質純資産額は、2020年度末:8,720,665百万円、2021年度末:8,579,345百万円となっています。

## 15. 特別勘定の状況

### (1) 特別勘定資産残高の状況

区分	(単位:百万円)	
	2020年度末	2021年度末
個人 变額 保険	51,252	52,028
变額個人年金保険	171,446	122,550
団体 年金 保険	496,462	532,516
合 計	719,161	707,095

### (2) 個人变額保険(特別勘定)の状況

#### ア. 保有契約高

区分	(単位:件、百万円)	
	件数	金額
变額保険(有期型)	—	—
变額保険(終身型)	48,623	446,925
合 計	48,623	446,925

(注)保有契約高には、定期保険特約部分を含んでいます。

#### イ. 資産の内訳

区分	2020年度末		2021年度末	
	金額	占率	金額	占率
現預金・コールローン	946	1.8	374	0.7
有価証券	47,454	92.6	45,218	86.9
公社債	12,950	25.3	11,620	22.3
株式	15,571	30.4	14,221	27.3
外国証券	18,932	36.9	19,376	37.2
公社債	5,086	9.9	5,283	10.2
株式等	13,846	27.0	14,093	27.1
その他の証券	—	—	—	—
貸付金	—	—	—	—
その他の	2,850	5.6	6,435	12.4
貸倒引当金	—	—	—	—
合 計	51,252	100.0	52,028	100.0

#### ウ. 運用取支の内訳

区分	2020年度		2021年度	
	2020年度	2021年度	2020年度	2021年度
利息及び配当金等収入	782	785		
有価証券売却益	3,839	4,699		
有価証券償還益	—	—		
有価証券評価益	12,502	7,996		
為替差益	30	29		
金融派生商品収益	204	180		
その他の収益	1	1		
有価証券売却損	2,705	916		
有価証券償還損	—	4		
有価証券評価損	3,538	9,043		
為替差損	23	13		
金融派生商品費用	504	238		
その他の費用	1	0		
取支差額	10,588	3,475		

(3) 変額個人年金保険(特別勘定)の状況

ア. 保有契約高

(単位:件、百万円)

区分	2020年度末		2021年度末	
	件数	金額	件数	金額
変額個人年金保険	68,358	209,265	59,966	164,056

(注) 保有契約高には、年金開始後契約等の一般勘定部分を含んでいます。

イ. 資産の内訳

(単位:百万円、%)

区分	2020年度末		2021年度末	
	金額	占率	金額	占率
現預金・コールローン	702	0.4	474	0.4
有価証券	168,035	98.0	118,902	97.0
公社債	—	—	—	—
株式	—	—	—	—
外国証券	—	—	—	—
公社債	—	—	—	—
株式等	—	—	—	—
その他の証券	168,035	98.0	118,902	97.0
貸付金	—	—	—	—
その他の	2,709	1.6	3,174	2.6
貸倒引当金	—	—	—	—
合計	171,446	100.0	122,550	100.0

ウ. 運用取支の内訳

(単位:百万円)

区分	2020年度	2021年度
利息及び配当金等収入	16,347	7,362
有価証券売却益	0	0
有価証券償還益	—	—
有価証券評価益	30,667	16,699
為替差益	—	—
金融派生商品収益	—	—
その他の収益	—	—
有価証券売却損	594	498
有価証券償還損	—	0
有価証券評価損	36,950	28,270
為替差損	—	—
金融派生商品費用	—	—
その他の費用	—	—
收支差額	9,471	△4,705

## 16. 保険会社およびその子会社等の状況

### (1) 主要な業務の状況を示す指標

(単位:億円)

項目	2020年度	2021年度
経常収益	40,286	42,143
経常利益	2,289	2,313
親会社に帰属する当期純剰余	1,887	1,817
包括利益	11,368	566

項目	2020年度末	2021年度末
総資産	459,778	482,025
ゾルベンシーマージン比率	1,152.5%	1,135.5%

項目	2020年度	2021年度
営業活動によるキャッシュ・フロー	5,496	1,637
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 5,237	△ 8,013
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 46	991
現金及び現金同等物期末残高	13,187	7,893

### (2) 連結範囲および持分法の適用に関する事項

連結される子会社および子法人等数	:	18 社
持分法適用の非連結の子会社および子法人等数	:	0 社
持分法適用の関連法人等数	:	9 社
期中における重要な子会社等の異動について	:	無

### (3) 会計方針の変更・会計上の見積りの変更・修正再表示

① 会計基準等の改正に伴う会計方針の変更	:	有
詳細は、本資料48ページ「注記事項(連結貸借対照表の注記)1.」をご参照ください。		
② ①以外の会計方針の変更	:	無
③ 会計上の見積りの変更	:	無
④ 修正再表示	:	無

(注)会計基準の選択に関する基本的な考え方  
当社は、日本基準に基づき連結財務諸表を作成しております。

(4) 連結貸借対照表

(単位:百万円)

科 目	2020年度末 (2021年3月31日現在)	2021年度末 (2022年3月31日現在)	科 目	2020年度末 (2021年3月31日現在)	2021年度末 (2022年3月31日現在)
	金額	金額		金額	金額
<b>(資産の部)</b>					
現 金 及 び 預 貯 金	1,210,322	859,231	保 険 契 約 準 備 金	36,266,398	37,219,985
コ ー ル ロ ー ン	90,000	40,004	支 払 備 金	708,582	795,352
買 入 金 銭 債 権	264,184	182,781	責 任 準 備 金	35,297,785	36,143,309
金 銭 の 借 托	170,522	175,209	社 員 配 当 準 備 金	260,030	281,323
有 価 証 券	37,097,578	39,213,372	代 理 店 借	3,628	5,167
貸 付 金	4,937,975	4,936,701	再 保 険 借	802	800
有 形 固 定 資 産	908,371	911,290	社 債	666,866	669,599
土 地	624,069	624,917	そ の 他 負 債	3,175,679	4,722,358
建 物	273,028	270,747	債券貸取引受入担保金	2,514,959	3,469,240
リ ー ス 資 産	315	293	そ の 他 の 負 債	660,720	1,253,117
建 設 仮 勘 定	3,653	8,614	退職給付に係る負債	8,317	8,877
その他の有形固定資産	7,304	6,717	価 格 变 動 準 備 金	851,195	870,721
無 形 固 定 資 産	402,441	425,274	緑 延 税 金 負 債	378,208	314,918
ソ フ ト ウ エ ア の れ ん	63,918	63,010	再評価に係る緑延税金負債	79,003	78,954
その他の無形固定資産	109,536	113,702	支 払 承 請	19,215	5,473
代 理 店 貨	228,986	248,560	負 債 の 部 合 計	41,449,317	43,896,857
再 保 険 貨	1,560	1,453	<b>(純資産の部)</b>		
そ の 他 資 産	152,211	169,181	基 金	250,000	150,000
退職給付に係る資産	601,097	1,106,219	基 金 債 却 構 立 金	730,000	830,000
緑 延 税 金 資 産	126,976	184,385	再 評 価 積 立 金	452	452
支 払 承 請 見 返	2,180	2,494	連 絡 剰 余 金	515,259	413,961
貸 倒 引 当 金	19,215	5,473	基 金 等 合 計	1,495,712	1,394,414
	△6,837	△10,518	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	2,959,118	2,759,564
			緑 延 ヘ ッ ジ 損 益	28,261	4,821
			土 地 再 評 価 差 額 金	118,183	121,889
			為 替 換 算 調 整 積 定	△89,185	△22,534
			退職給付に係る調整累計額	15,714	46,850
			そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	3,032,091	2,910,591
			非 支 配 株 主 持 分	681	692
			純 資 産 の 部 合 計	4,528,485	4,305,697
<b>資 産 の 部 合 計</b>	<b>45,977,802</b>	<b>48,202,554</b>	<b>負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計</b>	<b>45,977,802</b>	<b>48,202,554</b>

(5) 連結損益計算書及び連結包括利益計算書

(連結損益計算書)

(単位:百万円)

科 目	2020年度 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)	2021年度 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)
	金額	金額
経 常 収 益	4,028,693	4,214,339
保険料等収入	2,669,358	2,809,838
資産運用収益	1,253,411	1,303,059
利息及び配当金等収入	906,130	906,359
金裁の信託運用収益	1,825	2,816
有価証券売却益	98,530	115,088
有価証券償却益	133,300	71,940
為替差益	44,445	133,051
その他の運用収益	3,197	4,144
特別勘定資産運用益	75,981	9,658
その他の経常収益	95,923	101,441
経 常 費 用	3,799,698	3,982,997
保険金等支払金	2,542,415	2,624,503
保険年金	642,535	679,079
給付金	653,129	628,789
解約返戻金	515,164	550,883
その他の返戻金等	582,654	666,735
責任準備金等繰入額	305,044	291,696
支払準備金繰入額	11,014	20,696
責任準備金繰入額	293,947	270,941
社員配当金積立利息繰入額	82	57
資産運用費用	306,162	389,703
支払利息	43,401	52,360
有価証券売却損	63,723	65,987
有価証券評価損	3,583	5,852
有価証券償却損	78,895	9,328
金融派生商品費用	78,612	215,416
貸倒引当金繰入額	2,867	2,237
賃貸用不動産等減価償却費	10,006	9,919
その他の運用費用	25,071	28,601
事業費用	489,678	513,982
その他の経常費用	156,398	163,111
経常利益	228,994	231,341
特別利益	386	124
固定資産等処分益	385	124
偶発損失引当金戻入額	1	—
特別損失	31,598	28,047
固定資産等処分損失	6,361	6,419
減損損失	2,262	556
価格変動準備金繰入額	17,604	19,484
不動産圧縮損	325	—
社会厚生事業増進助成金	661	1,587
その他の特別損失	4,383	—
税金等調整前当期純剰余	197,782	203,418
法人税及び住民税等	57,904	12,157
法人税等調整額	△48,923	9,390
法人税等合計	8,981	21,547
当期純剰余	188,801	181,870
非支配株主に帰属する当期純剰余	60	71
親会社に帰属する当期純剰余	188,740	181,799

(連結包括利益計算書)

(単位:百万円)

科 目	2020年度 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)		2021年度 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)	
	金額	金額	金額	金額
当 期 純 剰 余	188,801		181,870	
そ の 他 の 包 括 利 益	948,034		△125,206	
そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	965,043		△196,584	
繰 延 ヘ ッ ツ ジ 損 益	△17,181		△23,210	
為 替 換 算 調 整 勘 定	△33,286		64,061	
退 職 給 付 に 係 る 調 整 額	38,532		31,136	
持 分 法 適 用 会 社 に 対 す る 持 分 相 当 額	△5,073		△609	
包 括 利 益	1,136,835		56,664	
親 会 社 に 係 る 包 括 利 益	1,136,774		56,592	
非 支 配 株 主 に 係 る 包 括 利 益	60		71	

(6) 連結キャッシュ・フロー計算書

科 目	2020年度 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)	2021年度 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)	(単位:百万円)
	金額	金額	
営業活動によるキャッシュ・フロー			
税金等調整前当期純利益(△は損失)	197,782	203,418	
賃貸用不動産等減価償却費	10,096	9,919	
減価償却費	44,059	45,749	
減損損失	9,262	556	
のれん償却額	7,222	8,026	
支払準備金の増減額(△は減少)	18,158	22,634	
責任準備金の増減額(△は減少)	459,457	446,335	
社員配当準備金積立利息換入額	82	57	
貸倒引当金の増減額(△は減少)	82	3,681	
退職給付に係る負債の増減額(△は減少)	159	100	
偶発損失引当金の増減額(△は減少)	△1	—	
価格変動準備金の増減額(△は減少)	17,604	19,484	
利息及び配当金等収入	△906,130	△996,359	
有価証券間保損益(△は益)	△304,383	△568,774	
支払利息	43,401	52,360	
為替差損益(△は益)	△33,266	△55,925	
有形固定資産関係損益(△は益)	5,974	6,294	
持分法による投資損益(△は益)	2,796	7,832	
代理店貸の増減額(△は増加)	48	114	
再保険貸の増減額(△は増加)	2	△135	
その他資産(除く投資活動関連、財務活動関連)の増減額(△は増加)	56,968	△34,670	
代理店貸の増減額(△は減少)	126	1,134	
再保険借の増減額(△は減少)	△162	△2	
その他負債(除く投資活動関連、財務活動関連)の増減額(△は減少)	209,971	204,560	
その他	△1,947	△9,848	
小 計	△169,721	△553,455	
利息及び配当金等の受取額	945,305	987,989	
利息の支払額	△43,342	△47,928	
社員配当金の支払額	△134,950	△157,424	
法人税等の支払額又は還付額(△は支払)	△47,787	△65,387	
営業活動によるキャッシュ・フロー	549,604	163,794	
投資活動によるキャッシュ・フロー			
預貯金の純増減額(△は増加)	△22,689	△60,181	
買入金銭債権の取得による支出	△2,500	—	
買入金銭債権の売却・償還による収入	12,355	11,233	
金銭の信託の増加による支出	△131,500	△5,000	
有価証券の取得による支出	△7,727,693	△8,416,665	
有価証券の売却・償還による収入	6,238,296	6,999,007	
貸付けによる支出	△1,034,296	△994,125	
貸付金の回収による収入	969,588	1,099,100	
債券貸借取引支払保証金・受入担保金等の純増減額	1,234,854	715,216	
資産運用活動計 (営業活動及び資産運用活動計)	△463,284 (86,320)	△741,415 (△577,621)	
有形固定資産の取得による支出	△32,182	△22,333	
有形固定資産の売却による収入	951	366	
無形固定資産の取得による支出	△36,978	△33,273	
その他	△2,286	△4,580	
投資活動によるキャッシュ・フロー	△523,779	△801,335	
財務活動によるキャッシュ・フロー			
借入れによる収入	—	200,000	
基金の償却による支出	—	△100,000	
基金利息の支払額	△757	△757	
その他	△3,870	△76	
財務活動によるキャッシュ・フロー	△4,627	99,165	
現金及び現金同等物による換算差額	4,434	9,020	
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	25,631	△529,356	
現金及び現金同等物期首残高	1,293,097	1,318,728	
現金及び現金同等物期末残高	1,318,728	789,372	

(7) 連結基金等変動計算書

2020年度(2020年4月1日から2021年3月31日まで)

	基金等				
	基金	基金賞与 積立金	再評価 積立金	直前期末金	基金等合計
当期首残高	250,000	730,000	452	475,912	1,495,712
当期変動額					
社員配当準備金の積立				△148,874	△148,874
基金利息の支払				△751	△751
親会社に帰属する当期純利益				188,740	188,740
土地再評価額の取扱				228	228
基金等以外の項目の当期 変動額(純額)					
当期変動額合計	—	—	—	29,346	29,346
当期末残高	250,000	730,000	452	515,258	1,495,712

	その他の包括利益累計額					非支配株主 持分	純資産合計	
	その他有価 工具評価 差額金	積認ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	為替換算 調整勘定	直前期末に 係る調整 累計額			
当期首残高	1,993,602	45,187	118,421	△49,491	△22,818	2,084,296	700	2,541,362
当期変動額								
社員配当準備金の積立								△148,874
基金利息の支払								△751
親会社に帰属する当期純利益								188,740
土地再評価額の取扱								228
基金等以外の項目の当期 変動額(純額)	966,113	△16,926	△228	△29,687	38,532	947,796	△19	947,776
当期変動額合計	966,113	△16,926	△228	△29,687	38,532	947,796	△19	947,776
当期末残高	2,959,113	28,261	118,193	△89,186	15,714	3,032,093	681	4,328,480

2021年度(2021年4月1日から2022年3月31日まで)

	基金等				
	基金	基金賞与 積立金	再評価 積立金	直前期末金	基金等合計
当期首残高	250,000	720,000	452	515,239	1,495,712
当期変動額					
社員配当準備金の積立				△178,632	△178,632
基金賞与積立金の積立		100,000			100,000
基金利息の支払				△761	△761
親会社に帰属する当期純利益				181,799	181,799
基金の償却	△100,000				△100,000
基金賞与準備金の取扱				△100,000	△100,000
土地再評価額の取扱				△3,706	△3,706
基金等以外の項目の当期 変動額(純額)					—
当期変動額合計	△100,000	100,000	—	△101,291	△101,291
当期末残高	150,000	520,000	452	412,961	1,294,414

	その他の包括利益累計額					非支配株主 持分	純資産合計	
	その他有価 工具評価 差額金	積認ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	為替換算 調整勘定	直前期末に 係る調整 累計額			
当期首残高	2,959,113	28,261	118,193	△89,186	15,714	3,032,093	681	4,328,480
当期変動額								
社員配当準備金の積立								△178,632
基金賞与積立金の積立								100,000
基金利息の支払								△761
親会社に帰属する当期純利益								181,799
基金の償却								△100,000
基金賞与準備金の取扱								△100,000
土地再評価額の取扱								△3,706
基金等以外の項目の当期 変動額(純額)	△199,564	△23,446	2,706	66,606	21,136	△121,500	19	△121,489
当期変動額合計	△199,564	△23,446	2,706	66,606	21,136	△121,500	19	△222,787
当期末残高	2,759,564	4,821	121,869	△22,134	46,600	2,910,591	662	4,306,490

連結財務諸表の作成方針

	当連結会計年度 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">2021年4月1日から 2022年3月31日まで</span>
1. 連結の範囲に関する事項	<p>連結される子会社および子法人等数 18社 主要な連結される子会社および子法人等は、明治安田損害保険株式会社、明治安田アセットマネジメント株式会社、明治安田システム・テクノロジー株式会社、Pacific Guardian Life Insurance Company, Limited, StanCorp Financial Group, Inc., Meiji Yasuda America Incorporated などです。 主要な非連結の子会社および子法人等は、明治安田ライフプランセンター株式会社等です。 非連結の子会社および子法人等は、総資産、売上高、当期損益および(利益) 剰余金の観点からみて、いずれもそれぞれ小規模であり、当企業集団の財政状態と経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除いております。</p>
2. 持分法の適用に関する事項	<p>(1)持分法適用の非連結の子会社および子法人等数 0社 (2)持分法適用の関連法人等数 9社 主要な持分法適用の関連法人等は Founder Meiji Yasuda Life Insurance Co., Ltd., PT Avrist Assurance, TU Europa S.A., TUIR Warta S.A., Thai Life Insurance Public Company Limited などです。 (3)持分法を適用していない非連結の子会社および子法人等(明治安田ライフプランセンター株式会社ほか)ならびに関連法人等については、それぞれ連結損益および連結剰余金に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法を適用しておりません。</p>
3. 連結される子会社および子法人等の事業年度等に関する事項	連結される海外の子会社および子法人等の決算日は12月31日であります。連結財務諸表の作成にあたっては、同日現在の決算財務諸表を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。
4. のれんの償却に関する事項	のれんおよびのれん相当額は、定額法により20年間で償却しております。ただし、重要性が乏しいものについては、発生連結会計年度に全額償却しております。

### 連結貸借対照表の注記

#### 1. 当社の保有する有価証券の評価基準および評価方法は次のとおりであります。

有価証券（現金及び預貯金・買入金銭債権のうち有価証券に準じるもの及び金銭の信託において信託財産として運用している有価証券を含む）の評価は、売買目的の有価証券については連結会計年度末日の市場価格等に基づく時価法（売却原価の算定は移動平均法）、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会 葉種別監査委員会報告第21号）に基づく責任準備金対応債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社株式及び関連会社株式（保険業法第2条第12項に規定する子会社および保険業法施行令第13条の5の2第3項に規定する子法人等のうち子会社を除いたものならびに同条第4項に規定する関連法人等が発行する株式をいう）については移動平均法による原価法、その他有価証券については連結会計年度末日の市場価格に基づく時価法（売却原価の算定は移動平均法）、市場価格のない株式等については移動平均法による原価法によっております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

##### （会計方針の変更）

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。

これにより、その他有価証券で時価のあるもののうち株式の評価について、連結会計年度末前1ヶ月の市場価格等の平均としておりましたが、連結会計年度末日の市場価格等に基づく時価法に変更しております。また、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うこととしております。

#### 2. 当社は、個人保険・個人年金保険および団体年金保険に設定した小区分（保険種類・資産運用方針等により設定）に対応した債券のうち、負債に応じたデュレーションのコントロールを図る目的で保有するものについては、「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会 葉種別監査委員会報告第21号）に基づき、責任準備金対応債券に区分しております。

#### 3. デリバティブ取引の評価は時価法によっております。

#### 4. 当社は、土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行っております。なお、評価差額については、評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 2000年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第1号に定める「地価公示法の規定により公示された価格」に奥行補正等の合理的な調整を行って算定

なお、2004年1月1日付の合併により安田生命保険相互会社から承継した土地再評価差額金に係る再評価の年月日および方法は次のとおりであります。

再評価を行った年月日 2001年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第1号に定める「地価公示法の規定により公示された価格」に奥行補正等の合理的な調整を行って算定したほか、第5号に定める「鑑定評価」に基づいて算出

#### 5. 当社の保有する有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却の方法は、定率法（ただし、建物については定額法）によっております。連結される海外の子会社および子法人等の有形固定資産の減価償却の方法は、主として定額法によっております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産の減価償却の方法は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

#### 6. 外貨建資産・負債（子会社株式及び関連会社株式は除く）は、決算日の為替相場により円換算しております。なお、子会社株式及び関連会社株式は、取得時の為替相場により円換算しております。また、連結される海外の子会社および子法人等の資産、負債、収益および費用は、連結される海外の子会社および子法人等の決算日の為替相場により円換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

#### 7. 当社の貸倒引当金は、資産の自己査定基準および償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。破産、民事再生等、法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という）に対する債権および実質的に経営破綻に陥っている債務者（以下「実質破綻先」という）に対する債権については、下記直接減額後の債権額から担保の回収可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現状、経営破綻の状況にはないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に対する債権については、債権額から担保の回収可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率を債権額に乘じた額を計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先および実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額および保証等による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は3百万円であります。

8. 退職給付に係る負債および資産は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を計上しております。

当社の退職給付に係る会計処理の方法は次のとおりであります。

退職給付見込額の期間帰属方法	給付算定式基準
数理計算上の差異の処理年数	10年
過去勤務費用の処理年数	10年

9. 当社および連結される国内の保険会社の価格変動準備金は、保険業法第115条の規定により算出した額を計上しております。

10. 当社のヘッジ会計の方法は、「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号)に従い、主に、貸付金に対するキャッシュ・フローのヘッジとして金利スワップの特例処理、外貨建債券に対する為替変動リスクのヘッジとして為替予約による時価ヘッジおよび通貨スワップによる繰延ヘッジ、外貨建貸付金および外貨建社債に対する為替変動リスクのヘッジとして通貨スワップによる振当処理を行っております。

なお、2009年度より保険契約に係る金利変動リスクをヘッジする目的で金利スワップ取引を利用しており、「保険業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会 業種別監査委員会報告第26号)に基づき繰延ヘッジ処理を行っております。ヘッジ有効性の評価は、ヘッジ対象とヘッジ手段双方の理論価格の算定に影響を与える金利の状況を検証することにより行っております。

11. 当社の責任準備金は、期末時点において、保険契約上の責任が開始している契約について、保険契約に基づく将来における債務の履行に備えるため、保険業法第116条第1項に基づき、保険料及び責任準備金の算出方法書(保険業法第4条第2項第4号)に記載された方法に従って計算し、責任準備金を積み立てております。

責任準備金のうち保険料積立金については、次の方により計算しています。

- (1) 標準責任準備金の対象契約については、内閣総理大臣が定める方式(平成8年大蔵省告示第48号)  
(2) 標準責任準備金の対象となる契約については、平準純保険料式

また、金融庁に認可を受けた算出方法書に基づき積み立てられた責任準備金では、算出方法書の計算前提(予定発生率・予定期率等)に基づく将来の予定キャッシュ・フローの見積りが、直近の実績と大きく乖離することにより、将来の債務の履行に支障を来すおそれがあると認められる場合に、保険業法施行規則第69条第5項に基づき、追加の責任準備金を計上する必要があります。この規定に基づき以下を積み立てております。

- ・変額保険契約および1995年9月2日以降に契約締結した一時払養老保険契約を対象として2014年度において積み立てたもの  
・1998年4月2日以降に契約締結した一時払個人年金保険契約を対象として2017年度において積み立てたもの

- ・1999年4月1日以前に契約締結した個人年金保険契約(上記の一時払個人年金保険契約を除く)を対象として、予定期率2.00%を用いて保険料積立金を計算したことにより生じた差額を2020年度からの2年間にわたって積み立てたもの

当初は4年間にわたって積み立てることとしておりましたが、当連結会計年度に残額である110,814百万円を積み立て、これにより追加積立てを完了しております。

責任準備金のうち危険準備金については、保険業法第116条及び保険業法施行規則第69条第1項第3号に基づき、保険契約に基づく将来の債務を確実に履行するため、将来発生が見込まれる危険に備えて積み立てております。

一部の連結される海外の保険会社の責任準備金は、米国会計基準に基づき算出した額を計上しております。

12. 当社の消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、資産に係る控除対象外消費税等のうち、税法に定める繰延消費税等については、前払費用に計上し5年間で均等償却し、繰延消費税等以外のものについては、発生連結会計年度に費用処理しております。

13. 無形固定資産に計上している自社利用のソフトウェアの減価償却の方法は、利用可能期間に基づく定額法により行っております。なお、一部の連結される海外の子会社および子法人等の無形固定資産は、米国会計基準に基づく償却を行っております。

14. 当連結会計年度における金融商品の状況に関する事項、金融商品の時価等に関する事項および金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項は、次のとおりであります。

- (1) 金融商品の状況に関する事項

当社の保険業法第118条第1項に規定する特別勘定以外の勘定である一般勘定の資産運用は、経済価値で評価した資産と負債の差額であるサーブラスを健全性指標の一つとして捉え、サーブラスの変動性(リスク)に着目するサーブラス・マネジメント型ALMによっております。

当社は、この方針に基づき、具体的な金融資産として、主に有価証券および貸付金に投資しております。有価証券は、主として債券、株式および投資信託等で保有しており、貸付金は、主に国内の取引先に対する貸付であります。なお、一部の連結される海外の子会社および子法人等が投資する有価証券は、主として債券で保有しております。貸付金は、主に海外の取引先に対する貸付であります。

また、デリバティブについては、運用資産、保険負債または社債のリスクに対する主要なヘッジ手段と位置付けており、主に、ヘッジ目的で利用しております。ヘッジ会計の方法は、「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号)に従い、主に、貸付金に対するキャッシュ・フローのヘッジとして金利スワップの特例処理、外貨建債券に対する為替変動リスクのヘッジとして為替予約による時価ヘッジおよび通貨スワップによる繰延ヘッジ、外貨建貸付金および外貨建社債に対する為替変動リスクのヘッジとして通貨スワップによる振当処理、金利スワップによる保険負債の金利リスクヘッジを行っております。

なお、当社ならびに一部の連結される海外の子会社および子法人等が保有する有価証券は市場リスク(金利の変動リスク、為替の変動リスクおよび価格変動リスク等)および信用リスク、貸付金は信用リスクおよび金利の変動リスク、デリバティブ取引は市場リスクおよび信用リスクに晒されております。

当社ならびに一部の連結される海外の子会社および子法人等の社債のうち、外貨建のものは、為替の変動リスクに晒されております。

当社では、金利の変動リスクの管理に関しては、サーブラス・マネジメントの観点から、超長期債購入による持続的・安定的な資産デュレーションの長期化および金利スワップによる保険負債の金利リスクヘッジ等により、負債も含めた経済価値ベースの変動リスクを管理しております。為替の変動リスクの管理に関しては、リスク水準の適切なコントロールのため必要に応じて為替予約等を利用し、為替リスクのヘッジを行っております。価格変動リスクを含めた市場リスクの管理に関しては、有価証券やデリバティブ取引について残高および損益状況を一元的に管理しているほか、適宜、監視枠等を設定することで損失を一定範囲に収める仕組みを導入しております。

さらに、当社では、VaR手法による最大予想損失額の測定に加えて、通常の予測を超えた急激な市場変動が発生する事態も想定して、ストレステストを定期的に行っております。また、これらの損益状況やルールの遵守状況は、資産運用リスク管理部署が監視し、リスク管理検証委員会に定期的に(緊急時は遅滞なく)報告を行うほか、重要なものは取締役会等に報告しております。

信用リスクの管理にあたっては、個別取引ごとに、リスクを慎重に見極め、安全性が高いと判断される対象に限定して運用を行っております。なお、信用リスク判断が特に重要な企業向け貸付については、審査管理部署において、厳正な審査体制の確保、信用供与先に対するモニタリング、企業審査手法を活用した社内信用格付制度を実施するとともに、重要度の高い案件については、投融資検討会議等で慎重に検討のうえ決裁する体制となっております。また、リスクが特定企業・グループ等に集中することのないよう信用度に応じた信託を設定し、管理を行う等運用先の分散を図っております。

デリバティブ取引に関しては、利用方針等を規定化するとともに、取引種類別の残高制限および取引先ごとの与信枠を設定するなどしてリスクを抑制するとともに、取引を執行する部署と事務管理部署を分離し、内部牽制が働く組織体制をとり、適切なリスク管理を行っております。

## (2) 金融商品の時価等に関する事項

当連結会計年度末における主な金融資産および金融負債に係る連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。なお、現金は注記を省略しており、譲渡性預金を除く預貯金、預金と同様の性格を有する合同運用の金銭信託、売現先勘定および債券貸借取引受入担保金は、約定期間が短期であることから、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、注記を省略しております。

(単位:百万円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
預貯金	12,998	12,998	—
その他有価証券(譲渡性預金)	12,998	12,998	—
買入金銭債権	182,781	191,256	8,475
満期保有目的の債券	175,607	184,082	8,475
その他有価証券	7,173	7,173	—
金銭の信託	157,609	157,609	—
売買目的有価証券	4,608	4,608	—
その他有価証券	153,000	153,000	—
有価証券	38,955,322	40,269,048	1,313,725
売買目的有価証券	1,898,003	1,898,003	—
満期保有目的の債券	3,539,261	4,064,631	525,370
責任準備金対応債券	12,578,485	13,366,841	788,355
その他有価証券	20,939,573	20,939,573	—
貸付金	4,936,701	5,117,463	180,762
保険約款貸付	194,834	194,834	—
一般貸付	4,741,867	4,922,629	180,762
貸倒引当金(*1)	△9,167	—	—
	4,927,533	5,117,463	189,930

社債	669,599	685,178	15,578
借入金	200,000	197,260	△2,740
金融派生商品(※2) ヘッジ会計が適用されていないもの	(446,488) (85,965)	(446,488) (85,965)	— —
ヘッジ会計が適用されているもの	(360,523)	(360,523)	—

(※1) 貸付金に対応する一般貸倒引当金および個別貸倒引当金を控除しております。

(※2) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、( )で示しております。

(※3) 非上場株式等の市場価格のない株式等及び組合出資等については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日)第5項及び「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日)第27項に従い、金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項で開示している表中の有価証券に含めておりません。なお、市場価格のない株式等の当連結会計年度末における連結貸借対照表価額は、242,969百万円(うち子会社株式及び関連会社株式202,576百万円)、組合出資等の当連結会計年度末における連結貸借対照表価額は、15,079百万円であります。また、当連結会計年度において、非上場株式等の市場価格のない株式等及び組合出資等について1,541百万円減損処理を行っております。

(注1) 保有目的ごとの有価証券に関する注記事項

①売買目的有価証券において、当連結会計年度の損益に含まれた評価差額は△17,083百万円であります。

②満期保有目的の債券において、種類ごとの連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。なお、当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。

(単位:百万円)

	種類	連結貸借対照表計上額	時価	差額
時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの	①国債・地方債等	3,075,970	3,545,306	469,335
	②社債	367,284	420,506	53,221
	③その他	243,957	255,791	11,833
	合計	3,687,213	4,221,604	534,391
時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの	①国債・地方債等	870	866	△3
	②社債	—	—	—
	③その他	26,785	26,242	△542
	合計	27,655	27,109	△546

(\*) 本表には、金融商品取引法上の有価証券として取り扱うことが適当と認められるものを含めております。

③責任準備金対応債券の目標デュレーション達成のための当連結会計年度中の売却額は477,688百万円であり、売却益の合計額は13,234百万円、売却損の合計額は17,048百万円であります。また、責任準備金対応債券において、種類ごとの連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位:百万円)

	種類	連結貸借対照表計上額	時価	差額
時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの	①国債・地方債等	7,165,711	8,224,240	1,058,528
	②社債	13,686	16,322	2,635
	③その他	429,681	439,836	10,154
	合計	7,609,080	8,680,399	1,071,318
時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの	①国債・地方債等	4,055,209	3,852,508	△202,700
	②社債	21,976	20,477	△1,498
	③その他	892,220	813,455	△78,764
	合計	4,969,405	4,686,441	△282,963

④その他有価証券の当連結会計年度中の売却額は1,986,447百万円であり、売却益の合計額は101,854百万円、売却損の合計額は48,939百万円であります。また、その他有価証券において、種類ごとの取得原価または償却原価、連結貸借対照表計上額およびこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位:百万円)

	種類	取得原価 または 償却原価	連結貸借対照表 計上額	差額
連結貸借対照表計上額が 取得原価または償却原価 を超えるもの	(1)株式	1,344,535	4,299,196	2,954,661
	(2)債券	3,334,365	3,589,892	255,527
	①国債・地方債等	2,096,904	2,285,380	188,476
	②社債	1,237,460	1,304,511	67,050
	(3)その他	7,343,936	8,261,131	917,194

	合計	12,022,837	16,150,220	4,127,383
連結貸借対照表計上額が 取得原価または償却原価 を超えないもの	(1)株式	216,603	189,255	△27,347
	(2)債券	453,053	443,996	△9,056
	①国債・地方債等	112,648	111,269	△1,378
	②社債	340,404	332,726	△7,677
	(3)その他	4,598,288	4,329,273	△269,015
	合計	5,267,945	4,962,526	△305,419

(\*) 本表には、金融商品取引法上の有価証券として取り扱うことが適当と認められるものを含めております。

⑤上記の表中にある「取得原価または償却原価」は減損処理後の帳簿価額であります。当連結会計年度において、その他有価証券で時価のある株式等について2,004百万円減損処理を行っております。

(注2) 金銭債権および満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預貯金(譲渡性預金)	12,998	—	—	—	—	—
買入金銭債権	—	—	—	—	—	182,781
貸付金(*)	500,177	725,947	722,555	520,564	810,766	1,455,017
有価証券	1,089,456	1,779,932	1,755,345	3,120,451	6,849,998	15,815,149
満期保有目的の債券	177,431	412,710	625,103	253,554	567,930	1,502,530
責任準備金対応債券	112,780	16,879	80,807	695,584	2,295,505	9,376,927
その他有価証券のうち 満期があるもの	799,244	1,350,341	1,049,434	2,171,312	3,986,563	4,935,691
合計	1,602,633	2,505,879	2,477,900	3,641,016	7,660,765	17,452,948

(\*) 貸付金のうち、破産更生債権等、償還予定額が見込まない6,837百万円は含めておりません。

(\*) 貸付金のうち、保険約款貸付については、償還期限がないので含めておりません。

(注3) 社債および借入金の決算日後の返済予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
社債	28,864	—	—	—	—	640,735
借入金	—	—	—	—	—	200,000
合計	28,864	—	—	—	—	840,735

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価: 同一の資産又は負債の活発な市場における(無調整の)相場価格により算定した時価

レベル2の時価: レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価: 重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

①時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位:百万円)

区分	時価				合計
	レベル1	レベル2	レベル3	合計	
預貯金(譲渡性預金)	—	12,998	—	—	12,998
買入金銭債権	—	7,173	—	—	7,173
その他有価証券	—	7,173	—	—	7,173
金銭の信託	—	157,609	—	—	157,609
売買目的有価証券	—	4,608	—	—	4,608
その他有価証券	—	153,000	—	—	153,000
有価証券	10,135,349	9,350,511	166,027	—	19,651,888
売買目的有価証券	1,601,609	149,133	—	—	1,750,743
国債・地方債等	138,073	—	—	—	138,073
社債	—	75,936	—	—	75,936

株式	59,140	—	—	59,140
その他	1,404,395	73,197	—	1,477,592
その他有価証券	8,533,739	9,201,378	166,027	17,901,144
国債・地方債等	2,274,673	121,976	—	2,396,650
社債	—	1,637,238	—	1,637,238
株式	4,486,044	2,408	—	4,488,452
その他	1,773,021	7,439,754	166,027	9,378,803
金融派生商品	363	54,324	3,525	58,212
通貨関連	—	13,386	—	13,386
金利関連	—	40,937	—	40,937
株式関連	363	—	3,525	3,888
債券関連	—	—	—	—
資産計	10,135,712	9,582,617	169,552	19,887,882
金融派生商品	80	504,620	—	504,701
通貨関連	—	477,599	—	477,599
金利関連	—	27,021	—	27,021
株式関連	80	—	—	80
債券関連	—	—	—	—
負債計	80	504,620	—	504,701

(\*) 「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日)第26項に従い、経過措置を適用した投資信託は上記表には含めておりません。連結貸借対照表における当該投資信託の金額は金融資産3,185,687百万円であります。

②時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位:百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
買入金銭債権	—	181,774	2,308	184,082
満期保有目的の債券	—	181,774	2,308	184,082
有価証券	15,784,018	1,644,449	3,004	17,431,472
満期保有目的の債券	3,377,897	683,729	3,004	4,064,631
国債・地方債等	3,372,115	174,058	—	3,546,173
社債	—	420,506	—	420,506
その他	5,782	89,164	3,004	97,951
責任準備金対応債券	12,406,120	960,720	—	13,366,841
国債・地方債等	12,076,749	—	—	12,076,749
社債	—	36,800	—	36,800
その他	329,371	923,919	—	1,253,291
貸付金	—	—	5,117,463	5,117,463
保険約款貸付	—	—	194,834	194,834
一般貸付	—	—	4,922,629	4,922,629
資産計	15,784,018	1,826,223	5,122,776	22,733,019
社債	—	685,178	—	685,178
借入金	—	197,260	—	197,260
負債計	—	882,438	—	882,438

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

①預貯金、買入金銭債権、金銭の信託及び有価証券

預貯金、買入金銭債権、金銭の信託及び有価証券については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しております。主に上場株式や国債がこれに含まれます。公表された相場価格を用いていたとしても市場が活発でない場合にはレベル2の時価に分類しております。主に譲渡性預金、地方債、社債がこれに含まれます。

相場価格が入手できない場合には、将来キャッシュ・フローを現在価値に割り引く方法により算定された理論価格または情報ベンダー・や取引相手先から入手した当連結会計年度末の時価等によっております。評価にあたっては観察可能なインプットを最大限利用しております。算定にあたり重要な観察できないインプットを用いている場合には、レベル3の時価に分類しております。

②金融派生商品

金融派生商品については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しており、主に株価指数先物、債券先物等がこれに含まれます。

ただし、大部分の金融派生商品は店頭取引であり、公表された相場価格が存在しません。そのため外國為替予約

の時価については当連結会計年度末のTTM、WMロイターレート、割引レート等を基準とした理論価格、通貨スワップ取引、金利スワップ取引等の時価については情報ベンダーが提供する価格によっており、当該時価はレベル2の時価に分類しております。

なお、通貨スワップの振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている貸付金および社債と一体として処理されているため、その時価は、当該貸付金および社債の時価に含めて記載しております。また、金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている貸付金と一体として処理されているため、その時価は、当該貸付金の時価に含めて記載しております。算定にあたり重要な観察できないインプットを用いている場合には、レベル3の時価に分類しております。

③貸付金

一般貸付の時価については、主に、将来キャッシュ・フローを現在価値に割り引いた価格によっており、観察できないインプットを使用することから、レベル3の時価に分類しております。

なお、破綻先、実質破綻先および破綻懸念先に対する貸付金については、直接減額前の帳簿価額から貸倒見積高を控除した額を時価としております。

また、保険約款貸付は、当該貸付を解約返戻金の範囲内に限るなどの特性により返済期限を設けておらず、返済見込期間および金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、当該帳簿価額を時価としており、レベル3の時価に分類しております。

④社債

当社の発行する社債については、当連結会計年度末の情報ベンダーが提供する価格によっております。当該時価はレベル2の時価に分類しております。

⑤借入金

当社の借入金については、借入金を裏付けとして発行される社債の当連結会計年度末の情報ベンダーが提供する価格によっております。当該時価はレベル2の時価に分類しております。

(注2) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債のうちレベル3の時価に関する情報  
①重要な観察できないインプットに関する定量的情報

区分	評価技法	重要な観察できないインプット	インプットの範囲
金融派生商品			
インデックスオプション取引	ブラックショールズモデル	(*2)	(*2)

(\*1) 上記のほか、買入金銭債権の「その他有価証券」及び有価証券の「その他有価証券」にてレベル3の時価となるものが含まれておりますが、これらは、第三者から入手した価格を調整せずに使用しているため、記載しておりません。

(\*2) S&P500インデックス等のインプライド・ボラティリティ等をインプットとして使用しております。

②期首残高から期末残高への調整表、当期の損益に認識した評価損益

(単位：百万円)

	買入金銭債権	有価証券	金融派生商品	合計
	その他有価証券	その他有価証券	インデックスオプション取引	
	その他	その他	その他	
期首残高	8,721	162,617	3,112	174,450
当期の損益又はその他の包括利益	—	—	2,616	2,616
損益に計上(*1)	—	—	346	3,262
その他の包括利益に計上(*2)	△1,547	4,463	—	—
購入、売却、発行及び決済				
購入	—	36,741	2,264	39,005
売却	—	△32,631	—	△32,631
決済	—	—	△4,814	△4,814
レベル3の時価への振替(*3)	—	9,240	—	9,240
レベル3の時価からの振替(*4)	△7,173	△14,404	—	△21,577
期末残高	—	166,027	3,525	169,552
当期の損益に計上した額のうち連結貸借対照表日において保有する金融資産及び金融負債の評価損益(*1)	—	—	1,247	1,247

(\*1) 連結損益計算書の「資産運用費用」の「金融派生商品費用」に含まれております。

(\*2) 連結包括利益計算書の「その他の包括利益」の「その他有価証券評価差額金」「為替換算調整勘定」に含まれております。

(\*3) レベル2の時価からレベル3の時価への振替であり、観察可能なデータが不足していることによるものであります。当該振替は当連結会計年度の末日に行っております。

(\*4) レベル3の時価からレベル2の時価への振替であり、観察可能なデータが利用可能になったことによるものであります。

のであります。当該振替は当連結会計年度の末日に行っております。

③時価の評価プロセスの説明

第三者から入手した相場価格を利用する場合においても、利用されている評価技法及びインプットの確認や類似の金融商品の時価との比較等の適切な方法により価格の妥当性を検証しております。検証結果は毎期リスク管理部署に報告され、時価の算定の方針及び手続に関する適正性が確保されております。

④重要な観察できないインプットを変化させた場合の時価に対する影響に関する説明

インデックスオプション取引の時価の算定で用いている重要な観察できないインプットは、インデックスボラティリティです。ボラティリティは対象とする指数の変化のスピード及び幅の大きさに関する指標であり、ボラティリティの著しい増加（減少）は、単独では、オプション価格の著しい上昇（低下）を生じさせることとなり、オプションの買いポジションである場合には、時価の著しい上昇（低下）を生じさせることとなります。

15. 当社ならびに一部の連結される子会社および子法人等では、東京都その他の地域において賃貸用のオフィスビル等を有しております、当連結会計年度末における当該賃貸等不動産の連結貸借対照表価額は 621,100 百万円、時価は 953,250 百万円であります。なお、時価の算定にあたっては、主として不動産鑑定士による鑑定評価（指標等を用いて調整を行ったものを含む）によっております。

16. 債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸付条件緩和債権の額は、28,373 百万円であります。なお、それぞれの内訳は以下のとおりであります。

債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権は 421 百万円であります。

上記取扱不能見込額の直接減額は、3 百万円であります。

なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始又は再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

債権のうち、危険債権額は 11,339 百万円であります。

なお、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従つた債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しない債権であります。

債権のうち、三月以上延滞債権額は 98 百万円であります。

なお、三月以上延滞債権とは、元本または利息の支払いが、約定支払日の翌日を起算日として三月以上延滞している貸付金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権に該当しないものであります。

債権のうち、貸付条件緩和債権額は 16,513 百万円であります。

なお、貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他債務者に有利となる取決めを行った貸付金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権に該当しないものであります。

17. 有形固定資産の減価償却累計額は、474,328 百万円であります。

18. 一部の連結される海外の子会社および子法人等が資産の額から直接控除している貸倒引当金の額は次のとおりであります。

貸付金 1,227 百万円

19. 保険業法第118条第1項の規定による特別勘定の資産の額は、707,095 百万円であります。

なお、同勘定の負債の額も同額であります。

20. 社員配当準備金の異動状況は次のとおりであります。

当連結会計年度期首現在高	260,030 百万円
前連結会計年度連結剰余金よりの繰入額	178,633 百万円
当連結会計年度社員配当金支払額	157,424 百万円
利息による増加等	83 百万円
当連結会計年度末現在高	281,323 百万円

21. 基金を 100,000 百万円償却したことにより、同額の基金償却準備金を保険業法第 56 条の規定による基金償却積立金へ振り替えております。

22. 担保に供されている資産の額は、現金及び預貯金 559 百万円、有価証券 1,898 百万円、貸付金 159,179 百万円であります。

23. 消費貸借契約により貸し付けている有価証券（現金担保付債券貸借取引による有価証券を含む）の連結貸借対照表価額は 4,758,137 百万円、売現先取引により買戻し条件付で売却した有価証券の連結貸借対照表価額は 236,593 百万円であります。

24. 貸付金に係るコミットメントライン契約等の融資未実行残高は、65,864 百万円であります。

25. 負債の部の社債には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付社債および外貨建

劣後特約付社債 640,735 百万円を含んでおります。

26. 負債の部のその他の負債には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金 200,000 百万円を含んでおります。

27. 保険業法第259条の規定に基づく生命保険契約者保護機構に対する当連結会計年度末における今後の負担見積額は 45,414 百万円であります。

なお、当該負担金は提出した連結会計年度の事業費として処理しております。

28. 退職給付に関する事項は次のとおりであります。

(1) 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度および退職一時金制度を設けております。また、確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設けております。

一部の連結される海外の子会社および子法人等は、確定給付制度および確定拠出制度を設けております。

なお、一部の連結される子会社および子法人等は、退職給付債務の算定にあたり、簡便法を採用しております。

(2) 確定給付制度

①退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付債務	331,337 百万円
勤務費用	8,811 百万円
利息費用	4,168 百万円
数理計算上の差異の当期発生額	969 百万円
退職給付の支払額	△19,329 百万円
過去勤務費用の当期発生額	△12,981 百万円
その他	8,295 百万円
期末における退職給付債務	321,269 百万円

②年金資産の期首残高と期末残高の調整表

期首における年金資産	449,995 百万円
期待運用収益	8,075 百万円
数理計算上の差異の当期発生額	42,760 百万円
事業主からの拠出額	2,410 百万円
退職給付の支払額	△14,096 百万円
その他	7,632 百万円
期末における年金資産	496,777 百万円

③退職給付債務および年金資産と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債および資産の調整表

積立型制度の退職給付債務	311,843 百万円
年金資産	△496,777 百万円
△184,934 百万円	
非積立型制度の退職給付債務	9,426 百万円
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	△175,508 百万円
退職給付に係る負債	8,877 百万円
退職給付に係る資産	△184,385 百万円
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	△175,508 百万円

④退職給付に関連する損益

勤務費用	8,811 百万円
利息費用	4,168 百万円
期待運用収益	△8,075 百万円
数理計算上の差異の当期の費用処理額	△8,328 百万円
過去勤務費用の当期の費用処理額	△2,716 百万円
その他	56 百万円
確定給付制度に係る退職給付費用	△6,085 百万円

⑤その他の包括利益等に計上された項目の内訳

その他の包括利益に計上した項目(税効果控除前)の内訳は次のとおりであります。

数理計算上の差異	32,467 百万円
過去勤務費用	10,302 百万円
合計	42,770 百万円

その他の包括利益累計額に計上した項目(税効果控除前)の内訳は次のとおりであります。

未認識数理計算上の差異	45,579 百万円
未認識過去勤務費用	19,797 百万円
合計	65,376 百万円

⑥年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は次のとおりであります。

債券	6.1%
株式	34.7%
生命保険一般勘定	27.4%
共同運用資産	22.7%
投資信託	3.5%
現金及び預金	1.7%
その他	3.9%
合計	100.0%

年金資産合計には、退職給付信託が47.0%含まれております。

⑦長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在および予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在および将来期待される長期の収益率を考慮しております。

⑧数理計算上の計算基礎に関する事項

当連結会計年度末における当社ならびに一部の連結される海外の子会社および子法人等の主要な数理計算上の計算基礎は次のとおりであります。

割引率	
国内	0.9%
海外	2.8%
長期期待運用収益率	
国内	
確定給付企業年金	2.0%
退職給付信託	0.0%
海外	1.6～6.3%

(3) 確定拠出制度

当社ならびに連結される子会社および子法人等の確定拠出制度への要拠出額は、4,548百万円であります。

29. 非連結の子会社および子法人等ならびに関連法人等の株式等は、202,576百万円であります。

30. 繰延税金資産の総額は、872,191百万円、繰延税金負債の総額は、1,169,039百万円であります。繰延税金資産のうち評価性引当額として控除した額は、15,575百万円であります。

繰延税金資産の発生の主な原因別内訳は、保険契約準備金551,258百万円および価格変動準備金243,320百万円であります。

繰延税金負債の発生の主な原因別内訳は、その他有価証券の評価差額1,028,866百万円であります。

当連結会計年度における法定実効税率は27.96%であり、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異の主な内訳は、社員配当準備金に係る△20.73%であります。

31. 会計上の見積りの開示に関する会計基準(企業会計基準第31号)に基づいて識別した重要な会計上の見積りは以下の通りです。

(1) StanCorp Financial Group, Inc. (以下、「StanCorp」という。) の支払備金

①当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

当連結会計年度の連結貸借対照表の「支払備金」に653,086百万円計上しております。また、団体保険事業に係る長期就業不能者の将来給付に対する支払備金が重要な割合を占めております。

②会計上の見積りの内容について連結財務諸表利用者の理解に資するその他の情報

StanCorpの支払備金は、米国会計基準に基づき同社の貸借対照表日時点における未払保険金及び関連費用の現在価値の見積りに基づき算出した額を計上しております。当該支払備金について、積立額の適切性を毎期評価し、この評価においては、給付終了率等の主要な仮定が使用されております。

上記の仮定の予測は高い不確実性を伴い、翌連結会計年度の連結財務諸表において将来キャッシュ・フローの見積りに重要な影響を及ぼす可能性があります。

(2) StanCorp の買収時に計上したのれんの減損

①当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

当連結会計年度の連結貸借対照表の「のれん」に、113,702百万円を計上しております。また、団体保険事業に係るのれんが重要な割合を占めております。

②会計上の見積りの内容について連結財務諸表利用者の理解に資するその他の情報

StanCorpの買収に係るのれんは、米国会計基準に基づきStanCorpの連結財務諸表に計上され、同社において減損の判定が行われております。のれんの減損の判定にあたっては、米国会計基準に基づき減損の兆候判定を行い、当該のれんを含む事業の公正価値が帳簿価額を下回る可能性が50%超であるかどうかについての定性的要因の評価に加えて、業績予測を基礎とした定量的な評価を実施しております。この判定には保険料収入の伸び率、保険金給付率等の主要な仮定を使用しております。

上記の仮定の予測は高い不確実性を伴い、翌連結会計年度の連結財務諸表において将来キャッシュ・フローの見

積りに重要な影響を及ぼす可能性があります。

なお、判定の結果、減損損失は計上しておりません。

(3) StanCorp の買収時に計上した保有契約価値の減損

①当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

当連結会計年度の連結貸借対照表の「その他の無形固定資産」に、保有契約価値の残高 44,819 百万円を計上しております。また、個人就業不能保険事業に係る保有契約価値が重要な割合を占めています。

②会計上の見積りの内容について連結財務諸表利用者の理解に資するその他の情報

連結される海外の子会社および子法人等の買収に係る保有契約価値は、StanCorp の買収日時点で保有している保険契約から得られる将来の利益の見積現在価値であり、米国会計基準に基づき、同社の連結財務諸表に計上されております。保有契約価値の算出には、給付発生率、給付終了率等の主要な仮定を使用しております。また保有契約がもたらす保険料収入やその契約期間等に基づき一定期間にわたり償却しております。

また、上記の仮定が悪化した場合、追加の責任準備金の計上に先立ち、保有契約価値の減価相当額が損失計上される可能性があります。このため、この評価は、責任準備金の積み立ての十分性に関する判断と一体で検討を行います。

上記の仮定の予測は高い不確実性を伴い、翌連結会計年度の連結財務諸表において将来キャッシュ・フローの見積りに重要な影響を及ぼす可能性があります。

なお、判定の結果、減損損失は計上しておりません。

連結損益計算書の注記

1. 当社の保険料は、原則として、収納があり、保険契約上の責任が開始しているものについて、当該収納した金額により計上しております。

なお、収納した保険料のうち、期末時点において未経過となっている期間に対応する部分については、保険業法第116条及び保険業法施行規則第69条第1項第2号に基づき、責任準備金に積み立てております。

当社の保険金等支払金（再保険料を除く）は、保険約款に基づく支払事由が発生し、当該約款に基づいて算定された金額を支払った契約について、当該金額により計上しております。

なお、保険業法第117条及び保険業法施行規則第72条に基づき、期末時点において支払義務が発生したもの、または、まだ支払事由の報告を受けていないものの支払事由が既に発生しているものと認められるもののうち、それぞれ保険金等の支出として計上していないものについて、支払備金を積み立てております。

2. 当連結会計期間における減損損失に関する事項は、次のとおりであります。

(1) 資産のグルーピング方法

当社ならびに一部の連結される子会社および子法人等は、保険事業等の用に供している不動産等については、保険事業等ごとに1つの資産グループとしております。また、保険事業等の用に供していない賃貸不動産等および遊休不動産等については、それぞれの物件ごとに1つの資産グループとしております。

(2) 減損損失の認識に至った経緯

一部の資産グループに著しい収益性の低下または時価の下落が見られたことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

(3) 減損損失を認識した資産グループと減損損失上額の固定資産の種類ごとの内訳

用 途	件 数	減 損 損 失 (百万円)			
		土 地	建 物 等	その他の 無形固定資産	計
賃貸不動産等	0 件	—	—	—	—
遊休不動産等	9 件	310	242	3	556
合 計	9 件	310	242	3	556

(4) 回収可能価額の算定方法

回収可能価額は、賃貸不動産等については物件により使用価値または正味売却価額を、遊休不動産等については正味売却価額を適用しております。なお、使用価値については主に見積差離リスクを反映させた将来キャッシュ・フローを1.82%で割り引いて算定しております。また、正味売却価額については不動産鑑定評価基準に基づく鑑定評価額等から処分費用見込額を差し引いた価額、または公示価格等を基準にした評価額等をもとに算定しております。なお、一部の関連法人等について、足元の事業環境を踏まえ減損損失を認識し、その他経常費用の内訳の「持分法による投資損益」に計上しております。

連結包括利益計算書の注記

1. その他の包括利益の内訳

その他有価証券評価差額金	
当期発生額	△229,166 百万円
組替調整額	△40,483 百万円
税効果調整前	△269,649 百万円
税効果額	73,065 百万円
その他有価証券評価差額金	△196,584 百万円
繰延ヘッジ損益	
当期発生額	△30,545 百万円
組替調整額	△1,673 百万円
税効果調整前	△32,219 百万円
税効果額	9,008 百万円
繰延ヘッジ損益	△23,210 百万円
為替換算調整勘定	
当期発生額	64,061 百万円
組替調整額	—
税効果調整前	64,061 百万円
税効果額	—
為替換算調整勘定	64,061 百万円
退職給付に係る調整額	
当期発生額	48,895 百万円
組替調整額	△6,125 百万円
税効果調整前	42,770 百万円
税効果額	△11,633 百万円
退職給付に係る調整額	31,136 百万円
持分法適用会社に対する持分相当額	
当期発生額	1,161 百万円
組替調整額	△1,771 百万円
持分法適用会社に対する持分相当額	△609 百万円
その他の包括利益合計	△125,206 百万円

連結キャッシュ・フロー計算書の注記

- 連結キャッシュ・フロー計算書における現金及び現金同等物は、手許現金、隨時引き出し可能な預金および容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなります。
- 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表上に記載されている科目の金額との関係は次のとおりであります。

現金及び預貯金	859,231 百万円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	△127,798 百万円
コールローン	40,004 百万円
信託期間が3ヶ月以内の金銭の信託	17,600 百万円
取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する有価証券	334 百万円
現金及び現金同等物	789,372 百万円

(8) 保険業法に基づく債権の状況

(単位：百万円、%)

区分	2020年度末	2021年度末
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	416	421
危険債権	4,425	11,339
三月以上延滞債権	89	98
貸付条件緩和債権	18,360	16,513
小計 (対合計比)	23,293 (0.25)	28,373 (0.29)
正常債権	9,119,997	9,925,570
合計	9,143,291	9,953,944

- (注) 1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始または再生手続開始の申請等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
2. 危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権です。(注1に掲げる債権を除く。)
3. 三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸付金です。(注1及び2に掲げる債権を除く。)
4. 貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸付金です。(注1から3に掲げる債権を除く。)
5. 正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、注1から4までに掲げる債権以外のものに区分される債権です。

(9) 保険会社およびその子会社等である保険会社の保険金等の支払能力の充実の状況

(連結ソルベンシー・マージン比率)

(単位:百万円)

項目	2020年度末	2021年度末
ソルベンシー・マージン総額 (A)	8,507,622	8,579,993
基金等	1,008,731	917,199
価格変動準備金	851,195	870,721
危険準備金	440,605	536,715
異常危険準備金	11,799	12,249
一般貸倒引当金	1,746	2,136
(その他有価証券評価差額金(税効果控除前)・繰延ヘッジ損益(税効果控除前)) × 9.0% (マイナスの場合 10.0%)	3,680,122	3,428,968
土地の含み損益 × 8.5% (マイナスの場合 10.0%)	495,629	509,745
未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の合計額	22,615	65,417
全期チルメル式責任準備金相当額超過額	1,411,778	1,440,977
負債性資本調達手段等	640,735	840,735
全期チルメル式責任準備金相当額超過額及び負債性資本調達手段等のうち、マージンに算入されない額	—	—
控除項目	△154,630	△142,558
その他	97,292	97,684
リスクの合計額		
$\sqrt{(R_1^2 + R_2^2 + R_3^2 + R_4^2)^2 + (R_5^2 + R_6^2 + R_7^2 + R_8^2)^2 + R_9 + R_{10}}$ (B)	1,476,322	1,511,167
保険リスク相当額 R <sub>1</sub>	167,538	174,943
一般保険リスク相当額 R <sub>2</sub>	1,808	1,817
巨大灾害リスク相当額 R <sub>3</sub>	484	493
第三分野保険の保険リスク相当額 R <sub>4</sub>	76,401	77,891
少額短期保険業者の保険リスク相当額 R <sub>5</sub>	—	—
予定期率リスク相当額 R <sub>6</sub>	117,947	102,641
最低保証リスク相当額 R <sub>7</sub>	7,871	6,411
資産運用リスク相当額 R <sub>8</sub>	1,295,882	1,345,614
経営管理リスク相当額 R <sub>9</sub>	33,358	34,196
ソルベンシー・マージン比率 (A) × 100 (1/2) × (B)	1,152.5%	1,135.5%

(注) 1. 上記は、保険業法施行規則第86条の2および第88条ならびに平成23年金融庁告示第23号の規定に基づいて算出しています。

2. 「最低保証リスク相当額」は、平成23年金融庁告示第23号第4条第5項に規定する標準的方式に基づいて算出しています。

(10) 子会社等である保険会社の保険金等の支払能力の充実の状況(ソルベンシー・マージン比率)

明治安田損害保険株式会社	(単位:百万円)	
項目	2020年度末	2021年度末
ソルベンシー・マージン総額 (A)	39,606	41,237
資本金等	23,629	23,973
価格変動準備金	739	869
危険準備金	26	23
異常危険準備金	11,799	12,249
一般貸倒引当金	—	—
(その他有価証券評価差額金(税効果控除前)・繰延ヘッジ損益(税効果控除前)) × 90% (マイナスの場合 100%)	1,230	1,603
土地の含み損益 × 85% (マイナスの場合 100%)	1,347	1,550
払戻積立金超過額	—	—
負債性資本調達手段等	—	—
払戻積立金超過額及び負債性資本調達手段等のうち、マージンに算入されない額	—	—
控除項目	—	—
その他	833	966
リスクの合計額 $\sqrt{(R1+R2)^2+(R3+R4)^2} + R5+R6$ (B)	2,796	2,896
一般保険リスク (R1)	1,808	1,817
第三分野保険の保険リスク (R2)	—	—
予定利率リスク (R3)	4	4
資産運用リスク (R4)	1,315	1,449
経営管理リスク (R5)	72	75
巨大灾害リスク (R6)	484	493
ソルベンシー・マージン比率 $\frac{(A)}{(1/2) \times (B)} \times 100$	2,832.2%	2,847.6%

(注)上記は、保険業法施行規則第86条および第87条ならびに平成8年大蔵省告示第50号の規定に基づいて算出しています。

(11) セグメント情報

当社および連結される子会社および子法人等は、生命保険事業以外に損害保険事業等を営んでいますが、損害保険事業等の全セグメントに占める割合が僅少であり、生命保険事業の単一セグメントとみなせるため、セグメント情報の記載を省略しています。

## II. 2021年度決算関係参考資料

I. 一般勘定	
1. 有価証券関係	
(1) 有価証券明細表	1 頁
(2) 地域別地方債保有明細表	1 頁
(3) 有価証券残存期間別残高	2 頁
(4) 業種別株式保有明細表	3 頁
2. 貸付金関係	
(1) 貸付金明細表	4 頁
(2) 国内企業向け貸付金企業規模別内訳	4 頁
(3) 貸付金業種別内訳	5 頁
(4) 貸付金残存期間別残高	6 頁
(5) 貸付金地域別内訳	6 頁
(6) 貸付金担保別内訳	6 頁
3. 海外投融資関係	
(1) 資産別明細表	7 頁
(2) 外貨建資産の通貨別構成	7 頁
(3) 海外投融資の地域別構成	8 頁
4. デリバティブ取引	
(1) 定性的情報	9 頁
(2) 定量的情報	11 頁
5. 一般勘定資産全体の含み損益の状況	15 頁
II. 個人変額保険・変額個人年金保険特別勘定	
1. 個人変額保険	
(1) 売買目的有価証券の評価損益	16 頁
(2) デリバティブ取引の定量的情報	16 頁
2. 変額個人年金保険	
(1) 売買目的有価証券の評価損益	18 頁
(2) デリバティブ取引の定量的情報	18 頁
III. 個人保険および個人年金保険の責任準備金の積立方式、積立率	19 頁
IV. その他(会社計)	
1. 資産構成	20 頁
2. 資産運用収支	20 頁
3. 有価証券の時価情報	21 頁
4. デリバティブ取引の定量的情報	23 頁

明治安田生命保険相互会社

I. 一般勘定

1. 有価証券関係

(1) 有価証券明細表

(単位:百万円、%)

区分	2020年度末		2021年度末	
	金額	占率	金額	占率
国 債	15,634,628	45.1	16,404,028	45.0
地 方 債	275,769	0.8	271,069	0.7
社 債	2,243,469	6.5	2,021,530	5.5
うち公社・公団債	391,662	1.1	393,902	1.1
株 式	4,641,731	13.4	4,583,397	12.6
外 国 証 券	10,656,853	30.7	12,003,979	32.9
公 社 債	8,351,872	24.1	9,255,634	25.4
株 式 等	2,304,980	6.6	2,748,344	7.5
そ の 他 の 証 券	1,251,796	3.6	1,160,317	3.2
合 計	34,704,247	100.0	36,444,323	100.0

(2) 地域別地方債保有明細表

(単位:百万円)

区分	2020年度末	2021年度末
北 海 道	4,399	4,399
東 北	—	—
関 東	108,527	106,707
中 部	35,334	34,833
近 畿	83,722	82,809
中 国	6,262	6,141
四 国	—	—
九 州	30,838	30,634
そ の 他	6,683	5,544
合 計	275,769	271,069

(注)「その他」は、共同発行市場公募地方債です。

(3) 有価証券残存期間別残高

(単位:百万円)

区分	2020年度末						
	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	合計
有価証券	1,333,499	2,053,792	1,126,637	2,180,727	4,674,927	23,334,662	34,704,247
国債	886,705	1,082,854	739,192	875,379	2,102,540	9,947,956	15,634,628
地方債	100	5,095	1,702	88,157	114,850	65,863	275,769
社債	102,224	151,645	83,603	299,173	342,577	1,264,244	2,243,469
株式	—	—	—	—	—	4,641,731	4,641,731
外国証券	344,451	807,795	301,024	905,763	2,010,923	6,286,893	10,656,853
公社債	344,451	807,795	301,024	905,763	2,010,923	3,981,913	8,351,872
株式等	—	—	—	—	—	2,304,980	2,304,980
その他の証券	17	6,400	1,114	12,253	104,034	1,127,974	1,251,796
買入金銭債権	69,990	—	—	—	—	194,194	264,184
譲渡性預金	52,995	—	—	—	—	—	52,995
その他の	—	—	—	—	—	154,622	154,622
合計	1,456,484	2,053,792	1,126,637	2,180,727	4,674,927	23,683,479	35,176,049

(単位:百万円)

区分	2021年度末						
	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	合計
有価証券	1,006,231	1,615,586	1,492,586	2,920,707	6,630,320	22,778,889	36,444,323
国債	479,112	919,129	728,347	1,025,337	2,870,217	10,381,884	16,404,028
地方債	—	5,297	35,727	127,141	37,619	65,283	271,069
社債	75,176	128,700	183,833	306,545	222,884	1,104,390	2,021,530
株式	—	—	—	—	—	4,583,397	4,583,397
外国証券	451,669	556,399	527,906	1,457,130	3,087,047	5,923,826	12,003,979
公社債	451,669	556,399	527,906	1,457,130	3,087,047	3,175,481	9,255,634
株式等	—	—	—	—	—	2,748,344	2,748,344
その他の証券	273	6,059	16,772	4,552	412,550	720,107	1,160,317
買入金銭債権	—	—	—	—	—	182,781	182,781
譲渡性預金	12,998	—	—	—	—	—	12,998
その他の	—	—	—	—	—	157,609	157,609
合計	1,019,230	1,615,586	1,492,586	2,920,707	6,630,320	23,119,280	36,797,712

(注) 1. 10年超には、期間の定めのないものを含んでいます。

2. 本表には、金融商品取引法上の有価証券として取り扱うことが適当と認められるもの等を含んでいます。

(4) 業種別株式保有明細表

(単位:百万円、%)

区分	2020年度末		2021年度末		
	金額	占率	金額	占率	
水産・農林業	1,413	0.0	1,268	0.0	
鉱業	—	—	—	—	
建設業	96,750	2.1	91,912	2.0	
製造業	210,132	4.5	209,545	4.6	
食料品	23,853	0.5	20,682	0.5	
織維製品	3,140	0.1	2,539	0.1	
パルプ・紙	509,153	11.0	486,888	10.6	
化学生	148,056	3.2	149,149	3.3	
医薬品	5,898	0.1	5,425	0.1	
石油・石炭製品	10,446	0.2	9,483	0.2	
ゴム製品	199,034	4.3	175,406	3.8	
ガラス・土石製品	48,185	1.0	52,857	1.2	
鉄鋼	11,538	0.2	9,549	0.2	
非鉄金属	20,400	0.4	18,490	0.4	
金属製品	277,800	6.0	258,346	5.6	
機械	731,510	15.8	655,650	14.3	
電気機器	496,205	10.7	561,606	12.3	
輸送用機器	230,962	5.0	221,155	4.8	
精密機器	44,272	1.0	43,584	1.0	
その他製品	131,837	2.8	108,475	2.4	
運輸・情報通信業	216,246	4.7	178,152	3.9	
陸運業	12,435	0.3	33,744	0.7	
海運業	4,130	0.1	3,981	0.1	
空運業	28,623	0.6	26,674	0.6	
倉庫・運輸関連業	29,240	0.6	56,267	1.2	
情報・通信業	322,758	7.0	411,563	9.0	
商業	36,067	0.8	35,129	0.8	
卸売業	315,954	6.8	287,387	6.3	
小売業	15,149	0.3	14,830	0.3	
金融業	140,061	3.0	157,091	3.4	
証券、商品先物取引業	91,405	2.0	83,422	1.8	
保険業	160,500	3.5	143,239	3.1	
その他金融業	68,563	1.5	69,891	1.5	
不動産業	合計	4,641,731	100.0	4,583,397	100.0

(注) 業種の分類は、証券コード協議会の業種別分類項目によります。

## 2. 貸付金関係

### (1) 貸付金明細表

(単位:百万円)

区分	2020年度末	2021年度末
保険約款貸付	207,776	191,312
契約者貸付	196,720	181,465
保険料振替貸付	11,055	9,846
一般貸付 (うち非居住者貸付)	3,887,946 (192,465)	3,742,356 (186,458)
企業貸付 (うち国内企業向け)	3,733,471 (3,559,006)	3,589,099 (3,417,641)
国・国際機関・政府関係機関貸付	8,550	5,526
公共団体・公企業貸付	129,602	132,337
住宅ローン	—	—
消費者ローン	16,250	15,357
その他の	72	36
合計	4,095,722	3,933,668

### (2) 国内企業向け貸付金企業規模別内訳

(単位:百万円、%)

区分	貸付先数	2020年度末		2021年度末	
		占率	占率	占率	占率
大企業	555	54.7	487	56.1	
	3,069,943	86.3	2,987,127	87.4	
中堅企業	87	8.6	69	7.9	
	18,788	0.5	17,631	0.5	
中小企業	372	36.7	312	35.9	
	470,274	13.2	412,882	12.1	
国内企業向け貸付計	1,014	100.0	868	100.0	
	3,559,006	100.0	3,417,641	100.0	

(注) 1.業種による規模の区分は以下のとおりです。

2.貸付先数とは、各貸付先を名寄せした結果の債務者数をいい、貸付件数ではありません。

区分	①右の②～④を除く全業種		②小売業、飲食業		③サービス業		④卸売業	
	従業員 300名超 かつ	資本金 10億円以上	従業員 50名超 かつ	資本金 10億円以上	従業員 100名超 かつ	資本金 10億円以上	従業員 100名超 かつ	資本金 10億円以上
大企業								
中堅企業								
中小企業								

(3) 貸付金業種別内訳

(単位:百万円、%)

区分	2020年度末		2021年度末		
	金額	占率	金額	占率	
国内向け	製造業	625,519	16.1	566,360	15.1
	食料	21,221	0.5	20,393	0.5
	織維	1,934	0.0	1,636	0.0
	木材・木製品	—	—	—	—
	パルプ・紙	42,770	1.1	45,215	1.2
	印刷	15,447	0.4	14,476	0.4
	化学校	131,032	3.4	123,588	3.3
	石油・石炭	72,461	1.9	70,373	1.9
	窯業・土石	57,657	1.5	58,148	1.6
	鉄鋼	118,689	3.1	86,064	2.3
	非鉄金属	9,228	0.2	7,555	0.2
	金属製品	3,048	0.1	3,194	0.1
	はん用・生産用・業務用機械	43,348	1.1	41,536	1.1
	電気機械	43,997	1.1	30,657	0.8
	輸送用機械	60,677	1.6	59,822	1.6
	その他の製造業	4,003	0.1	3,696	0.1
	農業、林業	38	0.0	26	0.0
	漁業	—	—	—	—
	鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—
国外向け	建設業	19,520	0.5	19,543	0.5
	電気・ガス・熱供給・水道業	781,706	20.1	801,604	21.4
	情報通信業	88,804	2.3	88,330	2.4
	運輸業、郵便業	288,850	7.4	286,558	7.7
	卸売業	661,983	17.0	662,095	17.7
	小売業	14,321	0.4	11,697	0.3
	金融業、保険業	691,751	17.8	599,028	16.0
	不動産業	369,158	9.5	354,889	9.5
	物品貸借業	110,785	2.8	125,601	3.4
	学術研究、専門・技術サービス業	20,460	0.5	20,150	0.5
	宿泊業	694	0.0	398	0.0
	飲食業	305	0.0	230	0.0
	生活関連サービス業、娯楽業	2,038	0.1	1,271	0.0
	教育、学習支援業	107	0.0	131	0.0
	医療・福祉	494	0.0	429	0.0
海外向け	その他のサービス	2,526	0.1	2,144	0.1
	地方公共団体	163	0.0	48	0.0
	個人(住宅・消費・納税資金等)	16,250	0.4	15,357	0.4
	その他の他	—	—	—	—
	合計	3,695,481	95.0	3,555,897	95.0
海外向け	政府等	18,000	0.5	15,000	0.4
	金融機関	10,000	0.3	10,000	0.3
	工商業等	164,465	4.2	161,458	4.3
	合計	192,465	5.0	186,458	5.0
一般貸付計		3,887,946	100.0	3,742,356	100.0

(注) 国内向けの貸付の業種の分類は、日本銀行の貸出先別貸出金(業種別、設備資金新規貸出)の業種分類によります。

(4) 貸付金残存期間別残高

区分	2020年度末						
	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	合計
変動金利	99,197	7,513	11,818	3,800	36,435	82,213	240,978
固定金利	280,250	574,700	644,744	491,531	761,567	894,175	3,646,968
一般貸付計	379,447	582,213	656,562	495,331	798,002	976,388	3,887,946

(単位:百万円)

区分	2021年度末						
	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	合計
変動金利	111,568	13,919	12,695	8,539	32,370	69,104	248,197
固定金利	292,920	546,988	642,028	442,349	755,810	814,059	3,494,158
一般貸付計	404,489	560,907	654,723	450,889	788,181	883,164	3,742,356

(注)10年超には、期間の定めのないものを含んでいます。

(5) 貸付金地域別内訳

区分	2020年度末		2021年度末	
	金額	占率	金額	占率
北海道	51,001	1.4	52,156	1.5
東北	49,529	1.3	49,497	1.4
関東	2,789,690	75.8	2,662,274	75.2
中部	323,902	8.8	323,992	9.2
近畿	224,930	6.1	217,556	6.1
中国	43,013	1.2	36,159	1.0
四国	40,704	1.1	40,612	1.1
九州	156,458	4.3	158,290	4.5
合計	3,679,230	100.0	3,540,540	100.0

(注)1.個人ローン、非居住者貸付、保険約款貸付等は含んでいません。

2.地域区分は貸付先の本社所在地によります。

(6) 貸付金担保別内訳

区分	2020年度末		2021年度末	
	金額	占率	金額	占率
担保貸付	9,434	0.2	8,798	0.2
有価証券担保貸付	3,525	0.1	3,626	0.1
不動産・動産・財團担保貸付	4,568	0.1	3,923	0.1
指名債権担保貸付	1,340	0.0	1,248	0.0
保証貸付	54,220	1.4	51,270	1.4
信用貸付	3,808,041	97.9	3,666,930	98.0
その他	16,250	0.4	15,357	0.4
一般貸付計	3,887,946	100.0	3,742,356	100.0
うち劣後特約付貸付	340,350	8.8	317,350	8.5

3. 海外投融資関係

(1)資産別明細表

ア. 外貨建資産

(単位:百万円、%)

区分	2020年度末		2021年度末	
	金額	占率	金額	占率
公社債	8,711,821	74.3	9,635,613	73.4
株式等	2,258,780	19.3	2,601,170	19.8
現預金・その他	292,545	2.5	360,757	2.7
小計	11,263,147	96.1	12,597,540	95.9

イ. 円貨額が確定した外貨建資産

(単位:百万円、%)

区分	2020年度末		2021年度末	
	金額	占率	金額	占率
貸付金	131,049	1.1	131,049	1.0
その他の	100	0.0	98	0.0
小計	131,149	1.1	131,147	1.0

(注)「円貨額が確定した外貨建資産」は、為替予約等が付されていることにより決済時の円貨額が確定し、当該円貨額を資産の貸借対照表計上額としているものです。

ウ. 円貨建資産

(単位:百万円、%)

区分	2020年度末		2021年度末	
	金額	占率	金額	占率
非居住者貸付	146,680	1.3	140,340	1.1
公社債(円建外債)	138,265	1.2	119,828	0.9
その他の	46,199	0.4	147,174	1.1
小計	331,145	2.8	407,343	3.1

エ. 合計(ア+イ+ウ)

(単位:百万円、%)

区分	2020年度末		2021年度末	
	金額	占率	金額	占率
海外投融資	11,725,442	100.0	13,136,031	100.0

(2)外貨建資産の通貨別構成

(単位:百万円、%)

区分	2020年度末		2021年度末	
	金額	占率	金額	占率
米ドル	9,136,929	81.1	9,828,743	78.0
豪ドル	1,323,573	11.8	1,646,992	13.1
その他の	802,643	7.1	1,121,805	8.9
合計	11,263,147	100.0	12,597,540	100.0

(3) 海外投融資の地域別構成

区分	2020年度末							
	外国証券		公社債		株式等		非居住者貸付	
	金額	占率	金額	占率	金額	占率	金額	占率
北米	7,191,416	67.5	6,026,342	72.2	1,165,074	50.5	23,612	12.3
ヨーロッパ	982,895	9.2	896,482	10.7	86,412	3.7	23,000	12.0
オセアニア	1,124,095	10.5	1,124,095	13.5	—	—	35,172	18.3
アジア	215,444	2.0	103,816	1.2	111,627	4.8	680	0.4
中南米	1,013,273	9.5	71,408	0.9	941,865	40.9	110,000	57.2
中東	—	—	—	—	—	—	—	—
アフリカ	—	—	—	—	—	—	—	—
国際機関	129,727	1.2	129,727	1.6	—	—	—	—
合計	10,656,853	100.0	8,351,872	100.0	2,304,980	100.0	192,465	100.0

区分	2021年度末							
	外国証券		公社債		株式等		非居住者貸付	
	金額	占率	金額	占率	金額	占率	金額	占率
北米	7,570,059	63.1	6,280,593	67.9	1,289,465	46.9	21,204	11.4
ヨーロッパ	1,058,562	8.8	963,540	10.4	95,022	3.5	22,709	12.2
オセアニア	1,589,407	13.2	1,589,407	17.2	—	—	32,204	17.3
アジア	202,798	1.7	101,963	1.1	100,834	3.7	340	0.2
中南米	1,366,797	11.4	103,775	1.1	1,263,021	46.0	110,000	59.0
中東	—	—	—	—	—	—	—	—
アフリカ	—	—	—	—	—	—	—	—
国際機関	216,354	1.8	216,354	2.3	—	—	—	—
合計	12,003,979	100.0	9,255,634	100.0	2,748,344	100.0	186,458	100.0

#### 4. デリバティブ取引

##### （1）定性的情報

###### ア. 取引の内容

当社が利用対象としている主なデリバティブ取引は、以下のとおりです。

- ・ 金利関連：金利先物、金利オプション、金利スワップ、スワップション
- ・ 通貨関連：外国為替予約、通貨オプション、通貨スワップ
- ・ 株式関連：株価指数先物、株式オプション
- ・ 債券関連：債券先物、債券オプション

なお、店頭取引において、リスクが過大となるような複雑な仕組みの取引はありません。

###### イ. 取組方針

当社では、デリバティブ取引を、運用資産、保険負債または社債のリスクに対する主要なヘッジ手段と位置付けており、主に、ヘッジ目的で利用しております。

###### ウ. 利用目的

当社が利用しているデリバティブ取引の主な目的は、以下のとおりです。

- ・ 「金利関連取引」は、当社の貸付金および借入金等の変動金利を固定化する目的または保険負債の金利リスクをヘッジする目的で利用しております。
- ・ 「通貨関連取引」は、外貨建資産・負債の為替レートを事前に確定する目的、および為替変動による損失を一定範囲内に限定する等、為替リスクを回避する目的で利用しております。
- ・ 「株式関連取引」は、近い将来に購入・売却を予定している株式を対象に実際の取引時点までの価格変動リスクを回避する目的、および株式ポートフォリオの価格変動リスクを回避する目的で利用しております。
- ・ 「債券関連取引」は、近い将来に購入・売却を予定している債券を対象に実際の取引時点までの価格変動リスクを回避する目的で利用しております。

上記取引のうち、「金利関連取引」の一部については、金利スワップの特例処理および繰延ヘッジを適用しております。また、為替リスクを回避する目的の「通貨関連取引」の一部については、時価ヘッジ、繰延ヘッジおよび通貨スワップの振当処理を適用しております。

###### エ. リスクの内容

当社が利用しているデリバティブ取引は、主に、運用資産、保険負債または社債のリスクのヘッジを目的としているため、デリバティブ取引のもつ市場リスクは減殺され、限定的なものになっております。

また、取引形態は、取引所を通じた取引、あるいは、格付等を勘案し信用度が高いと判断される取引先を選別した上で、原則市場動向やリスク等に応じて取引先との間で相互に担保資産の差し入れを行なう契約（いわゆるクレジット・サポート・アネックス）を用いた店頭取引であり、取引相手が契約不履行に陥り、損失を被るリスクは限定的です。

#### オ. リスク管理体制

当社では、デリバティブ取引の取扱いについて利用方針等を規定化するとともに、取引種類および取引先ごとの残高与信枠を設定しているほか、取引先ごとに再構築コストをベースとした信用リスク相当額を算出（カレント・エクスポート方式）し、その上限枠を設定するなどしてリスクを抑制しております。また、取引先の選定にあたっては、格付等を勘案し信用度が高いと判断される取引先を選別しております。

全体のポジション状況については、リスク管理検証委員会等において、ヘッジ対象となる運用資産とトータルで残高・損益を把握する等、包括的な管理を行なっております。また、取引を執行する部署（フロントオフィス）と事務管理部署（バックオフィス）を分離し、フロント・バック間で相互牽制が働く組織体制をとり、適切なリスク管理を行なっております。

#### カ. 定量的情報に関する補足説明

##### ① 時価算定に関する補足説明

###### 【金利スワップ取引】

期末日の情報ベンダーが提供する価格

###### 【外国為替予約等の店頭取引の場合】

期末日のTTM、WMロイターレート、割引レート等を基準とした理論価格、または情報ベンダーが提供する価格

###### 【株価指数先物、債券先物等の取引所取引の場合】

期末日の終値または清算価格等

##### ② 差損益に関する補足説明

当社では、デリバティブ取引を、主に、運用資産、保険負債または社債のリスクをヘッジする手段として利用しております。

例えば、運用資産に関する金利スワップ取引は、主に変動金利を固定化する目的で利用しております。また、保険負債に関する金利スワップ取引は、金利変動による保険負債の変動の影響をコントロールする目的で利用しております。

このように、取引単位で損益をとらえるのではなく、ヘッジ対象となる運用資産、保険負債または社債とあわせて管理を行なっております。

(2) 定量的情報

ア. 差損益の内訳(ヘッジ会計適用分・非適用分の内訳)

区分	2020年度末					
	金利関連	通貨関連	株式関連	債券関連	その他	合計
ヘッジ会計適用分	47,124	△235,410	—	—	—	△188,285
ヘッジ会計非適用分	△1,320	△32,892	△88	—	—	△34,301
合計	45,803	△268,302	△88	—	—	△222,587

(単位:百万円)

区分	2021年度末					
	金利関連	通貨関連	株式関連	債券関連	その他	合計
ヘッジ会計適用分	17,411	△377,845	—	—	—	△360,434
ヘッジ会計非適用分	△3,405	△81,325	—	—	—	△84,730
合計	14,006	△459,171	—	—	—	△445,164

(注) ヘッジ会計適用分のうち時価ヘッジ適用分の差損益(2020年度末:通貨関連△227,340百万円、2021年度末:通貨関連△365,831百万円)およびヘッジ会計非適用分の差損益は、損益計算書に計上しています。

イ. ヘッジ会計が適用されていないもの

区分	2020年度末						2021年度末		
	契約額等		時価	差損益	契約額等		時価	差損益	
	うち1年超	うち1年未満			うち1年超	うち1年未満			
店頭	金利スワップ								
	固定金利受取／変動金利支払	87,000	87,000	△1,320	△1,320	116,300	116,300	△3,405	△3,405
	合計				△1,320				△3,405

(注) 金利スワップの差損益は、時価を記載しています。

【参考】金利スワップ契約の残存期間別構成

区分	2020年度末							(単位:百万円、%)	
	1年以下	1年超3年以下	3年超5年以下	5年超7年以下	7年超10年以下	10年超	合計		
								想定元本	平均受取金利
固定金利受取	—	—	—	—	—	—	87,000	87,000	
変動金利支払	—	—	—	—	—	—	0.40	0.40	
スワップ	—	—	—	—	—	—	△0.05	△0.05	

区分	2021年度末							(単位:百万円、%)	
	1年以下	1年超3年以下	3年超5年以下	5年超7年以下	7年超10年以下	10年超	合計		
								想定元本	平均受取金利
固定金利受取	—	—	—	—	—	—	116,300	116,300	
変動金利支払	—	—	—	—	—	—	0.56	0.56	
スワップ	—	—	—	—	—	—	△0.01	△0.01	

○通貨関連

区分	契約額等	2020年度末			2021年度末			(単位:百万円)	
		うち1年超	時価	差損益	契約額等	うち1年超	時価		
為替予約									
売建	826,158	—	△40,715	△40,715	914,670	—	△77,597	△77,597	
米ドル	796,104	—	△37,867	△37,867	816,788	—	△71,825	△71,825	
ユーロ	—	—	—	—	57,987	—	△2,239	△2,239	
豪ドル	30,054	—	△2,847	△2,847	39,894	—	△3,532	△3,532	
買建	—	—	—	—	102,316	—	4,132	4,132	
米ドル	—	—	—	—	102,316	—	4,132	4,132	
通貨オプション									
売建									
コール	—	—	—	—	493,358	—			
店頭	(-)	—	—	—	(907)	—	14,900	△13,993	
米ドル	—	—	—	—	493,358	—	14,900	△13,993	
(-)	—	—	—	—	(907)	—			
買建									
プット	—	—	—	—	444,806	—	77	△830	
米ドル	(-)	—	—	—	444,806	—	77	△830	
(-)	—	—	—	—	(907)	—			
通貨スワップ									
円払／豪ドル受	78,660	78,660	7,315	7,315	93,320	93,320	5,170	5,170	
円払／米ドル受	8,280	8,280	507	507	38,400	38,400	1,792	1,792	
合計				△32,892				△81,325	

(注) 1. 為替予約および通貨スワップの差損益は、時価を記載しています。通貨オプションの差損益はオプション料と時価との差額を記載しています。

2. ( )内には、貸借対照表に計上したオプション料を記載しています。

○株式関連

区分	契約額等	2020年度末			2021年度末			(単位:百万円)	
		うち1年超	時価	差損益	契約額等	うち1年超	時価		
取引所	株価指数オプション								
	買建								
	ブット	99,981 (302)	—	214 △88	(-)	—	—	—	
	合計			△88				—	

(注) 1. 株価指数オプションの差損益はオプション料と時価との差額を記載しています。

2. ( )内には、貸借対照表に計上したオプション料を記載しています。

○債券関連

2020年度末および2021年度末とも保有していません。

ウ. ヘッジ会計が適用されているもの

○金利関連

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	2020年度末		
			契約額等	うち1年超	時価
繰延ヘッジ	金利スワップ 固定金利受取／変動金利支払	保険負債	411,200	408,000	46,989
金利スワップの特例処理	金利スワップ 固定金利受取／変動金利支払	貸付金	3,120	3,120	134
合 計					47,124

(単位:百万円)

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	2021年度末		
			契約額等	うち1年超	時価
繰延ヘッジ	金利スワップ 固定金利受取／変動金利支払	保険負債	672,200	668,900	17,322
金利スワップの特例処理	金利スワップ 固定金利受取／変動金利支払	貸付金	3,018	3,018	89
合 計					17,411

【ご参考】金利スワップ契約の残存期間別構成

(単位:百万円、%)

区分		2020年度末						
		1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	合計
固定金利受取	想定元本	3,200	6,800	10,420	7,800	8,300	377,800	414,320
変動金利支払	平均受取金利	1.62	1.75	1.73	2.03	2.15	1.05	1.12
スワップ	平均支払金利	△0.05	△0.07	0.09	△0.05	△0.05	△0.05	△0.05

(単位:百万円、%)

区分		2021年度末						
		1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	合計
固定金利受取	想定元本	3,300	7,418	9,500	7,900	9,000	638,100	675,218
変動金利支払	平均受取金利	1.75	1.75	1.82	2.09	2.10	0.75	0.82
スワップ	平均支払金利	0.05	0.12	0.12	0.05	0.05	△0.00	0.00

○通貨関連

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	2020年度末				2021年度末	
			契約額等		時価	契約額等		時価
			うち1年超	うち1年超		うち1年超	うち1年超	
時価ヘッジ	為替予約	外貨建債券	4,283,029	—	△227,340	4,558,542	—	△365,831
	売建		3,107,080	—	△142,681	3,225,926	—	△237,894
	米ドル		796,361	—	△67,254	1,033,020	—	△115,185
	豪ドル		259,122	—	△13,256	213,676	—	△6,309
	ユーロ		120,465	—	△4,147	85,918	—	△6,441
	その他							
繰延ヘッジ	為替予約	外貨建債券	42,322	—	△1,229	—	—	—
	売建		42,322	—	△1,229	—	—	—
	米ドル		81,785	81,785	△3,188	81,785	76,594	△8,811
	通貨スワップ							
	ユーロ		35,575	35,575	△3,013	35,575	35,575	△2,543
	豪ドル		12,404	12,404	△638	12,404	12,404	△658
合 計					△235,410			△377,845

(注) 为替予約等が付されていることにより、決済時における円貨額が確定し、貸借対照表において当該円貨額で表示されている外貨建金銭債権債務等にかかる取引を除いています。

○株式関連

2020年度末および2021年度末とも保有していません。

○債券関連

2020年度末および2021年度末とも保有していません。

5. 一般勘定資産全体の含み損益の状況

(単位:百万円)

区分	2020年度末	2021年度末
有価証券	5,907,773	5,094,249
評価差額	3,990,340	3,753,734
オーフバランス	1,917,433	1,340,514
土地	575,817	591,997
再評価差額	197,186	200,844
オーフバランス	378,630	391,153
その他	38,897	5,291
合計	6,592,488	5,691,539

- (注) 1. 有価証券は、時価のある有価証券に加え、市場価格のない株式等および組合等(外貨建の子会社株式及び関連会社株式等)の為替評価等の含み損益相当額を記載しています。
2. 有価証券には、金融商品取引法上の有価証券として取り扱うことが適当と認められるもの等を含んでいます。
3. 土地は「土地の再評価に関する法律」に基づき、明治生命は1999年度末に、安田生命は2000年度末に時価評価を実施しました。これによる評価差額を「再評価差額」に記載しています。なお、土地には借地権を含んでいます。
4. 「その他」には、デリバティブ取引等の含み損益相当額を記載しています。なお、デリバティブ取引は一部ヘッジ会計を適用しました。本表にはヘッジ会計(繰延ヘッジ・特例処理)適用分の含み損益を記載しています。ヘッジ会計適用分のうち時価ヘッジ適用分の差損益(2020年度末:通貨関連△227,340百万円、2021年度末:通貨関連△365,831百万円)、およびヘッジ会計非適用分については、評価損益を損益計算書に計上しており、含み損益相当額はありません。

## II. 個人変額保険・変額個人年金保険特別勘定

### 1. 個人変額保険

#### (1) 売買目的有価証券の評価損益

区分	2020年度末		2021年度末	
	貸借対照表 計上額	当期の損益に含まれた 評価損益	貸借対照表 計上額	当期の損益に含まれた 評価損益
売買目的有価証券	47,454	8,964	45,218	△1,046

#### (2) デリバティブ取引の定量的情報

##### ア. 差損益の内訳(ヘッジ会計適用分・非適用分の内訳)

区分	2020年度末					(単位:百万円)
	金利関連	通貨関連	株式関連	債券関連	その他	
ヘッジ会計適用分	—	—	—	—	—	—
ヘッジ会計非適用分	—	△4	△12	—	—	△16
合計	—	△4	△12	—	—	△16

(単位:百万円)

区分	2021年度末					(単位:百万円)
	金利関連	通貨関連	株式関連	債券関連	その他	
ヘッジ会計適用分	—	—	—	—	—	—
ヘッジ会計非適用分	—	△1	—	—	—	△1
合計	—	△1	—	—	—	△1

(注) ヘッジ会計非適用分の差損益は、損益計算書に計上されています。

##### イ. ヘッジ会計が適用されていないもの

###### ○金利関連

2020年度末および2021年度末とも保有していません。

###### ○通貨関連

(単位:百万円)

区分	2020年度末			2021年度末		
	契約額等 うち1年超	時価	差損益	契約額等 うち1年超	時価	差損益
店頭	為替予約					
	売建	454	—	△4	△4	—
	米ドル	349	—	△5	△5	—
	ユーロ	105	—	0	0	—
	買建	—	—	—	—	—
	米ドル	—	—	—	—	—
	ユーロ	—	—	—	—	—
合計			△4			△1

(注) 為替予約の差損益は、時価を記載しています。

○株式関連

区分		2020年度末			2021年度末		
		契約額等	時価	差損益	契約額等	時価	差損益
					うち1年超		
取引所	株価指数先物 売建	321	—	△10	△10	—	—
	外国株価指数先物 売建	539	—	△1	△1	—	—
	合計			△12			—

(注) 株価指数先物および外国株価指数先物の差損益は、時価を記載しています。

○債券関連

2020年度末および2021年度末とも保有していません。

ウ. ヘッジ会計が適用されているもの

○金利関連

2020年度末および2021年度末とも保有していません。

○通貨関連

2020年度末および2021年度末とも保有していません。

○株式関連

2020年度末および2021年度末とも保有していません。

○債券関連

2020年度末および2021年度末とも保有していません。

## 2. 変額個人年金保険

### (1) 売買目的有価証券の評価損益

区分	2020年度末		2021年度末	
	貸借対照表 計上額	当期の損益に含まれた 評価損益	貸借対照表 計上額	当期の損益に含まれた 評価損益
売買目的有価証券	168,035	△6,282	118,902	△11,570

### (2) デリバティブ取引の定量的情報

#### ア. ヘッジ会計が適用されていないもの

##### ○金利関連

2020年度末および2021年度末とも保有していません。

##### ○通貨関連

2020年度末および2021年度末とも保有していません。

##### ○株式関連

2020年度末および2021年度末とも保有していません。

##### ○債券関連

2020年度末および2021年度末とも保有していません。

#### イ. ヘッジ会計が適用されているもの

##### ○金利関連

2020年度末および2021年度末とも保有していません。

##### ○通貨関連

2020年度末および2021年度末とも保有していません。

##### ○株式関連

2020年度末および2021年度末とも保有していません。

##### ○債券関連

2020年度末および2021年度末とも保有していません。

### III. 個人保険および個人年金保険の責任準備金の積立方式、積立率

		2020年度末	2021年度末
積立方式	標準責任準備金 対象契約	内閣総理大臣が定める方式 (平成8年大蔵省告示第48号)	内閣総理大臣が定める方式 (平成8年大蔵省告示第48号)
	標準責任準備金 対象外契約	平準純保険料式	平準純保険料式
積立率（危険準備金を除く）		100%	100%

(注) 1. 積立方式および積立率は、個人保険および個人年金保険を対象としています。なお、団体保険および団体年金保険の責任準備金は積立方式という概念がないため、上記には含みません。

2. 積立率については、標準責任準備金対象契約に関しては平成8年大蔵省告示第48号に定める方式により、また、標準責任準備金対象外契約に関しては平準純保険料式により計算した保険料積立金、および未経過保険料に対する積立率を記載しています。

#### IV. その他(会社計)

##### 1. 資産構成

###### (1) 資産の構成(2021年度末)

(単位:百万円、%)

区分	会社計		うち一般勘定	
	金額	占率	金額	占率
現預金・コールローン	826,515	1.9	803,418	1.8
買現先勘定	—	—	—	—
債券貸借取引支払保証金	—	—	—	—
買入金銭債権	182,781	0.4	182,781	0.4
商品有価証券	—	—	—	—
金銭の信託	157,609	0.4	157,609	0.4
有価証券	37,048,227	83.9	36,444,323	83.8
公社債	18,910,639	42.8	18,696,628	43.0
株式	4,642,538	10.5	4,583,397	10.5
外国証券	12,187,473	27.6	12,003,979	27.6
公社債	9,359,383	21.2	9,255,634	21.3
株式等	2,828,089	6.4	2,748,344	6.3
その他の証券	1,307,576	3.0	1,160,317	2.7
貸付金	3,933,668	8.9	3,933,668	9.0
保険約款貸付	191,312	0.4	191,312	0.4
一般貸付	3,742,356	8.5	3,742,356	8.6
不動産	866,323	2.0	866,323	2.0
繰延税金資産	—	—	—	—
その他の	1,156,098	2.6	1,093,396	2.5
貸倒引当金	△10,518	△0.0	△10,518	△0.0
合計	44,180,706	100.0	43,471,002	100.0
うち外貨建資産	12,819,747	29.0	12,597,540	29.0

(注) 不動産については、土地・建物・建設仮勘定を合計した金額を計上しています。

###### (2) 資産の増減(対2020年度末)

(単位:百万円)

区分	会社計		うち一般勘定	
	△	△	△	△
現預金・コールローン	△409,580		△414,323	
買現先勘定	—		—	
債券貸借取引支払保証金	—		—	
買入金銭債権	△81,403		△81,403	
商品有価証券	—		—	
金銭の信託	2,986		2,986	
有価証券	1,665,406		1,740,075	
公社債	544,500		542,761	
株式	△71,195		△58,333	
外国証券	1,332,804		1,347,126	
公社債	888,665		903,761	
株式等	444,138		443,364	
その他の証券	△140,702		△91,478	
貸付金	△162,053		△162,053	
保険約款貸付	△16,463		△16,463	
一般貸付	△145,590		△145,590	
不動産	590		590	
繰延税金資産	—		—	
その他の	463,222		407,732	
貸倒引当金	△3,681		△3,681	
合計	1,475,488		1,489,923	
うち外貨建資産	1,355,032		1,334,393	

(注) 不動産については、土地・建物・建設仮勘定を合計した金額を計上しています。

##### 2. 資産運用収支(2021年度末)

特別勘定の資産運用収支は、「特別勘定資産運用益(損)」として一括計上しています。  
(本資料「6.損益計算書」参照)

### 3. 有価証券の時価情報

#### (1) 売買目的有価証券の評価損益

区分	2020年度末		2021年度末	
	貸借対照表 計上額	当期の損益に含まれた 評価損益	貸借対照表 計上額	当期の損益に含まれた 評価損益
売買目的有価証券	678,573	45,148	608,512	△17,083
一般勘定	—	—	4,608	△386
特別勘定	678,573	45,148	603,904	△16,696

#### (2) 有価証券の時価情報

(売買目的有価証券以外)

区分	2020年度末				
	帳簿価額	時価	差損益	差益	差損
満期保有目的の債券	3,915,712	4,560,313	644,601	644,694	△93
責任準備金対応債券	10,648,522	11,967,965	1,319,442	1,370,809	△51,367
子会社株式及び関連会社株式	—	—	—	—	—
その他の有価証券	15,697,103	19,686,717	3,989,614	4,104,837	△115,222
公社債	4,600,341	4,931,654	331,312	332,752	△1,439
株式	1,569,925	4,549,352	2,979,426	3,001,258	△21,831
外国証券	8,148,691	8,727,414	578,723	650,714	△71,991
公社債	6,797,217	7,195,323	398,105	464,301	△66,195
株式等	1,351,474	1,532,091	180,617	186,413	△5,796
その他の証券	1,096,142	1,191,967	95,824	114,551	△18,726
買入金銭債権	78,122	78,711	589	595	△6
譲渡性預金	53,000	52,995	△4	—	△4
金銭の信託	150,879	154,622	3,742	4,965	△1,223
合計	30,261,338	36,214,997	5,953,658	6,120,341	△166,683
公社債	17,822,554	20,082,669	2,260,114	2,282,046	△21,931
株式	1,569,925	4,549,352	2,979,426	3,001,258	△21,831
外国証券	9,305,241	9,909,832	604,591	707,457	△102,866
公社債	7,953,767	8,377,741	423,974	521,044	△97,070
株式等	1,351,474	1,532,091	180,617	186,413	△5,796
その他の証券	1,096,142	1,191,967	95,824	114,551	△18,726
買入金銭債権	263,595	273,558	9,963	10,062	△99
譲渡性預金	53,000	52,995	△4	—	△4
金銭の信託	150,879	154,622	3,742	4,965	△1,223

区分	2021年度末				
	帳簿価額	時価	差損益	差益	差損
満期保有目的の債券	3,692,479	4,225,586	533,106	533,648	△542
責任準備金対応債券	12,578,485	13,366,841	788,355	1,071,318	△282,963
子会社株式及び関連会社株式	—	—	—	—	—
その他の有価証券	15,844,176	19,596,931	3,752,755	4,052,440	△299,684
公社債	3,766,471	4,012,523	246,051	255,036	△8,984
株式	1,561,138	4,488,452	2,927,314	2,954,661	△27,347
外国証券	9,392,692	9,835,757	443,065	697,909	△254,844
公社債	7,652,347	7,844,382	192,035	441,453	△249,418
株式等	1,740,344	1,991,374	251,029	256,456	△5,426
その他の証券	950,216	1,087,025	136,809	141,806	△4,996
買入金銭債権	6,758	7,173	415	415	—
譲渡性預金	13,000	12,998	△1	0	△1
金銭の信託	153,899	153,000	△898	2,611	△3,510
合計	32,115,141	37,189,358	5,074,217	5,657,407	△583,190
公社債	18,450,577	20,075,409	1,624,831	1,838,014	△213,183
株式	1,561,138	4,488,452	2,927,314	2,954,661	△27,347
外国証券	10,803,944	11,181,215	377,271	711,136	△333,865
公社債	9,063,599	9,189,840	126,241	454,680	△328,438
株式等	1,740,344	1,991,374	251,029	256,456	△5,426
その他の証券	950,216	1,087,025	136,809	141,806	△4,996
買入金銭債権	182,366	191,256	8,890	9,176	△286
譲渡性預金	13,000	12,998	△1	0	△1
金銭の信託	153,899	153,000	△898	2,611	△3,510

(注) 1. 本表には、金融商品取引法上の有価証券として取り扱うことが適当と認められるものを含んでいます。

2. 市場価格のない株式等および組合等は本表から除いています。

ア. 満期保有目的の債券

区分	2020年度末			2021年度末		
	貸借対照表 計上額	時価	差額	貸借対照表 計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額 を超えるもの	3,904,720	4,549,415	644,694	3,671,479	4,205,128	533,648
公社債	3,637,897	4,268,299	630,402	3,427,532	3,949,336	521,814
外國証券	89,349	94,174	4,824	76,349	79,422	3,072
買入金銭債権	177,473	186,940	9,467	167,607	176,369	8,761
時価が貸借対照表計上額 を超えないもの	10,991	10,898	△93	21,000	20,457	△542
公社債	9,991	9,991	△0	—	—	—
外國証券	—	—	—	13,000	12,743	△256
買入金銭債権	8,000	7,906	△93	8,000	7,713	△286

イ. 責任準備金対応債券

区分	2020年度末			2021年度末		
	貸借対照表 計上額	時価	差額	貸借対照表 計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額 を超えるもの	8,286,040	9,656,850	1,370,809	7,609,080	8,680,399	1,071,318
公社債	7,654,986	8,973,878	1,318,891	7,179,398	8,240,562	1,061,164
外國証券	631,053	682,972	51,918	429,681	439,836	10,154
時価が貸借対照表計上額 を超えないもの	2,362,482	2,311,115	△51,367	4,969,405	4,686,441	△282,963
公社債	1,926,336	1,905,844	△20,492	4,077,185	3,872,986	△204,198
外國証券	436,146	405,271	△30,874	892,220	813,455	△78,764

ウ. その他有価証券

区分	2020年度末			2021年度末		
	帳簿価額	貸借対照表 計上額	差額	帳簿価額	貸借対照表 計上額	差額
貸借対照表計上額が帳簿価額 を超えるもの	12,913,377	17,018,214	4,104,837	10,909,023	14,961,464	4,052,440
公社債	4,495,430	4,828,182	332,752	3,317,908	3,572,944	255,036
株式	1,408,942	4,410,200	3,001,258	1,344,535	4,299,196	2,954,661
外國証券	6,272,606	6,923,320	650,714	5,306,649	6,004,559	697,909
その他証券	687,471	802,022	114,551	876,359	1,018,165	141,806
買入金銭債権	8,126	8,721	595	6,758	7,173	415
譲渡性預金	—	—	—	3,000	3,000	0
金銭の信託	40,800	45,766	4,965	53,813	56,425	2,611
貸借対照表計上額が帳簿価額 を超えないもの	2,783,725	2,668,502	△115,222	4,935,152	4,635,467	△299,684
公社債	104,911	103,472	△1,439	448,563	439,578	△8,984
株式	160,982	139,151	△21,831	216,603	189,255	△27,347
外國証券	1,876,085	1,804,093	△71,991	4,096,043	3,831,198	△254,844
その他証券	408,671	389,944	△18,726	73,856	68,860	△4,996
買入金銭債権	69,996	69,990	△5	—	—	—
譲渡性預金	53,000	52,995	△4	10,000	9,998	△1
金銭の信託	110,079	108,855	△1,223	100,086	96,575	△3,510

・市場価格のない株式等および組合等の帳簿価額は以下のとおりです。

(単位:百万円)

区分	2020年度末	2021年度末
子会社・関連会社株式	876,895	869,736
その他の有価証券	47,475	54,491
非上場国内株式	27,698	30,264
非上場外国株式	4,126	4,126
その他の外國証券	98	96
その他の	15,552	20,004
合計	924,371	924,228

#### 4. デリバティブ取引の定量的情報

##### (1) 差損益の内訳(ヘッジ会計適用分・非適用分の内訳)

区分	2020年度末					
	金利関連	通貨関連	株式関連	債券関連	その他	合計
ヘッジ会計適用分	47,124	△235,410	—	—	—	△188,285
ヘッジ会計非適用分	△1,320	△32,982	△91	△8	—	△34,403
合計	45,803	△268,392	△91	△8	—	△222,689

(単位:百万円)

区分	2021年度末					
	金利関連	通貨関連	株式関連	債券関連	その他	合計
ヘッジ会計適用分	17,411	△377,845	—	—	—	△360,434
ヘッジ会計非適用分	△3,405	△86,367	282	—	—	△89,490
合計	14,006	△464,213	282	—	—	△449,924

(注) ヘッジ会計適用分のうち時価ヘッジ適用分の差損益(2020年度末:通貨関連△227,340百万円、2021年度末:通貨関連△365,831百万円)およびヘッジ会計非適用分の差損益は、損益計算書に計上しています。

##### (2) ヘッジ会計が適用されていないもの

区分	2020年度末						2021年度末		
	契約額等	2020年度末		差損益	契約額等	2021年度末		差損益	
		うち1年超	時価			うち1年超	時価		
店頭	金利スワップ	87,000	87,000	△1,320	△1,320	116,300	116,300	△3,405	△3,405
	固定金利受取／変動金利支払								
	合計			△1,320					△3,405

(注) 金利スワップの差損益は、時価を記載しています。

##### 【ご参考】金利スワップ契約の残存期間別構成

区分	2020年度末							(単位:百万円、%)		
	1年以下	1年超3年以下		3年超5年以下		5年超7年以下		7年超10年以下	10年超	合計
		うち1年超	時価	うち1年超	時価	うち1年超	時価			
固定金利受取	想定元本	—	—	—	—	—	—	87,000	87,000	
変動金利支払	想定元本	—	—	—	—	—	—	0.40	0.40	
スワップ	平均受取金利	—	—	—	—	—	—	△0.05	△0.05	
	平均支払金利	—	—	—	—	—	—			

区分	2021年度末							(単位:百万円、%)		
	1年以下	1年超3年以下		3年超5年以下		5年超7年以下		7年超10年以下	10年超	合計
		うち1年超	時価	うち1年超	時価	うち1年超	時価			
固定金利受取	想定元本	—	—	—	—	—	—	116,300	116,300	
変動金利支払	想定元本	—	—	—	—	—	—	0.56	0.56	
スワップ	平均受取金利	—	—	—	—	—	—	△0.01	△0.01	
	平均支払金利	—	—	—	—	—	—			

○通貨関連

区分	2020年度末			2021年度末			(単位:百万円)	
	契約額等	うち1年超	時価	差損益	契約額等	うち1年超	時価	
店頭	為替予約							
	売建	898,760	—	△40,836	△40,836	1,134,865	—	△82,880 △82,880
	米ドル	821,769	—	△38,179	△38,179	904,313	—	△73,420 △73,420
	豪ドル	54,482	—	△2,721	△2,721	115,613	—	△6,282 △6,282
	ユーロ	22,427	—	64	64	114,601	—	△3,178 △3,178
	その他	80	—	△0	△0	337	—	1 1
	買建	5,775	—	31	31	249,356	—	4,373 4,373
	米ドル	3,502	—	35	35	164,709	—	4,400 4,400
	豪ドル	712	—	△2	△2	49,051	—	18 18
	ユーロ	1,536	—	△2	△2	35,252	—	△45 △45
	その他	24	—	0	0	341	—	△0 △0
頭	通貨オプション							
	売建							
	コール	—	—	—	—	493,358	—	
	米ドル	(-)	—	—	—	(907)	—	14,900 △13,993
	(-)	—	—	—	—	493,358	—	14,900 △13,993
	買建							
	プット	—	—	—	—	444,806	—	
	(-)	—	—	—	—	(907)	—	77 △830
	米ドル	—	—	—	—	444,806	—	77 △830
	(-)	—	—	—	—	(907)	—	77 △830
合計	通貨スワップ							
	円払／豪ドル受	78,660	78,660	7,315	7,315	93,320	93,320	5,170 5,170
	円払／米ドル受	8,280	8,280	507	507	38,400	38,400	1,792 1,792
	合 計				△32,982			△88,367

(注) 1. 为替予約および通貨スワップの差損益は、時価を記載しています。通貨オプションの差損益はオプション料と時価との差額を記載しています。

2. ( )内には、貸借対照表に計上したオプション料を記載しています。

○株式関連

区分	2020年度末			2021年度末			(単位:百万円)	
	契約額等	うち1年超	時価	差損益	契約額等	うち1年超	時価	
取引所	株価指数先物							
	売建	2,140	—	△67	△67	1,580	—	△35 △35
	買建	4,656	—	33	33	4,159	—	201 201
	外国株価指数先物							
	売建	539	—	△1	△1	—	—	—
	買建	4,840	—	32	32	4,117	—	116 116
	株価指数オプション							
	買建							
	プット	99,981	(302)	214	△88	(-)	—	—
	合 計				△91			282

(注) 1. 株価指数先物および外国株価指数先物の差損益は、時価を記載しています。株価指数オプションの差損益はオプション料と時価との差額を記載しています。

2. ( )内には、貸借対照表に計上したオプション料を記載しています。

○債券関連

区分	2020年度末			2021年度末			(単位:百万円)	
	契約額等	うち1年超	時価	差損益	契約額等	うち1年超	時価	
取引所	外国債券指数先物							
	買建	803	—	△8	△8	—	—	—
	合 計				△8			—

(注) 外国債券指数先物の差損益は、時価を記載しています。

(3)ヘッジ会計が適用されているもの

○金利関連

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	2020年度末		
			契約額等	時価	うち1年超
継延ヘッジ	金利スワップ 固定金利受取／変動金利支払	保険負債	411,200	408,000	46,989
金利スワップの特例処理	金利スワップ 固定金利受取／変動金利支払	貸付金	3,120	3,120	134
合 計					47,124

(単位:百万円)

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	2021年度末		
			契約額等	時価	うち1年超
継延ヘッジ	金利スワップ 固定金利受取／変動金利支払	保険負債	672,200	668,900	17,322
金利スワップの特例処理	金利スワップ 固定金利受取／変動金利支払	貸付金	3,018	3,018	89
合 計					17,411

【ご参考】金利スワップ契約の残存期間別構成

(単位:百万円、%)

区分	想定元本	2020年度末						
		1年以下	1年超3年以下	3年超5年以下	5年超7年以下	7年超10年以下	10年超	
固定金利受取 変動金利支払 スワップ	想定元本	3,200	6,800	10,420	7,800	8,300	377,800	414,320
	平均受取金利	1.62	1.75	1.73	2.03	2.15	1.05	1.12
	平均支払金利	△0.05	△0.07	0.09	△0.05	△0.05	△0.05	△0.05

(単位:百万円、%)

区分	想定元本	2021年度末						
		1年以下	1年超3年以下	3年超5年以下	5年超7年以下	7年超10年以下	10年超	
固定金利受取 変動金利支払 スワップ	想定元本	3,300	7,418	9,500	7,900	9,000	638,100	675,218
	平均受取金利	1.75	1.75	1.82	2.09	2.10	0.75	0.82
	平均支払金利	0.05	0.12	0.12	0.05	0.05	△0.00	0.00

○通貨関連

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	2020年度末		2021年度末		(単位:百万円)
			契約額等	時価	契約額等	時価	
				うち1年超		うち1年超	
時価ヘッジ	為替予約	外貨建債券	4,283,029	—	△227,340	4,558,542	—
	売建		3,107,080	—	△142,681	3,225,926	—
	米ドル		796,361	—	△67,254	1,033,020	—
	豪ドル		259,122	—	△13,256	213,676	—
	ユーロ		120,465	—	△4,147	85,918	—
合 計					△235,410		△377,845

(注)為替予約等が付されていることにより、決済時における円貨額が確定し、貸借対照表において当該円貨額で表示されている外貨建金銭債権債務等にかかる取引を除いています。

○株式関連

2020年度末および2021年度末とも保有していません。

○債券関連

2020年度末および2021年度末とも保有していません。

## 第2【原保有者その他関係法人の概況】

### 1 原保有者の概況

#### (イ) 名称、資本金の額及び事業の内容

##### (1) 名称

三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社

##### (2) 資本金の額

40,500百万円(2022年3月31日現在)

##### (3) 事業の内容

金融商品取引業

#### (ロ) 関係業務の概要

管理資産である発行会社の資産を構成する本劣後ローン債権の原保有者です。

#### (ハ) 資本関係

該当事項はありません。

#### (二) 経理の概況

##### (1) 最近2事業年度における主な資産、負債の概況

(単位:百万円)

	(単体) 2021年3月31日現在	(単体) 2022年3月31日現在
資産合計	19,772,553	18,984,098
負債合計	19,346,285	18,563,644
純資産合計	426,267	420,453

##### (2) 最近2事業年度における損益の概況

(単位:百万円)

	(単体) 2020年4月1日から 2021年3月31日まで	(単体) 2021年4月1日から 2022年3月31日まで
営業収益	254,516	272,042
営業利益	39,356	49,783
当期純利益	22,323	36,739

(3) その他

三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社の最近2事業年度における経理の状況の詳細については、会社法第440条第3項に基づき、貸借対照表及び損益計算書を電磁的方法により開示しているものをご参照下さい。

(ホ) その他

該当事項はありません。

## 2 その他関係法人の概況

(イ) 名称、資本金の額及び事業の内容

(1) 名称

三菱UFJ信託銀行株式会社

(2) 資本金の額

324,279百万円（2022年3月31日現在）

(3) 事業の内容

信託業務、普通銀行業務及びその他併営業務

(ロ) 関係業務の概要

発行会社から管理資産である本劣後ローン債権の管理及び処分に関する業務の委託を受けます。

(ハ) 資本関係

該当事項はありません。

(二) 経理の概況

(1) 最近2事業年度における主な資産、負債の概況

（単位：百万円）

	(単体) 2021年3月31日現在	(単体) 2022年3月31日現在
資産合計	31,923,946	35,389,633
負債合計	29,692,033	33,221,500
純資産合計	2,231,913	2,168,132

(2) 最近2事業年度における損益の概況

(単位：百万円)		
	(単体) 2020年4月1日から 2021年3月31日まで	(単体) 2021年4月1日から 2022年3月31日まで
経常収益	568,370	607,961
経常利益	133,035	215,611
当期純利益	96,403	159,884

(3) その他

三菱UFJ信託銀行の最近2事業年度における経理の状況の詳細については、2021年3月期及び2022年3月期の有価証券報告書、（提出されている場合には）臨時報告書並びにこれらの訂正報告書をご参照下さい。

(ホ) その他

本資産管理委託契約の解約

- (a) 本資産管理委託契約の期間は、本資産管理委託契約の締結日から本社債の全額が償還された日までとします。但し、当該期間終了後において、本業務がなお現存する場合には、本資産管理委託契約の期間は本資産管理委託契約所定の本資産管理受託会社の業務が終了するまで延長されるものとし、本資産管理受託会社は引き続き当該業務を遂行するものとします。なお、当該期間の終了については、発行会社及び本資産管理受託会社は本資産管理委託契約において定められる様式による書面によりこれを確認するものとします。
- (b) 本資産管理委託契約の期間中、本資産管理受託会社において次のいずれかの事由が生じた場合には、発行会社は、書面による通知をなすことにより本資産管理委託契約を解除することができます。この場合、発行会社は、解除を理由として損害賠償その他名目の如何を問わず本資産管理受託会社に対し一切債務を負担しないものとします。

本資産管理受託会社が、本資産管理委託契約に基づく義務の履行を怠り、発行会社からその旨の通知の到着後30日以内にその履行がなされないとき

本資産管理受託会社について、支払の停止が生じたとき、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始若しくは特別清算開始の申立てがなされたとき、本資産管理受託会社について銀行取引停止処分がなされたとき、又は本資産管理受託会社の重要な資産につき滞納処分による差押、仮差押、保全処分、差押、競売手続の開始その他の強制執行手続若しくは担保権実行手続が開始されたとき  
その他発行会社が本資産管理受託会社の責に帰すべき事由により本資産管理委託契約の継続が困難であることを合理的・客観的な理由をもって認定し、かつ、本社債管理者が書面でこれを承諾したとき

## 第3【明治安田生命保険相互会社の概況】

### 1【名称、基金の総額及び事業の内容】

( )名称

明治安田生命保険相互会社

( )基金の総額

980,000百万円(2022年3月31日現在)

(注)基金とは、相互会社において株式会社の資本金に相当するものです。なお、基金の総額には、基金償却積立金(830,000百万円)を含みます。

( )事業の内容

(a)生命保険業

(b)他の保険会社(外国保険業者を含む。)その他金融業を行う者の業務の代理又は事務の代行、債務の保証その他の上記(a)に付随する業務

(c)国債、地方債又は政府保証債の売買、地方債又は社債その他の債券の募集又は管理の受託その他の保険業法により行うことのできる業務及び保険業法以外の法律により生命保険会社が行うことのできる業務

(d)その他上記(a)ないし(c)の業務に付帯又は関連する業務

### 2【関係業務の概要】

明治安田生命は、本劣後ローン債権の債務者であります。

### 3【資本関係】

該当事項はありません。

### 4【経理の概況】

( )最近2事業年度における主な資産、負債の概況(単位:百万円、未満切り捨て)

	(連結) (2021年3月31日現在)	(連結) (2022年3月31日現在)
資産合計	45,977,802	48,202,554
負債合計	41,449,317	43,896,857
純資産合計	4,528,485	4,305,697

( )最近2事業年度における損益の概況(単位:百万円、未満切り捨て)

	(連結) 2020年4月1日から 2021年3月31日まで	(連結) 2021年4月1日から 2022年3月31日まで
経常収益	4,028,693	4,214,339
経常利益	228,994	231,341
親会社に帰属する当期純剰余	188,740	181,799

## 5 【明治安田生命の事業等のリスク】

本社債の元金の償還及び利息の支払は、発行会社が保有する明治安田生命を債務者とする劣後ローン債権の元本の弁済及び利息の支払の状況の影響を受けます。本社債への投資にあたっては、本届出書に記載の本社債に関する情報に加えてかかるリスクに関する情報も十分検討したうえ投資判断をして下さい。

### (1) 生命保険業に関する法規制等

明治安田生命は、生命保険業免許を受けた保険会社であり、保険業法等の規制を受けます。従って、保険業法等が改正された場合には、明治安田生命の事業に影響を及ぼす可能性があります。

#### 保険業法

##### ( ) 概要

保険業法は、保険業が、一般公衆を相手方とし、人の生死や社会に発生する様々な危険に備え、万一事故が発生した場合には経済生活の連續性を保障するという機能を通じて、国民経済及び国民生活の基礎となるという公共性を有していることから、

- ・保険業を行う者の業務の健全かつ適切な運営を確保し、
- ・保険募集の公正を確保することにより

保険契約者等の保護を図り、国民生活の安定及び国民経済の健全な発展に資することを目的としています。

##### ( ) 免許

保険業法の規定により、保険業を行う者は免許を要することとされています。

免許の種類は、生命保険業免許と損害保険業免許の二種類とされており、明治安田生命は、

- ・人の生存又は死亡に関し、一定額の保険金を支払う保険
- ・疾病にかかったこと、傷害・疾病を原因とする人の状態又は傷害を直接の原因とする死亡等に関し、一定額の保険金を支払う保険（いわゆる第三分野）
- ・上記の保険に係る再保険

の引受けを行う事業に係る免許である生命保険業免許を受けた保険会社です。

なお、生命保険業免許と損害保険業免許を同時に受けることはできません。

保険会社は、保険業法第133条及び第134条の規定により、次に掲げる場合には、免許の取り消しを受けることがあります。

- ・法令、法令に基づく処分又は、定款、事業方法書、普通保険約款若しくは保険料及び責任準備金の算出方法書に定めた事項のうち特に重要なものに違反したとき
- ・当該免許に付された条件に違反をしたとき
- ・公益を害する行為をしたとき
- ・財産の状況が著しく悪化し保険業を継続することが保険契約者等の保護の見地から適当でないと認められるとき

免許が取り消された場合、保険業法第152条第3項第2号の規定により、当該保険会社は解散することになります。

##### ( ) 業務の範囲

保険会社の業務の範囲は、保険業法第100条の規定により制限されており、その主な内容は次に掲げる表のとおりです。

これは、保険業が公共性を有していることから本来業務に専念すべきであるとともに、本来業務以外の業務の損失等が本来業務に影響を与えることを回避することが必要であるとの考え方に基づいています。また、子会社とすることのできる会社の範囲についても、上記の観点から保険業法第106条の規定により制限されています。

法令	内容
保険業法第97条に定める本来業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>免許の種類に応じた保険の引受け</li> <li>保険料として收受した金銭その他の資産の運用</li> </ul>
保険業法第98条に定める付随業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>他の保険会社、少額短期保険業者、船主相互保険組合その他金融業を行う者の業務の代理又は事務の代行</li> <li>債務の保証</li> <li>国債、地方債若しくは政府保証債(以下「国債等」といいます。)の引受け又は当該引受けに係る国債等の募集の取扱い</li> <li>金銭債権の取得又は譲渡</li> <li>特定目的会社が発行する特定社債等の引受け又は当該引受けに係る特定社債等の募集の取扱い</li> <li>短期社債等の取得又は譲渡</li> <li>有価証券の私募の取扱い</li> <li>デリバティブ取引</li> <li>デリバティブ取引の媒介、取次ぎ又は代理</li> <li>金融等デリバティブ取引</li> <li>金融等デリバティブ取引の媒介、取次ぎ又は代理</li> <li>有価証券関連店頭デリバティブ取引</li> <li>有価証券関連店頭デリバティブ取引の媒介、取次ぎ又は代理</li> <li>ファイナンス・リース取引(機械類その他の物件を使用させる業務)</li> <li>ファイナンス・リース取引(機械類その他の物件を使用させる業務)の代理又は媒介</li> <li>顧客から取得した当該顧客に関する情報を当該顧客の同意を得て第三者に提供する業務その他当該保険会社の保有する情報を第三者に提供する業務であって、当該保険会社の行う保険業の高度化又は当該保険会社の利用者の利便の向上に資する業務</li> <li>当該保険会社の保有する人材、情報通信技術、設備その他の当該保険会社の行う保険業に係る経営資源を主として活用して行う業務であって、地域の活性化、産業の生産性の向上その他の持続可能な社会の構築に資する業務</li> <li>保険業法第97条に定める業務に付随するその他の業務</li> </ul>
保険業法第99条に定める法定他業	<ul style="list-style-type: none"> <li>地方債又は社債その他の債券の募集又は管理の受託</li> <li>担保付社債信託法により行う担保付社債に関する信託業務</li> <li>投資助言業務</li> <li>算定割当量の取得若しくは譲渡を内容とする契約の締結又はその媒介、取次ぎ若しくは代理</li> <li>資金移動業</li> <li>保険金信託業務</li> <li>投資信託若しくは外国投資信託の受益証券又は投資証券若しくは外国投資証券の売買 等</li> </ul>

#### ( )運用規制

保険業法第97条の規定により、保険会社による、保険料として收受した金銭その他の資産の運用は、次に掲げる方法に限定されています。

- 有価証券の取得
- 不動産の取得
- 金銭債権の取得

- ・短期社債等の取得
- ・金地金の取得
- ・金銭の貸付け（コールローンを含みます。）
- ・有価証券の貸付け
- ・民法に規定する組合契約又は商法に規定する匿名組合契約に係る出資
- ・預金又は貯金
- ・金銭、金銭債権、有価証券又は不動産等の信託
- ・有価証券関連デリバティブ取引
- ・デリバティブ取引
- ・金融等デリバティブ取引
- ・先物外国為替取引
- ・上記に掲げる方法に準ずる方法

加えて、保険業法第97条の2の規定により、一般勘定（特別勘定（保険業法第118条の規定に基づき、当該保険契約に係る責任準備金の金額に対応する財産をその他の財産と区別して経理するために設ける特別の勘定をいいます。）又は積立勘定（保険業法施行規則第30条の3第1項（保険業法施行規則第63条で準用される場合を含みます。）の規定により設ける勘定をいいます。）以外の勘定）においては、資産の運用対象が特定の相手方に偏ることのないよう同一人に対する株式、社債、貸付金等の投資額の合計を総資産の10%以内（貸付金等については特に3%以内）とする制限も設けられています。

なお、積立勘定についても同様の制限（積立勘定資産の総額に対する割合）が設けられていますが、特別勘定については、運用資産の構成に関する制限は設けられていません。

( )監督

保険業法の規定により、保険会社は監督官庁の監督を受けており、その主な内容は、次に掲げるとおりです。

(a)事業方法書等に定めた事項の変更に関する認可・届出

保険業法第123条の規定により、事業方法書、普通保険約款、並びに保険料及び責任準備金の算出方法書に定めた事項を変更しようとするときには、監督官庁の認可を取得することが必要となります。但し、保険契約者等の保護に欠けるおそれが少ないものとして、保険業法施行規則で定める事項については、認可の取得は不要ですが、あらかじめ監督官庁に届出を行うことが必要となります。

(b)定款の変更の認可

保険業法第126条の規定により、次に掲げる事項に係る定款の変更についての総代会の決議は監督官庁の認可を受けなければその効力を生じません。

- ・商号又は名称
- ・基金の償却に関する事項
- ・社員の退社事由
- ・総代の定数及び選出方法に関する事項
- ・その他保険業法第126条各号に定める事項

(c)届出事項

保険業法第127条の規定により、次に掲げる事項に該当するときには監督官庁に届出を行うことが必要となります。

- ・資本金の額又は基金の総額を増額しようとするとき
- ・他に特段の定めのある事項以外の事項に係る定款の変更をしたとき
- ・外国において支店若しくは従たる事務所又は駐在員事務所を設置しようとするとき
- ・その他保険業法第127条第1項各号に定める事項

(d)報告又は資料の提出

保険業法第128条の規定により、監督官庁は、保険会社の業務の健全かつ適切な運営を確保し、保険契約者等の保護を図るため必要があると認めるときには、保険会社に対し、その業務又は財産の状況に關し報告又は資料の提出を求めることができます。

(e)立入検査

保険業法第129条の規定により、監督官庁は、保険会社の業務の健全かつ適切な運営を確保し、保険契約者等の保護を図るため必要があると認めるときには、監督官庁の職員に、保険会社の営業所、事務所その他の施設に立ち入らせ、その業務若しくは財産の状況に關し質問させ、又は帳簿書類その他の物件を検査させることができます。

(f)業務の停止等

保険業法第132条の規定により、監督官庁は、保険会社の業務若しくは財産又は保険会社及びその子会社等の財産の状況に照らして、当該保険会社の業務の健全かつ適切な運営を確保し、保険契約者等の保護を図るため必要があると認めるときは、当該保険会社に対し、

- ・措置を講ずべき事項及び期限を示して、経営の健全性を確保するための改善計画の提出を求め、若しくは提出された改善計画の変更を命じ、又は、
- ・その必要の限度において、期限を付して当該保険会社の業務の全部若しくは一部の停止を命じ、若しくは当該保険会社の財産の供託その他監督上必要な措置を命ずること

ができます。

これらの命令のうち、保険会社の保険金等の支払能力の充実の状況によって必要があると認めるときにするものは、保険会社の保険金等の支払能力の充実の状況に係る区分に応じ内閣府令・財務省令で定めるものでなければならないとされており、「早期是正措置」と呼ばれています。

(早期是正措置)

早期是正措置とは、生命保険会社の業務の適切な運営を確保し、保険契約者の保護を図ることを目的として1999年4月から導入された制度です。

生命保険会社のソルベンシー・マージン比率が200%を下回った場合には、その状況に応じて監督官庁が業務の改善等の命令を発動することで、早期に経営改善への取り組みを促していくとする制度であり、ソルベンシー・マージン比率の区分等に応じて、次のとおり措置内容が定められています。

区分	ソルベンシー・マージン比率	措置の内容
非対象区分	200%以上	なし
第一区分	100%以上200%未満	経営の健全性を確保するための合理的と認められる改善計画の提出の求め及びその実行の命令
第二区分	0%以上100%未満	次の保険金等の支払能力の充実に資する措置に係る命令 (1)保険金等の支払能力の充実に係る合理的と認められる計画の提出及びその実行 (2)配当の禁止又はその額の抑制 (3)契約者配当又は社員に対する剩余金の分配の禁止又はその額の抑制 (4)新規に締結しようとする保険契約に係る保険料の計算の方法（その計算の基礎となる係数を要する場合においては、その係数を含みます。）の変更 (5)役員賞与の禁止又はその額の抑制その他の事業費の抑制 (6)一部の方法による資産の運用の禁止又はその額の抑制 (7)一部の営業所又は事務所における業務の縮小 (8)本店又は主たる事務所を除く一部の営業所又は事務所の廃止 (9)子会社等の業務の縮小 (10)子会社等の株式又は持分の処分

		(11)保険業法第98条第1項各号に掲げる業務その他の保険業法 第97条の規定により行う業務に付随する業務、保険業法 第99条の規定により行う業務又は他の法律により行う業 務の縮小又は新規の取扱いの禁止  (12)その他金融庁長官が必要と認める措置
第三区分	0%未満	期限を付した業務の全部又は一部の停止の命令

ソルベンシー・マージン比率が0%未満であっても、実質純資産額がプラスとなる場合又はプラスとなること  
が見込まれる場合には、第二区分の措置が採られることがあります。

ソルベンシー・マージン比率が0%を上回っていても、実質純資産額がマイナスとなる場合又はマイナスとな  
ることが見込まれる場合には、第三区分の措置が採られることがあります。

生命保険会社が、第二区分又は第三区分に該当したことを知った後、速やかに当該区分を超える限度までソ  
ルベンシー・マージンを確実に改善するための合理的と認められる内容の改善計画を自ら策定し、監督官庁  
に提出した場合で、当該経営改善計画が所要の期間で達成できると見込まれる場合は、当該経営改善計画達  
成後に該当することになると見込まれる区分（非対象区分は除きます。）に応じた措置が採られることがあ  
ります。

#### （実質純資産額）

実質純資産額とは、貸借対照表の資産の部に計上されるべき金額（有価証券・動産不動産等につい  
ては、時価で評価）の合計額が、負債の部に計上されるべき金額の合計額（但し、危険準備金・価格  
変動準備金等を除きます。）を上回る金額です。

明治安田生命の2022年3月期末における実質純資産額は、金利上昇による債券含み益の減少などに  
より、9兆9,008億円と、2021年3月期末より7,839億円減少しました。

#### （ソルベンシー・マージン比率）

ソルベンシー・マージン（solvency margin）とは、「支払余力」という意味です。生命保険会社  
は、将来の保険金等の支払いに備えて責任準備金を積み立てており、通常予測できる範囲のリスクに  
ついては、この責任準備金で対応します。しかし、大災害や株価の大暴落等、通常の予測を超えてリ  
スクが発生した場合には、これに対応できる「支払余力」を有しているかどうかが重要となります。  
これを判断するための行政監督上の指標の一つがソルベンシー・マージン比率です。

$$\text{ソルベンシー・マージン比率(%)} = \frac{\text{ソルベンシー・マージン総額}}{\text{リスクの合計額} \times \frac{1}{2}} \times 100$$

なお、2012年3月期末から、連結ベースでのソルベンシー・マージン比率が導入され、早期是正措置の指標として使用されています。

明治安田生命の2022年3月期末のソルベンシー・マージン比率は、国内外の金利上昇による債券含み益の減少などにより、単体1,061.6%（前期末差-7.5ポイント）、連結1,135.5%（前期末差-17.0ポイント）と前年より低下したものの、引き続き高い健全性を維持しています。

〔ソルベンシー・マージン総額〕

基金等の額（貸借対照表の純資産の部の合計額から剰余金の処分として支出する金額（社員配当準備金に積み立てる金額を含みます。）、貸借対照表の評価・換算差額等の科目に計上した金額、保険業法第113条前段の規定により貸借対照表の資産の部に計上した金額及び繰延資産として貸借対照表の資産の部に計上した金額を控除した額）、価格変動準備金、危険準備金、一般貸倒引当金、その他有価証券評価差額金と繰延ヘッジ損益（ヘッジ対象に係る評価差額がその他有価証券評価差額金に計上されているもの）の合計額（税効果控除前）×90%（マイナスの場合100%）、土地の含み損益×85%（マイナスの場合100%）、全期チルメル式責任準備金相当額超過額、負債性資本調達手段等及びその他の項目から、全期チルメル式責任準備金相当額超過額及び負債性資本調達手段等のうちマージンに算入されない額及び控除項目を控除した合計額

〔リスクの合計額〕

保険リスク、第三分野保険の保険リスク、予定利率リスク、資産運用リスク、経営管理リスク及び最低保証リスク等、通常予測できる範囲を超える諸リスクを数値化して、次のとおりその相当額を算出

$$\text{リスクの合計額} = \sqrt{(R_1 + R_8)^2 + (R_2 + R_3 + R_7)^2} + R_4$$

リスク相当額の種類	リスク相当額の内容
保険リスク相当額 ( R <sub>1</sub> )	保険リスク（実際の保険事故の発生率等が通常の予測を超えることにより発生しうる危険のうち、第三分野保険に係るもの以外のもの）に対応する金額
第三分野保険の保険リスク相当額 ( R <sub>8</sub> )	第三分野保険の保険リスク（実際の保険事故の発生率等が通常の予測を超えることにより発生しうる危険のうち、第三分野保険に係るもの）に対応する金額
予定利率リスク相当額 ( R <sub>2</sub> )	予定利率リスク（責任準備金算出の基礎となる予定利率を確保できなくなる危険）に対応する金額
資産運用リスク相当額 ( R <sub>3</sub> )	資産運用リスク（資産の運用等に関する危険であって、保有する有価証券その他の資産の通常の予測を超える価格の変動その他の理由により発生しうる危険）に対応する金額
経営管理リスク相当額 ( R <sub>4</sub> )	経営管理リスク（業務の運営上通常の予測を超えて発生し得る危険であって、保険リスク、第三分野保険の保険リスク、予定利率リスク、資産運用リスク及び最低保証リスクに該当しないもの）に対応する金額

最低保証リスク相当額 (R7)	最低保証リスク(特別勘定を設けた保険契約であって、保険金等の額を最低保証するものについて、当該保険金等を支払うときにおける特別勘定に属する財産の価額が、当該保険契約が最低保証する保険金等の金額を下回る危険であって、当該特別勘定に属する財産の通常の予測を超える価額の変動等により発生し得る危険)に対応する金額
--------------------	---

ソルベンシー・マージン比率が200%を下回ることや、実質純資産額がマイナスとなることにより、早期是正措置などの監督官庁による監督措置が採られた場合、又は法令等の改正や解釈の変更がなされた場合には、明治安田生命の保険業の運営に重大な影響を与える可能性があります。また、監督措置が採られる水準とならない場合でも、ソルベンシー・マージン比率の低下などにより明治安田生命の信用力が低下し、明治安田生命の保険業の運営に重大な影響を与える可能性があります。

かかるリスクに備え、明治安田生命では、経済環境の極度の悪化や地震等の大規模災害など最悪のシナリオを想定したストレステストを実施し、健全性に与える影響を分析しています。ストレステストの結果はリスク管理検証委員会等に報告し、財務基盤の強化等の検討に役立てています。しかしながら、上記取組みによって上記リスクが消滅するわけではなく、当該取組みについて十分な成果をあげることができない場合、明治安田生命の保険業の運営に重大な影響を与える可能性があります。

#### ( )経済価値ベースのソルベンシー規制

経済価値ベースのソルベンシー規制については、近年、国際的にIAIS(保険監督者国際機構)等において、その導入に向けた検討が行われています。日本では、2019年5月に「経済価値ベースのソルベンシー規制等に関する有識者会議」が設置され、2020年6月に公表された報告書では「中長期的な健全性の確保を通じて契約者保護を図りつつ、保険会社が持続可能な形で各種の保険ニーズに応えていくための規制・競争環境を整えるためには、ESRに基づくソルベンシー規制に出来る限り早期に移行することが必要である。」と記されています。また、今後の予定として、「技術的な調整、実際の基準の策定に向けた作業等を進め、2024年春頃の基準の最終化、2025年4月より施行(2026年3月期より新規制下での計算を開始)といったタイムラインを念頭に置いて、着実な検討を進める必要がある。」と記載されています。

将来的に経済価値ベースのソルベンシー規制が導入されることにより提案される可能性がある基準改正の内容によっては、明治安田生命の事業活動及び資産運用に悪影響を及ぼす可能性があります。

ESR: 経済価値ベースのソルベンシー比率をいいます。

#### ( )生命保険契約者保護機構

生命保険業界では、生命保険会社が万一破綻した場合の保険契約者の保護を充実させるため、保険業法に基づいて、生命保険契約者保護機構(以下「保護機構」といいます。)を1998年12月に設立しました。現在、国内で事業を営む全ての生命保険会社が会員として加入しています。

保護機構の財源は、会員である生命保険会社各社の拠出金(保護資金負担金及び運営負担金)からなっています。会員各社は、保護機構の定款に定める基準により毎年拠出金を納付し、その支出年度において、事業費として計上します。各社が負担する保護資金負担金は、各社の収入保険料及び責任準備金のシェアに応じて算出されます。2021年度の保護機構の全会員が納付すべき拠出金の定款上の年間負担限度額は330億円であり、明治安田生命の負担金分担割合は、2021年度で約10%(約30億円)です。

なお、2022年3月末に保護機構が積み立てている保険契約者保護資金の残高が保護機構の定款上の上限である4,000億円に到達したため、2022年度以降は、各社による保護資金負担金の納付は要しないこととされています。但し、今後新たに生命保険会社の破綻が発生し資金援助等が行われることにより保険契約者保護資金の残高が減少した場合には、会員各社による保護資金負担金の納付が必要となります。その際は、拠出時点の保険契約者保護資金の残高によって拠出額も変動します。また、全会員が納付すべき保護資金負担金における明治安田生命の負担金分担割合も、生命保険業界における明治安田生命の収入保険料及び責任準備金のシェアが変動した場合、それに応じて変動します。また、今後、生命保険会社の破綻の増加等により、各生命保険会社の拠出金を引き上げるための法改正等が行われた場合、明治安田生命の拠出額が増加する可能性があります。以上に加え、2027年3月末までに生命保険会社が破綻した場合で、生命保険会社各社の負担金を超える資金援助等の対応が必要な場合には、国会審議を経て、国から保護機構に対して補助金を交付することが可能とされています。

#### 保険契約に係る会計基準の国際的動向

2017年5月に国際会計基準審議会（IASB）より公表されたIFRS17「保険契約」は、2023年1月1日以後に開始する事業年度から適用されます。

なお、日本の保険会社に関しては、現在のところ株式会社が金融商品取引法上の連結財務諸表を作成する場合にのみIFRSの任意適用が認められています。

#### (2)民間生命保険会社の契約動向及び競合状況

明治安田生命における保険募集活動の中心は国内市場です。したがって国内市場での販売環境等が悪化した場合には、明治安田生命の業績に悪影響を及ぼす可能性があります。また同業他社や競合関係にある近隣業界・団体等に対する明治安田生命の競争力が低下した場合、明治安田生命の業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

### 契約動向

民間生命保険会社における2022年3月期末の保有契約金額は個人保険・個人年金保険・団体保険の合計で1,316兆円（前期末比6兆円減少）となっています。

### 競合の状況

2022年4月1日現在、国内における民間生命保険会社は、「生命保険業免許」を受けて営業している会社が明治安田生命を含めて42社あります。

生命保険業界ではこれまでに、厳しい経営環境や規制緩和、顧客ニーズの変化等を背景として、国内損害保険会社や欧米大手保険グループによる新規参入、インターネットを主要チャネルとする生命保険会社の新規設立等の競争環境の変化が見られました。また、2007年10月には日本郵政公社が民営化され日本郵政株式会社が発足するとともに、郵便局を通じて全国に大規模な販売ネットワークを有する、株式会社かんぽ生命保険が民間保険会社に加わりました。このように、明治安田生命は、国内市場において募集活動をめぐり同業他社と激しい競合関係にあります。

その他にも、民間生命保険会社が提供する生命保険と類似する機能を持つものとして、農業協同組合や、全国労働者共済生活協同組合連合会及び全国生活協同組合連合会等による生命共済等があり、これらも明治安田生命の生命保険業と直接の競合関係にあります。

#### （競合分野及び競合先）

隣接業界・団体等	競合業務等
各種協同組合及び一定の地域ないし職域でつながる者によって構成される団体 (農協・全労済・全国生協連等)	生命共済事業
損害保険会社	医療保障・介護保障等の、いわゆる第三分野保険

近年では、日本銀行のマイナス金利政策の影響を受け、銀行窓販商品の販売停止や保険料の引き上げ、大手生命保険会社の相互会社から株式会社への組織変更の実施や経営統合、外資系保険会社による保険会社買収、国内生命保険会社による海外保険会社の買収等もあり、国内市場の競争環境が今後ますます変化していく可能性があります。これらの結果、明治安田生命の競争力が低下する場合、明治安田生命の業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

### (3)明治安田生命の事業の状況

#### 商品・サービス

明治安田生命の商品は個人保険及び個人年金保険を中心となっており、2022年3月期では保険料等収入の66.3%を占めています。また個人保険・個人年金保険の合計に対する保有契約高・保有契約件数の占率は次のとおりです。終身保険は22.0%・18.5%、定期付終身保険は3.9%・3.1%、利率変動型積立終身保険は6.2%・4.9%、定期保険は8.2%・17.0%、組立総合保障保険は35.4%・19.0%、個人年金保険は18.1%・18.3%となっています。

法人向け分野に関しては、企業の福利厚生制度について「企業が一律に提供する制度」から「従業員自らの努力を企業が支援する制度」へとシフトしつつあることを受け、自助努力商品を中心に団体保険・団体年金両分野において、企業の福利厚生制度全体の充実に向けた総合リスクコンサルティング提案を進めています。

近年、生命保険市場においては、少子高齢化の進展や単身世帯、女性就業者の増加等に加え、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う社会のデジタルシフトの加速や健康意識の高まり等を背景とした顧客ニーズ・

生活スタイルの変化、更にはインターネットチャネルや来店型店舗等の販売チャネルの多様化による競争の激化といった状況が発生しています。明治安田生命もこうしたニーズ・環境の変化への対応として、医療・介護保障保険分野での新商品に加え、若年層を中心とした保険未加入者向けの商品を投入するとともに、対面と非対面を融合した新たな営業モデルの確立に注力しています。あわせて、健康情報等を活用した商品、健康増進を支援するサービス等を提供する「みんなの健活プロジェクト」に加え、地域社会の豊かな地域づくりへの貢献等に取り組む「地元の元気プロジェクト」を展開しています。

また、東京海上日動火災保険株式会社等との間で相互に保険契約の締結等の業務の代理・事務の代行を行うことに関する認可を金融庁から取得しており、損害保険の販売への取組みを共同で進めています。

しかし、今後、明治安田生命の商品ポートフォリオや提供するサービスが顧客ニーズの変化に対応できない可能性があるとともに、法令・規制の変化等によって販売量が影響を受ける可能性があります。

### 販売チャネル

明治安田生命は、原則として対面によるコンサルティング販売及びアフターフォローを行う営業職員チャネルを基幹チャネルとして経営資源を優先的に投入しており、営業職員数は2022年3月期末で36,393名となっています。なお、2022年4月から「MYライフプランアドバイザー（営業職員）制度」を改正し、営業職員に新たな役割を設定するとともに、役割にふさわしい名称として、営業職員の名称を、「MYリンクコーディネーター」に変更しています。

また、基本チャネルと位置づけている銀行窓販チャネル（募集代理店委託契約を締結している銀行、信用金庫、証券会社等の金融機関等）及び法人営業チャネルにおける収益の拡大を図るとともに、法人代理店や税理士代理店等の代理店チャネルにおける委託先の拡大等を通じて法人マーケットの開拓を推進しています。

これらに加え、多様化する顧客ニーズに対応するため、保険についての相談とともに、年金・相続・女性向けセミナーなども開催する来店型店舗（直営の「明治安田のほけんショップ」等）の運営を強化しています。

今後、基幹チャネルである営業職員数の減少や、金利水準の変動に伴う銀行窓販チャネルの販売低迷等による業績の変動、新たな販売チャネルの開拓・活用の遅れ、又は保険募集に関する規制の強化等により、明治安田生命が十分な販売量を確保できない可能性があります。

### グループ・提携戦略

明治安田生命は、本業である生命保険業の強化に向け、密接な関係にある損害保険、資産形成、医療・介護等の各分野で、先進的かつ最高の商品・サービスを提供できる体制を構築するとともに、将来における収益機会の拡大に向け、海外保険事業を展開しています。また、これらの国内関連事業、海外保険事業を支える経営基盤の強化として、将来の監督規制の動向等を踏まえ、グループ経営管理態勢の高度化の検討を進めています。具体的な事業内容としては、

- 明治安田アセットマネジメント株式会社を通じた、運用商品の提供、資産形成のためのサービスの提供
- 明治安田システムテクノロジー株式会社を通じた、システムインフラ開発等のサービス提供
- 明治安田損害保険株式会社、東京海上日動火災保険株式会社、イーデザイン損害保険株式会社、アニコム損害保険株式会社との業務提携による損害保険商品・サービスの提供
- 介護総合情報サイト「MY介護の広場」や介護付有料老人ホーム運営会社「サンピナス立川」の運営等による介護関連サービスの提供

- 2016年3月に完全子会社化した米国のスタンコープ・ファイナンシャル・グループをはじめとする海外保険事業
- 以上に加えて、サステイナビリティ経営の推進と責任投資にかかる取組みの強化や、健康情報等を活用した新たなサービスの提供等に向けた、各分野で優れた知見をもつ企業や大学等、外部機関との提携

を進めており、こうしたアライアンス体制に基づく多面的なサポートを通じて、多様化・高度化するお客様のニーズにお応えし、お客様との信頼関係の構築に努めています。

これらのグループ・提携戦略について十分な成果をあげることができない場合、出資が毀損したり、事業費が増加したりする可能性があります。また、業務提携先において違法行為や経営悪化等が発生した場合、明治安田生命の企業イメージが低下することなどにより、今後の事業展開及び業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

### 収支の状況

#### ( )生命保険料と収支の構造

生命保険料は、保険種類、契約時の被保険者の年齢、性別、保険期間、保険金額等によって、次に掲げる計算基礎率(予定死亡率・予定利率・予定事業費率等)に基づいて決められます。

計算基礎率	内容
予定死亡率	過去の統計をもとに、性別・年齢別の死者数を予測し、将来の保険金の支払等にあてるための必要額を算出するために用いる死亡率を予定死亡率といいます。
予定利率	保険料の設定においては、資産運用による一定の収益をあらかじめ見込んで割り引いていますが、このあらかじめ見込む割引率を予定利率といいます。
予定事業費率	保険料の設定においては、保険金の支払や保険料の収納等の必要な事業費をあらかじめ見込んでいますが、その見込む事業費の率を予定事業費率といいます。

これらの計算基礎率は、通常、保守的に設定していますので、特に有配当保険においては、実績との差額が生じることが多くなります。有配当保険においては、この差額(剰余金)に基づいて、社員配当が支払われます。

但し、金利が長らく低水準で推移する中で、過去に販売した一部の契約については、実際の運用利回りが予定利率を下回る、いわゆる「逆ざや」の状態にあります(「逆ざや」については、( )「利差の状況」をご参照下さい。)。

また、事業費の増加等により事業費率が予定事業費率を上回る場合に差損が発生する可能性があるほか、大災害やパンデミック被害が発生した場合には、一時的に死亡率が急上昇して予定死亡率を上回る可能性があります。

#### ( )損益計算書と基礎利益

##### (a) 損益計算書

生命保険会社の損益計算書は、生命保険業の性格上、一般の企業のように営業損益と営業外損益といった区分がない等の特徴があります。

生命保険会社の「経常収益」の主なものは、保険料等収入並びに利息及び配当金等収入・有価証券売却益・特別勘定資産運用益等の資産運用収益です。これに対して「経常費用」の主なものは、保険金、年金、給付金、解約返戻金等の保険金等支払金、責任準備金等繰入額、有価証券売却損・有価証券評価

損及び特別勘定資産運用損等の資産運用費用並びに会社運営のための事業費です。経常収益から経常費用を差し引いた後の利益が経常利益となります。

このように、生命保険会社の経常利益には、保険に係わる損益のほか、資産運用に係わる損益等も含まれます。そのため、金融不安の再燃や急激な為替相場の変動等により運用環境が変化した場合にも経常利益(損失)が変化します。

#### (b) 基礎利益

「基礎利益」とは、保険料収入や保険金・事業費支払等の保険関係の収支と、利息及び配当金等収入を中心とした運用関係の収支からなる、生命保険会社の基礎的な期間損益の状況を表す指標です。これに有価証券売却益、有価証券売却損及び有価証券評価損等の「キャピタル損益」と危険準備金戻入額、危険準備金繰入額や追加責任準備金繰入額(追加責任準備金については、下記「財産の状況」( )「責任準備金」「(追加責任準備金)」をご参照下さい。)及び貸付金償却等の「臨時損益」を加えたものが「経常利益」となります。

基礎利益については、損益計算書に項目が設けられていないため、生命保険会社各社がディスクロージャー誌において別途項目を設け、2001年3月期決算から公表しています。

明治安田生命の損益計算書における経常利益と基礎利益の関係は後記6「明治安田生命2021年度決算」「2021年度決算のお知らせ」、7「2021年度決算の概況」7「経常利益等の明細(基礎利益)」のとあります。

#### ( )利差の状況

生命保険会社は、保険料を計算するにあたり、資産運用を通じて得られる収益をあらかじめ見込んで、その分保険料を割り引いて計算しています。この割引率を予定利率といい、市中金利水準等を勘案し、安全を見込んで設定しています。そのため、保険会社は、毎年割り引いた分に相当する金額(予定利息)等の負債コストを運用収益等で確保する必要があります。負債コストを上回る運用収益等を確保した場合、その超過分を利差益といいます。

しかし、金利が長らく低水準で推移する中で、この負債コストを実際の運用収益等で賄えない状態、つまり利差損が生じている状態が過去に販売した一部の契約で発生しており、これを「逆ざや」状態といいます。「逆ざや」による負担を単年度の全体収益で補えない場合、経営の健全性にマイナスの影響を与えることになります。

明治安田生命は、1993年3月期以降、一部契約における「逆ざや」の負担から会社全体として利差損となる状態が続きましたが、2012年3月期には、公社債の積増し、長期化入替による利回りの向上による利息及び配当金等収入の増加、並びに追加責任準備金の早期積立て等による平均予定利率の低下等により、会社全体としての「逆ざや」を解消しました。2022年3月期についても、利息及び配当金等収入の増加等により2021年3月期より増加し、3,587億円の利差益を確保しています。

負債コストである平均予定利率は着実に低下しており、運用環境に大きな変化がなければ、今後も安定的な利差益が見通せる状況になってきていますが、金利環境や企業業績の悪化等により利息及び配当金等収入などの減少が続く場合には、明治安田生命の利差は、利差損に転じ、逆ざやが発生する可能性があります。

かかるリスクに備え、明治安田生命では、新契約の予定利率について、市場の状況等を踏まえて見直しを行うとともに、保有契約についても、追加責任準備金を積み立てることで、平均予定利率の引下げに向けた対応を実施しています。一方、基礎利益上の運用収支等の利回りについても、運用力強化に向けた様々な取り組みを通じて、低金利環境が継続する中でも高水準の利回りを確保できるよう努めています。

しかしながら、かかる取組みによって上記リスクが消滅するわけではなく、当該取組みについて十分な成果をあげることができない場合、明治安田生命の業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

#### 逆ざや額の算出方法について

生命保険業界では、以下の算式に基づいて逆ざや額を算出しています。

$$\text{逆ざや額} = (\text{基礎利益上の運用収支等の利回り} - \text{平均予定利率}) \times \text{一般勘定責任準備金}$$

- ・基礎利益上の運用収支等の利回りは、基礎利益に含まれる一般勘定の運用収支から社員配当金積立利息繰入額を控除したものの一般勘定責任準備金に対する利回り
- ・平均予定利率は、予定利息の一般勘定責任準備金に対する利回り
- ・一般勘定責任準備金は、危険準備金を除く一般勘定の責任準備金について、以下の方法で算出  
$$(\text{期始責任準備金} + \text{期末責任準備金} - \text{予定利息}) \div 2$$

#### 財産の状況

##### ( )責任準備金

責任準備金は、生命保険会社が将来の保険金等の支払いを確実に行うために、保険料や運用収益等を財源として保険業法により積み立てが義務づけられている準備金のこと、生命保険会社の負債の最も大きな部分を占めています。

なお、責任準備金の経理処理は期中においては行わず、決算期末において必要な積立額を計算し、前期末の積立額との差額を損益計算書に計上します。すなわち、当期末要積立額が前期末積立額を上回る場合にはその差額を責任準備金繰入額として経常費用の科目に計上し、当期末要積立額が前期末積立額を下回る場合にはその差額を責任準備金戻入額として経常収益の科目に計上します。

##### (追加責任準備金)

明治安田生命は、2008年3月期から2010年3月期までの3年間にわたり6,367億円の追加責任準備金の積立を行いました（なお、年金開始する契約の年金開始後部分は2011年3月期以降も年金開始の都度積立）。これは、「逆ざや」の影響により収支がマイナスとなっている一部の個人年金保険契約を対象に、追加的に責任準備金を積み立てるものです（「逆ざや」については、前記「収支の状況」（）「利差の状況」をご参照下さい。）。2021年3月期より対象契約の拡大及び予定利率の引き下げを行い、2021年3月期は6,087億円、2022年3月期にて1,108億円の追加責任準備金の積立を行いました。また、2015年3月期において、変額保険等を対象に1,923億円の追加責任準備金の積立を行いました。2018年3月期においては、1998年4月2日以降に契約締結した一時払個人年金保険契約について、24億円の追加責任準備金の積立を行いました。

##### ( )金融商品会計

金融商品を時価で財務諸表に反映させることにより企業会計の透明性を高めようとする考え方から、2001年3月期より「金融商品に係る会計基準」が導入され、売買目的で保有する有価証券、デリバティブ等が時価で評価され、2002年3月期からは「その他有価証券」も時価で評価されています。

生命保険会社では、商品の長期性等に由来する負債特性と、それに対応する資産の特性をふまえ、有価証券をその保有目的に応じて区分し、それぞれ次に掲げる表のように評価します。

金融商品の区分	定義	評価基準	評価差額の取扱い(注1)
---------	----	------	--------------

売買目的有価証券	時価の変動により利益を得ることを目的として保有する有価証券	時価	損益計算書に計上
満期保有目的の債券	満期まで所有する意図を持って保有する社債その他の債券	償却原価(注2)	-
責任準備金対応債券(注3)	金利変動に対する債券と責任準備金の時価変動を概ね一致させることにより、責任準備金の金利変動リスクを回避することを目的として保有する債券	償却原価(注2)	-
子会社・関連会社株式	-	原価	-
その他有価証券	上記に区分される以外の有価証券	時価(但し、時価のあるものに限ります。)	損益計算書に計上せず、貸借対照表の資本の部に直接計上(注4)

(注1)評価差額とは、帳簿価額と時価との差額のことです。

(注2)償却原価とは、償還金額より安く(高く)取得した場合に、その差額を利益(損失)として償還時に一度に計上せず、所有期間に応じて分割して毎期計上し、毎期の計上額に応じて帳簿価額を加算(減算)した価額です。

(注3)責任準備金対応債券は、保険会社の特性(契約の長期性等)を考慮し、保険会社だけに認められた区分です。

(注4)税効果部分については資産又は負債の部に計上します。

明治安田生命における有価証券の保有目的に応じた区分の状況は、後記6「明治安田生命2021年度決算」「2021年度決算のお知らせ」、「2021年度決算関係参考資料」、「その他(会社計)」3、「有価証券の時価情報」に記載のとおりです。なお、明治安田生命のその他有価証券の含み益(時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券の為替評価等の含み損益相当額を含む)は、2021年3月期末において3兆9,903億円でしたが、2022年3月期末においては、国内外の金利上昇による公社債及び外国公社債の含み益減少等により3兆7,537億円となり、税効果を除いた2兆7,041億円を「その他有価証券評価差額金」として純資産の部に計上しています。

今後、金利が上昇したり、株価が下落したり、円高が進行した場合、含み損益の悪化や評価損の計上等により明治安田生命の業績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

また、スタンコープ・ファイナンシャル・グループを含む子会社・関連会社が業績不振に陥った場合、子会社・関連会社株式に関する減損損失の計上等により、明治安田生命の業績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

#### ( )退職給付会計

退職給付債務は、将来支払うべき退職給付(一時金及び年金)を割引率により現在価値に割り引いて算出します。積み立てた年金資産を時価で評価し、退職給付債務よりも年金資産が少なければ、その差額が積立不足となります。明治安田生命の2022年3月期末における退職給付債務の額は2,375億円、年金資産の額は4,126億円で、貸借対照表上は、未認識数理計算上の差異等を加減して、前払年金費用1,055億円を計上しています。

2022年3月期末においては、年金資産の額が退職給付債務の額を上回っていますが、今後、割引率等の退職給付債務等の計算基礎が変動する場合や運用環境の悪化等により年金資産が大きく減少した場合等においては、積立不足となる可能性があります。

#### ( )固定資産の減損会計

市場価値が著しく下落している等、減損の兆候がある固定資産について、将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較し、減損損失の認識の判定を行います。この結果、減損損失を認識すべきと判定された資産

については、将来キャッシュ・フローの割引現在価値又は正味売却価額のいずれか高い方まで帳簿価額を減額し、減少額を減損損失として損益計算書に計上します。

なお、明治安田生命の2022年3月期における減損損失の計上額は、5億円となっています。

不動産価格の大幅な下落等が発生した場合、減損損失が増大する可能性があります。

#### ( )税効果会計

明治安田生命は、将来の税金負担額の軽減効果を有すると合理的に見込まれる額を繰延税金資産として計上し、繰延税金資産と繰延税金負債を相殺した上で、貸借対照表に表示しています。

明治安田生命は、2022年3月期末において繰延税金負債2,414億円を計上しています。

繰延税金資産の計上は、税金負担額の軽減効果に見合う将来の課税所得の見積もり等の前提に基づいて行われています。今後、税制関連の法令改正、会計基準等の変更、将来の課税所得の見積もり額の変更等により、繰延税金資産の一部又は全部の回収が困難であると明治安田生命が判断した場合は、繰延税金資産計上額が減額される可能性があります。

#### ( )不良債権の状況

##### (a) 保険業法に基づく債権

明治安田生命の保険業法に基づく債権（貸付金、貸付有価証券、支払承諾見返、未収収益（左記資産に係るもの）、仮払金（貸付金に準ずるもの）について、債務者の財政状態、経営成績等に基づき、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」「危険債権」「三月以上延滞債権」「貸付条件緩和債権」「正常債権」に分類したもの）は、後記6「明治安田生命2021年度決算」「2021年度決算のお知らせ」、「2021年度決算の概況」11.「保険業法に基づく債権の状況」のとおりです。

なお、保険業法に基づく債権のうち「正常債権」以外がいわゆる「不良債権」にあたります。

##### (b) 資産の自己査定と償却・引当

明治安田生命は、会計監査人の意見を反映した「自己査定規程」を定め、厳正な自己査定を実施しています。また、自己査定結果をふまえて、「償却・引当規程」に基づいた適正な償却・引当を行い、資産の健全性の維持・向上に努めています。

自己査定及び償却・引当結果に対しては、自己査定実施部署から独立した監査部が個別査定の準拠性・適正性を監査し、その後会計監査人による外部監査を受けることにより、自己査定結果の適切性を確保しています。

しかしながら、今後の景気動向によって新たに多額の不良債権が発生し、すでに積み立てている貸倒引当金で対応できない場合には、明治安田生命の業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

#### 近時の経済金融環境について

経済金融環境の変化は、明治安田生命の業績に影響を及ぼす可能性があります。今後、例えば、国内外における金利の低下、円高や株安が進行した場合には、利息及び配当金等収入の減少や有価証券評価損の増加等から、資産運用にかかる収支が悪化する可能性があるほか、一部商品の販売を抑制・停止せざるを得ない可能性があります。また、企業活動や家計等の実体経済が悪化した場合には、取引先企業に対する不良債権の増加、あるいは生命保険販売における新契約業績の悪化、解約・失効の増加等に影響する可能性があります。

このように、今後、経済金融環境が悪化した場合は、明治安田生命の業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

## 大規模災害等

経営に対し著しく大きな影響を与える事象の発生及びその発生を予見しうる状況を「危機」と定義し、「危機管理基本方針」及び「危機管理基本規程」等を定めて危機発生時に迅速な対応ができるように準備しています。

2014年4月から、明治安田生命の本社機能（東京都）の麻痺、及びメインシステムが停止した場合等の、甚大・深刻な被災を想定した事業継続計画（BCP）を整備し、保険会社としての公共的・社会的責任を果たすため、お客さまへ迅速・確実に保険金等をお支払いする態勢としています。

BCPに基づく諸訓練を継続的に実施し、その実効性を検証するとともに、訓練結果の評価をふまえた見直し・レベルアップ等、BCPに係る「PDCAサイクル」を推進しています。

BCP（Business Continuity Plan）：大規模な災害や事故、テロ攻撃、システム障害などが発生した際にも、事業の中断を最小限にとどめ、早期に事業を再開するために事前に策定する行動計画

## 内部統制システムの整備

明治安田生命は、内部統制の整備・高度化の根幹となる方針として、取締役会において「グループ内部統制基本方針」を制定するとともに、経営会議の諮問機関として「内部統制検証委員会」を設置し、内部統制に関する幅広い事項について組織横断的な視点から審議を重ね、内部統制システムの整備を行っています。

また、財務報告の信頼性向上を図るため、相互会社である明治安田生命も上場会社に義務付けられている財務報告に係る内部統制報告制度へ自主的に準拠することとし、諸規程の制定などの体制を整備しています。2021年度決算に関しても、内部統制状況の社内評価等の実施により開示すべき重要な不備がないことを確認のうえ内部統制報告書を作成し、監査法人より無限定適正意見が付された内部統制監査報告書を取得しています。

しかし、かかる体制の整備にもかかわらず、構築した態勢が十分に機能しない場合等においては、下記「コンプライアンスの推進」に記載のコンプライアンス上の問題が発生し、又は、下記「リスク管理」に記載のリスクが顕在化するなど、それによって直接的な損害又は支出が発生する可能性があるほか、明治安田生命の信用力が低下し、業績に悪影響を与える可能性があります。

### （グループ内部統制基本方針の概要）

#### （前文）

当社は、「確かな安心を、いつまでも」という経営理念の実現のために、以下のとおり、当社ならびにグループ会社からなる明治安田生命グループ（以下、グループ）の内部統制に関する基本的な事項を定める。なお、本方針において、グループ会社とは、子会社、子法人等からなる実質子会社および関連法人等をいう。

上記の前文とともに、以下の項目について方針を定めています。

1. 監査委員会の職務の執行のために必要な体制
2. 業務の適正を確保するために必要な体制
3. 執行役、執行役員および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
4. リスク管理に関する体制
5. 内部監査に関する体制
6. 当社単体の内部統制（1～5.に記載する事項を除く）

## コンプライアンスの推進

明治安田生命では、「グループ内部統制基本方針」に基づき、明治安田生命グループのコンプライアンスを推進するにあたっての基本的な事項を定めた「グループコンプライアンス基本方針」を制定しています。この基本方針では、業務遂行のあらゆる面においてコンプライアンスが最優先されると認識し、国内外の適用されうる法令、国際規範及び社内規程等を遵守することはもとより、社会的良識に基づいて公正・誠実に行動すること、お客さまに最適な商品と質の高いサービスを提供し、お客さまの信頼にお応えするためにコンプライアンスを実践すること等を基本的な考え方としています。

また、「明治安田生命 販売・サービス方針」では、アフターフォローの充実や高齢のお客さまへのきめ細やかな対応と丁寧な説明等を明記し、保険募集をはじめとする業務の適正を確保することにより、お客さまの信頼にお応えできるよう努めることを定めています。

このほか、コンプライアンスに関する各種方針・規程を制定するとともに、日々の業務において遵守すべき法令や社内ルール等を「コンプライアンス・マニュアル（手順・解説書）」に掲載し、全役職員に周知・徹底を図っています。

### （コンプライアンス態勢）

明治安田生命グループ全体のコンプライアンスに関する事項を一元管理する部署をコンプライアンス統括部と定め、コンプライアンス態勢の整備・高度化を推進するとともに、全所属に配置した法令遵守責任者・法令遵守担当者と連携し、コンプライアンス教育、不適正行為の未然防止策の推進、不適正事象が発生した場合の対応等を実施しています。

あわせて、不適正事象の発見者が直接報告できる内部通報窓口として、「違法行為等に関する通報窓口」と「人権全般（ハラスメント等）に関する通報窓口」を設置しています。さらに、職場環境等の相談窓口として、「MYリンクコーディネーター・MYリレーションシップアソシエイト専用の相談窓口」と「事務職員専用の相談窓口」を設置しています。

また、明治安田生命グループ全体のコンプライアンス態勢の検討や業務執行部門への適切な提言を実施するため、「コンプライアンス検証委員会」を設置するとともに、社外委員を含む「お客さまサービス推進諮問会議」を設置し、お客さま志向の前提となるコンプライアンスに関する態勢整備・高度化策のうち重要な事項について諮問・報告する態勢としています。

### （コンプライアンスの実践に向けた取組み）

コンプライアンスを実現するための具体的な計画として、本社・支社・法人部等においては、法令遵守責任者等が中心となり「コンプライアンス取組計画」を年度ごとに策定し、「自律的かつ持続的なPDCA発揮」を企図した枠組みとして実施しています。コンプライアンス統括部は「コンプライアンス取組計画」の進捗状況を定期的にモニタリングし、適宜フォローを行うことでPDCAを実践するとともに、上期・年間の評価結果について「コンプライアンス検証委員会」等を経て、取締役会に報告しています。

役職員に対するコンプライアンス教育については、原則として、全役職員を対象とした研修を毎年実施しています。また「私たちの行動原則」の早期定着を図り、「不正を許さない組織文化の確立」をめざし、トップメッセージの共有や役職員同士の意見交換の機会を設定しています。その他、社内報やインターネット等を活用し、コンプライアンスに関する情報を継続的に発信しています。

### （反社会的勢力への対応及び金融犯罪対策の推進）

反社会的勢力との関係遮断及びマネー・ローンダリングやインサイダー取引等の金融犯罪対策を推進・徹底することは、お客さまや社会から信頼いただける会社づくりのための重要な事項であるとともに、企業としての社会的責任であると認識しています。

そのため、「グループコンプライアンス基本方針」において特に推進すべきコンプライアンス項目として掲げ、コンプライアンス統括部を中心に適切な措置を講じるよう努めるとともに、「コンプライアンス検証委員会」において、関係部が定期的に対応状況等の確認を行っています。

しかしながら、これらの取組みにもかかわらず、法令違反による処分や重大な訴訟の発生等、コンプライアンス上の問題が生じた場合には、損害賠償の支払い等の直接的な支出が発生しかねないほか、明治安田生命の信用力が低下し、業績に悪影響を与える可能性があります。

### リスク管理

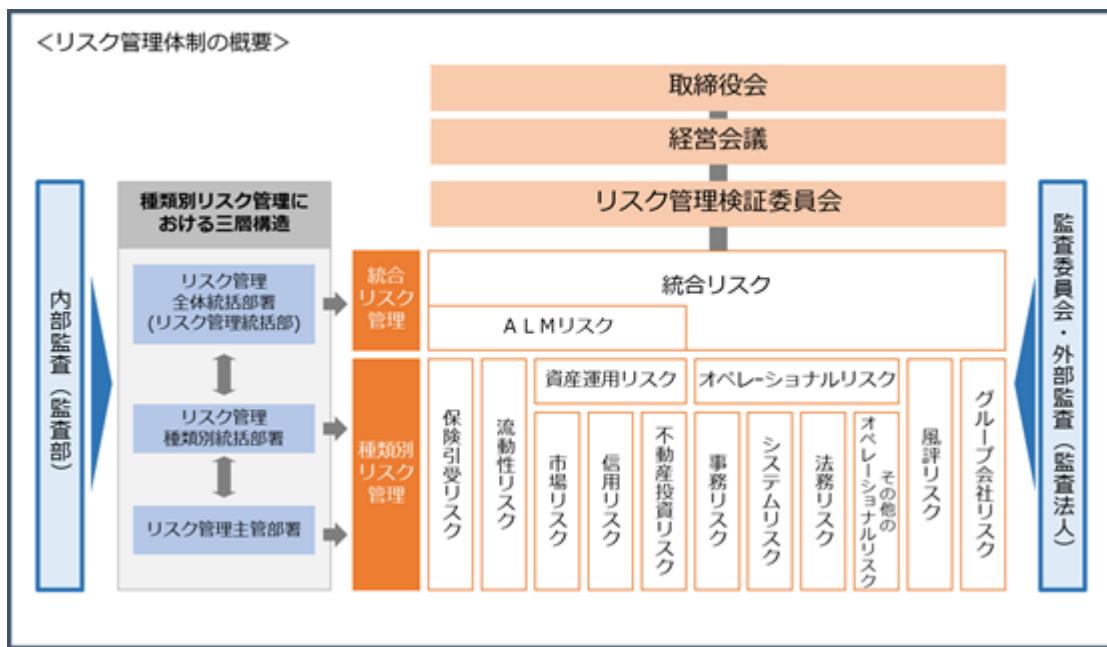
お客さまに「確かな安心を、いつまでも」お届けするためには、経営の健全性を確保し、長期にわたる保険契約上の責務を確実に遂行していくことが重要であるとの認識のもと、明治安田生命では、リスク管理を最も重要な経営管理手法の一つとして位置づけ、取締役会、経営会議及びリスク管理検証委員会等において、リスク管理の方針、規程等を定めています。

#### ( )リスク管理体制

明治安田生命では、全社的なリスク管理体制の整備・推進、リスク管理状況の把握・管理、種類別リスクごとの「リスク管理種類別統括部署」・「リスク管理主管部署」への専門的助言等を行う部署として「リスク管理全体統括部署」(リスク管理統括部)を設定し、統合的にリスクを管理する体制をとっています。また、経営会議の諮問機関としてリスク管理検証委員会を設置し、リスクの定期的なモニタリング(監視)、適切なコントロールを行っています。

さらに、監査部監査、監査委員会による監査、監査法人による外部監査などにより、リスク管理機能、体制の適切性、有効性を検証し、リスク管理のいっそうの実効性確保に努めています。

（リスク管理体制の概要）



（ ）統合リスク管理

種類別リスクを統合して捉えたリスクに加え、潜在的なリスクを含む会社経営に与える影響が大きなリスクについても認識のうえ、定量的・定性的なリスク評価、モニタリング、リスクコントロール活動といったリスク管理プロセス（PDCAサイクル）を通じて、事業全体の統合リスク管理を推進しています。また、リスクイク戦略の妥当性を総合的に検証するプロセスであるORSA（自己資本充実度評価）についても、統合リスク管理の中核的手法のひとつとして実施しています。

加えて、グループ事業の拡大をふまえて、グループリスク管理基本方針を制定し、重要リスク管理及びリスク量の計測等をグループベースで実施するなど、グループ全体のリスクを俯瞰し、管理する枠組みの整備を推進しています。

なお、こうしたリスク管理状況については、リスク管理検証委員会、経営会議、取締役会へ定期的に報告しています。

（ALMリスク管理）

保険契約に基づく保険金・給付金等（負債キャッシュフロー）の特性に応じた資産運用を行うこと、また、資産運用の環境を商品設計・販売戦略等に適切に反映させていくことがALM（Asset Liability Management）によるリスク管理の基本的な役割です。

明治安田生命では、ALMを重要な経営管理手法のひとつと位置づけ、資産と負債の乖離（ミスマッチ）の適切な管理に取り組んでいます。

#### （重要リスク管理）

「金融環境の大幅悪化（株価下落、円高、海外金利上昇、国内金利低下・急騰）」や「大規模な自然災害やパンデミックの発生による業務継続困難・損失拡大」など、リスクの影響度と蓋然性により会社経営に与える影響が大きいと評価される事象を重要リスクとして特定しています。リスクの特定においては、事業環境にとどまらず「気候変動リスク」のような明治安田生命を取り巻く広義の外部環境の変化をヒートマップにより確認し、経営陣インタビューやブレーンストーミングを通じたトップダウンの洗い出し、及びリスク管理種類別統括部署による種類別リスク管理の視点によるボトムアップの洗い出しなどにより、網羅的に実施しています。

特定した重要リスクについては、予兆指標等を適切にモニタリングし、定期的に経営へ報告するとともに、予め必要な対策を講じることで、リスクが顕在化した場合にも機動的な対応が可能となるよう、リスク管理プロセスを推進しています。

#### （リスク許容度・リスク限度枠管理）

リスクアペタイトでは、高い健全性を確保できる範囲内で国内生命保険事業・資産運用・グループ事業等のリスクテイクに取り組むこととしており、リスクテイクに対する経営の意思、姿勢（リスクテイクに際し満たすべき制約等）をリスク許容度として明文化し、必要に応じて、リスク限度枠として定量化することで、適切にリスクテイクをコントロールしています。

( )種類別リスク管理

リスクの発生要因などにより、リスクを分類して管理しています。リスク特性に応じ、新たなリスク事象の発見に努めるとともに、特定されたリスク事象を定量的・定性的に評価し、必要に応じてコントロール策を適切に実施することにより、リスク管理を推進しています。

種類別リスク		リスクの定義
保険引受リスク		経済情勢や保険事故の発生率等が保険料設定時の予測に反して変動することにより、明治安田生命が損失を被るリスク
流動性リスク		資金繰りが悪化し、資金の確保に通常よりも著しく低い価格での資産売却を余儀なくされることにより、明治安田生命が損失を被るリスク
資産運用リスク	市場リスク	金利、為替、有価証券等の価格等さまざまな市場のリスクファクターの変動により、保有する資産（オフ・バランスを含む）及び負債の価値が変動し、明治安田生命が損失を被るリスク、及び資産から生み出される収益が変動し、明治安田生命が損失を被るリスク
	信用リスク	信用供与先の財務状況の悪化等により、保有する資産（オフ・バランスを含む）の価値が減少ないし消滅し、明治安田生命が損失を被るリスク
	不動産投資リスク	賃貸料等の変動等を要因として不動産に係る収益が減少する、又は市況の変化等を要因として不動産価格自体が低下し、明治安田生命が損失を被るリスク
オペレーションナルリスク	業務運営において、主として人材、プロセス、システム、外部事象に起因して、お客さま又は明治安田生命が損失を被るリスク	
	事務リスク	役職員及び保険募集人が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより、お客さま又は明治安田生命が損失を被るリスク
	システムリスク	コンピュータシステムのダウン又は誤作動等、システムの不備等に伴い、お客さま又は明治安田生命が損失を被るリスク、及びコンピュータが不正に使用されることにより、お客さま又は明治安田生命が損失を被るリスク
	法務リスク	明治安田生命の各部署における決裁によって生じる、明治安田生命が、法令に抵触することにより、法令上の責任を問われ、明治安田生命が損失を被るリスク、明治安田生命が、合理的な理由なく明治安田生命にとって著しく不利益な契約等を締結することにより、明治安田生命が損失を被るリスク
	その他のオペレーションナルリスク	業務運営において、主として人材、プロセス、システム、外部事象に起因して、お客さま又は明治安田生命が損失を被るリスクのうち、事務リスク、システムリスク、法務リスク以外のリスク
風評リスク		明治安田生命又は生命保険業界に関する悪評・信用不安情報等が、マスコミ、インターネット等の媒体を通じ保険契約者、その他社会一般等に広がり、明治安田生命の業績に悪影響が生じること等により、明治安田生命が損失を被るリスク
グループ会社リスク		グループ会社で発生した事象により、お客さま又は明治安田生命グループが損失を被るリスク

( )ストレステストの実施

経済環境の極度の悪化や地震等の大規模災害などバリュー・アット・リスク（VaR：最大予想損失額）では計測が困難なシナリオを想定したストレステストを実施し、明治安田生命の資産・負債に与える影響や保険金等のお支払いの増大の程度などを多面的に分析しています。

ストレステストの結果は、経営戦略上の対応や財務基盤の強化等の検討に活用しています。

しかしながら、明治安田生命におけるこれらのリスク管理にもかかわらず、保険料率の設定ミスによる損失の発生や、解約の急激な増加による資金繰りの悪化、株価下落等の市場環境の大幅な悪化に伴う資産運用における損失の発生、大規模なコンピュータシステムのダウン等のリスクが顕在化した場合には、明治安田生命の業績に悪影響を与える可能性があります。

バリュー・アット・リスク（VaR）：一定の期間内に、一定の確率で、対象となるポートフォリオに生じ得る最大予想損失額です。統計的な分析により、各資産のリスクを金額として統一的かつ明確に把握できる利点があります。

#### 保険金支払能力等の格付

本届出書提出日時点において、明治安田生命は、信用格付業者のうちR&I、株式会社日本格付研究所、S&Pグローバル・レーティング・ジャパン株式会社、ムーディーズ・ジャパン株式会社に依頼し、保険金支払能力等の格付を取得しています。この他、明治安田生命の依頼に基づかないいわゆる勝手格付も存在します。

今後、明治安田生命の支払余力、収益力、資産の質等の悪化により格付が引き下げられた場合、明治安田生命の信用力が低下し、明治安田生命の業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

なお、これらの保険金支払能力等の格付は、本社債に関する利息の支払期日における支払と元金の償還日における全額償還の安全性についての格付とは異なるものであることにご留意下さい。

### 6 【明治安田生命2021年度決算】

明治安田生命の2021年度（2021年4月1日から2022年3月31日まで）決算は下記のとおりであります。なお、下記に掲げられた「2021年度決算のお知らせ」（「2021年度決算関係参考資料」を含みます。）における全部又は一部の項目については、金融商品取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を受けていません。

[次へ](#)